

基本計画書

基本計画書										
事項	記入欄							備考		
計画の区分	研究科の専攻の設置									
フリガナ設置者	ガッコウホジツン リツメイカン 学校法人 立命館									
フリガナ大学の名称	リツメイカンガクイフクガクイフクケン 立命館大学大学院									
大学本部の位置	京都府京都市中京区西ノ京東梅尾町8番地									
大学の目的	立命館大学大学院は、立命館建学の精神および教学理念に則り、学術の理論および応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うことを目的とする。									
新設学部等の目的	観光マネジメント専攻は、立命館憲章に則り、経営管理の基本を理解し、実践する力量を身につけ、観光産業の企業および非営利組織の経営におけるビジネスを創造するリーダーとして、世界および日本の持続的発展を担う人材の育成を目的とする。									
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地		
	経営管理研究科	年	人	年次人	人		年月第年次			
	観光マネジメント専攻	2	70	—	140	観光経営修士（専門職）	令和6年4月第1年次	大阪府茨木市岩倉町2番150号		
計		70	—	140						
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）	立命館大学 映像学部映像学科〔定員増〕（80）（令和5年3月設置認可申請）									
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数					卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計					
	経営管理研究科 観光マネジメント専攻	74科目	2科目	2科目	78科目	46単位				
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等						兼任教員等	
			教授	准教授	講師	助教	計	助手		
	新設分	経営管理研究科 観光マネジメント専攻（専門職学位課程）		11 (11)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	32 (32)
		計		11 (11)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	— (—)
	既設分	法学研究科 法学専攻（博士課程前期課程）		56 (56)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	62 (62)	0 (0)	12 (12)
		法学研究科 法学専攻（博士課程後期課程）		74 (74)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	80 (80)	0 (0)	0 (0)
		経済学研究科 経済学専攻（博士課程前期課程）		44 (44)	14 (14)	0 (0)	0 (0)	58 (58)	0 (0)	11 (11)
		経済学研究科 経済学専攻（博士課程後期課程）		44 (44)	14 (14)	0 (0)	0 (0)	58 (58)	0 (0)	2 (2)
		経営学研究科 企業経営専攻（博士課程前期課程）		40 (40)	14 (14)	0 (0)	0 (0)	54 (54)	0 (0)	12 (12)
		経営学研究科 企業経営専攻（博士課程後期課程）		42 (42)	14 (14)	0 (0)	0 (0)	56 (56)	0 (0)	0 (0)
		社会学研究科 応用社会学専攻（博士課程前期課程）		72 (72)	20 (20)	0 (0)	0 (0)	92 (92)	0 (0)	2 (2)
		社会学研究科 応用社会学専攻（博士課程後期課程）		73 (73)	20 (20)	0 (0)	0 (0)	93 (93)	0 (0)	0 (0)
		文学研究科 人文学専攻（博士課程前期課程）		65 (65)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	76 (76)	0 (0)	27 (27)
		文学研究科 人文学専攻（博士課程後期課程）		60 (60)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	60 (60)	0 (0)	6 (6)
文学研究科 行動文化情報学専攻（博士課程前期課程）		14 (14)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	13 (13)		
文学研究科 行動文化情報学専攻（博士課程後期課程）		12 (12)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	5 (5)		
要分	理工学研究科 基礎理工学専攻（博士課程前期課程）		20 (20)	5 (5)	2 (2)	13 (13)	40 (40)	0 (0)	4 (4)	

教 員 組 織 の 概 要	既 員 組 織 の 概 要	理工学研究科 基礎理工学専攻（博士課程後期課程）	20 (20)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	25 (25)	0 (0)	0 (0)
		理工学研究科 電子システム専攻（博士課程前期課程）	26 (26)	5 (5)	1 (1)	4 (4)	36 (36)	0 (0)	12 (12)
		理工学研究科 電子システム専攻（博士課程後期課程）	26 (26)	5 (5)	1 (1)	0 (0)	32 (32)	0 (0)	1 (1)
		理工学研究科 機械システム専攻（博士課程前期課程）	21 (21)	7 (7)	2 (2)	7 (7)	37 (37)	0 (0)	13 (13)
		理工学研究科 機械システム専攻（博士課程後期課程）	21 (21)	7 (7)	2 (2)	0 (0)	30 (30)	0 (0)	0 (0)
		理工学研究科 環境都市専攻（博士課程前期課程）	21 (21)	10 (10)	1 (1)	0 (0)	32 (32)	0 (0)	11 (11)
		理工学研究科 環境都市専攻（博士課程後期課程）	21 (21)	10 (10)	1 (1)	0 (0)	32 (32)	0 (0)	0 (0)
		国際関係研究科 国際関係学専攻（博士課程前期課程）	37 (37)	21 (21)	0 (0)	1 (1)	59 (59)	0 (0)	13 (13)
		国際関係研究科 国際関係学専攻（博士課程後期課程）	36 (36)	20 (20)	0 (0)	1 (1)	57 (57)	0 (0)	0 (0)
		政策科学研究科 政策科学専攻（博士課程前期課程）	35 (35)	13 (13)	0 (0)	0 (0)	48 (48)	0 (0)	10 (10)
		政策科学研究科 政策科学専攻（博士課程後期課程）	35 (35)	13 (13)	0 (0)	0 (0)	48 (48)	0 (0)	0 (0)
		言語教育情報研究科 言語教育情報専攻（修士課程）	13 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	9 (9)
		テクノロジー・マネジメント研究科 テクノロジー・マネジメント専攻（博士課程前期課程）	8 (8)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	8 (8)
		テクノロジー・マネジメント研究科 テクノロジー・マネジメント専攻（博士課程後期課程）	8 (8)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	0 (0)
		スポーツ健康科学研究科 スポーツ健康科学専攻（博士課程前期課程）	18 (18)	6 (6)	3 (3)	0 (0)	27 (27)	0 (0)	2 (2)
		スポーツ健康科学研究科 スポーツ健康科学専攻（博士課程後期課程）	16 (16)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	0 (0)
		映像研究科 映像専攻（修士課程）	16 (16)	6 (6)	2 (2)	0 (0)	24 (24)	0 (0)	1 (1)
		情報理工学研究科 情報理工学専攻（博士課程前期課程）	50 (50)	12 (12)	4 (4)	0 (0)	66 (66)	0 (0)	2 (2)
		情報理工学研究科 情報理工学専攻（博士課程後期課程）	50 (50)	12 (12)	4 (4)	0 (0)	66 (66)	0 (0)	0 (0)
		生命科学研究科 生命科学専攻（博士課程前期課程）	38 (38)	5 (5)	4 (4)	0 (0)	47 (47)	0 (0)	5 (5)
		生命科学研究科 生命科学専攻（博士課程後期課程）	38 (38)	5 (5)	1 (1)	0 (0)	44 (44)	0 (0)	0 (0)
		先端総合学術研究科 先端総合学術専攻（博士課程）	9 (9)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	21 (21)
		薬学研究科 薬科学専攻（博士課程前期課程）	24 (24)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	29 (29)	0 (0)	8 (8)
		薬学研究科 薬学専攻（博士課程）	11 (11)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	0 (0)
		薬学研究科 薬科学専攻（博士課程後期課程）	11 (11)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	0 (0)
		人間科学研究科 人間科学専攻（博士課程前期課程）	29 (29)	10 (10)	3 (3)	2 (2)	44 (44)	0 (0)	10 (10)
		人間科学研究科 人間科学専攻（博士課程後期課程）	25 (25)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	35 (35)	0 (0)	0 (0)
		食マネジメント研究科 食マネジメント専攻（博士課程後期課程）	19 (19)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	26 (26)	0 (0)	5 (5)
		食マネジメント研究科 食マネジメント専攻（博士課程後期課程）	17 (17)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	0 (0)
		法務研究科 法曹養成専攻（専門職学位課程）	23 (23)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	24 (24)	0 (0)	24 (24)
		経営管理研究科 経営管理専攻（専門職学位課程）	11 (11)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	39 (39)
		教職研究科 実践教育専攻（専門職学位課程）	8 (8)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	6 (6)
		分	計	1357 (1357)	344 (344)	35 (35)	28 (28)	1764 (1764)	0 (0)
要	合 計	1368 (1368)	346 (346)	35 (35)	28 (28)	1777 (1777)	0 (0)	— (—)	

教員以外の職員の概要	職 種		専 任	兼 任	計					
	事 務 職 員		589 (589)	492 (492)	1081 (1081)					
	技 術 職 員		0 (0)	1 (1)	1 (1)					
	図 書 館 専 門 職 員		7 (7)	4 (4)	11 (11)					
	そ の 他 の 職 員		0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	計		596 (596)	497 (497)	1093 (1093)					
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計					
	校 舎 敷 地	921,525.99㎡	0.00㎡	0.00㎡	921,525.99㎡					
	運 動 場 用 地	93,310.74㎡	0.00㎡	0.00㎡	93,310.74㎡					
	小 計	1,014,836.73㎡	0.00㎡	0.00㎡	1,014,836.73㎡					
	そ の 他	391,596.33㎡	0.00㎡	0.00㎡	391,596.33㎡					
	合 計	1,406,433.06㎡	0.00㎡	0.00㎡	1,406,433.06㎡					
校 舎	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計						
	529,903.47㎡ (529,903.47㎡)	0.00㎡ (0.00㎡)	0.00㎡ (0.00㎡)	529,903.47㎡ (529,903.47㎡)						
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体				
	147室	535室	790室	38室 (補助職員 0 人)	21室 (補助職員 35 人)					
専 任 教 員 研 究 室	新設学部等の名称			室 数						
	経営管理研究科 観光マネジメント専攻			9 室						
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 種	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	大学全体 ※「視聴覚資料」は「図書」の内数 ※機械・器具、標本は経営管理研究科のみ		
	経営管理研究科 観光マネジメント専攻	3,453,690 [1,020,318] (3,453,690 [1,020,318])	64,703 [17,301] (64,703 [17,301])	67,872 [66,511] (67,872 [66,511])	52,885 (52,885)	0 (0)	0 (0)			
	計	3,453,690 [1,020,318] (3,453,690 [1,020,318])	64,703 [17,301] (64,703 [17,301])	67,872 [66,511] (67,872 [66,511])	52,885 (52,885)	0 (0)	0 (0)			
図 書 館	面積		閲覧座席数		取 納 可 能 冊 数			大学全体		
	44,148 ㎡		5,428		3,011,722					
体 育 館	面積		体育館以外のスポーツ施設の概要					大学全体		
	27,540.62㎡		柵 野 屋 内 練 習 場 鉄 骨 造 鋼 板 葺 平 家 建 2,025.00 ㎡							
経 費 の 見 積 び 方 法 の 概 要	経費の見積り	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	共同研究費等は 大学全体の経費 を記載している。 図書購入費には、 電子ジャーナル、 データベースの 整備費（運用コスト 含む）を含む。
		教員1人当り研究費等		654千円	655千円	一千円	一千円	一千円	一千円	
		共同研究費等		64,963千円	65,288千円	一千円	一千円	一千円	一千円	
		図書購入費	5,375千円	7,706千円	10,009千円	一千円	一千円	一千円	一千円	
	設備購入費	8,739千円	9,811千円	12,744千円	一千円	一千円	一千円	一千円		
	学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
	1,469千円	1,269千円	一千円	一千円	一千円	一千円				
学生納付金以外の維持方法の概要			手数料収入、寄付金収入及び補助金収入等により維持する。							
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称	立命館大学								
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定員 超過率	開設 年度	所 在 地	
	法学部	年	人	年次 人	人		倍			
	法学科	4	720	—	2,880	学士（法学）	1.08	昭和 23年度	京都府京都市北区 等持院北町56番地 の1	
	経済学部									
経済学科	4	760	—	3,040	学士（経済 学）	1.06	昭和 23年度	滋賀県草津市野路 東1丁目1番1号		
国際経済学科	4	—	—	—	学士（経済 学）	—	平成 18年度			

既設大学等の状況	経営学部						1.01				
	経営学科	4	650	—	2,600	学士(経営学)	1.01	昭和37年度	大阪府茨木市岩倉町2番150号	平成31年度入学定員減(△25人)	
	国際経営学科	4	145	—	580	学士(経営学)	0.99	平成18年度		平成31年度入学定員減(△5人)	
	産業社会学部										
	現代社会学科	4	810	—	3,240	学士(社会学)	0.99	平成19年度	京都府京都市北区等持院北町56番地の1		
	文学部										
	人文学科	4	1,035	—	4,140	学士(文学)	1.06	平成16年度	京都府京都市北区等持院北町56番地の1		
	理工学部							0.99			
	電気電子工学科	4	154	3年次12	640	学士(工学)	0.94	昭和24年度			
	機械工学科	4	173	3年次10	712	学士(工学)	1.01	昭和24年度			
	環境都市工学科	4	166	3年次4	672	学士(工学)	1.00	平成30年度			
	都市システム工学科	4	—	—	—	学士(工学)	—	平成16年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号	平成30年度より学生募集停止(3年次編入学定員は令和2年度より学生募集停止)	
	環境システム工学科	4	—	—	—	学士(工学)	—	平成6年度		平成30年度より学生募集停止(3年次編入学定員は令和2年度より学生募集停止)	
	ロボティクス学科	4	90	3年次6	372	学士(工学)	0.98	平成8年度			
数理科学科	4	97	—	388	学士(理学)	0.98	平成12年度				
物理科学科	4	86	3年次2	348	学士(理学)	1.00	平成12年度				
電子情報工学科	4	102	3年次8	424	学士(工学)	1.05	平成16年度				
建築都市デザイン学科	4	91	3年次4	372	学士(工学)	0.97	平成16年度				

既設大学等の状況	国際関係学部						0.98			
	国際関係学科	4	335	—	1,340	学士(国際関係学)	1.01	昭和63年度	京都府京都市北区等持院北町56番地の1	
	アメリカ大学・立命館大学国際連携学科	4	25	—	100	学士(グローバル国際関係学)	0.56	平成30年度		
	政策科学部									
	政策科学科	4	410	—	1,640	学士(政策科学)	1.00	平成6年度	大阪府茨木市岩倉町2番150号	
	情報理工学部									
	情報理工学科	4	475	3年次40	1,980	学士(工学)	0.97	平成29年度		
	情報システム学科	4	—	—	—	学士(工学)	—	平成16年度		平成29年度より学生募集停止(3年次編入学定員は平成31年度より学生募集停止)
	情報コミュニケーション学科	4	—	—	—	学士(工学)	—	平成16年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号	平成29年度より学生募集停止(3年次編入学定員は平成31年度より学生募集停止)
	メディア情報学科	4	—	—	—	学士(工学)	—	平成16年度		平成29年度より学生募集停止(3年次編入学定員は平成31年度より学生募集停止)
	知能情報学科	4	—	—	—	学士(工学)	—	平成16年度		平成29年度より学生募集停止(3年次編入学定員は平成31年度より学生募集停止)
	映像学部									
映像学科	4	160	—	640	学士(映像学)	1.03	平成19年度	京都府京都市北区等持院北町56番地の1		
薬学部										
薬学科	6	100	—	600	学士(薬学)	0.97	平成20年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号	6年制学科	
創薬科学科	4	60	—	240	学士(薬科学)	0.95	平成27年度		4年制学科	

既設大学等の状況	生命科学部						0.95			
	応用化学科	4	111	—	444	学士(理学) 学士(工学)	0.94	平成20年度		
	生物工学科	4	86	—	344	学士(工学)	0.91	平成20年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号	
	生命情報学科	4	64	—	256	学士(理学) 学士(工学)	1.02	平成20年度		
	生命医科学科	4	64	—	256	学士(理学)	0.96	平成20年度		
	スポーツ健康科学部									
	スポーツ健康科学科	4	235	—	940	学士(スポーツ健康科学)	1.05	平成22年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号	
	総合心理学部									
	総合心理学科	4	280	—	1,120	学士(心理学)	0.99	平成28年度	大阪府茨木市岩倉町2番150号	
	食マネジメント学部									
	食マネジメント学科	4	320	—	1,280	学士(食マネジメント)	0.96	平成30年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号	
	グローバル教養学部									
	グローバル教養学科	4	100	—	400	学士(グローバル教養学)	0.69	平成31年度	大阪府茨木市岩倉町2番150号	
	法学研究科									
	法学専攻									
	博士課程前期課程	2	60	—	120	修士(法学)	0.29	昭和25年度	京都府京都市北区等持院北町56番地の1	
	博士課程後期課程	3	10	—	30	博士(法学)	0.36	昭和28年度		
経済学研究科										
経済学専攻										
博士課程前期課程	2	50	—	100	修士(経済学)	0.87	昭和25年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号		
博士課程後期課程	3	5	—	15	博士(経済学)	1.33	昭和39年度			
経営学研究科										
企業経営専攻										
博士課程前期課程	2	60	—	120	修士(経営学)	0.73	昭和41年度	大阪府茨木市岩倉町2番150号		
博士課程後期課程	3	15	—	45	博士(経営学)	0.53	昭和41年度			
社会学研究科										
応用社会学専攻										
博士課程前期課程	2	60	—	120	修士(社会学)	0.68	昭和47年度	京都府京都市北区等持院北町56番地の1		
博士課程後期課程	3	15	—	45	博士(社会学)	1.11	昭和49年度			

既設大学等の状況	文学研究科										
	人文学専攻										
	博士課程前期課程	2	70	—	140	修士（文学）	0.50	平成18年度	京都府京都市北区等持院北町56番地の1		
	博士課程後期課程	3	20	—	60	博士（文学）	1.18	平成18年度			
	行動文化情報学専攻										
	博士課程前期課程	2	35	—	70	修士（文学）	0.44	平成26年度	平成26年度		
	博士課程後期課程	3	15	—	45	博士（文学）	0.29	平成26年度			
	理工学研究科										
	基礎理工学専攻										
	博士課程前期課程	2	50	—	100	修士（理学） 修士（工学）	0.77	平成18年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号		
	博士課程後期課程	3	6	—	18	博士（理学） 博士（工学）	0.61	平成24年度			
	電子システム専攻										
	博士課程前期課程	2	140	—	280	修士（工学）	0.93	平成24年度	平成24年度		
	博士課程後期課程	3	8	—	24	博士（工学）	0.95	平成24年度			
	機械システム専攻										
	博士課程前期課程	2	140	—	280	修士（工学）	1.01	平成24年度	平成24年度		
	博士課程後期課程	3	11	—	33	博士（工学）	0.66	平成24年度			
	環境都市専攻										
	博士課程前期課程	2	120	—	240	修士（工学）	0.83	平成24年度	平成24年度		
	博士課程後期課程	3	15	—	45	博士（工学）	0.40	平成24年度			
国際関係研究科											
国際関係学専攻											
博士課程前期課程	2	60	—	120	修士（国際関係学）	1.13	平成4年度	京都府京都市北区等持院北町56番地の1			
博士課程後期課程	3	10	—	30	博士（国際関係学）	1.56	平成6年度				
政策科学研究科											
政策科学専攻											
博士課程前期課程	2	40	—	80	修士（政策科学）	0.80	平成9年度	大阪府茨木市岩倉町2番150号			
博士課程後期課程	3	15	—	45	博士（政策科学）	0.51	平成11年度				
言語教育情報研究科											
言語教育情報専攻											
修士課程	2	60	—	120	修士（言語教育情報学）	0.59	平成15年度	京都府京都市北区等持院北町56番地の1			
テクノロジー・マネジメント研究科											
テクノロジー・マネジメント専攻											
博士課程前期課程	2	70	—	140	修士（技術経営）	0.91	平成17年度	大阪府茨木市岩倉町2番150号			
博士課程後期課程	3	5	—	15	博士（技術経営）	1.80	平成18年度				

既設大学等の状況	法務研究科 法曹養成専攻 専門職学位課程	3	70	—	210	法務博士（専門職）	0.62	平成16年度	京都府京都市中京区西ノ京東梅尾町8番地	
	経営管理研究科 経営管理専攻 専門職学位課程	2	80	—	160	経営修士（専門職）	0.76	平成18年度	大阪府茨木市岩倉町2番150号	
	教職研究科 実践教育専攻 専門職学位課程	2	35	—	70	教職修士（専門職）	0.84	平成29年度	京都府京都市中京区西ノ京東梅尾町8番地	
	大学の名称	立命館アジア太平洋大学								
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
	アジア太平洋学部	年	人	年次人	人		倍			
	アジア太平洋学科	4	510	2年次 5 3年次 5	2,542	学士（アジア太平洋学）	0.99	平成12年度	大分県別府市十文字原1丁目1番	令和5年度入学定員減（△150）編入学定員2年次減（△7）編入学定員3年次減（△13）
	国際経営学部									
	国際経営学科	4	610	2年次 5 3年次 5	2,675	学士（経営学）	0.95	平成12年度	大分県別府市十文字原1丁目1番	令和5年度入学定員減（△50）編入学定員2年次減（△17）編入学定員3年次減（△26）
	サステイナビリティ観光学部 サステイナビリティ観光学科	4	350	—	1,400	学士（サステイナビリティ観光学）	—	令和5年度	大分県別府市十文字原1丁目1番	
アジア太平洋研究科 アジア太平洋学専攻 博士課程前期課程	2	15	—	30	修士（アジア太平洋学）	1.03	平成15年度	大分県別府市十文字原1丁目1番		
博士課程後期課程	3	10	—	30	博士（アジア太平洋学）	0.90	平成15年度			
国際協力政策専攻 博士課程前期課程	2	45	—	90	修士（国際協力政策）	1.04	平成15年度			
経営管理研究科 経営管理専攻 修士課程	2	40	—	80	修士（経営管理）	0.82	平成15年度	大分県別府市十文字原1丁目1番		

附属施設の概要	<p>名称 : 人文科学研究所 目的 : 人文科学分野の研究 所在地 : 京都府京都市北区等持院北町56番地の1 設置年月 : 昭和23年4月</p>	
	<p>名称 : 国際地域研究所 目的 : 社会科学分野の研究 所在地 : 京都府京都市北区等持院北町56番地の1 設置年月 : 昭和63年4月</p>	
	<p>名称 : 国際言語文化研究所 目的 : 人文社会科学分野の研究 所在地 : 京都府京都市北区等持院北町56番地の1 設置年月 : 平成元年4月</p>	
	<p>名称 : 人間科学研究所 目的 : 人文社会科学分野の研究 所在地 : 京都府京都市北区等持院北町56番地の1 設置年月 : 平成2年4月</p>	
	<p>名称 : アート・リサーチセンター 目的 : 人文社会科学分野の研究 所在地 : 京都府京都市北区等持院北町56番地の1 設置年月 : 平成10年6月</p>	
	<p>名称 : 歴史都市防災研究所 目的 : 人文科学分野の研究 所在地 : 京都府京都市北区等持院北町56番地の1 設置年月 : 平成15年8月</p>	
	<p>名称 : 白川静記念東洋文字文化研究所 目的 : 東洋文字文化の研究 所在地 : 京都府京都市北区等持院北町56番地の1 設置年月 : 平成30年4月</p>	
	<p>名称 : 生存学研究所 目的 : 人文社会科学分野の研究 所在地 : 京都府京都市北区等持院北町56番地の1 設置年月 : 平成31年4月</p>	
	<p>名称 : 社会システム研究所 目的 : 社会科学分野の研究 所在地 : 滋賀県草津市野路東1丁目1番1号 設置年月 : 平成10年4月</p>	
	<p>名称 : 理工学研究所 目的 : 自然科学分野の研究 所在地 : 滋賀県草津市野路東1丁目1番1号 設置年月 : 昭和30年4月</p>	
	<p>名称 : S Rセンター 目的 : 自然科学分野の研究 所在地 : 滋賀県草津市野路東1丁目1番1号 設置年月 : 平成8年4月</p>	
	<p>名称 : V L S Iセンター 目的 : 自然科学分野の研究 所在地 : 滋賀県草津市野路東1丁目1番1号 設置年月 : 平成12年4月</p>	
	<p>名称 : 地域情報研究所 目的 : 社会科学分野の研究 所在地 : 大阪府茨木市岩倉町2番150号 設置年月 : 平成11年4月</p>	

附属施設の概要	名称 : アジア・日本研究所 目的 : 社会科学分野の研究 所在地 : 大阪府茨木市岩倉町2番150号 設置年月 : 平成27年12月	
	名称 : 立命館大学国際平和ミュージアム 目的 : 国際的視野に立った平和の今日的問題の教育研究と、そのための資料 収集、整理、保存および展示 所在地 : 京都府京都市北区等持院北町56番地の1 設置年月 : 平成4年5月	

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「－」又は「該当なし」と記入すること。

教育課程等の概要															
(経営管理研究科観光マネジメント専攻)															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
コア科目(観光事業マネジメント専攻)	A群	競争戦略(TMP)	1①・②	2			○			1					兼1
		組織行動(TMP)	1①・②	2			○			1					兼1
		マーケティング(TMP)	1①・②	2			○			1	1				
		アカウンティング(TMP)	1①・②	2			○			1					兼1
		ファイナンス(TMP)	1①・②	2			○			1					兼2
		サービスイノベーション(TMP)	1①・②	2			○			1	1				
	小計(6科目)	—	—	12	0	0	—	—	—	4	1	0	0	0	兼5
	B群	国際経営(TMP)	1①		2		○								兼1
		企業倫理とサステイナブル経営(TMP)	1②		2		○								兼1
		ビジネス創造(TMP)	1④		2		○			1					
		リーダーシップ(TMP)	1③		2		○			1					
		ビジネスエコノミクス(TMP)	1③		2		○			1					
	統計・データ分析(TMP)	1①		2		○								兼1	
小計(6科目)	—	—	0	12	0	—	—	—	3	0	0	0	0	兼3	
コア科目(観光事業キャリア形成プログラム)	A群	競争戦略(TCP)	1①	2			○			1					
		組織行動(TCP)	1①	2			○			1					
		マーケティング(TCP)	1①	2			○			1					
		アカウンティング(TCP)	1②	2			○								兼1
		ファイナンス(TCP)	1①	2			○								兼1
		サービスイノベーション(TCP)	1②	2			○				1				
	小計(6科目)	—	—	12	0	0	—	—	3	1	0	0	0	兼2	
	B群	国際経営(TCP)	1②		2		○								兼1
		企業倫理とサステイナブル経営(TCP)	1④		2		○								兼1
		ビジネス創造(TCP)	1③		2		○								兼1
		リーダーシップ(TCP)	1③		2		○								兼1
		ビジネスエコノミクス(TCP)	1①		2		○								兼1
		統計・データ分析(TCP)	1②		2		○								兼1
小計(6科目)	—	—	0	12	0	—	—	0	0	0	0	0	兼6		
選択科目(観光事業マネジメントプログラム)	観光企業経営	ホスピタリティマネジメント(TMP)	1・2②		2		○			1					
		サービスとホスピタリティのデザイン(TMP)	1・2③・④		2		○			1	1				
		観光企業の市場創造(TMP)	1・2③		2		○			1					
		ホテル・リゾート企業のマネジメント(TMP)	1・2③・④		2		○			1					
		旅館経営(TMP)	1・2①・④		2		○			1					
		MICE企業経営戦略(TMP)	1・2③・④		2		○			1					
		小計(6科目)	—	—	0	12	0	—	—	6	1	0	0	0	0
	観光事業ユニット	ディステーションマネジメント(TMP)	1・2①・②		2		○			1	1				
		観光地ブランディング(TMP)	1・2②・④		2		○			1	1				
		MICE施設のマネジメント(TMP)	1・2④		2		○								兼1
		MICEマーケティング(TMP)	1・2①・②		2		○			1					
		イベントプランニング(TMP)	1・2④		2		○								兼1
		リゾート&エンターテインメントビジネス(TMP)	1・2③・④		2		○			1					
小計(6科目)	—	—	0	12	0	—	—	3	1	0	0	0	兼2		

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
選択科目（観光事業マネジメントプログラム）	観光産業・観光 ユニット	観光産業イノベーション（TMP）	1・2④	2		○			1							
		観光産業における情報・デジタル技術（TMP）	1・2①	2		○			1							
		観光産業におけるリスクマネジメント（TMP）	1・2③	2		○				1						
		交通ビジネス（TMP）	1・2②	2		○			1							
		観光産業政策（TMP）	1・2①	2		○			1							
		サステイナブルツーリズム（TMP）	1・2②	2		○										兼1
		ヘリテージツーリズム（TMP）	1・2①	2		○										兼1
	小計（7科目）	—	0	14	0	—			3	1	0	0	0		兼2	
	経営管理 ユニット	人的資源管理（TMP）	1・2④		2		○									兼1
		マーケティングリサーチ（TMP）	1・2③		2		○									兼1
企業財務（TMP）		1・2②		2		○			1							
管理会計（TMP）		1・2③		2		○			1							
ファミリービジネス（TMP）		1・2③		2		○			1							
Business Communication（TMP）		1・2③		2		○									兼1	
Business Negotiation（TMP）		1・2④		2		○									兼1	
小計（7科目）	—	0	14	0	—			2	0	0	0	0		兼4		
講義 特殊	観光事業マネジメント特殊講義	1・2③・④		2		○									兼2	
	小計（1科目）	—	0	2	0	—			0	0	0	0	0		兼2	
選択科目（観光事業キャリア形成プログラム）	観光企業経営 ユニット	ホスピタリティマネジメント（TCP）	1・2①	2		○			1							
		サービスとホスピタリティのデザイン（TCP）	1・2③	2		○				1						
		観光企業の市場創造（TCP）	1・2④	2		○				1						
		ホテル・リゾート企業のマネジメント（TCP）	1・2③	2		○				1						
		旅館経営（TCP）	1・2④	2		○				1						
	小計（5科目）	—	0	10	0	—			4	1	0	0	0	0		
	観光事業 ユニット	ディステーションマネジメント（TCP）	1・2②		2		○				1					
		観光地ブランディング（TCP）	1・2③		2		○				1					
		リゾート&エンターテインメントビジネス（TCP）	1・2①		2		○			1						
		MICEマネジメント（TCP）	1・2③		2		○			1						
		インバウンドマーケティング（TCP）	1・2③		2		○			1						
	小計（5科目）	—	0	10	0	—			3	1	0	0	0	0		
	観光産業・観光 ユニット	観光産業イノベーション（TCP）	1・2③		2		○									兼1
		観光産業における情報・デジタル技術（TCP）	1・2②		2		○			1						
		観光産業におけるリスクマネジメント（TCP）	1・2④		2		○				1					
		交通ビジネス（TCP）	1・2①		2		○			1						
		観光産業政策（TCP）	1・2④		2		○			1						
観光まちづくり（TCP）		1・2①		2		○			1							
小計（6科目）	—	0	12	0	—			4	1	0	0	0		兼1		
経営管理 ユニット	人的資源管理（TCP）	1・2④		2		○									兼1	
	マーケティングリサーチ（TCP）	1・2④		2		○									兼1	
	企業分析（TCP）	1・2②		2		○									兼1	
	Business Communication（TCP）	1・2②		2		○									兼1	
	Business Negotiation（TCP）	1・2④		2		○									兼1	
	小計（5科目）	—	0	10	0	—			0	0	0	0	0		兼5	
講義 特殊	観光事業キャリア形成特殊講義	1・2④		2		○									兼1	
	小計（1科目）	—	0	2	0	—			0	0	0	0	0		兼1	
科目 選択	講義 特殊	観光事業特殊講義	1・2①・ ②・③・④	2		○									兼5	
		小計（1科目）	—	0	2	0	—			0	0	0	0	0		兼5

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
実習科目	インターンシップ	1・2休		2				○		1					集中 集中 ※講義
	フィールドワーク	1・2休		2		※		○	2	2					
	小計(2科目)	—	0	4	0	—			2	2	0	0	0	0	
演習科目	リサーチプロジェクトⅠ	2前	2				○		8	2					
	リサーチプロジェクトⅡ	2後	2				○		8	2					
	小計(2科目)	—	4	0	0	—			8	2	0	0	0	0	
合計(78科目)		—	28	128	0	—			11	2	0	0	0	兼31	
学位又は称号		観光経営修士(専門職)			学位又は学科の分野			経済学関係							
卒業要件及び履修方法							授業期間等								
選択したプログラムのうち、必修・選択・自由の別を必修とする科目および以下の(1)(2)を含む46単位以上とする。 (1) コア科目B群から6単位以上 (2) 選択科目のうち、特殊講義を除く科目から18単位以上 (履修科目の登録上限:36単位(年間))							1学年の学期区分			4期					
							1学期の授業期間			8週					
							1時限の授業時間			200分(100分×2時限連続)					

(注)

- 学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校の学科(学位の種類及び分野の変更等に関する基準(平成十五年文部科学省告示第三十九号)別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。)についても作成すること。
- 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
- 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
 - 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「専任教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「専任教員等の配置」を併記すること。
 - 「学位又は称号」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
 - 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。

教育課程等の概要															
(経営管理研究科経営管理専攻)															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
コア科目 (マネジメントプログラム)	A群	競争戦略 (MP)	1①・②	2			○			2					
		組織行動 (MP)	1①・②	2			○			1	1				
		マーケティング (MP)	1①・②	2			○			2					
		アカウンティング (MP)	1①・②	2			○			1					
		ファイナンス (MP)	1①・②	2			○			2					
		ビジネス創造 (MP)	1①・②	2			○			1					兼1
		小計 (6科目)	—	12	0	0	—			8	1	0	0	0	兼1
	B群	国際経営 (MP)	1①		2		○			1					兼1
		企業倫理とサステイナブル経営 (MP)	1④		2		○								兼1
		サービスイノベーション (MP)	1①		2		○			1					
		リーダーシップ (MP)	1③		2		○			1					
		ビジネスエコノミクス (MP)	1④		2		○								兼1
		統計・データ分析 (MP)	1②		2		○								兼1
	小計 (6科目)	—	0	12	0	—			3	0	0	0	0	兼3	
コア科目 (キャリア形成プログラム)	A群	競争戦略 (CP)	1①	2			○								兼1
		組織行動 (CP)	1①	2			○				1				
		マーケティング (CP)	1①	2			○								兼1
		アカウンティング (CP)	1②	2			○			1					
		ファイナンス (CP)	1①	2			○			1					
		ビジネス創造 (CP)	1②	2			○			1					
		小計 (6科目)	—	12	0	0	—			3	1	0	0	0	兼2
	B群	国際経営 (CP)	1④		2		○								兼1
		企業倫理とサステイナブル経営 (CP)	1①		2		○								兼1
		サービスイノベーション (CP)	1③		2		○			1					
		リーダーシップ (CP)	1③		2		○				1				
		ビジネスエコノミクス (CP)	1④		2		○			1					
		統計・データ分析 (CP)	1②		2		○								兼1
		小計 (6科目)	—	0	12	0	—			2	1	0	0	0	兼3
選択科目 (マネジメントプログラム)	戦略ユニット	ビジネスモデル構築 (MP)	1・2①		2		○								兼1
		新規事業開発 (MP)	1・2④		2		○								兼1
		戦略的意思決定 (MP)	1・2④		2		○			1					
		国際経営戦略 (MP)	1・2③		2		○								兼1
		グローバルビジネスの実践 (MP)	1・2③		2		○								兼1
		技術・オペレーションのマネジメント (MP)	1・2③		2		○			1					
		ICTビジネス戦略 (MP)	1・2①		2		○								兼1
		小計 (7科目)	—	0	14	0	—			1	0	0	0	0	兼5
	組織ユニット	人的資源管理 (MP)	1・2②・④		2		○			1	1				
		キャリア開発 (MP)	1・2①・③		2		○			1					
		異文化マネジメント (MP)	1・2③		2		○			1					
		コーチング (MP)	1・2②・④		2		○			1					
		コーポレートガバナンス (MP)	1・2③・④		2		○								兼2
		ファミリービジネス (MP)	1・2④		2		○								兼1
小計 (6科目)	—	0	12	0	—			2	1	0	0	0	兼3		

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考			
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手				
選択科目 (マネジメントプログラム)	マーケティング ユニット	マーケティングリサーチ (MP)	1・2④		2		○									兼1	
		消費者行動 (MP)	1・2③・④		2		○			1						兼1	
		商品開発 (MP)	1・2①・④		2		○			2						兼1	
		デジタルマーケティング (MP)	1・2②		2		○										
		ブランドマネジメント (MP)	1・2①・②		2		○			1							
		小計 (5科目)	—	0	10	0	—			3	0	0	0	0	0	兼3	
	会計ファイナンス ユニット	財務会計 (MP)	1・2②		2		○			1							
		管理会計 (MP)	1・2③		2		○			1							
		企業分析 (MP)	1・2②		2		○			1							
		コーポレートファイナンス (MP)	1・2①		2		○			1							
		M&A戦略 (MP)	1・2④		2		○			1							
		ストラクチャードファイナンス (MP)	1・2③		2		○			1							
		投資戦略 (MP)	1・2③・④		2		○			2							
		ベンチャーファイナンス (MP)	1・2②		2		○									兼1	
		小計 (8科目)	—	0	16	0	—			5	0	0	0	0	0	兼1	
	ビジネス ユニット 共通	国際政治経済 (MP)	1・2②		2		○									兼1	
		ビジネス法務 (MP)	1・2③		2		○									兼1	
		論理的思考とプレゼンテーション (MP)	1・2④		2		○									兼1	
		Business Communication (MP)	1・2②		2		○									兼1	
		Business Negotiation (MP)	1・2③		2		○									兼1	
	小計 (5科目)	—	0	10	0	—			0	0	0	0	0	0	兼5		
講義 特殊	マネジメント特殊講義	1・2②・③・④		2		○			2						兼1		
	小計 (1科目)	—	0	2	0	—			2	0	0	0	0	0	兼1		
選択科目 (キャリア形成プログラム)	ビジネス ユニット	ビジネスモデル構築 (CP)	1・2③		2		○								兼1		
		新規事業開発 (CP)	1・2④		2		○								兼1		
		マーケティングリサーチ (CP)	1・2④		2		○			1							
		消費者行動 (CP)	1・2④		2		○			1							
		商品開発 (CP)	1・2③		2		○			1							
		デジタルマーケティング (CP)	1・2②		2		○			1							
		技術・オペレーションのマネジメント (CP)	1・2③		2		○								兼1		
		異文化マネジメント (CP)	1・2②		2		○								兼1		
		コーポレートガバナンス (CP)	1・2④		2		○								兼1		
		ファミリービジネス (CP)	1・2①		2		○								兼1		
		小計 (10科目)	—	0	20	0	—			3	0	0	0	0	0	兼6	
	会計 ファイナンス ユニット	財務会計 (CP)	1・2①		2		○			1							
		管理会計 (CP)	1・2③		2		○			1						兼1	
		企業分析 (CP)	1・2②		2		○										
		コーポレートファイナンス (CP)	1・2②		2		○			1							
		M&A戦略と企業価値評価 (CP)	1・2④		2		○			1							
		投資戦略 (CP)	1・2③		2		○			1							
			小計 (6科目)	—	0	12	0	—			3	0	0	0	0	0	兼1
	キャリア ユニット 形成 共通	論理的思考とプレゼンテーション (CP)	1・2③		2		○									兼1	
		国際政治経済 (CP)	1・2④		2		○									兼1	
産業動態分析 (CP)		1・2③		2		○									兼1		
日本の産業と企業 (CP)		1・2①		2		○									兼1		
キャリア開発 (CP)		1・2②		2		○				1							
Business Communication (CP)		1・2①		2		○									兼1		
Business Negotiation (CP)		1・2④		2		○									兼1		
	小計 (7科目)	—	0	14	0	—			0	1	0	0	0	0	兼6		
講義 特殊	キャリア形成特殊講義	1・2②・③		2		○			2						0		
	小計 (1科目)	—	0	2	0	—			2	0	0	0	0	0	0		

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
科 選 目 別	経営管理特殊講義	1・2①・②		2		○									兼2	
	小計(1科目)	—	0	2	0	—			0	0	0	0	0	0	兼2	
実 習 科 目	プロジェクトマネジメント	1・2休		2				○							兼1	集 中 集 中 ※ 講 義
	海外フィールドワーク	1・2休		2		※		○	1							
	小計(2科目)	—	0	4	0	—			1	0	0	0	0	0	兼1	
演 習 科 目	課題研究Ⅰ	2前	2					○	13	1						
	課題研究Ⅱ	2後	2					○	13	1						
	小計(2科目)	—	4	0	0	—			13	1	0	0	0	0	0	
合計(85科目)		—	28	142	0	—			14	1	0	0	0	0	兼40	
学位又は称号		経営修士(専門職)	学位又は学科の分野			経済学関係										
卒業要件及び履修方法						授業期間等										
選択したプログラムのうち、必修・選択・自由の別を必修とする科目および以下の(1)(2)を含む46単位以上とする。 (1) コア科目B群から6単位以上 (2) 選択科目のうち、特殊講義を除く科目から18単位以上 (履修科目の登録上限:36単位(年間))						1学年の学期区分			4期							
						1学期の授業期間			8週							
						1時限の授業時間			200分(100分×2時限連続)							

(注)

- 学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科(学位の種類及び分野の変更等に関する基準(平成十五年文部科学省告示第三十九号)別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。)についても作成すること。
- 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
- 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
 - 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「専任教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「専任教員等の配置」を併記すること。
 - 「学位又は称号」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
 - 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。

授 業 科 目 の 概 要			
(経営管理研究科観光マネジメント専攻)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
授業科目 観光事業 マネジメント A群	競争戦略 (TMP)	一定の実務経験のある者を対象として、自社を取り巻く環境変化に対応しながら、長期的な目標を達成するために、組織内部の資源をどのように活用するかの基本指針である競争戦略に関する主要論点について学ぶ。とくに、経営戦略において極めて重要な競争戦略の分析枠組みはどのようなものなのか、それはどのような経営環境下において有効であるのか、そして、戦略に基づいてどのような実践が行われ、成果を上げるのかについての理解を図る。	
授業科目 観光事業 マネジメント A群	組織行動 (TMP)	一定の実務経験のある者を対象として、組織行動に関する基礎的な概念や代表的な理論を学ぶ。企業などの組織におけるひとに関する課題や問題を扱う組織行動の概念や理論を、実際の組織・個人の分析に適用しながら、組織の中でひとが何によって影響され、どのように行動するのか、組織が意思決定を通じて目標をどのように達成していくのか、そして、管理者の役割やあるべき姿についての理解を図る。	
授業科目 観光事業 マネジメント A群	マーケティング (TMP)	一定の実務経験のある者を対象として、企業などの組織が顧客のニーズへの効果的な適合を図り、体系的かつ効果的に働きかけるための考え方や技法を意味するマーケティングの基礎概念や主要論点について学ぶ。とくに、セグメンテーションやターゲティング、マーケティングミックス、ブランディング、さらには顧客ベースのマーケティングなどの概念や理論について、企業における様々な事例に適用しながら理解を図る。	
授業科目 観光事業 マネジメント A群	アカウンティング (TMP)	一定の実務経験のある者を対象として、企業会計の基本的な仕組みや技法について学ぶ。具体的には、複式簿記の仕組み、会計の社会的な重要性と諸目的、財務諸表の作成ルールとしての会計基準の意義、さらには財務諸表の構成要素のうち主要項目についての基本的な会計処理方法について学ぶ。これらを通じて、企業とりわけ株式会社の活動が貸借対照表や損益計算書などの財務諸表の項目とその数字としてどのように表現されるのかについての理解を図る。	
授業科目 観光事業 マネジメント A群	ファイナンス (TMP)	一定の実務経験のある者を対象として、経済活動の血液循環に喩えられるファイナンスに関する基本的な知識と考え方を学ぶ。具体的には、ファイナンスの役割と機能、投資家など資本提供者の立場から見たリスクとリターンへの考え方や仕組み、さらには企業価値評価の考え方について学ぶ。その上で、資金を調達する企業の立場から資本構成、調達方法、主要な金融商品である株式と債券の仕組みについての理解を図る。	
授業科目 観光事業 マネジメント A群	サービスイノベーション (TMP)	一定の実務経験のある者を対象として、サービスマネジメントの概念や理論、さらにはそれを踏まえたサービスイノベーションに関する基礎的な考え方を学ぶ。その際、サービスを通じた新たな価値の創出が企業経営の共通課題となっていること、および、サービスの価値が顧客接点での対応だけでなくサービス提供プロセスによっても影響を受けることに留意しながら事例を検討し、サービスイノベーションの現状と課題に対する理解を図る。	
授業科目 観光事業 マネジメント B群	国際経営 (TMP)	一定の実務経験のある者を対象として、国境を越えて行われる経営活動としての国際経営に関する理論・概念について、事例に即して学ぶ。企業はなぜ海外に進出するのか、いつ、どこに、どのように進出するのか、あるいは企業は海外でどのように事業展開するのか、企業の事例を通じて学ぶ。さらに、国境を超えた企業活動では、異なる言語や市場、社会制度、文化、政治体制、通貨等に直面することから、これらに関わる複雑な課題にどう対応していくのかについて理解を図る。	
授業科目 観光事業 マネジメント B群	企業倫理とサステイナブル経営 (TMP)	一定の実務経験のある者を対象として、企業倫理に関する概念や主要論点を学ぶ。企業や企業社会のあり方をめぐって様々な問題が提起されていることに留意し、企業倫理だけでなくその根底にある企業そのものを捉える視点や考え方について学ぶ。その際、事例を通じて、企業とそれを取り巻くステークホルダーが交差する場で実際にどのような問題が生じているのか、さらには、サステイナブル社会における企業のあるべき姿についての理解を図る。	

科目区分		授業科目の名称	講義等の内容	備考
業 コ グ マ ア ラ ネ 科 目 メ ン ト 光 事	B 群	ビジネス創造 (TMP)	一定の実務経験のある者を対象として、「起業」すなわち会社ごとと創 るという意味での事業創造と、既存企業における「新規事業の立ち上 げ」という意味での事業創造の両方を視野に入れた、事業創造に関す る基本的な論点について学ぶ。具体的には、事業のシーズがどのよう に芽吹き、どう立ち立ちして、成長期を迎えていくのか、事業創造の 仕組みや各過程はどのようになっているか、それぞれの過程では何が必 要とされ、何が成否の明暗を分けるのか、についての理解を図る。	
業 コ グ マ ア ラ ネ 科 目 メ ン ト 光 事	B 群	リーダーシップ (TMP)	一定の実務経験のある者を対象として、組織・集団を動かしていく上 で重要なリーダーシップについての概念や理論について学ぶ。具体的 には、リーダーシップとは何か、その役割や重要性について学んだ上 で、個人と集団の相互的作用やいわゆるリーダーとフォロワーの関 係、さらには、組織や集団において個人がどのように自身のリーダー シップを開発し、発揮していけばよいのか、についての理解を図る。	
業 コ グ マ ア ラ ネ 科 目 メ ン ト 光 事	B 群	ビジネスエコンミクス (TMP)	一定の実務経験のある者を対象として、企業行動を理解し、説明する 際に必要となる経済学の理論と概念を学ぶ。具体的には、取引費用、 企業特殊性、社会的便益、社会的厚生、サンクコスト、エージェン シーコスト、レント、取引交渉力といった概念について学ぶ。このこ とを通じて、事業の運営、組織の設計や管理、戦略的な意思決定をよ り効果的に実践するための考え方についての理解を図る。	
業 コ グ マ ア ラ ネ 科 目 メ ン ト 光 事	B 群	統計・データ分析 (TMP)	一定の実務経験のある者を対象として、統計の知識と各種データ分析 の手法を学ぶとともに、表計算ソフト等を用いてビジネスにおける各 種データの活用方法についての理解を図る。その際、様々なデータの中 から、どのように目的に適合したデータを選び出して分析し、経営 上の判断に役立てるのか、企業における具体的な状況やニーズを想定 しながら演算を行うことにより、統計・データ分析の効果的な活用に ついての理解を図る。	
業 コ グ マ ア ラ ネ 科 目 メ ン ト 光 事	A 群	競争戦略 (TCP)	初学者を対象として、自社を取り巻く環境変化に対応しながら、長期 的な目標を達成するために、組織内部の資源をどのように活用する かの基本指針である競争戦略に関する主要論点について学ぶ。とくに、 経営戦略において極めて重要な競争戦略の分析枠組みはどのようなも のなのか、それはどのような経営環境下において有効であるのか、そ して、戦略に基づいてどのような実践が行われ、成果を上げるのかに ついての理解を図る。	
業 コ グ マ ア ラ ネ 科 目 メ ン ト 光 事	A 群	組織行動 (TCP)	初学者を対象として、組織行動に関する基礎的な概念や代表的な理論 を学ぶ。企業などの組織におけるひとに関する課題や問題を扱う組織 行動の概念や理論を、実際の組織・個人の分析に適用しながら、組織 の中でひとが何によって影響され、どのように行動するのか、組織が 意思決定を通じて目標をどのように達成していくのか、そして、管理 者の役割やあるべき姿についての理解を図る。	
業 コ グ マ ア ラ ネ 科 目 メ ン ト 光 事	A 群	マーケティング (TCP)	初学者を対象として、企業などの組織が顧客のニーズへの効果的な適 合を図り、体系的かつ効果的に働きかけるための考え方や技法を意味 するマーケティングの基礎概念や主要論点について学ぶ。とくに、セ グメンテーションやターゲティング、マーケティングミックス、ブラン ディング、さらには顧客ベースのマーケティングなどの概念や理論 について、企業における様々な事例に適用しながら理解を図る。	
業 コ グ マ ア ラ ネ 科 目 メ ン ト 光 事	A 群	アカウンティング (TCP)	初学者を対象として、企業会計の基本的な仕組みや技法について学 ぶ。具体的には、複式簿記の仕組み、会計の社会的重要性と諸目的、 財務諸表の作成ルールとしての会計基準の意義、さらには財務諸表の 構成要素のうち主要項目についての基本的な会計処理方法について学 ぶ。これらを通じて、企業とりわけ株式会社の活動が貸借対照表や損 益計算書などの財務諸表の項目とその数字としてどのように表現され るのかについての理解を図る。	
業 コ グ マ ア ラ ネ 科 目 メ ン ト 光 事	A 群	ファイナンス (TCP)	初学者を対象として、経済活動の血液循環に喩えられるファイナンス に関する基本的な知識と考え方を学ぶ。具体的には、ファイナンスの 役割と機能、投資家など資本提供者の立場から見たリスクとリターン の考え方や仕組み、さらには企業価値評価の考え方について学ぶ。そ の上で、資金を調達する企業の立場から資本構成、調達方法、主要な 金融商品である株式と債券の仕組みについての理解を図る。	

科目区分		授業科目の名称	講義等の内容	備考
業選択科目 （観光事業）	観光企業経営	観光企業の市場創造（TMP）	一定の実務経験のある者を対象として、観光産業において新たな価値を提供することで未開拓の新市場を創造しようとする起業や既存の観光企業における新規事業創造に関する主要論点について学ぶ。具体的には、アントレプレナーシップやイノベーションなど、市場創造に関連する理論を踏まえつつ、新規事業の成功要因について事例を通じて検討し、観光企業の市場創造に対する理解を図る。	
業選択科目 （観光事業）	観光企業経営	ホテル・リゾート企業のマネジメント（TMP）	一定の実務経験のある者を対象として、ホテル・リゾート企業におけるマネジメントの基礎概念や主要論点について学ぶ。具体的には、ホテル・リゾート企業の事業特性とそれ由来する経営課題、サービス提供を指揮・統括する総支配人などマネジャーの役割、宿泊・料飲・パンケットといった各部門のマネジメントといった各論点について、事例を通じて検討し、ホテル・リゾート企業のマネジメントに対する理解を図る。	
業選択科目 （観光事業）	観光企業経営	旅館経営（TMP）	一定の実務経験のある者を対象として、旅館経営に関する基礎概念や主要論点について学ぶ。その際、旅館が「おもてなし」を体現する日本の伝統的な宿泊施設として期待される一方、多くの旅館経営がファミリービジネスであり、前近代的経営を抜本的に改善する必要があるとの認識に基づき、どのように業務効率化と高付加価値化を推進して生産性を向上するのか、どのように人材を確保し、育成・定着させるのかについての理解を図る。	
業選択科目 （観光事業）	観光企業経営	MICE企業経営戦略（TMP）	一定の実務経験のある者を対象として、MICE企業における経営戦略の策定と実行に関する主要論点について学ぶ。国内外での先進事例を通じて、事業の多角化、世界的ネットワークとの連携、国際認証取得による差別化等の主要論点について検討するとともに、個々の企業レベルでどのように戦略を策定し、実行していくのか、さらにはMICE産業をどのように発展させていくべきか検討しながら、MICE企業経営戦略に対する理解を図る。	
業選択科目 （観光事業）	観光事業	ディステイネーションマネジメント（TMP）	一定の実務経験のある者を対象として、旅行者を受け入れる観光地を対象とした経営実践であるディステイネーションマネジメントについて総合的に学ぶ。具体的には、ディステイネーションマネジメントの意義と重要性、観光振興のための戦略、DMOに代表される観光地マネジメントの組織、観光地におけるマーケティング、地域資源の保全と活用、さらには関係者間の利害調整といった主要論点について、国内外の先行事例の検討を通じて理解を図る。	
業選択科目 （観光事業）	観光事業	観光地ブランディング（TMP）	一定の実務経験のある者を対象として、観光地としての価値を高め、旅行者に目的地として選ばれ続けるための事業活動としての観光地ブランディングについて、計画の策定から実行までの一連のプロセスに即して実践的に学ぶ。日本では多くの観光地の事業活動においてブランディングが不十分であることを踏まえて、海外の事例に多くを学びながらも、それらを日本にどのように適用するのか検討し、観光地ブランディングに対する理解を図る。	
業選択科目 （観光事業）	観光事業	MICE施設のマネジメント（TMP）	一定の実務経験のある者を対象として、MICE施設のマネジメントの実践について学ぶ。MICE施設の運営とはどのようなものであり、どのような企業が関わっているのかについて理解を図る。これに加えて、MICE誘致を成功させ、安定的に施設を運営していくには、施設だけでなく都市環境の整備も重要であることから、ユニークベンチャーの開発と利用促進のための取組みやエリアマネジメントと一体となったMICE施設のマネジメントについての理解を図る。	
業選択科目 （観光事業）	観光事業	MICEマーケティング（TMP）	一定の実務経験のある者を対象として、MICEの誘致とそれによるレガシーを最大化するための手法であるMICEマーケティングの主要論点について、計画の策定からその実行までの一連のプロセスに即して実践的に学ぶ。国内外での先進事例を通じて、市場分析、プロモーション、ロビーイング、さらに、MICE開催によって当該開催地にもたらされる長期的価値としてのレガシーを最大化するための手法について検討し、MICEマーケティングに対する理解を図る。	
業選択科目 （観光事業）	観光事業	イベントプランニング（TMP）	一定の実務経験のある者を対象として、企業や自治体その他団体が事業として取り組むイベントプランニングの手法について、計画の策定からその実行までの一連のプロセスに即して実践的に学ぶ。イベントが開催地に新たな観光需要や経済的利益をもたらす、レガシーを創出・付与するものとの認識に基づき、イベントの目的の明確化と目標の設定、イベントの企画立案と準備計画、プロモーション、オペレーションの策定等の主要論点について検討し、イベントプランニングに対する理解を図る。	

科目区分		授業科目の名称	講義等の内容	備考
業選択科目 （観光事業）	観光事業ユニット	リゾート&エンターテインメントビジネス（TMP）	一定の実務経験のある者を対象として、大都市における統合型リゾート施設を念頭に、リゾートとエンターテインメントが一体となったビジネスの可能性と重要性を明らかにしながら実践的に学ぶ。その多様な展開について国内外の事例の検討を通じて、リゾートとエンターテインメントの事業間のシナジーを考慮しつつ、いかにして滞在中の経験価値を高め、施設全体の収益を最大化していくのかについて理解を図る。	
業選択科目 （観光事業）	観光産業ユニット	観光産業イノベーション（TMP）	一定の実務経験のある者を対象として、観光産業の企業、非営利組織、ディスティネーションといった様々なセクターにおけるイノベーションの実際とメカニズムを学ぶ。とくに、いかにして他分野との融合・結合により革新的な製品・サービスを創出していくのか、あるいは、いかにしてイノベーションのためにICTを活用していくのかといった論点について、様々な事例を検討し、観光産業イノベーションに対する理解を図る。	
業選択科目 （観光事業）	観光産業ユニット	観光産業における情報・デジタル技術（TMP）	一定の実務経験のある者を対象として、情報・デジタル技術を観光ビジネスに活かしていく方法について学ぶ。とくに情報・デジタル技術の観光産業の企業、非営利組織、ディスティネーションへの適用と効果、観光ビジネスにおける情報・デジタル技術の戦略的な活用方法、将来の情報・デジタル技術のイノベーションが観光産業に与える潜在的影響といった論点について理解を図る。	
業選択科目 （観光事業）	観光産業ユニット	観光産業におけるリスクマネジメント（TMP）	一定の実務経験のある者を対象として、観光産業におけるリスクの回避あるいはリスクによる損失の最小化のために、関連するリスクを組織的に管理するリスクマネジメントの基礎概念や主要論点について学ぶ。観光産業に固有のリスクとは何であり、そのリスクとその影響をどのように把握して、どのような対策を講じればよいのか、さらにはリスクが顕在化した際のクライシスマネジメントについての理解を図る。	
業選択科目 （観光事業）	観光産業ユニット	交通ビジネス（TMP）	一定の実務経験のある者を対象として、観光と密接な関係を持つ交通ビジネスの主要論点について学ぶ。従来、観光産業において交通は目的地に到達するための派生需要として捉えられることがほとんどであったが、最近では観光列車の人気に見られるように本源的需要としても捉える必要が出てきていることに留意しつつ、関連する事例についてマーケティングの視点から検討し、交通ビジネスの現状と課題に対する理解を図る。	
業選択科目 （観光事業）	観光産業ユニット	観光産業政策（TMP）	一定の実務経験のある者を対象として、国の成長戦略の柱の一つとして位置づけられ推進されている「観光立国」実現に向けた観光産業政策の主要論点について学ぶ。観光立国推進基本法の前文では「観光は、地域経済の活性化、雇用の機会の増大等国民経済のあらゆる領域にわたるその発展に寄与する」と示されていることから、国土計画の変遷や地域経済活性化等との関わりにも留意しつつ、観光産業政策の現状と課題に対する理解を図る。	
業選択科目 （観光事業）	観光産業ユニット	サステイナブルツーリズム（TMP）	一定の実務経験のある者を対象として、サステイナブルツーリズムについて学ぶ。サステイナブルツーリズムがUNWTOにより、旅行者、産業、環境、観光地のコミュニティのニーズに適合しつつ、現在および将来の環境、社会文化、経済への影響を十分に配慮する観光として提唱されていることに留意し、SDGsに資する組織運営の推進、事業活動における環境保全、伝統・文化継承、地域経済への配慮、オーバーツーリズム対策、旅行者の「責任ある観光」の推進といった論点の検討を通じて理解を図る。	
業選択科目 （観光事業）	観光産業ユニット	ヘリテージツーリズム（TMP）	一定の実務経験のある者を対象として、ヘリテージ（文化・歴史遺産）を活用した観光としてのヘリテージツーリズムについて学ぶ。歴史・文化遺産は地域住民の生活文化と不可分であり、過度な観光地化は旅行者や住民間の利害衝突をもたらすことに留意しつつ、文化・歴史遺産をどのように活用して観光振興を推進するかについて議論し、ヘリテージツーリズムに対する理解を図る。	
業選択科目 （観光事業）	経営管理ユニット	人的資源管理（TMP）	一定の実務経験のある者を対象として、企業における人材マネジメントの概念と理論を学ぶ。とくに、社会の変化は労働市場や雇用形態にどのような影響を与えており、現在の状況に適した人材マネジメントとはどのようなものなのか、さらには、組織目標の達成に向けて個人のモチベーションをどのように高め、その個人の満足の充足を図るのかといった論点を検討しながら、経営者やマネージャーが行う人的資源管理の理解を図る。	

科目区分		授業科目の名称	講義等の内容	備考
授業選択科目 （観光事業）	経営管理ユニット	マーケティングリサーチ (TMP)	一定の実務経験のある者を対象として、企業におけるマーケティングの諸課題に対する効果的な意思決定に役立てるためのマーケティングリサーチの理論と技法を学ぶ。具体的には、定量調査と定性調査、調査計画の立て方、意思決定と仮説構築・検証、設問の作成、サンプリング、調査の方法の種別と特性、クロス集計、検定、多変量解析の考え方や技法を学ぶとともに、それらの効果的な活用について理解を図る。	
授業選択科目 （観光事業）	経営管理ユニット	企業財務 (TMP)	一定の実務経験のある者を対象として、企業の資金の調達と運用、管理に関する概念や技法を学ぶ。具体的には、資金調達方法と調達手法、投資意思決定の評価、キャッシュフローの管理、財務計画の策定とコントロールについて、事例により理解を図る。さらに、企業規模の大小を問わず重要になっているM&Aや事業再生に関する企業財務上の論点についても、事例を通じて実践的に学ぶ。	
授業選択科目 （観光事業）	経営管理ユニット	管理会計 (TMP)	一定の実務経験のある者を対象として、経営管理のための会計としての管理会計の概念と技法を実践的に学ぶ。戦略支援の会計としては投資経済計算を、マネジメントコントロールの会計としてはCVP分析や事業部制会計を、さらにオペレーション管理の会計として購買管理や在庫管理のための会計技法を学ぶ。さらに需要の偏在への対応策としてのレバニューマネジメントの考え方や技法についても学ぶ。	
授業選択科目 （観光事業）	経営管理ユニット	ファミリービジネス (TMP)	一定の実務経験のある者を対象として、創業者一族などのファミリーが企業の所有や経営に深く関係している企業経営のありようについて学ぶ。具体的には、創業精神・企業理念の意図と浸透、永続性に向けた創業家の取組み及び後継者育成、企業家精神の継承と発揮、存続と成長のための経営戦略、ファミリーオーナーシップとガバナンス、長期的関係重視のステークホルダー等について、理論を踏まえつつ、世界と日本の多様な事例から理解を図る。	
授業選択科目 （観光事業）	経営管理ユニット	Business Communication (TMP)	一定の実務経験のある者を対象として、ビジネスメールやプレゼンテーションなど、フォーマルな場での実用的かつ効果的な英語による文書・口頭表現法を学ぶ。モデル会話を通して基本的な言い回し、慣用表現、語彙を身につけるとともに、ビジネスにおける様々なシーンを想定したロールプレイを通じて実践力を身につける。さらに、文書・口頭表現だけでなく、様々な場面におけるビジネスマナー、異文化の考え方や発想、制度、慣習に対する理解を図る。	
授業選択科目 （観光事業）	経営管理ユニット	Business Negotiation (TMP)	一定の実務経験のある者を対象として、英語でのビジネス交渉の現場で必要となる知識やスキルについて学ぶ。ビジネス交渉の計画立案から合意・契約に至るまでのプロセスの各段階で必要となる知識を学ぶとともに、交渉の場でしばしば直面する状況を想定したロールプレイを通じて実践力を身につける。さらに、英語によるビジネス交渉が異なる文化的背景をもつ人との間で行われることに留意し、異文化交渉の場で遭遇する課題とその解決策についての理解を図る。	
授業選択科目 （観光事業）	特殊講義	観光事業マネジメント特殊講義	観光産業、MICE、ディステーションマネジメント、その他の先端的な企業経営および新しいビジネス領域の動向について、より専門的かつ実践的に学ぶ。その際、課題解決を重視して、対象となる企業やビジネスの動向がどのような点において先進的で革新的であるのか、そして、それらの企業やビジネスが成長・発展していくには何が課題で、それをどのように解決していくべきかについて事例等の分析・検討により理解を図る。	
授業選択科目 （観光事業）	観光企業経営ユニット	ホスピタリティマネジメント (TCP)	ビジネスや企業経営に関する基礎的な学修を踏まえて、ホスピタリティマネジメントについて総合的に学ぶ。まず、宿泊業や飲食業等のホスピタリティ産業における代表的な企業を取り上げ、その事業特性に対する理解を図る。また、ホスピタリティ産業における企業ではどのような経営課題が提起され、そうした経営課題に対応するためのマネジメントはどのようなものなのか、マーケティング、オペレーションマネジメント、人材マネジメントそれぞれの面から理解を図る。	
授業選択科目 （観光事業）	観光企業経営ユニット	サービスとホスピタリティのデザイン (TCP)	ビジネスや企業経営に関する基礎的な学修を踏まえて、サービスとホスピタリティを提供する企業が顧客経験価値を継続的に実現するための考え方や技法を学ぶ。効果的なサービスやホスピタリティの提供は、顧客接点での対応のみならずプロセス全体の有効性にも左右されることから、サービスコンセプトの定義やサービスデリバリーシステムの設計、さらには顧客リレーションの構築など顧客経験に影響を与える要素の検討を通じて、企業のサービスとホスピタリティのデザインに対する理解を図る。	

科目区分		授業科目の名称	講義等の内容	備考
選 択 目 録 （ 形 成 事 業 ）	ニ ツ ト 観 光 企 業 経 営 ユ ニ ツ ト	観光企業の市場創造（TCP）	ビジネスや企業経営に関する基礎的な学修を踏まえて、観光産業において新たな価値を提供することで未開拓の新市場を創造しようとする起業や既存の観光企業における新規事業創造に関する主要論点について学ぶ。具体的には、アントレプレナーシップやイノベーションなど、市場創造に関連する理論を踏まえつつ、新規事業の成功要因について事例を通じて検討し、観光企業の市場創造に対する理解を図る。	
選 択 目 録 （ 形 成 事 業 ）	ニ ツ ト 観 光 企 業 経 営 ユ ニ ツ ト	ホテル・リゾート企業のマネジメント（TCP）	ビジネスや企業経営に関する基礎的な学修を踏まえて、ホテル・リゾート企業におけるマネジメントの基礎概念や主要論点について学ぶ。具体的には、ホテル・リゾート企業の事業特性とそれに由来する経営課題、サービス提供を指揮・統括する総支配人などマネジャーの役割、宿泊・料飲・パンケットといった各部門のマネジメントといった各論点について、事例を通じて検討し、ホテル・リゾート企業のマネジメントに対する理解を図る。	
選 択 目 録 （ 形 成 事 業 ）	ニ ツ ト 観 光 企 業 経 営 ユ ニ ツ ト	旅館経営（TCP）	ビジネスや企業経営に関する基礎的な学修を踏まえて、旅館経営に関する基礎概念や主要論点について学ぶ。旅館が「おもてなし」を体現する日本の伝統的な宿泊施設として期待される一方、多くの旅館経営がファミリービジネスであり、前近代的経営を抜本的に改善する必要があるとの認識に基づき、どのように業務効率化と高付加価値化を推進して生産性を向上するのか、どのように人材を確保し、育成・定着させるのか議論しながら、旅館経営に対する理解を図る。	
選 択 目 録 （ 形 成 事 業 ）	観 光 事 業 ユ ニ ツ ト	ディステーションマネジメント（TCP）	ビジネスや企業経営に関する基礎的な学修を踏まえて、旅行者を受け入れる観光地を対象とした経営実践であるディステーションマネジメントについて総合的に学ぶ。具体的には、ディステーションマネジメントの意義と重要性、観光振興のための戦略、DMOに代表される観光地マネジメントの組織、観光地におけるマーケティング、地域資源の保全と活用、さらには関係者間の利害調整といった主要論点について、国内外の先行事例の検討を通じて理解を図る。	
選 択 目 録 （ 形 成 事 業 ）	観 光 事 業 ユ ニ ツ ト	観光地ブランディング（TCP）	ビジネスや企業経営に関する基礎的な学修を踏まえて、観光地としての価値を高め、旅行者に目的地として選ばれ続けるための事業活動としての観光地ブランディングについて、計画の策定から実行までの一連のプロセスに即して実践的に学ぶ。日本では多くの観光地の事業活動においてブランディングが不十分であることを踏まえて、海外の事例に多くを学びながらも、それらを日本にどのように適用するのか検討し、観光地ブランディングに対する理解を図る。	
選 択 目 録 （ 形 成 事 業 ）	観 光 事 業 ユ ニ ツ ト	リゾート&エンターテインメントビジネス（TCP）	ビジネスや企業経営に関する基礎的な学修を踏まえて、大都市における統合型リゾート施設を念頭に、リゾートとエンターテインメントが一体となったビジネスの可能性と重要性を明らかにしながら、実践的に学ぶ。その多様な展開について国内外の事例の検討を通じて、リゾートとエンターテインメントの事業間のシナジーを考慮しつつ、いかにして滞在中の経験価値を高め、施設全体の収益を最大化していくのかについて理解を図る。	
選 択 目 録 （ 形 成 事 業 ）	観 光 事 業 ユ ニ ツ ト	MICEマネジメント（TCP）	ビジネスや企業経営に関する基礎的な学修を踏まえて、Meeting（企業の会議・研修）、Incentive Travel（企業の招待旅行）、Convention（国際会議・学術会議）、Exhibition/Event（展示/イベント）の総称としてのMICEの概念、ビジネスとしてのMICEの意義や重要性、MICE産業における企業マネジメントについて総合的に学ぶ。また、MICE産業におけるビジネスの様々な取組み事例を検討することにより、MICEの各分野で仕事をする上での基本事項について理解を図る。	
選 択 目 録 （ 形 成 事 業 ）	観 光 事 業 ユ ニ ツ ト	インバウンドマーケティング（TCP）	ビジネスや企業経営に関する基礎的な学修を踏まえて、海外からの旅行者に日本が認知され、選ばれ続けるための事業活動としてのインバウンドマーケティングについて、計画の策定から実行までの一連のプロセスに即して実践的に学ぶ。日本ではインバウンドマーケティングが不十分であることを踏まえて、海外の事例に多くを学びながらも、それらを日本にどのように適用するのか検討し、インバウンドマーケティングに対する理解を図る。	
選 択 目 録 （ 形 成 事 業 ）	観 光 産 業 ユ ニ ツ ト	観光産業イノベーション（TCP）	ビジネスや企業経営に関する基礎的な学修を踏まえて、観光産業の企業、非営利組織、ディステーションといった様々なセクターにおけるイノベーションの実際とメカニズムを学ぶ。とくに、いかにして他分野との融合・結合により革新的な製品・サービスを創出していくのか、あるいは、いかにしてイノベーションのためにICTを活用していくのかといった論点について、様々な事例を検討し、観光産業イノベーションに対する理解を図る。	

科目区分		授業科目の名称	講義等の内容	備考
授業選択科目 観光事業 形成プロセス	観光産業 ユニット	観光産業における情報・デジタル技術 (TCP)	ビジネスや企業経営に関する基礎的な学修を踏まえて、情報・デジタル技術を観光産業の成長・発展のために活かしていくための考え方や方法について学ぶ。とくに情報・デジタル技術の観光産業の各セクターへの適用と効果、観光産業の成長・発展に向けた情報・デジタル技術の戦略的な活用方法、将来の情報・デジタル技術のイノベーションが観光産業に与える潜在的影響といった論点について理解を図る。	
授業選択科目 観光事業 形成プロセス	観光産業 ユニット	観光産業におけるリスクマネジメント (TCP)	ビジネスや企業経営に関する基礎的な学修を踏まえて、観光産業におけるリスクの回避あるいはリスクによる損失の最小化のために、関連するリスクを組織的に管理するリスクマネジメントの基礎概念や主要論点について学ぶ。観光産業に固有のリスクとは何であり、そのリスクとその影響をどのように把握して、どのような対策を講じればよいのか、さらにはリスクが顕在化した際のクライシスマネジメントについての理解を図る。	
授業選択科目 観光事業 形成プロセス	観光産業 ユニット	交通ビジネス (TCP)	ビジネスや企業経営に関する基礎的な学修を踏まえて、観光と密接な関係を持つ交通ビジネスの主要論点について学ぶ。従来、観光産業において交通は目的地に到達するための派生需要として捉えられることがほとんどであったが、最近では観光列車の人気に見られるように本源的需要としても捉える必要が出てきていることに留意しつつ、関連する事例についてマーケティングの視点から検討し、交通ビジネスの現状と課題に対する理解を図る。	
授業選択科目 観光事業 形成プロセス	観光産業 ユニット	観光産業政策 (TCP)	ビジネスや企業経営に関する基礎的な学修を踏まえて、国の成長戦略の柱の一つとして位置づけられ推進されている「観光立国」実現に向けた観光産業政策の主要論点について学ぶ。観光立国推進基本法の前文では「観光は、地域経済の活性化、雇用の機会の増大等国民経済のあらゆる領域にわたりその発展に寄与する」と示されていることから、国土計画の変遷や地域経済活性化等との関わりにも留意しつつ、観光産業政策の現状と課題に対する理解を図る。	
授業選択科目 観光事業 形成プロセス	観光産業 ユニット	観光まちづくり (TCP)	ビジネスや企業経営に関する基礎的な学修を踏まえて、地域や地域住民が主体となり、地域の様々な資源を活かすことによって、交流を促進し、活力あふれるまちを実現するための活動として、日本各地で実践されている観光まちづくりについて、各地の先進事例を通じて考え方とともに、現状と課題を学ぶ。観光まちづくりは日本で誕生した取組みであるが、UNWTOの提唱するサステイナブルツーリズムとも共通していることから、その普遍的な意義についても理解を図る。	
授業選択科目 観光事業 形成プロセス	経営管理 ユニット	人的資源管理 (TCP)	ビジネスや企業経営に関する基礎的な学修を踏まえて、企業における人材マネジメントの概念と理論を学ぶ。とくに、社会の変化は労働市場や雇用形態にどのような影響を与えており、現在の状況に適した人材マネジメントとはどのようなものなのか、さらには、組織目標の達成に向けて個人のモチベーションをどのように高め、その個人の満足の充足を図るのかといった論点を検討しながら、経営者やマネージャーが行う人的資源管理の理解を図る。	
授業選択科目 観光事業 形成プロセス	経営管理 ユニット	マーケティングリサーチ (TCP)	ビジネスや企業経営に関する基礎的な学修を踏まえて、企業におけるマーケティングの諸課題に対する効果的な意思決定に役立てるためのマーケティングリサーチの理論と技法を学ぶ。具体的には、定量調査と定性調査、調査計画の立て方、意思決定と仮説構築・検証、設問の作成、サンプリング、調査の方法の種別と特性、クロス集計、検定、多変量解析の考え方や技法を学ぶとともに、それらの効果的な活用について理解を図る。	
授業選択科目 観光事業 形成プロセス	経営管理 ユニット	企業分析 (TCP)	ビジネスや企業経営に関する基礎的な学修を踏まえて、企業の財政状態や経営成績の動態を的確に把握するための企業分析の理論と技法を学ぶ。具体的には、企業分析に必要な情報の種別・特性、会計・財務データを収集・分析する手法、同業他社との比較や時系列分析を通じて対象企業の特徴と課題を把握する方法を学び、企業分析についての理解を図る。	
授業選択科目 観光事業 形成プロセス	経営管理 ユニット	Business Communication (TCP)	ビジネスや企業経営に関する基礎的な学修を踏まえて、ビジネスメールやプレゼンテーションなど、フォーマルな場での実用的かつ効果的な英語による文書・口頭表現を学ぶ。モデル会話を通して基本的な言い回し、慣用表現、語彙を身につけるとともに、ビジネスにおける様々なシーンを想定したロールプレイを通じて実践力を身につける。さらに、文書・口頭表現だけでなく、様々な場面におけるビジネスマナー、異文化の考え方や発想、制度、慣習に対する理解を図る。	

科目区分		授業科目の名称	講義等の内容	備考
選 業 グ ラ ム 選 取 科 目 （ 形 成 光 事 業	経 営 管 理 ユ ニ ツ ト	Business Negotiation (TCP)	ビジネスや企業経営に関する基礎的な学修を踏まえて、英語でのビジネス交渉の現場で必要となる知識やスキルについて学ぶ。ビジネス交渉の計画立案から合意・契約に至るまでのプロセスの各段階で必要となる知識を学ぶとともに、交渉の場でしばしば直面する状況を想定したロールプレイを通じて実践力を身につける。さらに、英語によるビジネス交渉が異なる文化的背景をもつ人との間で行われることに留意し、異文化交渉の場で遭遇する課題とその解決策についても理解を図る。	
選 業 グ ラ ム 選 取 科 目 （ 形 成 光 事 業	特 殊 講 義	観光事業キャリア形成特殊講義	観光産業、MICE、ディステーションマネジメント、その他の先端的な企業経営および新しいビジネス領域の動向について学ぶ。対象となる企業経営やビジネス領域の動向について理解の前提となる基礎的な概念を学ぶとともに、事例等により新しい動向の特徴点についての理解を図る。また、そのような先端的な企業経営や新しいビジネス領域の動向が、将来のキャリアにどのように関係してくるのかについての理解を図る。	
（ 特 殊 講 義 科 目 ）		観光事業特殊講義	観光産業、MICE、ディステーションマネジメント、その他の先端的な企業経営および新しいビジネス領域の動向について総合的に学ぶ。その際、現状把握と課題発見を重視して、対象となる企業経営やビジネス領域の動向について、ビジネスやマネジメントに関する基礎的な概念や知識を応用しながら学ぶとともに、さらなる成長・発展にとって何が解決すべき課題であるのか、事例等の分析・検討を通じて理解を図る。	
実 習 科 目		インターンシップ	自己の学習分野や研究課題、あるいは将来のキャリアに関係する企業や団体等での実習・体験を通じて、職業意識の形成や自己の能力や適性について確認し、今後のキャリア形成のための課題の明確化を図る。実習では、講義科目や演習科目の履修を通じて習得した知識やスキルを積極的に活用し、様々な組織のあり方やビジネスの実際に対する理解を図る。	
実 習 科 目		フィールドワーク	所定の計画・方法に基づき、観光産業における企業・団体等の協力の下、主として課題発見を目的とした調査活動を行う。調査活動では、講義科目等で学んだ知識やスキルを積極的に活用して分析・検討を行うことにより、観光産業の企業・団体等の経営、あるいは観光事業に関する問題や課題の的確な発見に努めるとともに、それらの問題や課題の本質に対する理解を図る。	実 習 24時間 講 義 6時間
演 習 科 目		リサーチプロジェクトⅠ	演習（ゼミナール）形式により、受講生が自ら設定した研究課題やテーマについて、自ら策定した研究計画に基づき調査・研究を行う。現地調査を含む適切な研究方法を選択した上で、観光産業における企業・団体等の経営、あるいは観光事業に関して、何が解決すべき課題であるのかを明らかにし、それらをどのように解決していくかについて分析・検討を行う。	
演 習 科 目		リサーチプロジェクトⅡ	演習（ゼミナール）形式により、受講生が自ら設定した研究課題やテーマについて、自ら策定した研究計画に基づき調査・研究を行い、研究レポートを作成する。研究レポートでは、観光産業における企業・団体等の経営、あるいは観光事業に関して、現地調査等を通じて明らかになった課題の解決策、あるいは解決に資する知見を提示する。	

(注)

- 1 開設する授業科目の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 2 専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目であって同時に授業を行う学生数が40人を超えることを想定するものについては、その旨及び当該想定する学生数を「備考」の欄に記入すること。
- 3 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の出発定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。

学校法人立命館 設置認可等に関わる組織の移行表

令和5年度				令和6年度				変更の事由	
		入学 定員	編入学 定員	入学 定員	編入学 定員	収容 定員			
立命館大学									
法学部	法学科	720	-	2,880	法学部	法学科	720	-	2,880
経済学部	経済学科	760	-	3,040	経済学部	経済学科	760	-	3,040
経営学部	経営学科	650	-	2,600	経営学部	経営学科	650	-	2,600
	国際経営学科	145	-	580		国際経営学科	145	-	580
産業社会学部	現代社会学科	810	-	3,240	産業社会学部	現代社会学科	810	-	3,240
文学部	人文学科	1,035	-	4,140	文学部	人文学科	1,035	-	4,140
理工学部	電気電子工学科	154	3年次	640	理工学部	電気電子工学科	154	3年次	640
	機械工学科	173	3年次	712		機械工学科	173	3年次	712
	環境都市工学科	166	3年次	672		環境都市工学科	166	3年次	672
	ロボティクス学科	90	3年次	372		ロボティクス学科	90	3年次	372
	数理科学科	97	-	388		数理科学科	97	-	388
	物理科学科	86	3年次	348		物理科学科	86	3年次	348
	電子情報工学科	102	3年次	424		電子情報工学科	102	3年次	424
	建築都市デザイン学科	91	3年次	372		建築都市デザイン学科	91	3年次	372
国際関係学部	国際関係学科	335	-	1,340	国際関係学部	国際関係学科	335	-	1,340
	アメリカン大学・立命館大学国際連携学科	25	-	100		アメリカン大学・立命館大学国際連携学科	25	-	100
政策科学部	政策科学科	410	-	1,640	政策科学部	政策科学科	410	-	1,640
情報理工学部	情報理工学科	475	3年次	1,980	情報理工学部	情報理工学科	475	3年次	1,980
映像学部	映像学科	160	-	640	映像学部	映像学科	240	-	960
薬学部	薬学科	100	-	600	薬学部	薬学科	100	-	600
	創薬科学科	60	-	240		創薬科学科	60	-	240
生命科学部	応用化学科	111	-	444	生命科学部	応用化学科	111	-	444
	生物工学科	86	-	344		生物工学科	86	-	344
	生命情報学	64	-	256		生命情報学	64	-	256
	生命医科学	64	-	256		生命医科学	64	-	256
ロボティクス健康科学部	ロボティクス健康科学科	235	-	940	ロボティクス健康科学部	ロボティクス健康科学科	235	-	940
総合心理学部	総合心理学科	280	-	1,120	総合心理学部	総合心理学科	280	-	1,120
食マネジメント学部	食マネジメント学科	320	-	1,280	食マネジメント学部	食マネジメント学科	320	-	1,280
グローバル教養学部	グローバル教養学科	100	-	400	グローバル教養学部	グローバル教養学科	100	-	400
計		7,904	3年次 86	31,988	計		7,984	3年次 86	32,308
立命館大学大学院									
法学研究科	法学専攻	60	-	120	法学研究科	法学専攻	60	-	120
	法学専攻	10	-	30		法学専攻	10	-	30
経済学研究科	経済学専攻	50	-	100	経済学研究科	経済学専攻	50	-	100
	経済学専攻	5	-	15		経済学専攻	5	-	15
経営学研究科	企業経営専攻	60	-	120	経営学研究科	企業経営専攻	60	-	120
	企業経営専攻	15	-	45		企業経営専攻	15	-	45
社会学研究科	応用社会学専攻	60	-	120	社会学研究科	応用社会学専攻	60	-	120
	応用社会学専攻	15	-	45		応用社会学専攻	15	-	45
文学研究科	人文学専攻	70	-	140	文学研究科	人文学専攻	70	-	140
	人文学専攻	20	-	60		人文学専攻	20	-	60
	行動文化情報学専攻	35	-	70		行動文化情報学専攻	35	-	70
	行動文化情報学専攻	15	-	45		行動文化情報学専攻	15	-	45
理工学研究科	基礎理工学専攻	50	-	100	理工学研究科	基礎理工学専攻	50	-	100
	基礎理工学専攻	6	-	18		基礎理工学専攻	6	-	18
	電子システム専攻	140	-	280		電子システム専攻	140	-	280
	電子システム専攻	8	-	24		電子システム専攻	8	-	24
	機械システム専攻	140	-	280		機械システム専攻	140	-	280
	機械システム専攻	11	-	33		機械システム専攻	11	-	33
	環境都市専攻	120	-	240		環境都市専攻	120	-	240
	環境都市専攻	15	-	45		環境都市専攻	15	-	45
国際関係研究科	国際関係学専攻	60	-	120	国際関係研究科	国際関係学専攻	60	-	120
	国際関係学専攻	10	-	30		国際関係学専攻	10	-	30
政策科学研究科	政策科学専攻	40	-	80	政策科学研究科	政策科学専攻	40	-	80
	政策科学専攻	15	-	45		政策科学専攻	15	-	45
言語教育情報研究科	言語教育情報専攻	60	-	120	言語教育情報研究科	言語教育情報専攻	60	-	120
グローバルコミュニケーション研究科	グローバルコミュニケーション専攻	70	-	140	グローバルコミュニケーション研究科	グローバルコミュニケーション専攻	70	-	140
	グローバルコミュニケーション専攻	5	-	15		グローバルコミュニケーション専攻	5	-	15
ロボティクス健康科学研究科	ロボティクス健康科学専攻	25	-	50	ロボティクス健康科学研究科	ロボティクス健康科学専攻	25	-	50
	ロボティクス健康科学専攻	8	-	24		ロボティクス健康科学専攻	8	-	24
映像研究科	映像専攻	10	-	20	映像研究科	映像専攻	10	-	20
情報理工学研究科	情報理工学専攻	200	-	400	情報理工学研究科	情報理工学専攻	200	-	400
	情報理工学専攻	15	-	45		情報理工学専攻	15	-	45
生命科学研究科	生命科学専攻	150	-	300	生命科学研究科	生命科学専攻	150	-	300
	生命科学専攻	15	-	45		生命科学専攻	15	-	45
先端総合学術研究科	先端総合学術専攻	30	-	150	先端総合学術研究科	先端総合学術専攻	30	-	150
薬学研究科	薬科学専攻	20	-	40	薬学研究科	薬科学専攻	20	-	40
	薬科学専攻	3	-	9		薬科学専攻	3	-	9
	薬学専攻	3	-	12		薬学専攻	3	-	12
人間科学研究科	人間科学専攻	65	-	130	人間科学研究科	人間科学専攻	65	-	130
	人間科学専攻	20	-	60		人間科学専攻	20	-	60
食マネジメント研究科	食マネジメント専攻	20	-	40	食マネジメント研究科	食マネジメント専攻	20	-	40
	食マネジメント専攻	3	-	9		食マネジメント専攻	3	-	9
法務研究科	法曹養成専攻	70	-	210	法務研究科	法曹養成専攻	70	-	210
経営管理研究科	経営管理専攻	80	-	160	経営管理研究科	経営管理専攻	80	-	160
	経営管理専攻	35	-	70		経営管理専攻	35	-	70
教職研究科	実践教育専攻	35	-	70	教職研究科	実践教育専攻	35	-	70
	実践教育専攻	1,937	-	4,254		実践教育専攻	2,007	-	4,294
計		1,937	-	4,254	計		2,007	-	4,294
立命館アジア太平洋大学									
アジア太平洋学部	アジア太平洋学科	510	2年次 5 3年次 5	2,065	アジア太平洋学部	アジア太平洋学科	510	2年次 5 3年次 5	2,065
国際経営学部	国際経営学科	610	2年次 5 3年次 5	2,465	国際経営学部	国際経営学科	610	2年次 5 3年次 5	2,465
サステイナビリティ観光学部	サステイナビリティ観光学科	350	-	1,400	サステイナビリティ観光学部	サステイナビリティ観光学科	350	-	1,400
計		1,470	2年次 10 3年次 10	5,930	計		1,470	2年次 10 3年次 10	5,930
立命館アジア太平洋大学大学院									
アジア太平洋研究科	アジア太平洋学専攻	15	-	30	アジア太平洋研究科	アジア太平洋学専攻	15	-	30
	アジア太平洋学専攻	10	-	30		アジア太平洋学専攻	10	-	30
	国際協力政策専攻	45	-	90		国際協力政策専攻	45	-	90
経営管理研究科	経営管理専攻	40	-	80	経営管理研究科	経営管理専攻	40	-	80
	経営管理専攻	110	-	230		経営管理専攻	110	-	230
計		110	-	230	計		110	-	230

1. 書類等の題名

「校地校舎等の図面」 1 ページ
都道府県内における位置関係の図面

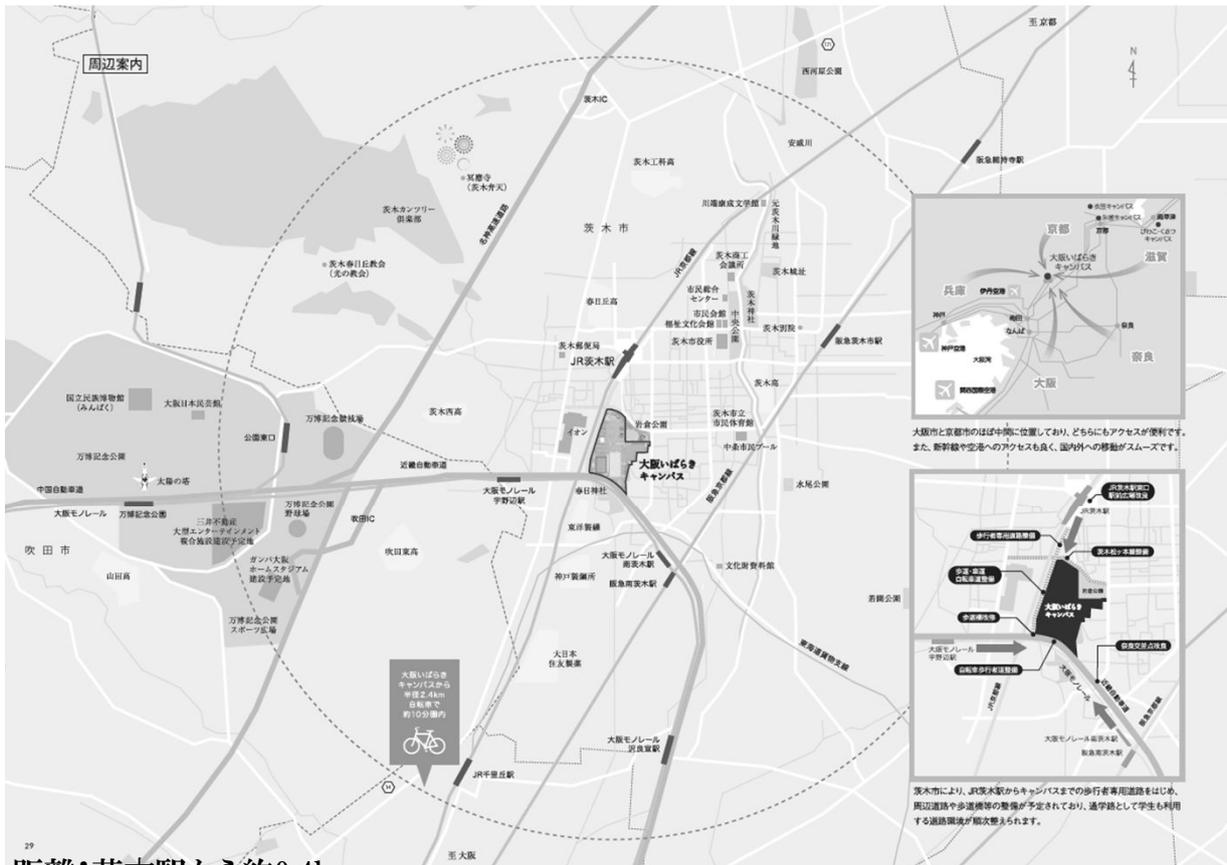
2. 引用元

Yahoo! 地図
<https://map.yahoo.co.jp/>

3. 説明

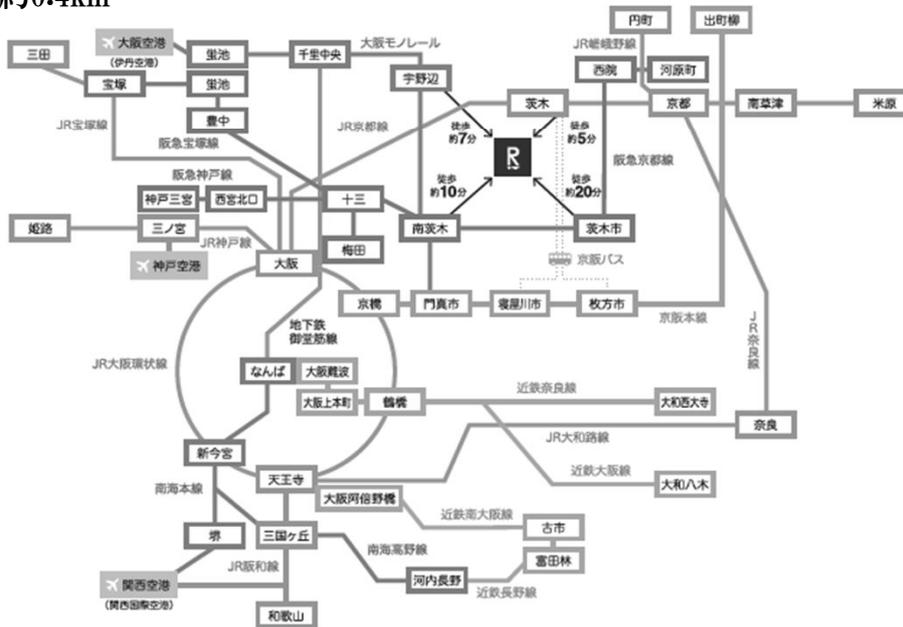
地図中の大阪いらばきキャンパスと大阪梅田キャンパスの位置を印して、注釈を付けた。

大阪いばらきキャンパス 最寄りの駅からの距離や交通機関がわかる図面



距離：茨木駅から約0.4km

アクセス



京都・滋賀方面から

- ① JR京都駅～JR茨木駅(所要時間:17分)
京都駅 新快速 12分 高槻駅 快速 5分 茨木駅
- ② JR米原駅～JR茨木駅(所要時間:72分)
米原駅 新快速 67分 高槻駅 快速 5分 茨木駅

神戸・姫路方面から

- ① JR三ノ宮駅～JR茨木駅(所要時間:41分)
三ノ宮駅 快速 41分 茨木駅
- ② 阪急西宮北口～阪急南茨木駅(所要時間:24分)
西宮北口駅 快速 9分 十三駅 快速 15分 南茨木駅
- ③ JR姫路駅～JR茨木駅(所要時間:72分)
姫路駅 新快速 61分 大阪駅 快速 11分 茨木駅

大阪南部・和歌山方面から

- ① JR和歌山駅～JR茨木駅(所要時間:92分)
和歌山駅 快速 81分 大阪駅 快速 11分 茨木駅
- ② 南海電鉄河内長野駅～JR茨木駅(所要時間:48分)
河内長野駅 快速 24分 新今宮駅 快速 13分 大阪駅 快速 11分 茨木駅

大阪市内方面から

- ① JR大阪駅～JR茨木駅(所要時間:11分)
大阪駅 快速 11分 茨木駅
- ② 阪急梅田駅～阪急南茨木駅(所要時間:18分)
梅田駅 快速 18分 南茨木駅
- ③ JR天王寺駅～JR茨木駅(所要時間:26分)
天王寺駅 快速 15分 大阪駅 快速 11分 茨木駅

門真・枚方・寝屋川方面から

- ① 大阪モノレール
門真駅 13分 南茨木駅
- ② 京阪/ス
枚方市駅 約40分 JR茨木 約50分 JR茨木東口

奈良方面から

- ① 近畿大和宮大寺駅～JR茨木駅(所要時間:49分)
大和宮大寺駅 快速 23分 橿原駅 普通 15分 大阪駅 快速 11分 茨木駅
- ② 近畿大和八木駅～JR茨木駅(所要時間:54分)
大和八木駅 快速 28分 橿原駅 普通 15分 大阪駅 快速 11分 茨木駅
- ③ JR奈良駅～JR茨木駅(所要時間:61分)
奈良駅 快速 50分 大阪駅 快速 11分 茨木駅

サテライトキャンパス：大阪梅田キャンパス 最寄り駅からの距離、交通機関及び所用時間がわかる図面



距離：JR 大阪駅から約 0.5km

アクセス方法

JR 大阪駅	南口	徒歩5分
阪急電車 梅田駅	中央改札口	徒歩5分
阪神電車 梅田駅	東改札口	徒歩3分
地下鉄御堂筋線 梅田駅	南改札口	徒歩3分
地下鉄谷町線 東梅田駅	北東改札口	徒歩1分

- JR 大阪駅 南口より徒歩5分
- 阪急 梅田駅 2階中央改札口より徒歩5分
- 阪神 梅田駅 東改札口より徒歩3分
- 地下鉄谷町線 東梅田駅 北東改札口より徒歩1分
- 地下鉄御堂筋線 梅田駅 南改札口より徒歩3分

立命館 大阪梅田キャンパス

立 命 館 大 学 大 学 院 学 則 変 更 案

[令和6（2024）年4月1日施行]

(令和5（2023）年1月27日理事会決定)

学 校 法 人 立 命 館

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、立命館大学学則第6条第2項にもとづき、大学院に関する事項を定める。

(目的)

第2条 本大学院は、立命館建学の精神および教学理念に則り、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥をきわめ、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院のうち、専門職大学院は、学術の理論および応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うことを目的とする。

3 各研究科の教育研究上の目的は、各研究科則に定める。

(大学院の課程)

第3条 本大学院に、修士課程、博士課程および専門職学位課程を置く。

2 博士課程は、前期2年および後期3年の課程に区分し、またはこの区分を設けないものとする。

3 区分を設けるものは、博士課程の前期2年の課程を博士課程前期課程、後期3年の課程を博士課程後期課程とする。

4 区分を設けないものは、標準修業年限5年の一貫制博士課程と標準修業年限4年の4年制博士課程とする。

5 博士課程前期課程は、修士課程として取り扱う。

6 専門職学位課程のうち、第5条第2号に定める法務研究科を法科大学院、教職研究科を教職大学院とする。

(課程の目的)

第4条 修士課程および博士課程前期課程（以下「修士課程等」という。）は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな

学識を養うことを目的とする。

3 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うことを目的とする。

4 専門職学位課程のうち、法科大学院は、専ら法曹養成のための教育を、教職大学院は専ら小学校、中学校、高等学校および中等教育学校（以下「小学校等」という。）の高度の専門的な能力および優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする。

（研究科および専攻）

第5条 本大学院に、次表の研究科および専攻を置く。

(1) 大学院

研究科名	専攻名	課程の別
法学研究科	法学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
経済学研究科	経済学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
経営学研究科	企業経営専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
社会学研究科	応用社会学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
文学研究科	人文学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
	行動文化情報学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
理工学研究科	基礎理工学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
	電子システム専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
	機械システム専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
	環境都市専攻	博士課程前期課程

		博士課程後期課程
国際関係研究科	国際関係学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
政策科学研究科	政策科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
言語教育情報研究科	言語教育情報専攻	修士課程
テクノロジー・マネジメント研究科	テクノロジー・マネジメント専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
映像研究科	映像専攻	修士課程
情報理工学研究科	情報理工学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
生命科学研究科	生命科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
先端総合学術研究科	先端総合学術専攻	一貫制博士課程
薬学研究科	薬科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
	薬学専攻	4年制博士課程
人間科学研究科	人間科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
食マネジメント研究科	食マネジメント専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程

(2) 専門職大学院

研究科名	専攻名	課程の別
法務研究科	法曹養成専攻	専門職学位課程
経営管理研究科	経営管理専攻	専門職学位課程
	観光マネジメント専攻	専門職学位課程
教職研究科	実践教育専攻	専門職学位課程

(入学定員および収容定員)

第6条 本大学院の入学定員および収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	入学定員	収容定員
法学研究科	法学専攻	博士課程前期課程	60	120
		博士課程後期課程	10	30
経済学研究科	経済学専攻	博士課程前期課程	50	100
		博士課程後期課程	5	15
経営学研究科	企業経営専攻	博士課程前期課程	60	120
		博士課程後期課程	15	45
社会学研究科	応用社会学専攻	博士課程前期課程	60	120
		博士課程後期課程	15	45
文学研究科	人文学専攻	博士課程前期課程	70	140
		博士課程後期課程	20	60
	行動文化情報学専攻	博士課程前期課程	35	70
		博士課程後期課程	15	45
	小計	—	140	315
理工学研究科	基礎理工学専攻	博士課程前期課程	50	100
		博士課程後期課程	6	18
	電子システム専攻	博士課程前期課程	140	280
		博士課程後期課程	8	24
	機械システム専攻	博士課程前期課程	140	280
		博士課程後期課程	11	33
	環境都市専攻	博士課程前期課程	120	240
		博士課程後期課程	15	45
小計	—	490	1020	
国際関係研究科	国際関係学専攻	博士課程前期課程	60	120
		博士課程後期課程	10	30
政策科学研究科	政策科学専攻	博士課程前期課程	40	80
		博士課程後期課程	15	45
言語教育情報研究科	言語教育情報専攻	修士課程	60	120

テクノロジー・マネジメント研究科	テクノロジー・マネジメント専攻	博士課程前期課程	70	140
		博士課程後期課程	5	15
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	博士課程前期課程	25	50
		博士課程後期課程	8	24
映像研究科	映像専攻	修士課程	10	20
情報理工学研究科	情報理工学専攻	博士課程前期課程	200	400
		博士課程後期課程	15	45
生命科学研究科	生命科学専攻	博士課程前期課程	150	300
		博士課程後期課程	15	45
先端総合学術研究科	先端総合学術専攻	一貫制博士課程	30	150
薬学研究科	薬科学専攻	博士課程前期課程	20	40
		博士課程後期課程	3	9
	薬学専攻	4年制博士課程	3	12
人間科学研究科	人間科学専攻	博士課程前期課程	65	130
		博士課程後期課程	20	60
食マネジメント研究科	食マネジメント専攻	博士課程前期課程	20	40
		博士課程後期課程	3	9
法務研究科	法曹養成専攻	専門職学位課程	70	210
経営管理研究科	経営管理専攻	専門職学位課程	80	160
		観光マネジメント専攻	専門職学位課程	70
	小計	—	150	300
教職研究科	実践教育専攻	専門職学位課程	35	70
合計			2,007	4,394

第2章 大学院および研究科の運営

(研究科委員会または研究科教授会)

第7条 各研究科に研究科委員会または研究科教授会（以下単に「研究科委員会」という。）を置く。

2 研究科委員会に関する事項は次条に定めるもののほか、各研究科委員会規程または各研

究科教授会規程に定める。

(研究科委員会の審議事項等)

第8条 研究科委員会は、次の事項を審議し、学長に対して意見を述べる。

- (1) 大学院の研究科、専攻課程の新設、増設、廃止、変更に関する事項
- (2) 大学院学則および大学院諸規程の制定、改廃に関する事項
- (3) 教員の人事に関する事項
- (4) 学科課程、授業および学力考査に関する事項
- (5) 学位論文審査に関する事項
- (6) 授業科目担当者に関する事項
- (7) 学生の入学、修了および学位の授与に関する事項
- (8) 学生の補導に関する事項
- (9) 学生の定数に関する事項
- (10) 学校法人および大学の諸規程において、研究科委員会の議を経ることを要すると定められた事項

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長および研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長および研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 研究科長は、研究科を代表し、研究科委員会の議決を執行する。

(大学院学位委員会)

第9条 本大学院に、大学院学位委員会を置く。

2 大学院学位委員会の組織および運営に関し必要な事項は、立命館大学大学院学位委員会規程に定める。

(大学院教学委員会)

第9条の2 本大学院に、大学院教学委員会を置く。

2 大学院教学委員会の組織および運営に関し必要な事項は、大学院教学委員会規程に定める。

第3章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第10条 本大学院は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

- 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識および能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう、適切に配慮する。
- 3 専門職大学院は、教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成する。
- 4 専門職大学院は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。
- 5 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成およびそれらの見直しは、第10条の4に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

(資格課程)

第10条の2 教育職員免許状他の資格を得ようとする者のために、特に指定する資格課程を置く。

(超創人財育成プログラム)

第10条の3 本大学院に、超創人財育成プログラムを置く。

- 2 超創人財育成プログラムの授業科目およびプログラムの修了要件等については、超創人財育成プログラム規程に定める。
- 3 本大学院に、超創人財育成プログラム推進委員会を置く。
- 4 超創人財育成プログラム推進委員会の組織および運営に関し必要な事項は、超創人財育成プログラム推進委員会規程に定める。

(教育課程連携協議会)

第10条の4 専門職大学院が産業界等と連携して教育課程を編成し、教育の円滑かつ効果的な実施を図るために、教育課程連携協議会を設ける。

- 2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。ただし、専攻分野の特性その他の当該専門職大学院における教育の特性により適当でないと認められる場合は、第3号に掲げる者を置かないことができる。

(1) 学長または当該専門職大学院に置かれる研究科(学校教育法第100条ただし書に規定する組織を含む。)の長(第4号および次項において「学長等」という。)が指名する教員またはその他の職員

(2) 当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者または当該職業に関連する事業

を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者

- (3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者またはその他の地域の関係者
- (4) 当該専門職大学院を置く大学の教員およびその他の職員以外の者であって学長等が必要と認める者

3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとする。

- (1) 産業界等との連携による授業科目の開設およびその他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- (2) 産業界等との連携による授業の実施ならびにその他の教育課程の実施に関する基本的な事項およびその実施状況の評価に関する事項
(授業科目)

第11条 授業科目は、各研究科則に定める科目区分に分類して配置する。

- 2 授業科目は、必修科目、選択科目および自由科目に分けて体系的に配置する。
(カリキュラム適用)

第12条 教育課程、授業科目、履修方法、単位認定および修了に関する事項（以下「カリキュラム」という。）については、入学時に適用したカリキュラムを修了まで適用する。

- 2 転入学にあつては転入学先、再入学にあつては再入学先の同じ回生に適用されるカリキュラムを適用する。
- 3 転籍にあつては転籍先、専攻内異動にあつては専攻内異動先の同じ回生に適用されるカリキュラムを適用する。

第13条 削除

第4章 授業、研究指導および成績評価

(授業および研究指導)

第14条 大学院の教育は、授業科目の授業および研究指導によって行う。ただし、専門職大学院にあつては、授業科目の授業によって行う。

(授業科目および研究指導の担当者の決定)

第15条 授業科目および研究指導の担当者は、立命館大学大学院担当教員選考基準に基づき、科目適合性および教育研究上の指導能力を考慮し、研究科委員会の議を経て研究科長が決定する。

(教育方法の特例)

第16条 次の各号に掲げる研究科、専攻および課程は、研究科委員会が教育上特別の必要があると認めた場合、夜間その他特定の時間または時期において授業および研究指導を行うことがある。

- (1) 言語教育情報研究科 言語教育情報専攻 修士課程
- (2) テクノロジー・マネジメント研究科 テクノロジー・マネジメント専攻 博士課程
前期課程
- (3) 人間科学研究科 人間科学専攻 博士課程前期課程
- (4) 経営管理研究科 経営管理専攻 専門職学位課程
- (5) 経営管理研究科 観光マネジメント専攻 専門職学位課程
- (6) 薬学研究科 薬学専攻 博士課程
- (7) 教職研究科 実践教育専攻 専門職学位課程

(授業科目履修の特例)

第17条 研究科委員会が教育上必要と認めた場合は、修士課程等、一貫制博士課程または専門職学位課程に在学する学生は、学部の授業科目を履修することができる。

- 2 研究科委員会が教育上必要と認めた場合は、博士課程後期課程または4年制博士課程に在学する学生は、修士課程等または学部の授業科目を履修することができる。
- 3 前2項の規定により修得した単位は、修了に必要な単位数に算入しない。

(成績評価基準等の明示等)

第18条 授業および研究指導の方法および内容ならびに1年間の授業および研究指導の計画は、学生に対してあらかじめ明示する。

- 2 学修の成果および学位論文に係る評価ならびに修了の認定にあたっては、客観性および厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行う。

(授業を行う学生数)

第19条 1の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とする。

(授業の方法)

第20条 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用により行う。

2 研究科委員会が必要と認めた場合には、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

3 研究科委員会が必要と認めた場合には、大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件（平成15年文部科学省告示第43号）にもとづき、第1項の授業の一部を、校舎および附属施設以外の場所（外国を含む。）で行うことがある。

（単位計算方法）

第21条 各授業科目の単位数は、1単位あたり45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果および授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

(1) 講義および演習については、研究科委員会の定めるところにより毎週1時間から2時間までの範囲で、15週の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習および実技については、研究科委員会の定めるところにより毎週2時間から3時間までの範囲で、15週の授業をもって1単位とする。

(3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じて、前2号に規定する基準を考慮して、研究科委員会の定める時間の授業をもって1単位とする。

（各授業科目の授業期間）

第22条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行う。ただし、研究科委員会が必要と認めた場合には、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことがある。

（成績評価）

第23条 授業科目の成績評価は、A+、A、B、C、PまたはFで行い、A+、A、B、CおよびPを合格、Fを不合格とする。

2 前項の成績評価は、A+は100点法では90点以上、Aは同80点台、Bは同70点台、Cは同60点台およびFは同60点未満とし、Pは特定の科目における合格とする。

3 前2項は、他研究科の授業科目を履修した場合および入学する前に本大学院の科目等履修生制度により授業科目を修得した単位を認定する場合についても適用する。

4 第1項および第3項にかかわらず、他大学院等において修得した単位を認定する場合は、Tとする。

（単位の授与および単位の認定）

第24条 授業科目を履修し、授業科目毎に実施する試験に合格した者には、所定の単位を

与える。

2 単位の授与および単位の認定は、研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

3 授与または認定した単位の取消しは行わない。ただし、法務研究科については、研究科教授会の議を経て、授与または認定した単位の取消しを行うことがある。

(自由科目)

第25条 自由科目の単位数は、修了に必要な単位数に算入しない。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第26条 本大学院は、授業、研究指導の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究を実施する。

第5章 修士課程等、博士課程後期課程、一貫制博士課程および4年制博士課程

第1節 修士課程等の修了要件等

(標準修業年限)

第27条 修士課程等の標準修業年限は2年とする。

(在学年限)

第28条 修士課程等の在学年限は4年とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第28条の2 前条にかかわらず、職業を有しているために、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを学生が申し出たときは、研究科委員会の議を経て、研究科長が在学年限を上限として、その計画的な履修を許可することがある。

(在学期間の短縮)

第28条の3 第38条の規定により、研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を、本大学院において修得したものとみなす場合であって、現に在籍している課程の教育課程の一部を修得したものとみなす場合は、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことがある。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(修了要件)

第29条 修士課程等の修了要件は、現に在籍している課程に標準修業年限以上在学し、各研究科則に定めるところに従って30単位以上修得し、必要な研究指導を受けたうえ、現

に在籍している課程の目的に応じ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、在籍中に優れた業績を上げた者については、現に在籍している課程に1年以上在学すれば足りる。

第2節 博士課程後期課程の修了要件等

(標準修業年限)

第30条 博士課程後期課程の標準修業年限は3年とする。

(在学年限)

第31条 博士課程後期課程の在学年限は6年とする。

(修了要件)

第32条 博士課程後期課程の修了要件は、現に在籍している課程に標準修業年限(第53条第2号に該当する者のうち、法科大学院を修了した者にあつては2年)以上在学し、各研究科則に定めるところに従って単位を修得し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出し、審査および試験に合格することとする。

2 前項の規定にかかわらず、在籍中に優れた研究業績を上げた者の在学期間に関しては、現に在籍している課程に1年(第53条第1号または第2号に該当する者のうち、標準修業年限が1年以上2年未満の修士課程等を修了したものおよび標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了したものにあっては、標準修業年限から当該1年以上2年未満の期間(2年を限度とする。)を減じた期間とする。ただし、優れた業績により修士課程等を在学1年以上で修了した者にあつては、標準修業年限から当該修士課程等における在学期間(2年を限度とする。)を減じた期間とする。)以上在学すれば足りる。

第3節 一貫制博士課程の修了要件等

(標準修業年限)

第33条 一貫制博士課程の標準修業年限は5年とする。

(在学年限)

第34条 一貫制博士課程の在学年限は10年とする。

(在学期間の短縮)

第34条の2 第38条の規定により、研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を、現に在籍している課程において修得したものとみなす場合であつて、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院に在学したものとみなすことがある。

2 前項の規定は、第53条に該当する者については、第35条第1項に規定する博士課程における在学期間（第35条第1項の規定により博士課程における在学期間に含む修士課程における在学期間を除く。）については、適用しない。

（修了要件）

第35条 一貫制博士課程の修了要件は、現に在籍している課程に標準修業年限以上在学し、各研究科則に定めるところに従って30単位以上修得し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出し、審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、在籍中に優れた研究業績を上げた者については、3年（第53条第1号に該当する者にあつては、当該修士課程等における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りる。

2 前項の規定にかかわらず、第53条第1号に該当する者のうち、標準修業年限が1年以上2年未満の修士課程等を修了したものの在学期間については当該1年以上2年未満の期間（2年を限度とする。）に3年を加えた期間とし、優れた業績により修士課程等を在学1年以上で修了したものの在学期間については、当該修士課程等における在学期間（2年を限度とする。）に3年を加えた期間とする。ただし、在籍中に優れた研究業績を上げた者については、3年（修士課程等における在学期間（2年を限度とする。）を含む。）以上在学すれば足りる。

3 前2項にかかわらず、第53条第2号または第3号に該当する者については、3年（第53条第2号に該当する者のうち法科大学院の課程を修了した者については2年）以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出し、審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、在籍中に優れた研究業績をあげた者については、1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りる。

第4節 4年制博士課程の修了要件等

（標準修業年限）

第35条の2 4年制博士課程の標準修業年限は4年とする。

（在学年限）

第35条の3 4年制博士課程の在学年限は8年とする。

（在学期間の短縮）

第35条の4 前条の規定にかかわらず、研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を、現に在籍している課程において修得したもの

とみなす場合であって、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院に在学したものとみなすことがある。

(修了要件)

第35条の5 4年制博士課程の修了要件は、現に在籍している課程に標準修業年限以上在学し、各研究科則に定めるところに従って30単位以上修得し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出し、審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、在籍中に優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りる。

第5節 単位認定等

(研究指導の委託)

第36条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院または研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることがある。ただし、修士課程等の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えてはならない。

(他の大学院または本大学の他の研究科における授業科目の履修)

第37条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。）もしくは本大学の他の研究科の授業科目または学校教育法第105条にもとづき大学院が編成する特別の課程（以下「特別の課程」という。）を履修させることがある。

- 2 前項の規定により授業科目または特別の課程を履修して修得した単位は、現に在籍している課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。
- 3 前項の規定により授業科目を履修して修得した単位は、15単位を超えない範囲で、修了の要件となる単位とみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第38条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に、大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位および特別の課程を履修して修得した単位を含む。）を、現に在籍している課程に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位は、転入学の場合を除き、現に在籍している課程において修得した単位以外のものについては、15単位を超えない範囲で、修了の要件となる単位とみなすことができる。
- 3 第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位のうち、現に在籍している課程において修得した単位については、15単位を超えない範囲で、修了の要件となる単位とみなすことができる。

(本大学院において修得したものとみなすことができる単位の上限)

第38条の2 第37条および第38条第2項により本大学院において修得したものとみなすことのできる単位は、合わせて20単位を超えない範囲で、修了の要件となる単位としてみなすことができる。

(単位認定)

第39条 前2条にもとづく単位の認定は、研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

第6章 専門職学位課程

第1節 専門職学位課程の修了要件等

(標準修業年限)

第40条 専門職学位課程の標準修業年限は2年とする。ただし、法務研究科の標準修業年限は3年とする。

(在学年限)

第41条 専門職学位課程の在学年限は4年とする。ただし、法務研究科の在学年限は5年とする。

2 前項に規定する在学年限については、第43条の規定により在学したとみなされる期間を除いた期間とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第41条の2 前条にかかわらず、職業を有しているために、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを学生が申し出たときは、研究科委員会の議を経て、研究科長が在学年限を上限として、その計画的な履修を許可することができる。

(修了要件)

第42条 専門職学位課程の修了要件は、現に在籍している課程に標準修業年限以上在学し、各研究科則に定めるところに従って30単位以上修得し、その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

2 前項の規定にかかわらず、法務研究科の修了要件は、法務研究科に標準修業年限以上在学して、法務研究科則に定めるところに従って98単位以上修得し、課程を修了することとする。

3 第1項にかかわらず、教職研究科の修了要件は、教職研究科に標準修業年限以上在学し、教職研究科研究科則に定めるところに従って48単位以上（高度の専門的な能力および優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関

係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。) 修得し、課程を修了することとする。

- 4 前項にかかわらず、教育上有益と認めるときは、教職研究科に入学する前に小学校等または特別支援学校の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、実習により修得する単位の全部または一部を免除することができる。この場合において、教職研究科の修了要件は、教職研究科に標準修業年限以上在学し、教職研究科研究科則に定めるところに従って、48単位から免除した単位を差し引いた単位以上修得し、課程を修了することとする。

(在学期間の短縮)

第43条 第48条の規定により本専門職大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。)を現に在籍している課程において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して現に在籍している課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で本専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことがある。ただし、この場合においても、当該専門職学位課程に少なくとも1年(法務研究科については2年)以上在学しなければならない。

- 2 法務研究科が、前項の規定により本法務研究科に在学したものとみなすことができる期間は、1年を超えない範囲とする。
- 3 前2項の在学したものとみなす期間については、研究科委員会の議を経て研究科長が決定する。

(法学既修者)

第44条 法務研究科は、本法務研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認めた者(以下「法学既修者」という。)については、第42条第2項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で本法務研究科が認める期間在学し、同項に規定する単位については35単位を超えない範囲で、本法務研究科が認める単位を修得したものとみなすことがある。

- 2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことができる期間は、前条第2項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えてはならない。
- 3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことができる単位数は、第47条および第48条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて35単位を超えてはならない。ただし、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成14

年法律第139号)第6条第1項の認定を受けた法曹養成連携協定(以下「認定法曹養成連携協定」という。)を締結している大学の課程(本法務研究科以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。以下「認定連携法曹基礎課程」という。)から入学した場合は、51単位を超えないものとする。

第2節 単位認定等

(授業の方法等)

第45条 第20条に定めるもののほか、専門職大学院の目的を達成しうる実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査または双方向もしくは多方向に行われる討論もしくは質疑応答その他適切な方法により授業を行う。

2 研究科委員会が必要と認めた場合には、第20条第1項および前項に定める授業について、多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

(専門職大学院の履修科目の登録の上限)

第46条 学生が1年間または1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を各研究科則に定める。

(他の大学院または本大学の他の研究科における授業科目の履修)

第47条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、他の大学院(外国の大学院を含む。)もしくは本大学の他の研究科の授業科目または特別の課程を履修させることがある。

2 前項の規定により授業科目または特別の課程を履修して修得した単位は、本専門職大学院が修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で、現に在籍している課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

3 前項の規定にかかわらず、法務研究科において、第1項の規定により授業科目を履修して修得した単位は、35単位を超えない範囲で、本法務研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

(入学前の既修得単位の認定)

第48条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本専門職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位および特別の課程を履修して修得した単位を含む。)を、本専門職大学院に入学した後の現に在籍している課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位であって、転入学の場合を除き、

現に在籍している研究科において修得した単位以外のものは、前条第2項の規定により現に在籍している課程において修得したものとみなす単位と合わせて、本専門職大学院が修了要件として定める単位数の2分の1を超えてはならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、法務研究科において、第1項の規定により修得したものとみなすことがある単位であって、現に在籍している研究科において修得した単位以外のものは、前条第3項の規定により本法務研究科において修得したものとみなす単位と合わせて35単位を超えてはならない。ただし、認定連携法曹基礎課程から入学した場合は、51単位を超えないものとする。
- 4 第1項の規定により修得したものとみなすことがある単位のうち、現に在籍している課程において修得した単位については、30単位を超えてはならない。
- 5 教職研究科において、転入学の場合を除き、第1項の規定により修得したものとみなす単位は、前条第2項の規定により本教職研究科において修得したものとみなす単位および第42条第4項の規定により免除する単位数と合わせて、修了要件として定める単位数の2分の1を超えてはならない。

(単位認定)

第49条 前2条にもとづく単位の認定は、研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

(研究科則)

第49条の2 第3章から第6章に定めるものの他、各研究科の授業科目、修了に必要な単位数および単位認定等については、各研究科則に定める。

第7章 学位

(学位)

第50条 学位および学位の授与に関する事項については、立命館大学学位規程による。

第8章 入学

(入学時期)

第51条 入学時期は、毎年4月または9月とする。

(修士課程等、一貫制博士課程または専門職学位課程の入学資格)

第52条 修士課程等、一貫制博士課程または専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学を卒業した者と同等以上の学力を有する者として、学校教育法施行規則第155条第1項に規定された者

(3) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、各研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたる者
（博士課程後期課程の入学資格）

第53条 博士課程後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 専門職学位を有する者
- (3) 修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力を有する者として、学校教育法施行規則第156条に規定された者
（4年制博士課程の入学資格）

第53条の2 4年制博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 6年制薬学部を卒業した者
- (2) 修士（薬学系）の学位を有する者
- (3) 前2号の者と同等以上の学力を有する者として、学校教育法施行規則第156条に規定されたもの
（修士課程等または専門職学位課程の転入学資格）

第54条 修士課程等または専門職学位課程に転入学することのできる者は、転入学試験要項に定める。

（一貫制博士課程3年次の転入学資格）

第55条 一貫制博士課程3年次に転入学することのできる者は、第53条各号のいずれかに該当する者とする。

（再入学の資格）

第56条 退学または除籍となった研究科に再入学することのできる者は、退学または除籍となった学期の最終日の翌日から起算して2年以内のものとする。ただし、第28条、第31条、第34条、第35条の3および第41条に規定する在学年限を超えて除籍となった者または第91条第1項により退学となった者は、再入学することはできない。

（入学等の出願）

第57条 入学、転入学または再入学（以下「入学等」という。）を志願する者は、指定の期日までに、入学願書に第75条に定める入学検定料および立命館大学入学の出願および入学手続に関する規程（以下「入学の出願等に関する規程」という。）に定める書類を添

えて願ひ出なければならぬ。

- 2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入学検定料を徴収しない。
 - (1) 再入学試験を受験する場合
 - (2) 出願時において本大学院の修士課程または専門職学位課程を修了見込みの者が、修了する学期の最終日の翌日以降1年以内に博士課程後期課程、4年制博士課程または一貫制博士課程3年次に入学するための入学試験を受験する場合
 - (3) 本大学院の修士課程または専門職学位課程を修了した者が、修了した学期の最終日の翌日以降1年以内に前号の入学試験を受験する場合
 - (4) 大使館推薦または大学推薦による国費外国人留学生の場合
 - (5) 「スーパーグローバル大学創成支援事業」の採択大学を対象とする国費外国人留学生の場合
 - (6) 大学その他の団体との間で協定等により不徴収について合意している場合

3 入学志願に関する事項は、入学の出願等に関する規程に定める。

(選考)

第58条 入学志願者は、別に定める方法により選考し、研究科委員会の議を経て、研究科長が合格者を決定する。

- 2 研究科長は、前項の合格者に合格の通知を行う。
- 3 入学志願者の選考に関し必要な事項は、毎年度、入学等の試験要項に定める。

(入学手続)

第59条 前条第2項の合格の通知を受けた者は、入学の出願等に関する規程に定めるところにより、所定の期日までに入学手続書類を提出するとともに、所定の納付金を納めなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第9章 休学、復学、転籍、留学、退学および除籍

(休学)

第60条 病気その他やむを得ない理由により継続して2か月以上就学することができない者は、休学を願ひ出ることができる。

- 2 休学を願ひ出た者に対して、学長が休学を許可することがある。
- 3 学長は、病気のため就学することが適当でないと認められる者に対して、休学を命ずることができる。
- 4 休学期間は、継続して2年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度

として、その期間を延長して許可することがある。

- 5 休学期間は、通算して3年を超えることができない。ただし、一貫制博士課程においては、通算して5年まで休学することができる。
- 6 前項の規定にかかわらず、第1項の願い出の理由が、学長が決定した緊急災害による場合は、休学期間は前項の通算3年（一貫制博士課程においては通算5年）に含めない。
- 7 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第61条 休学している者が復学を願い出たときは、学長が復学を許可することがある。

(転籍)

第62条 本大学院の学生で、第5条で規定する他の研究科または専攻のうち、現に在籍している研究科または専攻と第52条、第53条、第53条の2および第55条に定める入学資格が同一の研究科または専攻に転籍を志願する者については、転籍先の研究会委員会で選考のうえ、転籍元および転籍先の研究科委員会の議を経て、学長が許可することがある。

- 2 転籍前に修得していた単位の認定は、転籍先の研究科委員会の議を経て、転籍先の研究科長が決定する。

(留学)

第63条 留学とは、外国の大学院またはこれに相当する高等教育機関もしくは研究機関で、協定または合意にもとづき、1学期相当以上にわたり正規の授業科目を履修し、もしくは研究指導を受け、または研究に従事することをいう。

- 2 留学を志願する者に対して、教育上有益と認めるときは、学長が留学を許可する。
- 3 留学期間は、在学期間に算入する。

(退学)

第64条 退学を願い出た者に対して、学長が退学を許可することがある。

(除籍)

第65条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。ただし、第6号に該当する者にあつては、教学委員会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 授業料、在籍料または特別在学料を納めない者
- (2) 第28条、第31条、第34条、第35条の3および第41条に規定する在学年限を超えた者
- (3) 第60条第5項に規定する休学期間を超えてなお復学しない者
- (4) 休学期間終了日までに所定の手続をとらなかった者
- (5) 死亡した者

(6) 修業の見込みがないと認められた者

(7) 法務研究科に在学する者で、同一年次において、再度進級条件を満たさなかった者
(その他の手続)

第66条 この学則に定めるもののほか、休学、復学、転籍、留学、退学および除籍の手続については、立命館大学学籍に関する規程に定める。

第10章 外国人留学生、科目等履修生、特別聴講学生、研修生、研究生、専修生、
特別研究学生および外国人研究生

(外国人留学生)

第67条 大学院教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学した外国人で正規課程に在籍する者を外国人留学生とする。

(科目等履修生)

第68条 本大学院における授業科目の履修を志願する者があるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、研究科長が科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生に関する事項は、立命館大学科目等履修生規程に定める。

(聴講生)

第68条の2 本大学院の授業科目の聴講を志願する者があるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、研究科長が聴講生として許可することがある。

2 聴講生に関する事項は、立命館大学聴講生規程に定める。

(特別聴講学生)

第69条 他の大学院等(外国の大学院を含む。)との協定にもとづき、本大学院の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、研究科長が特別聴講学生として許可することがある。

2 特別聴講学生に関する事項は、立命館大学特別聴講学生規程に定める。

(研修生)

第70条 本大学院の修士または専門職の学位を得た者で、さらに研究を継続し、本大学の研究施設を利用しようとするものがあるときは、研究科委員会において選考のうえ、研究科長が研修生として許可することがある。

2 研修生に関する事項は、立命館大学大学院研修生規程に定める。

(研究生)

第71条 本大学院の博士の学位を得た者、博士課程後期課程または一貫制博士課程もしくは4年制博士課程に標準修業年限以上在学したうえで、各研究科則に定める履修要件を満

たし退学した者で、さらに研究を継続し、本大学の施設を利用しようとするものがあるときは、研究科委員会において選考のうえ、研究科長が研究生として許可することがある。

2 研究生に関する事項は、立命館大学大学院研究生規程に定める。

(専修生)

第72条 本専門職大学院において専門職学位を得た者で、学習を継続するため本大学の施設を利用しようとするものがあるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、研究科長が専修生として許可することがある。

2 専修生に関する事項は、立命館大学大学院専修生規程に定める。

(特別研究学生)

第73条 他の大学院等（外国の大学院等を含む。）との協定にもとづき、本大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、研究科長が特別研究学生として許可することがある。

2 特別研究学生に関する事項は、立命館大学大学院特別研究学生規程に定める。

(外国人研究生)

第74条 次の各号に掲げる者で、本大学院における授業科目の履修または研究指導を志願する者があるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、研究科長が外国人研究生として許可することがある。

(1) 国費外国人留学生

(2) 中国政府大学院留学生派遣（共同育成）プログラムによる留学生

(3) アフガニスタン人材育成プロジェクトによる留学生

(4) 独立行政法人国際交流基金が支援する訪日研究プログラムによる留学生

(5) 日墨戦略的グローバル・パートナーシップ研修計画による留学生

(6) サウジアラビア王国政府派遣留学プログラムによる留学生

(7) 公益財団法人日本台湾交流協会奨学金留学生制度による留学生

2 外国人研究生に関する事項は、立命館大学大学院外国人研究生規程に定める。

第11章 授業料等納付金および手数料

(入学検定料)

第75条 入学検定料は、納付金等別表1—1のとおりとする。

(入学金)

第76条 入学する者は、納付金等別表2—1に定める入学金を納めなければならない。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入学金を徴収しない。

- (1) 学校法人立命館の設置する大学または大学院（以下「設置大学」または「設置大学院」という。）を卒業または修了した者が、本大学院に入学する場合
- (2) 第52条第3号に該当する者として、設置大学から引き続き本大学院に入学する場合
- (3) 設置大学院の博士課程後期課程、一貫制博士課程または4年制博士課程において博士論文以外の修了要件を満たし退学した者が、本大学院に入学する場合
(授業料)

第77条 学生は、在籍する研究科および年次に応じて、春学期授業料および秋学期授業料を学期ごとに納めなければならない。ただし、9月に入学した者の授業料は、春学期授業料を秋学期の授業料とし、秋学期授業料を春学期の授業料とする。

- 2 前項の授業料は、修士課程等は納付金等別表3—1、博士課程後期課程は納付金等別表3—2、一貫制博士課程は納付金等別表3—3、専門職学位課程は納付金等別表3—4、4年制博士課程は納付金等別表3—5に定める。
- 3 前項にかかわらず、在学期間（第43条により在学とみなされる期間を除く。）が各課程の標準修業年限を超えた者および第44条に定める法学既習者で在学期間（第43条および第44条により在学とみなされる期間を除く。）が2年を超えた者の授業料は、前項に定める額の半額とする。
- 4 前2項にかかわらず、第28条の2および第41条の2の規定により長期にわたる教育課程の履修を許可された者（以下「長期履修生」という。）の学期ごとの授業料は、納付金等別表3—6に定める。ただし、長期履修が許可された学期を延長する場合は、延長した学期の授業料は、標準修業年限で納める学期ごとの授業料の半額とし、長期履修が許可された期間を短縮する場合は、既に納めた授業料と標準修業年限で納める授業料の総額との差額を納めることとする。
- 5 第2項および第3項にかかわらず、専門職学位課程経営管理研究科において在学期間（第43条により在学とみなされる期間を除く。）が標準修業年限を超えた者の固定授業料は、納付金等別表3—4に定める額の半額とする。
- 6 第2項および第3項にかかわらず、博士課程後期課程、一貫制博士課程または4年制博士課程において博士論文以外の修了要件を満たした者の授業料は、学期につき100,000円とする。

(実習費)

第78条 特定の科目または課程を履修する者は、立命館大学学費等の納付に関する規程に定める実習費を納めなければならない。

(在籍料)

第79条 休学中の者は、当該期間中（休学を開始した学期を含む。）は、授業料に代えて納付金等別表4—1に定める在籍料を学期ごとに納めなければならない。

(特別在学料)

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、授業料に代えて納付金等別表4—2に定める特別在学料を学期ごとに納めなければならない。

- (1) 他大学院との協定にもとづく学位取得プログラムにおいて本大学院から当該他大学院に留学している者であって、当該他大学院に対する学費の納付を要するもの（同プログラムにより本大学院に入学または転入学した者を除く。）
- (2) 博士課程後期課程、一貫制博士課程または4年制博士課程において学位申請を行い、学位審査のために標準修業年限を超えて次学期も在学する者

第80条の2 削除

(科目等履修料等)

第81条 科目等履修生に許可された者は、科目等履修生登録料を所定の期日までに納めなければならない。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、科目等履修生登録料を徴収しない。

- (1) 文化遺産防災学教育プログラムを履修する場合
- (2) リサーチ・アドバイザー（政策科学研究科）として履修する場合
- (3) 大学院早期履修プログラムを履修する場合
- (4) 大学院進学プログラムを履修する場合
- (5) Study in Kansai Programを履修する場合
- (6) プラクティカム・アドバイザー（テクノロジー・マネジメント研究科）として履修する場合
- (7) 大学その他の団体との間で協定等により不徴収について合意している場合

3 科目等履修生は、納付金等別表5—1に定める科目等履修料を所定の期日までに納めなければならない。

4 前項にかかわらず、第2項第2号、第3号、第4号、第6号または第7号のいずれかに該当する場合は、科目等履修料を徴収しない。

(聴講料等)

第81条の2 聴講生に許可された者は、聴講生登録料を所定の期日までに納めなければな

らない。

2 聴講生は、納付金等別表 5—1—2 に定める聴講料を所定の期日までに納めなければならない。

3 前 2 項にかかわらず、大学その他の団体との間で協定等により合意している場合は、聴講生登録料および聴講料を徴収しない。

(手数料の金額等)

第81条の3 科目等履修生登録料および聴講生登録料の金額および納付に関する事項は、立命館大学手数料規程に定める。

(特別履修料)

第82条 特別聴講学生に許可された者は、納付金等別表 5—2 に定める特別履修料を納めなければならない。

2 前項にかかわらず、大学その他の団体との間で協定等により合意している場合は、特別履修料を徴収しない。

(研修料)

第83条 研修生に許可された者は、納付金等別表 5—3 に定める研修料を納めなければならない。

(研究料)

第84条 研究生に許可された者は、納付金等別表 5—4 に定める研究料を納めなければならない。

(専修料)

第85条 専修生に許可された者は、納付金等別表 5—5 に定める専修料を納めなければならない。

(外国人研究料)

第86条 外国人研究生に許可された者は、納付金等別表 5—6 に定める外国人研究料を納めなければならない。

2 前項にかかわらず、大学推薦による国費外国人留学生および中国政府大学院留学生派遣(共同育成)プログラムの留学生については、外国人研究料を徴収しない。

(納付金等の減免)

第87条 第57条、第76条、第77条、第79条および第80条にかかわらず、入学検定料、入学金、授業料、在籍料および特別在学料の一部または全額を免除することがある。

2 前項については、非常災害による修学困難者に対する立命館大学学費減免規程、立命館

大学外国人留学生授業料減免規程および立命館大学災害救助法適用地域の受験生に対する入学検定料免除規程に定める。

(納付金等の納付)

第88条 入学検定料、入学金、授業料、実習費、在籍料、特別在学料、科目等履修料、聴講料、特別履修料、研修料、研究料、専修料および外国人研究料の納付に関する事項は、立命館大学学費等の納付に関する規程に定める。

(納付金等の返還)

第89条 既に納めた入学検定料、入学金、授業料、実習費、在籍料、特別在学料、科目等履修料、聴講料、特別履修料、研修料、研究料、専修料および外国人研究料は、返還しない。

2 前項にかかわらず、次の期日までに入学辞退を願い出た場合は、既に納めた授業料に限り返還する。

(1) 4月入学予定者 入学予定の前年度3月31日まで

(2) 9月入学予定者 入学予定の当年度9月25日まで

3 第1項にかかわらず、9月25日までに退学または除籍となった場合は、当年度の秋学期以降の授業料に相当する既納額を、3月31日までに退学または除籍となった場合は、次年度の春学期以降の授業料に相当する既納額を返還する。

4 第1項にかかわらず、科目等履修生または聴講生が春学期に秋学期分を含む科目等履修料または聴講料を納め、秋学期の受講登録において秋学期の受講科目を取り消した場合は、取り消した科目数に相当する既納額を返還する。

第12章 賞罰

(表彰)

第90条 学生として表彰に価する行為があった者は、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第91条 本大学の規定に違反し、学生の本分に反する行為をした者は、研究科委員会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、退学、停学および戒告とする。

3 停学期間は、在学期間に算入し、標準修業年限に算入しない。ただし、停学期間が3か月以内の場合には、標準修業年限に算入することができる。

4 懲戒に関する手続は、立命館大学学生懲戒規程に定める。

第13章 改廃

(変更)

第92条 この学則の変更は、研究科委員会、大学協議会および常任理事会の議を経て、理事会が決定する。ただし、一部の研究科のみに関する変更については、他の研究科の研究科委員会の議を経ることを要しない。

附 則

本学則は、昭和29年4月1日から実施する。

附 則（文学研究科、地理学専攻増設に伴う改正）

本学則は、昭和31年4月1日から適用する。

附 則

本学則は、昭和32年4月1日から施行する。

附 則（文学研究科修士課程、英文学専攻および同博士課程東洋文学思想専攻増設に伴う改正）

本学則は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和39年4月1日から施行する。ただし、昭和38年度以前の経済学研究科の入学者については従前の例による。

附 則

本学則は、昭和40年4月1日から施行する。ただし、昭和39年度以前の文学研究科の入学者については従前の例による。

附 則（経営学研究科修士・博士課程ならびに理工学研究科博士課程増設に伴う改正）

本学則は、昭和41年4月1日から施行する。ただし、昭和40年度以前の経済学研究科ならびに理工学研究科の入学者については従前の例による。

附 則（法学研究科修士課程の履修規定変更ならびに文学研究科修士課程の科目変更に伴う改正）

本学則は、昭和42年4月1日から施行する。ただし、昭和41年度以前の法学研究科ならびに文学研究科の入学者については従前の例による。

附 則（法学研究科修士課程の専攻科目ならびに文学研究科修士課程の英文学専攻科目変更に伴う改正）

この学則は、昭和43年4月1日から適用する。ただし、昭和42年度以前の法学研究科の

入学者については、従前の例による。

附 則（昭和44年6月27日総則・職員組織・委託生・研修生の項ならびに文学研究科修士課程科目の改正）

この学則は、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和44年9月12日理工学研究科修士課程科目の改正）

この学則は、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和44年12月12日経営学研究科博士および修士課程の規定改正）

この学則は、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和45年4月10日理工学研究科修士課程中応用化学専攻科目の改正）

この学則は、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（昭和45年11月13日規程第117号立命館大学大学院奨学金貸与規程設定に伴う改正）

この学則は、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（経済学研究科修士課程ならびに理工学研究科修士課程の履修科目の整理と単位数の改正）

この学則は、昭和46年4月1日より適用する。ただし、第25条は昭和45年度入学生からこれを適用する。

附 則（社会学研究科の設置と各研究科修士課程又は博士課程の履修科目の整理と単位数の改正）

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（文学研究科修士課程の研究指導の設置と履修科目の整理と単位数の改正ならびに博士課程東洋文学思想専攻の履修科目の整理と単位数の改正）

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。ただし、昭和47年度の文学研究科の入学者からこれを適用する。

附 則（経済学研究科修士課程ならびに博士課程科目の改正）

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日より施行する。ただし、第30条第2項は、昭和44年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（経営学研究科修士課程および博士課程専攻の科目変更に伴う改正）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（理工学研究科土木工学専攻の科目の一部改正）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月25日社会学研究科修士課程の社会問題調査実習の単位数の改正）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年6月20日文部省令第28号による大学院設置基準の制定ならびに文学研究科史学専攻博士課程、理工学研究科土木工学専攻博士課程（後期課程）増設に伴う改正）

1 （施行期日）

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

2 （文学研究科修士課程日本史学専攻・西洋史学専攻の存続に関する経過措置）

本大学院文学研究科修士課程日本史学専攻及び西洋史学専攻は、本大学院学則第4条の規定にかかわらず、昭和54年3月31日に当該研究科の専攻に在学する者が当該研究科の専攻に在学なくなる日または昭和57年3月31日までの間、存続するものとする。

3 （文学研究科修士課程日本史学専攻・西洋史学専攻の学生定員）

本大学院文学研究科修士課程日本史学専攻及び西洋史学専攻の学生定員は本大学院学則第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	課程	専攻名	入学定員	総定員	
			昭和54年度以降	昭和54年度	昭和55年度以降
文学研究科	修士課程	日本史学専攻	0人	15人	0人
		西洋史学専攻	0人	15人	0人

附 則（昭和55年3月14日理工学研究科機械工学専攻の科目の一部改正）

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年5月16日教職課程に関する条文の新設に伴う改正）

この学則は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（1982年4月9日法学研究科のカリキュラムの一部改正）

この学則は、1982年4月1日から施行するものとし、同年度入学の院生より適用する。

附 則（1983年2月25日応用化学専攻カリキュラムの変更に伴う改正）

この学則は、1983年4月1日から施行し、同年度入学の者より適用する。

附 則（1986年5月30日外国人留学生の受入れおよび本学学生の外国留学を促進する政策の具体化に伴う改正）

この学則は、1986年4月1日から適用する。

附 則（1989年1月27日理工学研究科電気工学専攻および機械工学専攻カリキュラム改訂に伴う変更）

この学則は、1989年4月1日から施行し、電気工学専攻においては同年度入学院生から、機械工学専攻においては1988年度入学院生からこれを適用する。

附 則（1989年3月29日法学研究科の外国人留学生の受け入れに伴う変更）

この学則は、1989年4月1日から施行する。

附 則（1989年3月29日文学研究科修士課程英米文学専攻の科目変更に伴う変更）

この学則は、1989年4月1日から施行する。ただし、1988年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1989年6月23日大学院改革に伴う変更）

この学則は、1989年4月1日から適用する。

附 則（1989年6月23日経営学研究科カリキュラムの一部変更に伴う変更）

この学則は、1990年4月1日から施行する。

附 則（1989年7月28日文学研究科心理学専攻、英米文学専攻博士課程新設および各研究科高等学校専修教育職員免許中学校専修教育職員免許新設に伴う変更）

この学則は、1990年4月1日から施行する。

附 則（1989年10月27日各研究科高等学校専修教育職員免許再課程認定申請、中学校専修教育職員免許申請に伴う変更）

この学則は、1990年4月1日から施行する。

付 則（1989年12月22日経済学研究科カリキュラムの一部変更に伴う変更）

この学則は、1991年4月1日から施行する。

付 則（1989年12月22日理工学研究科土木工学専攻カリキュラム改定に伴う変更）

この学則は、1990年4月1日から施行する。

附 則（1990年3月9日理工学研究科電気工学専攻カリキュラム改訂に伴う変更）
この学則は、1989年4月1日から適用する。但し、1989年度入学院生から適用する。

附 則（1990年3月30日社会学研究科カリキュラムの一部変更に伴う変更）
この学則は、1991年4月1日より施行する。ただし、博士課程後期課程については、1993年度入学生から適用する。

附 則（1990年3月30日文学研究科心理学専攻、英米文学専攻博士課程後期課程新設に伴う変更）
この学則は、1990年4月1日から施行する。

附 則（1990年7月27日理事会議案第26号①及び1991年3月20日文部省認可による理工学研究科数学専攻、情報工学専攻修士課程新設に伴う変更）
この学則は、1991年4月1日から施行する。

附 則（1990年7月27日理事会議案第26号②及び1991年3月25日文部省認可による理工学研究科数学専攻、情報工学専攻修士課程新設および各専攻高等学校専修教育職員免許中学校専修教育職員免許新設に伴う変更）
この学則は、1991年4月1日から施行する。

附 則（1990年9月28日経営学研究科履修規定の一部変更にともなう変更）
この学則は、1991年4月1日から施行する。

附 則（1990年11月30日理事会議案第41号及び1991年3月20日文部省認可による理工学研究科物理学・応用化学・電気工学・機械工学・土木工学各専攻収容定員の一部分改正）
この学則は、1991年4月1日から施行する。

附 則（1991年3月29日経済・経営・文学研究科履修規定の変更に伴う改正）
この学則は、1991年4月1日から施行する。

附 則（1991年3月29日理工学研究科情報工学専攻新設のための補正申請に伴う改正）
この学則は、1991年4月1日から施行する。

附 則（1991年7月26日学位規則の一部を改正する文部省令にもとづく変更）
この学則は、1991年7月1日から適用する。

附 則（1991年10月25日理事会議案第32号及び1992年3月19日文部省認可による国際関係研究科修士課程国際関係学専攻新設及び1989年9月1日及び1991年7月1日大学院設置基準の一部改正及び1989年9月1日学校教育法施行規則の一部改正に伴

う変更)

この学則は、1992年4月1日から施行する。

付 則 (1992年4月10日国際関係研究科国際関係コース主要科目追加に伴う変更)

この学則は、1992年4月1日から適用する。

付 則 (1992年7月24日本学他研究科の単位を認定するための変更)

この学則は、1992年9月21日から施行する。

附 則 (1992年11月27日本学他研究科等の単位を認定するための変更)

この学則は、1993年4月1日から施行する。

附 則 (1993年1月22日学位論文審査委員に関する規程の明文化に伴う変更)

この学則は、1992年12月25日から施行する。

附 則 (1993年3月12日経営学研究科履修規定の一部変更のための変更)

この学則は、1993年4月1日から施行する。

附 則 (1993年4月9日経済学研究科規定の一部変更による変更)

この学則は、1993年4月1日から適用する。

附 則 (1993年5月28日理工学研究科数学専攻、情報工学専攻博士課程設置に伴う変更)

この学則は、1993年4月1日から施行する。

附 則 (1993年6月11日法学研究科博士課程前期課程に専修コースを設置することおよび同コースに「飛び級」制度を新設することならびに他の大学院等で履修した科目の認定単位数の変更を行うことに関する一部変更)

この学則は、1994年4月1日から施行する。

附 則 (1993年6月11日外国の大学院の単位を認定するための一部変更)

この学則は、1993年4月1日から適用する。

附 則 (1993年9月10日入学資格の変更に伴う教職課程履修制限の廃止、及び法学・経済学・社会学・文学研究科高等学校専修教育職員免許「地理歴史」「公民」の課程認定申請に伴う変更)

この学則は、1994年4月1日から施行する。

附 則 (1993年9月10日理工学研究科博士課程前期課程に「飛び級」制度を新設することの変更を行うことに関する一部変更)

この学則は、1994年4月1日から施行する。

附 則 (1994年3月25日理事会議案第114号および1994年3月16日文部大臣認可に

よる理工学研究科修士課程数理科学専攻、物質理工学専攻、環境社会工学専攻および情報システム学専攻ならびに国際関係研究科博士課程国際関係学専攻設置等に伴う変更)

- 1 この学則は、1994年4月1日から施行する。
- 2 理工学研究科博士課程前期課程数学専攻、物理学専攻、応用化学専攻、電気工学専攻、機械工学専攻、土木工学専攻および情報工学専攻は学生募集を停止し、変更後の学則の規定にかかわらず、1994年3月31日に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 (1995年3月24日大学院法学研究科科目の増設および履修方法の変更等に伴う一部変更)

この学則は、1995年4月1日から施行する。ただし、1994年度以前の入学者にも適用する。

附 則 (1993年11月12日理工学研究科教職課程認定申請(専修免許)に伴う一部変更)

この学則は、1994年4月1日から施行する。

附 則 (1995年5月26日理事会議案第16号及び1995年12月22日文部大臣認可による理工学研究科博士課程後期課程総合理工学専攻設置に伴う変更)

- 1 この学則は、1996年4月1日から施行する。
- 2 理工学研究科博士課程後期課程数学専攻、物理学専攻、応用化学専攻、電気工学専攻、機械工学専攻、土木工学専攻および情報工学専攻は学生募集を停止し、変更後の学則の規定にかかわらず、1996年3月31日に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 (1996年2月23日入学資格の変更、修士論文審査委員数の弾力化、各研究科設置科目等の変更に伴う変更)

この学則は、1996年4月1日から施行する。ただし、1995年度以前の入学者にも適用する。なお、第1章6条および第14条にかかわる変更については1996年2月1日から施行する。

附 則 (1996年9月13日政策科学研究科における免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請に伴う変更)

この学則は、1997年4月1日から施行する。

附 則 (1996年12月19日文部大臣認可による政策科学研究科政策科学専攻修士課程

設置、1997年3月28日経営学研究科設置科目再編および科目等履修生制度創設にともなう変更、社会保障法分野の研究を促進するための変更)

この学則は、1997年4月1日から施行する。

なお、第29条については、1996年度入学者にも適用する。

附 則 (1997年9月26日修士論文指導を強化するための変更)

この学則は、1997年9月26日から施行し、1997年度入学者から適用する。

附 則 (1998年2月27日社会学研究科博士課程前期課程に「飛び級」制度を新設すること、法学研究科のコース名称を変更すること、ならびに法学研究科と理工学研究科の国際化促進および社会学研究科の学系統合等による設置科目変更等にともなう変更)

この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、第1章第6条に係わる変更については、1998年2月1日から適用する。

附 則 (1999年2月26日理事会議案第62号1998年12月22日文科大臣承認による政策科学研究科政策科学専攻博士課程後期課程設置にともなう変更)

この学則は1999年4月1日から施行する。

付 則 (1999年2月26日文学研究科人文総合科学インスティテュート関連科目を新設することに伴う一部変更)

この学則は、1999年4月1日から施行する。

附 則 (1999年2月26日政策科学研究科政策科学専攻博士課程前期課程カリキュラム改革に伴う一部変更)

この大学院学則は1999年4月1日から施行する。

附 則 (1999年12月22日文科大臣認可による法学研究科(博士課程前期課程)、経営学研究科(博士課程前期課程・後期課程)、社会学研究科(博士課程前期課程・後期課程)の、収容定員変更にとともなう変更)

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則 (2000年3月21日国際関係研究科における免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請に伴う変更)

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則 (2000年2月25日政策科学研究科政策科学研究専攻博士課程前期課程カリキュラムの見直しに伴う一部変更)

この大学院学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2000年3月24日国際関係研究科における免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請に伴う変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2000年3月24日理工学研究科カリキュラム改訂に伴う変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2000年3月24日入学資格の緩和、および法学研究科、国際関係研究科、政策科学研究科、理工学研究科のカリキュラム改革にともなう変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2000年3月24日文部大臣認可による応用人間科学研究科および理工学研究科フロンティア理工学専攻の設置にともなう変更）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2000年9月29日社会学研究科への社会福祉士課程設置に伴う改正）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2000年12月22日大学院政策科学研究科科目名表の別表化に伴う変更）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2000年12月21日文部大臣認可による応用人間科学研究科および理工学研究科フロンティア理工学専攻の設置にともなう変更）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2001年3月23日経済学研究科博士課程前期課程カリキュラム改訂に伴う一部変更）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2001年3月23日四大学履修交流科目設置に伴う変更）

本学則は、2001年4月1日から施行する。ただし、その一部については2000年度以前入学者にも別途定めるところによりその一部を適用する。

附 則（2001年3月23日社会学研究科への社会福祉士課程設置に伴う改正）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2001年3月23日大学院政策科学研究科科目名表の別表化に伴う変更）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2002年3月29日経済学研究科博士課程前期課程カリキュラム改訂に伴う一

部変更)

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則 (2002年3月29日経営学研究科企業経営専攻博士課程前期課程カリキュラム改革に伴う変更)

この学則は、2002年4月1日から施行する。その一部については2001年度以前入学者にも別途定めるところにより適用する。

附 則 (2002年3月29日社会学研究科カリキュラム改革に伴う一部変更)

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則 (2002年3月29日文学研究科博士課程前期課程、後期課程におけるカリキュラム改訂に伴う一部変更)

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則 (2002年3月29日国際関係研究科における特別演習の単位数変更と関西四大学履修交流科目の設置に伴う変更)

この学則は、2002年4月1日から施行する。ただし、2001年度入学者より適用する。

附 則 (2002年5月24日社会学研究科カリキュラム改革に伴う一部変更)

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則 (2002年5月24日文部科学大臣認可による先端総合学術研究科および言語教育情報研究科の設置に伴う変更)

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則 (2002年10月17日中央省庁改革に伴う一部改正)

この学則は、2002年10月17日から施行し、2001年1月6日から適用する。

附 則 (2002年12月6日領域名称の変更およびカリキュラム改革に伴う変更)

本規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則 (2003年3月7日経済学研究科Master's Program in Economic Development新設に伴う科目の変更)

この学則は、2003年3月7日より施行し、2002年9月26日から適用する。

附 則 (2003年3月7日言語教育情報研究科設置のための補正申請に伴う一部変更)

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則 (2003年3月7日国際産業工学特別コースの科目変更に伴う改訂)

本規程は、2003年3月7日から施行し、2003年4月1日から適用する。

附 則 (2003年3月14日応用人間科学研究科カリキュラム改革にともなう特別演習

の単位数変更による学則の一部変更)

本規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則 (2003年3月28日法学研究科法政専修コース法務実習プログラムの多様な展開に伴う一部変更)

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則 (2003年3月28日標準修業年限1年以上2年未満の博士課程前期(修士)課程を設けることを可能とすることに伴う一部変更)

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則 (2003年3月28日大学院設置基準の一部改正に伴う変更)

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則 (2003年3月28日経営学研究科博士課程前期課程の2003年度企業派遣大学院生受け入れ等に伴う一部変更)

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、第29条別表當院—1に規定する科目および単位については、2001年度以前の入学者にも別途定めるところにより適用する。

附 則 (2003年3月28日社会学研究科博士課程前期課程の特別演習I・特別研究および社会福祉士課程社会援助技術現場実習の単位変更に伴う一部変更)

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、社会福祉士課程科目については2001年度入学者より適用する。

附 則 (2003年3月28日国際関係研究科博士課程前期課程カリキュラム改革に伴う一部変更)

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、第37条別表国—1に規定する科目および単位については、2002年度以前の入学者にも別途定めるところにより適用する。

附 則 (2003年3月28日政策科学研究科博士課程前期課程カリキュラム改革に伴う一部変更)

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則 (2003年3月28日応用人間科学研究科修士課程カリキュラム改革に伴う特別演習の単位数の一部変更)

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則 (2004年1月16日経営学研究科の統計学科目充実に伴う一部科目名称変更および企業協定プログラム実施の新規科目開設に伴う一部変更)

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則（2004年1月16日政策科学研究科JDSによる留学生受入れに伴う科目の設置等に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則（2004年1月16日理工学研究科MOT（技術経営）関連、博士課程後期課程国際産業工学特別コースおよび関西四大学履修交流の新規科目科設置に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日より施行する。

附 則（2004年1月16日国際関係研究科プログラム科目の変更に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日より施行する。

附 則（2004年3月12日理工学研究科MOT（技術経営）関連科目の一部変更、およびSTARC寄付講座の科目追加に伴う変更）

この学則は、2004年4月1日より施行する。

附 則（2004年3月26日理事会第71号および2004年2月18日文部科学大臣届出受理による法学研究科法学専攻の設置ならびに公法専攻および民事法専攻の学生募集停止に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則（2004年3月26日理事会第71号および2003年11月27日文部科学大臣認可による法科大学院（専門職学位課程）設置に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則（2004年5月28日理事会議案第11号および2004年6月16日文部科学省届出によるテクノロジー・マネジメント研究科設置に伴う変更）

この学則は、2005年4月1日より施行する。

附 則（2004年7月23日理工学研究科情報システム学専攻の高等学校教諭専修免許（情報）およびテクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻の高等学校教諭専修免許（商業・工業）の課程認定申請に伴う一部変更）

この学則は、2005年4月1日より施行する。

附 則（2005年1月14日理工学研究科MOT（技術経営）関連科目の削除に伴う変更）

この学則は、2005年4月1日より施行する。

附 則（2005年1月14日国際関係研究科基幹科目およびプログラム科目の一部変更、地域研究科目の1科目削除に伴う変更）

この学則は、2005年4月1日より施行する。

附 則（2005年1月14日応用人間科学研究科カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2005年4月1日より施行する。

附 則（2005年1月14日言語教育情報研究科科目変更に伴う変更）

この学則は、2005年4月1日より施行する。

附 則（2005年1月14日テクノロジー・マネジメント研究科カリキュラム構成変更および科目名称変更に伴う一部変更）

この学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則（2005年1月28日法学部履修交流科目制度発足に伴う一部変更）

この学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則（2005年3月4日プログラム内容に即した科目内容の再編に伴う変更）

この学則は、2005年4月1日より施行する。

附 則（2005年3月4日文学研究科博士課程前期課程哲学専攻改革に伴う別表の変更）

この学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則（2005年3月25日文学研究科人文学専攻および理工学研究科博士課程前期課程設置に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2006年4月1日から施行する。
- 2 文学研究科博士課程前期課程哲学専攻、心理学専攻、日本文学専攻、東洋思想専攻、英米文学専攻、史学専攻および地理学専攻、ならびに博士課程後期課程西洋哲学専攻、心理学専攻、日本文学専攻、東洋文学思想専攻、英米文学専攻、史学専攻および地理学専攻は学生募集を停止し、変更後の学則の規定にかかわらず2006年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 理工学研究科博士課程前期課程数理科学専攻、物質理工学専攻、環境社会工学専攻および情報システム学専攻は学生募集を停止し、学則の規定にかかわらず2006年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（2005年5月27日経営管理研究科設置に伴う一部変更）

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2005年7月15日文学研究科人文学専攻、理工学研究科基礎理工学専攻・創造理工学専攻・情報理工学専攻の設置に係る教職課程認定申請に伴う、大学院学則の一部変更）

- 1 この学則は、2006年4月1日より施行する。
- 2 以下に掲げる研究科・専攻にあつては、存続している間取得できる教育職員免許状の種

類および教科は以下の通りとする。

文学研究科 哲学専攻

高等学校専修免許公民

中学校専修免許社会

文学研究科 心理学専攻

高等学校専修免許公民

中学校専修免許社会

文学研究科 日本文学専攻

高等学校専修免許国語

中学校専修免許国語

文学研究科 東洋思想専攻

高等学校専修免許国語

中学校専修免許国語

文学研究科 英米文学専攻

高等学校専修免許英語

中学校専修免許英語

文学研究科 史学専攻

高等学校専修免許地理歴史

中学校専修免許社会

文学研究科 地理学専攻

高等学校専修免許地理歴史

中学校専修免許社会

理工学研究科 数理科学専攻

高等学校専修免許数学

高等学校専修免許理科

中学校専修免許数学

中学校専修免許理科

理工学研究科 物質理工学専攻

高等学校専修免許理科

高等学校専修免許工業

中学校専修免許理科

理工学研究科 環境社会工学専攻

高等学校専修免許理科

高等学校専修免許工業

中学校専修免許理科

理工学研究科 情報システム学専攻

高等学校専修免許数学

高等学校専修免許工業

高等学校専修免許情報

中学校専修免許数学

附 則（2005年7月15日理事会議案第27号および2005年11月9日文部科学省届出によるテクノロジー・マネジメント研究科博士課程後期課程設置に伴う一部変更）

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年1月27日立命館大学学則に学費額を記載することに伴い、立命館大学大学院学則の記載方法を合わせる。また、立命館大学および立命館アジア太平洋大学から本学大学院へ入学する場合の入学金の取扱い変更および立命館大学の2006年度学費額変更に伴い一部変更する。）

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年3月3日経済学研究科改革に伴うコース名変更）

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年3月3日国際関係研究科カリキュラム改革にともなう一部変更）

本規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年3月3日政策科学研究科カリキュラム改革にともなう科目変更）

この学則は2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年3月10日応用人間科学研究科カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2006年4月1日から施行し、2005年度の入学生から適用する。

附 則（2006年3月24日大学院入学資格に関する学校教育法施行規則第70条の改正に伴う入学資格の追加と一部変更、ならびに博士課程の修了要件に標準修業年限を1年以上2年未満とした博士課程前期課程または修士課程を修了した者、専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者および専門職学位課程を修了した者を追加することに伴う変更）

この学則は2006年4月1日から施行し、2006年度入学者から適用する。

附 則（2006年3月24日大学院共通科目設置に伴う変更）

この学則は、2006年4月1日より施行する。

附 則（2006年3月24日法学研究科・経営学研究科・政策科学研究科カリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年3月24日公務研究科公共政策専攻設置に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2006年7月21日 理工学研究科一貫制博士課程フロンティア理工学専攻の廃止に伴う一部変更）

1 この学則は、2007年4月1日から施行する。

2 理工学研究科フロンティア理工学専攻は学生募集を停止し、変更後の学則の規定にかかわらず、2007年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（2006年10月13日大学院の共同修士学位制度への特別在学料適用に伴う変更）

この学則は、2006年10月13日から施行し、2006年9月26日から適用する。

附 則（2006年11月24日大学院設置基準の一部改正、編入学、転学の制度運用、および2007年度学費額変更に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年3月2日単位互換制度の整理に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行し、2007年度入学者から適用する。ただし、「連合大学院による教員養成高度化京都モデル」の「単位互換に関する協定書」に基づく「単位互換履修科目」については2006年度以前入学者にも適用する。

附 則（2007年3月2日社会学研究科カリキュラム改革ならび社会調査士課程および専門社会調査士課程設置等に伴う一部変更）

この学則は2007年4月1日から施行する。ただし、2006年度以前の入学生の適用範囲は、社会学研究科履修要項に定める。

附 則（2007年3月2日文学研究科人文学専攻教育人間学専修博士課程後期課程の設置に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年3月2日理工学研究科フロンティア理工学プログラム設置に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年3月2日国際関係研究科博士課程前期課程カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年3月2日応用人間科学研究科カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日より施行する。ただし、2006年度以前の入学者にも適用する。

附 則（2007年3月2日言語教育情報研究科カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日より施行し、2006年度入学生から遡及適用する。

附 則（2007年3月2日単位互換制度の整理に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行し、2007年度入学者から適用する。ただし、「連合大学院による教員養成高度化京都モデル」の「単位互換に関する協定書」に基づく「単位互換履修科目」については2006年度以前入学者にも適用する。

附 則（2007年3月23日法学研究科博士課程前期課程におけるコース再編に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年3月23日政策科学研究科博士課程後期課程における単位制度の導入に伴う一部変更）

この学則は2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年3月23日テクノロジー・マネジメント研究科の履修要件の変更に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年3月23日公務研究科における「1年修了コース」設置に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年11月30日2008年度学費額変更に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月28日 京都教育大学大学院連合教職実践教育研究科に連合大学院として協力することによる一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月28日 社会調査士課程および専門社会調査士課程設置の本則へ

の明記、字句の統一および産業社会学部履修交流科目の廃止にともなう一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則 (2008年3月28日 総合理工学院の設置にともなう一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則 (2008年3月28日 政策科学研究科「リサーチプロジェクト」(前期課程)の運営・編成方法の変更に伴う一部変更、およびカリキュラム改革にもとづく科目の新設、廃止に伴う学則別表の一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則 (2008年3月13日 関西四大学単位互換履修制度の整理にともなう学則別表の一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行し、2007年4月1日から適用する。

附 則 (2008年3月13日 先端総合学術研究科カリキュラム改訂に伴う一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則 (2008年3月13日 「日本文化研究プログラム」開設、ツール系科目の開設にともなう一部変更)

この学則は、2008年4月1日より施行する。

附 則 (2008年3月13日 国際関係研究科博士課程前期課程カリキュラム改革にともなう一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則 (2008年3月13日 応用人間科学研究科2008年度開講方針にもとづく科目新設にともなう学則別表の一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則 (2008年3月13日 言語教育情報研究科カリキュラム改革にともなう一部変更)

この学則は、2008年4月1日より施行し、2007年度入学生から適用する。

附 則 (2008年11月28日2009年度学費額変更に伴う一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2009年3月27日 法学研究科における法学部履修交流科目の廃止にともなう一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2009年3月12日 経営学研究科におけるカリキュラム改訂にともなう学則)

別表の一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2009年3月27日 社会学研究科における社会福祉士課程の廃止および履修方法の変更にともなう一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行し、2009年度入学者から適用する。ただし、第32条の第1項および第2項は、2007年度入学者から適用する。

附 則 (2009年3月27日 文学研究科におけるカリキュラム改訂にともなう一部変更)

この学則は2009年4月1日から施行し、2009年度入学者から適用する。

附 則 (2009年3月12日 理工学研究科における「歴史都市を守る文化遺産防災学推進拠点」採択による科目の新設、半導体理工学研究センター(STARC)寄附講座科目の追加および「学外研究発表演習」の取扱い変更にともなう学則別表の一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。ただし、半導体理工学研究センター(STARC)寄附講座科目については、2008年度入学者にも適用する。

附 則 (2009年3月12日 国際関係研究科におけるカリキュラム改訂にともなう学則別表の一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2009年3月27日 政策科学研究科における「地域共創研究プログラム」の設置および学部科目の修了要件からの除外にともなう一部変更、「政策プロフェッショナル・プログラム」の廃止による関連科目の「共通科目」への再編および「国際開発プログラム」の開講形態の整理にともなう学則別表の一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2009年3月12日 言語教育情報研究科におけるカリキュラム改訂にともなう学則別表の一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2009年3月27日 テクノロジー・マネジメント研究科における履修要件の変更およびカリキュラム改訂にともなう一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2009年3月27日 公務研究科におけるカリキュラム改訂による科目の新設にともなう一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2009年3月12日 カリキュラム改訂に伴う一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2009年3月27日スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻設置に伴う一部変更）

この学則は、2010年4月1日より施行する。

附 則（2009年5月22日スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻設置に伴う一部変更）

この学則は、2010年4月1日より施行する。

附 則（2010年3月26日 学籍制度の見直し、立命館大学学則等の変更および2010年度学費額変更ならびに法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、文学研究科、理工学研究科、国際関係研究科および政策科学研究科のカリキュラム改訂等にもともなう一部変更）

- 1 この学則は、2010年4月1日から施行する。
- 2 第5条、第18条の2第5項および第25条から第40条の10は、2009年度以前の入学者には適用しない。ただし、別表国一2は、2009年度以前の国際関係研究科入学者にも適用する。
- 3 第7条の3第1項の定めその他、2009年度以前に博士課程後期課程または一貫制博士課程に入学した者で、所定の標準修業年限以上在学のうえ、本学則に定める履修要件を満たし、博士学位を取得せずに退学した者が、課程博士学位取得のために標準修業年限の末日の翌日から起算して2年6カ月以内に再入学を願い出たときは、これを許可することができる。
- 4 第7条の3第1項の定めその他、2011年度以前に一貫制博士課程に転入学した者で、所定の標準修業年限以上在学のうえ、本学則に定める履修要件を満たし、博士学位を取得せずに退学した者が、課程博士学位取得のために標準修業年限の末日の翌日から起算して2年6カ月以内に再入学を願い出たときは、これを許可することができる。
- 5 第13条第2項は、一貫制博士課程に2009年度以前に入学した者および2011年度以前に転入学した者にあつては、「一貫制博士課程は10年」とあるのを「一貫制博士課程は8年」と読み替える。
- 6 第53条第3項は、2009年度以前に博士課程後期課程または一貫制博士課程に入学した者には適用しない。
- 7 第53条第3項は、2011年度以前に一貫制博士課程に転入学した者には適用しない。

附 則（2010年3月26日 法学研究科および経済学研究科の収容定員の変更にと
なう一部変更）

この学則は2011年4月1日から施行する。

附 則（2010年3月26日映像研究科映像専攻設置に伴う一部変更）

この学則は、2011年4月1日より施行する。

附 則（2011年1月28日 授業科目および研究指導の担当者の決定者の規定、夜間等に授業および研究指導を行う研究科の規定、実務の経験を有する者の標準修業年限を1年以上2年未満の期間とする研究科の規定、学位に関する規定の整理、外国人研究生制度の創設ならびに経済学研究科および国際関係研究科のカリキュラム改訂等にと
なう一部変更）

この学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則（2011年1月28日 経済学研究科、国際関係研究科、政策科学研究科および応用人間科学研究科のカリキュラム改訂ならびに映像研究科の設置認可申請での審査意見への対応にと
なう科目別表の一部変更）

- 1 この学則は、2011年4月1日から施行する。
- 2 別表政一2は、2010年度以前の政策科学研究科入学者にも適用する。

附 則（2011年3月25日 理工学研究科の専攻、情報理工学研究科および生命科学
研究科の設置にと
なう一部変更）

- 1 この学則は、2012年4月1日から施行する。
- 2 理工学研究科博士課程前期課程創造理工学専攻、情報理工学専攻および理工学研究科博士課程後期課程総合理工学専攻は、2012年度より学生募集を停止し、変更後の学則の規定にかかわらず2012年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（2011年3月25日 スポーツ健康科学研究科博士課程後期課程設置にと
なう一部変更）

この学則は、2012年4月1日から施行する。

附 則（2011年5月27日緊急災害による休学期間および在籍料の追加に伴う一部
変更）

この学則は、2011年5月27日から施行し、2011年4月1日から適用する。

附 則（2011年11月25日 専門職大学院学則の廃止に伴う全部変更）

- 1 この学則は、2012年4月1日から施行する。

- 2 この学則の施行に伴い、立命館大学専門職大学院学則（規程第648号）は、廃止する。
- 3 第1項にかかわらず、第34条は、一貫制博士課程に2010年3月31日以前に入学した者および2012年3月31日以前に転入学した者については、なお従前の例とする。
- 4 第1項にかかわらず、第56条は、2010年3月31日以前に博士課程後期課程および一貫制博士課程に入学した者ならびに2012年3月31日以前に一貫制博士課程に転入学した者については、なお従前の例とする。
- 5 第1項にかかわらず、第60条第5項は、2010年3月31日以前に入学した者については、なお従前の例とする。
- 6 第1項にかかわらず、第80条第2項は、2010年3月31日以前に博士課程後期課程および一貫制博士課程に入学した者ならびに2012年3月31日以前に一貫制博士課程に転入学した者については、なお従前の例とする。ただし、外国人留学生を除く。

附 則（2011年11月25日 2011年3月25日の理工学研究科の再編、情報理工学研究科および生命科学研究科の設置による一部変更に伴う収容定員の経過措置の追加）

- 1 変更後の学則第6条にかかわらず、2012年4月1日に入学定員を変更する研究科の2012年度および2013年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2012年度	2013年度
理工学研究科	創造理工学専攻	博士課程前期課程	400	—
		博士課程後期課程	—	—
	情報理工学専攻	博士課程前期課程	200	—
		博士課程後期課程	—	—
	基礎理工学専攻	博士課程後期課程	6	12
	総合理工学専攻	博士課程後期課程	150	75
	電子システム専攻	博士課程前期課程	180	360
		博士課程後期課程	8	16
機械システム専攻	博士課程前期課程	140	280	
	博士課程後期課程	11	22	
環境都市専攻	博士課程前期課程	80	160	
	博士課程後期課程	15	30	
情報理工学研究科	情報理工学専攻	博士課程前期課程	200	400
		博士課程後期課程	15	30
生命科学研究科	生命科学専攻	博士課程前期課程	150	300
		博士課程後期課程	15	30

- 2 理工学研究科創造理工学専攻および情報理工学専攻の博士課程前期課程ならびに総合理工学専攻の博士課程後期課程は、2012年4月1日以後においても、当該専攻に在学する者の属する年次には再入学者を受入れることができる。

附 則（2011年11月25日 授業料等納付金および手数料の規定ならびに立命館大学大学院の2012年度学費変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2012年4月1日から施行する。
- 2 第1項にかかわらず、第11章は、2012年3月31日に在籍する者および2012年度に2年次以上に再入学または転入学する者については、なお従前の例とする。ただし、授業料、教育充実費、実験実習料および調査実習料は、次表のとおりとする。

(1) 修士課程および博士課程前期課程

(単位：円)

研究科	費目	1年次（年間）		2年次（年間） （注1）
		他大学等出身	設置大学等出身	
法学研究科	授業料	732,000	732,000	732,000
	教育充実費	50,000	210,000	210,000
経済学研究科	授業料	732,000	732,000	732,000
	教育充実費	50,000	210,000	210,000
経営学研究科	授業料	732,000	732,000	732,000
	教育充実費	50,000	210,000	210,000
社会学研究科	授業料	732,000	732,000	732,000
	調査実習料	14,000	14,000	—
	教育充実費	50,000	210,000	210,000
文学研究科（地理学専修、心理学専修を除く）	授業料	842,000	842,000	842,000
	教育充実費	82,000	242,000	242,000
文学研究科（地理学専修、心理学専修）	授業料	842,000	842,000	842,000
	実験実習料	20,800	20,800	20,800
	教育充実費	82,000	242,000	242,000
理工学研究科	授業料	1,098,000	1,098,000	1,098,000
	実験実習料	135,000	135,000	135,000

	教育充実費	155,000	315,000	315,000
国際関係研究科	授業料	878,000	878,000	878,000
	教育充実費	92,000	252,000	252,000
政策科学研究科	授業料	878,000	878,000	878,000
	教育充実費	92,000	252,000	252,000
応用人間科学研究科	授業料	842,000	842,000	842,000
	実験実習料	51,000	51,000	51,000
	教育充実費	82,000	242,000	242,000
言語教育情報研究科	授業料	842,000	842,000	842,000
	教育充実費	82,000	242,000	242,000
テクノロジー・マネジメント 研究科	授業料	1,098,000	1,098,000	1,098,000
	調査実習料	65,000	65,000	65,000
	教育充実費	155,000	315,000	315,000
公務研究科（1年修了コースを 除く）	授業料	878,000	878,000	878,000
	教育充実費	92,000	252,000	252,000
公務研究科（1年修了コース）	授業料	1,317,000	1,317,000	—
	教育充実費	218,000	378,000	—
スポーツ健康科学研究科	授業料	915,000	915,000	915,000
	教育充実費	103,000	263,000	263,000
映像研究科	授業料	1,318,000	1,318,000	1,318,000
	実験実習料	103,000	103,000	103,000
	教育充実費	218,000	378,000	378,000

注1 3年次以降は2年次の金額と同額（公務研究科（1年修了コース）においては、2年次以降は年次につき1,695,000円）とする。

(2) 博士課程後期課程

(単位：円)

研究科	費目	全年次（年額）
全研究科	授業料	500,000

(3) 一貫制博士課程

(単位：円)

研究科	費目	1年次（年額）		2年次（年額）	3～5年次（年額）（注1）
		他大学等出身	設置大学等出身		
先端総合学術 研究科	授業料	878,000	878,000	878,000	500,000
	教育充実費	92,000	252,000	252,000	—
理工学研究科 （フロンティア 理工学専攻）	授業料	—	—	—	500,000

注1 6年次以降は5年次の金額と同額とする。

(4) 専門職学位課程

(単位：円)

研究科	費目	1～3年次（注1）	
法務研究科	授業料	1,169,000（年額）	
	教育充実費	106,000（年額）	
経営管理研究 科（アカウント ィング・プログラ ムを除く）	授業料	単位授業料	48,000（1単位につき）
		固定授業料	61,000（学期につき）
経営管理研究 科（アカウント ィング・プログラ ム）	授業料	単位授業料	48,000（1単位につき）
		固定授業料	136,000（学期につき）

注1 4年次以降は3年次の金額と同額とする。

附 則(2012年3月23日 大学院における聴講生の新設、外国人研究生の対象追加、大学院学位委員会の設置および立命館大学学則の一部変更等に伴う一部変更)

この学則は、2012年4月1日から施行する。ただし、第65条は、次の各号の一に該当する者については、2016年3月31日までなお従前の例による。

- (1) 2012年3月31日に在籍する者
- (2) 2012年度に2年次以上に再入学または転入学する者

- (3) 2013年度に3年次以上に再入学または転入学する者
- (4) 2014年度に4年次以上に再入学する者
- (5) 2015年度に5年次以上に再入学する者

附 則 (2012年3月23日 2011年11月25日の学費変更に伴う経過措置の一部変更)

2011年11月25日変更の附則第2項を次のとおりに変更する。次の各号の一に該当する者については、2016年3月31日まで、第60条、第76条から第80条および第87条から第89条はなお従前の例によるものとし、スポーツ健康科学研究科の授業料、教育充実費、実験実習料および調査実習料は次表のとおりとする。

- (1) 2012年3月31日に在籍する者
- (2) 2012年度に2年次以上に再入学または転入学する者
- (3) 2013年度に3年次以上に再入学または転入学する者
- (4) 2014年度に4年次以上に再入学する者
- (5) 2015年度に5年次以上に再入学する者

研究科	費目	1年次(年間)		2年次(年間) (注
		他大学等出身	設置大学等出身	1)
スポーツ健康科学	授業料	915,000	915,000	915,000
研究科	教育充実費	103,000	263,000	263,000

注1 3年次以降は2年次の金額と同額

附 則 (2012年3月23日 2010年3月26日の法学研究科および経済学研究科の収容定員の変更に伴う経過措置の追加)

2010年3月26日変更の附則に次のとおり追加する。第6条にかかわらず、法学研究科博士課程後期課程および経済学研究科博士課程後期課程の2012年度および2013年度の収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2012年度	2013年度
法学研究科	法学専攻	博士課程後期課程	35	30
経済学研究科	経済学専攻	博士課程後期課程	20	15

附 則 (2012年3月23日 2011年3月25日のスポーツ健康科学研究科博士課程後期課程設置に伴う収容定員の経過措置の追加)

2011年3月25日変更の附則に次のとおり追加する。第6条にかかわらず、スポーツ健康科学研究科博士課程後期課程の2012年度および2013年度の収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2012年度	2013年度
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	博士課程後期課程	8	16

附 則（2012年7月27日 入学検定料に関わる免除措置および見直し等に伴う一部変更）

この学則は、2012年7月27日から施行し、2012年5月1日から適用する。

附 則（2013年1月25日 カリキュラムの適用および外国人研究生の対象の追加等に伴う一部変更）

- この学則は、2013年4月1日から施行する。
- 前項にかかわらず、2013年3月31日に在籍する者、2013年度に2回生以上に転入学または再入学する者、2014年度に3回生以上に転入学または再入学する者、2015年度に4回生以上に再入学する者、2016年度に5回生以上に再入学する者（博士課程後期課程、一貫制博士課程および専門職学位課程のみ）、2017年度に6回生以上に再入学する者（博士課程後期課程、一貫制博士課程のみ）、2018年度に7回生以上に再入学する者（一貫制博士課程のみ）、2019年度に8回生以上に再入学する者（一貫制博士課程のみ）、2020年度に9回生以上に再入学する者（一貫制博士課程のみ）、2021年度に10回生に再入学する者（一貫制博士課程のみ）については、なお従前の例による。
- 前項に定める従前の例による者のうち、復学、転籍および原級留置により2013年度以降のカリキュラムを適用する者については、当該カリキュラムを修了まで適用する。

附 則（2013年3月22日 法務研究科の収容定員の変更に伴う一部変更および入学検定料の時限措置の追加）

- この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 変更後の第6条にかかわらず、法務研究科専門職学位課程の2014年度および2015年度の収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2014年度	2015年度
法務研究科	法曹養成専攻	専門職学位課程	360	330

- 法務研究科専門職学位課程の入学検定料は、2014年度入学および2015年度入学の入学試験については、納付金等別表1-1（入学検定料）にかかわらず、全方式において単願、併願とも、10,000円とする。

附 則（2013年3月22日 文学研究科行動文化情報学専攻の設置に伴う一部変更）

- この学則は、2014年4月1日から施行する。

- 2 変更後の学則第6条にかかわらず、文学研究科の2014年度および2015年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2014年度	2015年度
文学研究科	人文学専攻	博士課程前期課程	175	—
		博士課程後期課程	90	75
	行動文化情報学専攻	博士課程前期課程	35	—
		博士課程後期課程	15	30

附 則（2013年3月22日 薬学研究科薬学専攻設置に伴う一部変更）

- この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 変更後の第6条にかかわらず、薬学研究科薬学専攻4年制博士課程の2014年度、2015年度および2016年度の収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2014年度	2015年度	2016年度
薬学研究科	薬学専攻	4年制博士課程	5	10	15

附 則（2013年5月24日 薬学研究科薬学専攻の入学定員変更に伴う一部変更）

- この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 変更後の第6条にかかわらず、薬学研究科薬学専攻4年制博士課程の2014年度、2015年度および2016年度の収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2014年度	2015年度	2016年度
薬学研究科	薬学専攻	4年制博士課程	3	6	9

附 則（2013年7月26日 外国人研究生の追加および変更手続きの変更に伴う一部変更）

この学則は、2013年7月26日から施行し、2013年4月1日から適用する。

附 則（2014年1月24日 教育方法の特例の対象となる研究科の追加および外国人研究生の対象追加等に伴う一部変更）

- この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 前項にかかわらず、納付金等別表1—1における理工学研究科博士課程前期課程および後期課程の入学試験方式の変更については、2013年4月1日から適用する。

附 則（2014年3月28日 経営管理研究科の入学定員の変更等に伴う一部変更）

- この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 変更後の第6条にかかわらず、経営管理研究科専門職学位課程の2015年度の収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	収容定員
経営管理研究科	経営管理専攻	専門職学位課程	180

- 3 第1項にかかわらず、第77条納付金等別表3—4は、2015年3月31日に在籍する者および2015年度に2年次以上に再入学または転入学する者については、なお従前の例による。

附 則（2015年1月23日 大学学則との表記の統一、外国人研究生の対象の追加、経営管理研究科における単位認定料の徴収対象の追加等に伴う一部変更）

- この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 前項にかかわらず、納付金等別表1—1における入学試験方式の区分の変更については、2014年4月1日から適用する。

附 則（2015年3月27日 「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」および「学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」の施行ならびに文学研究科における聴講生の追加に伴う一部変更）

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則（2015年3月27日 法務研究科の入学定員および収容定員の変更および入学検定料の時限措置の追加に伴う一部変更）

- この学則は、2016年4月1日から施行する。
- 変更後の第6条にかかわらず、法務研究科専門職学位課程の2016年度および2017年度の収容定員および収容定員の合計は次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2016年度	2017年度
法務研究科	法曹養成専攻	専門職学位課程	270	240
収容定員の合計			4193	4166

- 3 第75条納付金等別表1—1（入学検定料）にかかわらず、法務研究科専門職学位課程の入学検定料は、2016年度入学、2017年度入学および2018年度入学の入学試験については、全方式において単願、併願とも、10,000円とする。

附 則（2016年1月22日 入学検定料の免除対象の追加、法務研究科の修了要件等の変更および授業料等変更に伴う一部変更）

- この学則は、2016年4月1日から施行する。
- 前項にかかわらず、変更後の第57条は、2015年4月1日から適用する。
- 前2項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、第77条納付金等別表3—1、3—3および3—4は、なお従前の例による。

- (1) 2016年3月31日に在籍する者
- (2) 2016年度に2年次以上に再入学または転入学する者
- (3) 2017年度に3年次以上に再入学または転入学する者
- (4) 2018年度に4年次以上に再入学する者
- (5) 2019年度に5年次以上に再入学する者

附 則 (2016年1月22日 教職研究科実践教育専攻専門職学位課程設置等にもなう一部変更)

- 1 この学則は、2017年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第6条にかかわらず、2017年度の教職研究科実践教育専攻専門職学位課程の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2017年度
教職研究科	実践教育専攻	専門職学位課程	35
収容定員の合計			4,201

附 則 (2017年1月27日 教職研究科の入学前既修得単位認定の変更、立命館大学外国人留学生学費減免規程の名称変更および授業料の変更に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2017年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第77条納付金等別表3—1、納付金等別表3—3および納付金等別表3—6は、2017年3月31日に在籍する者および2017年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則 (2017年1月27日 人間科学研究科の設置、応用人間科学研究科および公務研究科の募集停止ならびに理工学研究科の専攻の収容定員変更に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2018年4月1日から施行する。
- 2 応用人間科学研究科応用人間科学専攻および公務研究科公共政策専攻は、2018年3月31日をもって学生募集を停止する。
- 3 変更後の第5条にかかわらず、応用人間科学研究科応用人間科学専攻および公務研究科公共政策専攻は、2018年3月31日に当該専攻に在籍する者が、当該専攻に在籍しなくなるまでの間、存続する。
- 4 第2項にかかわらず、応用人間科学研究科応用人間科学専攻および公務研究科公共政策専攻は、2018年3月31日に当該専攻に在学する者の属する年次に、2018年4月1日以降に転入学、再入学または転籍する者を受け入れることができる。
- 5 変更後の第6条にかかわらず、2018年度の理工学研究科電子システム専攻、理工学研

究科環境都市専攻、応用人間科学研究科応用人間科学専攻、公務研究科公共政策専攻、人間科学研究科人間科学専攻の収容定員および2019年度の人間科学研究科人間科学専攻博士課程後期課程の収容定員ならびに収容定員の合計は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2018年度	2019年度
理工学研究科	電子システム専攻	博士課程前期課程	320	—
	環境都市専攻	博士課程前期課程	200	—
応用人間科学研究科	応用人間科学専攻	修士課程	60	—
公務研究科	公共政策専攻	修士課程	60	—
人間科学研究科	人間科学専攻	博士課程前期課程	65	—
		博士課程後期課程	20	40
収容定員の合計			4,111	4,136

6 第1項にかかわらず、変更後の第16条、第27条、第77条、第77条納付金等別表3—1および納付金等別表3—6は、2018年4月1日以降の入学から適用し、2018年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（2017年11月24日 学期名称、他大学院等において修得した単位を認定する場合の表記、法務研究科の授業料等の変更に伴う一部変更）

- この学則は、2018年4月1日から施行する。
- 前項にかかわらず、変更後の第23条第4項は、2018年4月1日に在籍する学生が2018年3月31日以前に修得した単位について適用する。
- 変更後の第81条の2納付金等別表5—1—2にかかわらず、公務研究科の授業科目の聴講料については、なお従前の例による。

附 則（2018年1月26日 薬学研究科薬科学専攻の設置に伴う一部変更）

- この学則は、2019年4月1日から施行する。
- 変更後の第6条にかかわらず、2019年度の薬学研究科薬科学専攻修士課程の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2019年度
薬学研究科	薬科学専攻	修士課程	20
収容定員の合計			4,156

附 則（2018年11月30日 超創人財育成プログラムの開設、専門職大学院設置基準の一部改正等に伴う一部変更）

- この学則は、2019年4月1日から施行する。

- 2 前項にかかわらず、改正後の第10条の3については、2018年9月26日以降に入学し、2019年3月31日に在籍する者に適用する。
- 3 第1項にかかわらず、法務研究科専門職学位課程の入学検定料（第75条納付金等別表1—1（入学検定料））は、2019年度入学、2020年度入学および2021年度入学の入学試験の時限措置とする。
- 4 2018年4月1日から施行のこの学則（2017年1月27日 人間科学研究科の設置、応用人間科学研究科および公務研究科の募集停止ならびに理工学研究科の専攻の収容定員変更に伴う一部変更）の附則第5項の表を次のとおりに変更する。

研究科名	専攻名	課程の別	2018年度	2019年度
理工学研究科	電子システム専攻	博士課程前期課程	320	280
	環境都市専攻	博士課程前期課程	200	240
応用人間科学研究科	応用人間科学専攻	修士課程	60	—
公務研究科	公共政策専攻	修士課程	60	—
人間科学研究科	人間科学専攻	博士課程前期課程	65	130
		博士課程後期課程	20	40
収容定員の合計			4,171	4,136

- 5 2019年4月1日から施行のこの学則（2017年1月27日 人間科学研究科の設置、応用人間科学研究科および公務研究科の募集停止ならびに理工学研究科の専攻の収容定員変更に伴う一部変更）の附則について、薬学研究科の収容定員の変更については、薬学研究科薬科学専攻（修士課程）の設置認可申請延期に伴い取り消すこととする。

附 則（2019年1月25日 薬学研究科薬科学専攻の設置に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2020年1月24日 法務研究科の除籍事由の追加、政策科学研究科の入学検定料の変更、入学金、授業料等の変更、研修生料、研究生料および専修生料の半期納付の導入等に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。

- 2 2019年4月1日から施行のこの学則（2018年11月30日 超創人財育成プログラムの開設、専門職大学院設置基準の一部改正等に伴う一部変更）の附則第5項の文言を「5 2019年4月1日から施行のこの学則（2018年1月26日 薬学研究科薬科学専攻の設置に伴う一部変更）の附則については、薬学研究科薬科学専攻（修士課程）の設置認可申請延期に伴い取り消すこととする。」に変更する。

附 則（2020年3月27日 薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程の設置および薬学研究科薬科学専攻修士課程の課程変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2021年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第6条にかかわらず、2021年度および2022年度の薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2021年度	2022年度
薬学研究科	薬科学専攻	博士課程後期課程	3	6
収容定員の合計			4,199	4,202

- 3 前2項にかかわらず、2021年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（2020年7月17日 食マネジメント研究科食マネジメント専攻の設置に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2021年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第6条にかかわらず、2021年度および2022年度の食マネジメント研究科食マネジメント専攻の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2021年度	2022年度
食マネジメント研究科	食マネジメント専攻	博士課程前期課程	20	40
		博士課程後期課程	3	6
収容定員の合計			4,222	4,248

附 則（2021年3月26日 大学院設置基準の一部改正、情報理工学研究科の入学検定料の変更、法務研究科の修了要件の変更、経営管理研究科の固定授業料への変更等に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2021年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第44条、第47条および第48条は、2020年4月1日から適用する。
- 3 第1項にかかわらず、2021年3月31日に経営管理研究科に在籍する者については、第77条納付金等別表3—4および第81条納付金等別表3—6は、なお従前の例による。
- 4 第1項にかかわらず、2021年3月31日に国際関係研究科に在籍する者については、第75条納付金等別表3—1は、なお従前の例による。

附 則（2021年5月28日 立命館大学大学院学位委員会規程の制定に伴う一部変更）
この学則は、2021年5月28日から施行し、2021年4月1日から適用する。

附 則（2022年1月28日 専門職大学院設置基準の一部改正、経営管理研究科の1

年修了コース廃止、授業料等の納付金の変更、科目等履修生選考料および聴講生選考料の廃止、聴講生登録料の新設等に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2022年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2022年3月31日に在籍する者および同日に在学する者の属する年次に2022年4月1日以降に再入学、転入学する者については、第77条納付金等別表3—1、納付金等別表3—3、納付金等別表3—4および納付金等別表3—6は、なお従前の例による。

附 則 (2023年4月1日 大学院設置基準の改正、教職研究科の修了要件の変更ならびに外国人研究生の対象の削除および名称の変更に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2023年3月31日に在籍する者については、第42条第3項および第4項はなお従前の例による。

附 則 (2023年1月27日 経営管理研究科観光マネジメント専攻の設置に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2024年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第6条にかかわらず、2024年度の経営管理研究科観光マネジメント専攻の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2024年度
経営管理 研究科	観光マネ ジメント 専攻	専門職学 位課程	70
収容定員の合計			4,324

納付金等別表 1—1 (入学検定料) (第75条関連)

(単位：円)

方式	金額
以下の入学試験方式以外の全方式	35,000
経済学研究科博士課程前期課程 一般入学試験	5,000

※経済学専攻 Master' s Program in Economic Development 9月入学のみ	
理工学研究科博士課程前期課程 一般入学試験（英語基準）	5,000
理工学研究科博士課程後期課程 一般入学試験（英語基準）	5,000
国際関係研究科博士課程前期課程 一般入学試験（英語基準書類選考）	5,000
政策科学研究科博士課程前期課程 一般入学試験（英語基準）	5,000
政策科学研究科博士課程後期課程 一般入学試験（英語基準）	5,000
テクノロジー・マネジメント研究科博士課程後 期課程 一般入学試験（英語基準）	5,000
情報理工学研究科博士課程前期課程 外国人留学生入学試験（英語基準）	5,000
情報理工学研究科博士課程前期課程 海外協定大学入学試験（英語基準）	5,000
情報理工学研究科博士課程後期課程 外国人留学生入学試験（英語基準）	5,000
生命科学研究科博士課程前期課程 一般入学試験（英語基準）	5,000
生命科学研究科博士課程後期課程 一般入学試験（英語基準）	5,000
法務研究科専門職学位課程 全入学試験	10,000

納付金等別表 2－1（入学金）（第76条関連）

（単位：円）

区分	金額
----	----

入学、転入学	200,000
再入学	10,000

納付金等別表 3—1 (修士課程等の授業料) (第77条関連)

(単位:円)

研究科	費目	1年次	2年次(注1)
法学研究科	春学期授業料	381,400	381,400
	秋学期授業料	381,400	381,400
経済学研究科 (Master's Program in Economic Developmentを除く)	春学期授業料	381,400	381,400
	秋学期授業料	381,400	381,400
経済学研究科 (Master's Program in Economic Development)	春学期授業料	457,700	457,700
	秋学期授業料	457,700	457,700
経営学研究科	春学期授業料	381,400	381,400
	秋学期授業料	381,400	381,400
社会学研究科	春学期授業料	381,400	381,400
	秋学期授業料	381,400	381,400
文学研究科 (人文学専攻)	春学期授業料	381,400	381,400
	秋学期授業料	381,400	381,400
文学研究科 (行動文化情報学専攻)	春学期授業料	392,200	392,200
	秋学期授業料	392,200	392,200
理工学研究科 (数理科学コースを除く)	春学期授業料	584,800	584,800
	秋学期授業料	584,800	584,800
理工学研究科 (数理科学コース)	春学期授業料	546,600	546,600
	秋学期授業料	546,600	546,600
国際関係研究科 (国際関係学プログラム)	春学期授業料	381,400	381,400
	秋学期授業料	381,400	381,400
国際関係研究科 (Global International Relations Program(GIRP))	春学期授業料	457,700	457,700
	秋学期授業料	457,700	457,700
政策科学研究科	春学期授業料	381,400	381,400
	秋学期授業料	381,400	381,400
言語教育情報研究科	春学期授業料	406,800	406,800

	秋学期授業料	406,800	406,800
テクノロジー・マネジメント研究科	春学期授業料	592,900	592,900
	秋学期授業料	592,900	592,900
スポーツ健康科学研究科	春学期授業料	432,200	432,200
	秋学期授業料	432,200	432,200
映像研究科	春学期授業料	612,600	612,600
	秋学期授業料	612,600	612,600
情報理工学研究科	春学期授業料	578,300	578,300
	秋学期授業料	578,300	578,300
生命科学研究科	春学期授業料	578,300	578,300
	秋学期授業料	578,300	578,300
薬学研究科	春学期授業料	578,300	578,300
	秋学期授業料	578,300	578,300
人間科学研究科	春学期授業料	432,200	432,200
	秋学期授業料	432,200	432,200
食マネジメント研究科	春学期授業料	401,800	401,800
	秋学期授業料	401,800	401,800

注1 3年次以降は2年次の授業料と同額とする。

納付金等別表3-2 (博士課程後期課程の授業料) (第77条関連)

(単位:円)

研究科	費目	全年次
全研究科	春学期授業料	250,000
	秋学期授業料	250,000

納付金等別表3-3 (一貫制博士課程の授業料) (第77条関連)

(単位:円)

研究科	費目	1年次	2年次	3~5年次 (注1)
先端総合学術研究科	春学期授業料	406,800	406,800	250,000
	秋学期授業料	406,800	406,800	250,000

注1 6年次以降は5年次の授業料と同額とする。

納付金等別表3-4 (専門職学位課程の授業料) (第77条関連)

(単位：円)

研究科	費目	1年次	2～3年次(注1)
法務研究科	春学期授業料	664,800	664,800
	秋学期授業料	664,800	664,800
経営管理研究科	春学期授業料	634,300	634,300
	秋学期授業料	634,300	634,300
教職研究科	春学期授業料	457,700	457,700
	秋学期授業料	457,700	457,700

(注1) 4年次以降は3年次授業料と同額とする。

納付金等別表3-5(4年制博士課程の授業料)(第77条関連)

(単位：円)

研究科	費目	全年次
薬学研究科	春学期授業料	250,000
	秋学期授業料	250,000

納付金等別表3-6(長期履修生の学期ごとの授業料)(第77条関連)

(単位：円)

研究科	長期履修が許可された学期数	金額
経済学研究科	5学期	305,200(1学期あたり)
	6学期	254,300(1学期あたり)
	7学期	218,000(1学期あたり)
	8学期	190,700(1学期あたり)
文学研究科(人文学専攻)	5学期	305,200(1学期あたり)
	6学期	254,300(1学期あたり)
	7学期	218,000(1学期あたり)
	8学期	190,700(1学期あたり)
文学研究科(行動文化情報学専攻)	5学期	313,800(1学期あたり)
	6学期	261,500(1学期あたり)
	7学期	224,200(1学期あたり)
	8学期	196,100(1学期あたり)
政策科学研究科	5学期	305,200(1学期あたり)

	6学期	254,300 (1学期あたり)
	7学期	218,000 (1学期あたり)
	8学期	190,700 (1学期あたり)
言語教育情報研究科	5学期	325,500 (1学期あたり)
	6学期	271,200 (1学期あたり)
	7学期	232,500 (1学期あたり)
	8学期	203,400 (1学期あたり)
スポーツ健康科学研究科	5学期	345,800 (1学期あたり)
	6学期	288,200 (1学期あたり)
	7学期	247,000 (1学期あたり)
	8学期	216,100 (1学期あたり)
教職研究科	5学期	366,200 (1学期あたり)
	6学期	305,200 (1学期あたり)
	7学期	261,600 (1学期あたり)
	8学期	228,900 (1学期あたり)
人間科学研究科	5学期	345,800 (1学期あたり)
	6学期	288,200 (1学期あたり)
	7学期	247,000 (1学期あたり)
	8学期	216,100 (1学期あたり)
食マネジメント研究科	5学期	321,500 (1学期あたり)
	6学期	267,900 (1学期あたり)
	7学期	229,600 (1学期あたり)
	8学期	200,900 (1学期あたり)
経営管理研究科	5学期	507,500 (1学期あたり)
	6学期	422,900 (1学期あたり)
	7学期	362,500 (1学期あたり)
	8学期	317,200 (1学期あたり)

納付金等別表 4-1 (在籍料) (第79条関連)

(単位:円)

研究科	金額
-----	----

全研究科	5,000 (学期につき)
------	---------------

納付金等別表 4-2 (特別在学料) (第80条関連)

(単位:円)

研究科	区分	金額
全研究科	第80条第1号に定める者	5,000 (学期につき)
	第80条第2号に定める者	25,000 (学期につき)

納付金等別表 5-1 (科目等履修料) (第81条関連)

(単位:円)

研究科	金額
理工学研究科	32,000 (1単位につき)
テクノロジー・マネジメント研究科	32,000 (1単位につき)
映像研究科	32,000 (1単位につき)
情報理工学研究科	32,000 (1単位につき)
生命科学研究科	32,000 (1単位につき)
薬学研究科	32,000 (1単位につき)
全研究科 (文化遺産防災学 教育プログラム)	51,800 (学期につき)
全研究科 (Study inKansaiProgram)	378,700 (学期につき)
上記以外の全研究科	21,800 (1単位につき)

納付金等別表 5-1-2 (聴講料) (第81条の2 関連)

(単位:円)

区分	金額
法学研究科、文学研究科、政策科学研究科、スポーツ健康科学研究科、先端総合学術研究科、人間科学研究科、法務研究科および経営管理研究科の科目	12,900 (1単位につき)
テクノロジー・マネジメント研究科の科目	19,100 (1単位につき)

納付金等別表 5-2 (特別履修料) (第82条関連)

(単位:円)

研究科	金額

理工学研究科（外国人短期留学実習受入プログラム）	310,500（年額）
全研究科（JENESYSプログラム）	300,100（学期につき）
上記以外の全研究科	378,700（学期につき）

納付金等別表 5－3（研修料）（第83条関連）

（単位：円）

研究科	金額
全研究科	2,100（学期につき）

納付金等別表 5－4（研究料）（第84条関連）

（単位：円）

研究科	金額
全研究科	7,000（学期につき）

納付金等別表 5－5（専修料）（第85条関連）

（単位：円）

研究科	金額
全研究科	2,500（学期につき）

納付金等別表 5－6（外国人研究料）（第86条関連）

（単位：円）

研究科	金額
全研究科	377,600（学期につき）

変更事項を記載した書類

下記のとおり立命館大学大学院学則の一部変更を行う。

1. 変更理由

経営管理研究科観光マネジメント専攻専門職学位課程の設置に伴う変更

2. 具体的変更内容

経営管理研究科観光マネジメント専攻専門職学位課程を新たに追加する（第5条、第6条、第16条）

以上

立命館大学大学院学則新旧対照表

現行			改正案		
第1条～第4条（省略）			第1条～第4条（現行どおり）		
（研究科および専攻）			（研究科および専攻）		
第5条 本大学院に、次表の研究科および専攻を置く。			第5条 本大学院に、次表の研究科および専攻を置く。		
（1）大学院			（1）大学院		
研究科名	専攻名	課程の別	研究科名	専攻名	課程の別
法学研究科	法学専攻	博士課程前期課程	法学研究科	法学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程			博士課程後期課程
経済学研究科	経済学専攻	博士課程前期課程	経済学研究科	経済学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程			博士課程後期課程
経営学研究科	企業経営専攻	博士課程前期課程	経営学研究科	企業経営専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程			博士課程後期課程
社会学研究科	応用社会学専攻	博士課程前期課程	社会学研究科	応用社会学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程			博士課程後期課程
文学研究科	人文学専攻	博士課程前期課程	文学研究科	人文学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程			博士課程後期課程
	行動文化情報学専攻	博士課程前期課程		行動文化情報学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程			博士課程後期課程
理工学研究科	基礎理工学専攻	博士課程前期課程	理工学研究科	基礎理工学専攻	博士課程前期課程

		程
		博士課程後期課程
	電子システム専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
	機械システム専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
	環境都市専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
国際関係研究科	国際関係学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
政策科学研究科	政策科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
言語教育情報研究科	言語教育情報専攻	修士課程
テクノロジー・マネジメント研究科	テクノロジー・マネジメント専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
映像研究科	映像専攻	修士課程
情報理工学研究科	情報理工学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程

		程
		博士課程後期課程
	電子システム専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
	機械システム専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
	環境都市専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
国際関係研究科	国際関係学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
政策科学研究科	政策科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
言語教育情報研究科	言語教育情報専攻	修士課程
テクノロジー・マネジメント研究科	テクノロジー・マネジメント専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
映像研究科	映像専攻	修士課程
情報理工学研究科	情報理工学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程

		程
生命科学研究科	生命科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
先端総合学術研究科	先端総合学術専攻	一貫制博士課程
薬学研究科	薬科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
	薬学専攻	4年制博士課程
人間科学研究科	人間科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
食マネジメント研究科	食マネジメント専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程

(2) 専門職大学院

研究科名	専攻名	課程の別
法務研究科	法曹養成専攻	専門職学位課程
経営管理研究科	経営管理専攻	専門職学位課程
教職研究科	実践教育専攻	専門職学位課程

(入学定員および収容定員)

第6条 本大学院の入学定員および収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	入学定員	収容定員
法学研究科	法学専攻	博士課程前期課程	60	120
		博士課程後期課程	10	30

		程
生命科学研究科	生命科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
先端総合学術研究科	先端総合学術専攻	一貫制博士課程
薬学研究科	薬科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
	薬学専攻	4年制博士課程
人間科学研究科	人間科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
食マネジメント研究科	食マネジメント専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程

(2) 専門職大学院

研究科名	専攻名	課程の別
法務研究科	法曹養成専攻	専門職学位課程
経営管理研究科	経営管理専攻	専門職学位課程
	観光マネジメント専攻	専門職学位課程
教職研究科	実践教育専攻	専門職学位課程

(入学定員および収容定員)

第6条 本大学院の入学定員および収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	入学定員	収容定員
法学研究科	法学専攻	博士課程前期課程	60	120
		博士課程後期課程	10	30

経済学 研究科	経済学専攻	博士課程前 期課程	50	100
		博士課程後 期課程	5	15
経営学 研究科	企業経営専 攻	博士課程前 期課程	60	120
		博士課程後 期課程	15	45
社会学 研究科	応用社会学 専攻	博士課程前 期課程	60	120
		博士課程後 期課程	15	45
文学研 究科	人文学専攻	博士課程前 期課程	70	140
		博士課程後 期課程	20	60
	行動文化情 報学専攻	博士課程前 期課程	35	70
		博士課程後 期課程	15	45
	小計	—	140	315
理工学 研究科	基礎理工学 専攻	博士課程前 期課程	50	100
		博士課程後 期課程	6	18
	電子システ ム専攻	博士課程前 期課程	140	280
		博士課程後 期課程	8	24
	機械システ ム専攻	博士課程前 期課程	140	280
		博士課程後 期課程	11	33
	環境都市専 攻	博士課程前 期課程	120	240
		博士課程後 期課程	15	45

経済学 研究科	経済学専攻	博士課程前 期課程	50	100
		博士課程後 期課程	5	15
経営学 研究科	企業経営専 攻	博士課程前 期課程	60	120
		博士課程後 期課程	15	45
社会学 研究科	応用社会学 専攻	博士課程前 期課程	60	120
		博士課程後 期課程	15	45
文学研 究科	人文学専攻	博士課程前 期課程	70	140
		博士課程後 期課程	20	60
	行動文化情 報学専攻	博士課程前 期課程	35	70
		博士課程後 期課程	15	45
	小計	—	140	315
理工学 研究科	基礎理工学 専攻	博士課程前 期課程	50	100
		博士課程後 期課程	6	18
	電子システ ム専攻	博士課程前 期課程	140	280
		博士課程後 期課程	8	24
	機械システ ム専攻	博士課程前 期課程	140	280
		博士課程後 期課程	11	33
	環境都市専 攻	博士課程前 期課程	120	240
		博士課程後 期課程	15	45

	小計	—	490	1020
国際関係研究科	国際関係学専攻	博士課程前期課程	60	120
		博士課程後期課程	10	30
政策科学研究科	政策科学専攻	博士課程前期課程	40	80
		博士課程後期課程	15	45
言語教育情報研究科	言語教育情報専攻	修士課程	60	120
テクノロジー・マネジメント研究科	テクノロジー・マネジメント専攻	博士課程前期課程	70	140
		博士課程後期課程	5	15
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	博士課程前期課程	25	50
		博士課程後期課程	8	24
映像研究科	映像専攻	修士課程	10	20
情報理工学研究科	情報理工学専攻	博士課程前期課程	200	400
		博士課程後期課程	15	45
生命科学研究科	生命科学専攻	博士課程前期課程	150	300
		博士課程後期課程	15	45
先端総合学術研究科	先端総合学術専攻	一貫制博士課程	30	150
薬学研究科	薬科学専攻	博士課程前期課程	20	40

	小計	—	490	1020
国際関係研究科	国際関係学専攻	博士課程前期課程	60	120
		博士課程後期課程	10	30
政策科学研究科	政策科学専攻	博士課程前期課程	40	80
		博士課程後期課程	15	45
言語教育情報研究科	言語教育情報専攻	修士課程	60	120
テクノロジー・マネジメント研究科	テクノロジー・マネジメント専攻	博士課程前期課程	70	140
		博士課程後期課程	5	15
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	博士課程前期課程	25	50
		博士課程後期課程	8	24
映像研究科	映像専攻	修士課程	10	20
情報理工学研究科	情報理工学専攻	博士課程前期課程	200	400
		博士課程後期課程	15	45
生命科学研究科	生命科学専攻	博士課程前期課程	150	300
		博士課程後期課程	15	45
先端総合学術研究科	先端総合学術専攻	一貫制博士課程	30	150
薬学研究科	薬科学専攻	博士課程前期課程	20	40

		博士課程後 期課程	3	9
	薬学専攻	4年制博士 課程	3	12
人間科 学研究 科	人間科学専 攻	博士課程前 期課程	65	130
		博士課程後 期課程	20	60
食マネ ジメン ト研究 科	食マネジメ ント専攻	博士課程前 期課程	20	40
		博士課程後 期課程	3	9
法務研 究科	法曹養成専 攻	専門職学位 課程	70	210
経営管 理研究 科	経営管理専 攻	専門職学位 課程	80	160
教職研 究科	実践教育専 攻	専門職学位 課程	35	70
合計			<u>1,937</u>	<u>4,254</u>

第7条～第15条（省略）

（教育方法の特例）

第16条 次の各号に掲げる研究科、専攻および課程は、研究科委員会が教育上特別の必要があると認めた場合、夜間その他特定の時間または時期において授業および研究指導を行うことがある。

- (1) 言語教育情報研究科 言語教育情報専攻 修士課程
- (2) テクノロジー・マネジメント研究科 テクノロジー・マネジメント専攻 博士課程 前期課程

		博士課程後 期課程	3	9	
	薬学専攻	4年制博士 課程	3	12	
人間科 学研究 科	人間科学専 攻	博士課程前 期課程	65	130	
		博士課程後 期課程	20	60	
食マネ ジメン ト研究 科	食マネジメ ント専攻	博士課程前 期課程	20	40	
		博士課程後 期課程	3	9	
法務研 究科	法曹養成専 攻	専門職学位 課程	70	210	
経営管 理研究 科	経営管理専 攻	専門職学位 課程	80	160	
		観光マネジ メント専攻	専門職学位 課程	70	140
		小計	—	150	300
教職研 究科	実践教育専 攻	専門職学位 課程	35	70	
合計			<u>2,007</u>	<u>4,394</u>	

第7条～第15条（現行どおり）

（教育方法の特例）

第16条 次の各号に掲げる研究科、専攻および課程は、研究科委員会が教育上特別の必要があると認めた場合、夜間その他特定の時間または時期において授業および研究指導を行うことがある。

- (1) 言語教育情報研究科 言語教育情報専攻 修士課程
- (2) テクノロジー・マネジメント研究科 テクノロジー・マネジメント専攻 博士課程 前期課程

(3) 人間科学研究科 人間科学専攻 博士課程前期課程

(4) 経営管理研究科 経営管理専攻 専門職学位課程

(5) 薬学研究科 薬学専攻 博士課程

(6) 教職研究科 実践教育専攻 専門職学位課程

第17条～第92条（省略）

附 則（省略）

納付金当別表 1 - 1 ～ 納付金等別表 5 - 6（省略）

(3) 人間科学研究科 人間科学専攻 博士課程前期課程

(4) 経営管理研究科 経営管理専攻 専門職学位課程

(5) 経営管理研究科 観光マネジメント専攻 専門職学位課程

(6) 薬学研究科 薬学専攻 博士課程

(7) 教職研究科 実践教育専攻 専門職学位課程

第17条～第92条（現行どおり）

附 則（2023年1月27日 経営管理研究科観光マネジメント専攻の設置に伴う一部変更）

1 この学則は、2024年4月1日から施行する。

2 変更後の第6条にかかわらず、2024年度の経営管理研究科観光マネジメント専攻の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2024年度
経営管理研究科	観光マネジメント	専門職学位課程	70
	専攻		
収容定員の合計			4,324

納付金当別表 1 - 1 ～ 納付金等別表 5 - 6（現行どおり）

○立命館大学大学院経営管理研究科教授会規程

2005年5月27日

規程第722号

(趣旨)

第1条 この規程は、立命館大学学則第9条第4項および立命館大学大学院学則第7条第2項にもとづき、経営管理研究科（以下「研究科」という。）の組織および経営管理研究科教授会（以下「教授会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

第2条 削除

(組織)

第3条 教授会は、研究科の専任教員により組織する。

2 前項にいう専任教員とは、経営管理研究科全学人事委員会で先議のうえ、教授会での議決を経て大学協議会で承認された者をいう。

3 教授会は必要に応じて、本条第1項に掲げる専任教員以外の教職員を出席させることができる。

(審議事項)

第4条 教授会は、以下の各号に定める事項を審議する。

- (1) 研究科への入学に関する事項
- (2) 学科課程および学科考査に関する事項
- (3) 学生の資格、課程修了の認定その他の身分に関する事項
- (4) 学位授与の審査および授与した学位の取消しに関する事項
- (5) 教員の人事に関する事項
- (6) 科目担当者に関する事項
- (7) 学則の変更および研究科に関する規程の制定または改廃に関する事項
- (8) 教授会の組織に関する事項
- (9) 科目等履修生、研修生および奨励研究員等に関する事項
- (10) 学則および関連する規程等により教授会の議を経ることを要すると定められた事項
- (11) その他重要な事項

(役職者)

第5条 学長は、研究科専任教員の中から研究科長を任命する。

2 教授会は、研究科長の指名にもとづき、副研究科長2名、専攻長2名および必要な委員を選出する。

(役職者の職務)

第6条 研究科長は、教授会の決議事項を執行し、研究科を代表する。

- 2 研究科長に事故あるときには、副研究科長がその職務を代行する。
- 3 副研究科長は、研究科に関する事項の全般について研究科長を補佐する。
- 4 専攻長は、研究科長の下で専攻の運営を掌理する。
- 5 研究科長は、研究科の運営に必要なその他の委員を委嘱することができる。

(役職者の任期)

第7条 研究科長および副研究科長の任期は以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 研究科長は3年とする。ただし、任期途中で退任した場合の任期は前任者の残任期間とする。
- (2) 副研究科長および専攻長は2年とする。
- (3) 研究科長、副研究科長および専攻長の再任は、これを妨げない。ただし、3期連続して重任することができない。

(招集および議長)

第8条 教授会は、研究科長が必要と認めたとき、または教授会構成員の3分の1以上の要求があったとき、研究科長が招集する。

- 2 教授会の議長は、研究科長がこれをつとめる。

(運営および議事)

第9条 教授会は、休職中、および学外研究についている者を除く教授会構成員の2分の1を超える出席で成立する。

- 2 教授会の議決は、出席者の過半数の賛成によって行ない、可否同数のときは議長の決定するところによる。
- 3 教授会の組織に関する事項および教員の人事に関する議決については、経営管理研究科全学人事委員会での先議後、構成員の4分の3以上が出席する教授会において、出席者の3分の2以上の同意によって決する。
- 4 教授会の議事については、議事録を作成し、次回の教授会においてその承認を得なければならない。

(事務局)

第10条 研究科に必要な事務組織を置き、その事務を担当する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会での議決ののち、大学協議会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2007年3月9日副研究科長の増員に伴う一部改正）

この規程は、2007年4月1日より施行する。

附 則（2012年3月16日 大学学則の変更、大学院学則の全部変更および研究科則の制定に伴う一部改正）

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則（2023年2月17日専攻長の配置に伴う一部改正）

この規程は、2024年4月1日から施行する。

設置の趣旨等を記載した書類 本文
目 次

1. 設置の趣旨及び必要性	2
2. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	7
3. 教育課程の編成の考え方及び特色	8
4. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	11
5. 教育課程連携協議会について	14
6. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合	15
7. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施	15
8. 入学者選抜の概要	16
9. 教員組織の編制の考え方及び特色	20
10. 研究の実施についての考え方、体制、取組	22
11. 施設・設置等の整備計画	23
12. 社会人を対象とした大学院教育の一部を本校以外の場所で行う事項	24
13. 管理運営及び事務組織	24
14. 自己点検・評価	26
15. 認証評価	26
16. 情報の公表	27
17. 教育内容等の改善のための組織的な研修等	29

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 研究科の専攻の設置の経緯

1) 本研究科の沿革

立命館大学は、昭和 37 (1962) 年に京都の衣笠キャンパスに設置した経営学部を基礎として、昭和 41 (1966) 年に大学院経営学研究科を設置した。経営学研究科は、平成 14 (2002) 年に社会人向けの専門職業人養成を行うプロフェッショナルコースをびわこくさつキャンパスにて設置し、平成 15 (2003) 年からは大阪市淀屋橋の「立命館アカデミア@大阪」にて、平日夜間と土曜日にビジネス教育を展開するようになった。大学院経営管理研究科経営管理専攻は、このプロフェッショナルコースの経験をもとに、平成 18 (2006) 年に、経営系専門職学位課程として、設置された。

経営管理研究科経営管理専攻は、設置当初、入学定員 100 名で、企業経営コースと企業会計コースの 2 つのコースを擁し、経営修士 (専門職) と会計修士 (専門職) を輩出した。しかしながら、大手監査法人の採用人数の大幅削減の影響を受け、企業会計コースの入学者は、平成 23 (2011) 年から激減したことから、平成 26 (2014) 年度をもって入学者募集の停止を経て、平成 27 (2015) 年から新設の大阪いばらきキャンパス (OIC) および「立命館大阪梅田キャンパス」(以下、大阪梅田キャンパスという。)にて、入学定員 80 名で、マネジメントプログラムとキャリア形成プログラムの 2 つのプログラムを擁する経営修士 (専門職) を輩出する専攻として再編し、現在に至っている。

今般、日本における観光ビジネスの重要性及び当該分野の人材養成ニーズの高まりを背景にして、観光マネジメント専攻の設置を計画するに至った。

2) 社会的背景

① 世界的に今後の成長が期待される観光産業

観光は、過去 70 年間にわたって拡大と多様化を続け、世界最大かつ最速の成長を見せる経済部門の一つとなった。多くの新しいディスティネーションの開発と観光関連の投資がされ、観光は雇用と事業の創出、社会基盤の開発、輸出収入を通して社会経済の発展を牽引する重要な役割を果たしてきた。

国連世界観光機関が発行する“UNWTO Tourism Highlights 2018”によると、世界全体の国際観光客到着数は 1950 年の 2,500 万人から 1980 年には 2 億 7,800 万人、2010 年には 9 億 5,300 万人、2017 年には 13 億 2,300 万人と成長を続けてきた。また、ディスティネーションにおける国際観光収入も同じく、1950 年の 20 億米ドルから 1980 年には 1,040 億米ドル、2017 年には 1 兆 3,400 億米ドルと急激に拡大している。また、“UNWTO Tourism Highlights 2020”によると、観光は 2019 年の財・サービスにおける世界輸出の 7% を占め、輸出区分において燃料、化学に次ぐ第 3 位であり、自動車製品や食品を上回っている。ちなみに、“UNWTO Tourism Towards 2030”によれば、今後、世界全体の国際観光客到着数は年平均 3.3% 増加し、2030 年には 18 億人に達すると予測され、世界的な観光需要の増大を背景に観光産業の更なる成長が期待されている【資料 1】。

② 日本の成長戦略を担う観光産業

平成 15 (2003) 年 4 月に「観光立国懇談会」が開催され、観光立国の意義及び観光立国実現への課題と戦略についての提言がなされた。人口減少による国内需要の低迷、グローバル競争における製造業の苦戦、産業空洞化の深刻化によって、日本経済が長期にわたって低迷する状況にあって、観光が日本の経済社会の発展のために不可欠な国家的課題の一つに

位置付けられた。また、同年には年間約 500 万人に留まっていた訪日外国人旅行者を平成 22 (2010) 年までに 1,000 万人に倍増させることを目標としたビジット・ジャパン事業が開始された。

平成 18 (2006) 年には、観光を 21 世紀における日本の重要な政策の柱として初めて明確に位置付けた観光立国推進基本法が施行された。国際競争力の高い魅力ある観光地の形成、観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成、国際観光の振興、観光旅行の促進のための環境の整備に必要な施策を講ずることを基本的施策とした。そして、平成 19 (2007) 年には、観光立国の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための観光立国推進基本計画が閣議決定された。また、平成 20 (2008) 年には、観光立国の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進する機関として、国土交通省の外局に観光庁が設置された。

その後、平成 25 (2013) 年にビジット・ジャパン事業の開始当初の目標であった訪日外国人旅行者数 1,000 万人を達成した。そして、平成 26 (2014) 年には「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」が策定され、訪日外国人旅行者数を平成 28 (2020) 年までに 2,000 万人に倍増させることを目標に、①「2020 年オリンピック・パラリンピック」を見据えた観光振興、②インバウンドの飛躍的拡大に向けた取組、③ビザ要件の緩和など訪日旅行の容易化、④世界に通用する魅力ある観光地域づくり、⑤外国人旅行者の受入環境整備、⑥ MICE の誘致・開催促進と外国人ビジネス客の取り込みを推進することが掲げられた。

実際、平成 28 (2016) 年には訪日外国人旅行者数 2,000 万人を達成し、訪日外国人旅行消費額も 3 倍以上となり、自動車部品産業の輸出総額に匹敵する約 3.5 兆円に達した。当初の予想を上回るペースで訪日外国人旅行者数が増加したため、同年には「観光先進国」の実現に向けて『明日の日本を支える観光ビジョン』が策定され、以下のような目標が掲げられた。

観光先進国の実現に向けた目標値

	2020 年	2030 年
訪日外国人旅行者数	4,000 万人	6,000 万人
訪日外国人旅行消費額	8 兆円	15 兆円
地方部(三大都市圏以外での)外国人延べ宿泊者数	7000 万人泊	1 億 3,000 万人泊
外国人リピーター数	2,400 万人	3,600 万人
日本人国内旅行消費額	21 兆円	22 兆円

出所) 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議 (2016) 「明日の日本を支える観光ビジョン」

これらの日本における観光産業振興政策も受けて、訪日外国人旅行者や出国日本人数は年々増大し、また、旅行消費が日本国内にもたらす経済波及効果も大きくなり、日本経済全体への貢献も増大した。

さて、2019 年末からの新型コロナウイルス感染の世界全体での蔓延に伴って、観光産業は深刻な状況となった。国連貿易開発会議 (UNCTAD) と国連世界観光機関 (UNWTO) の報告書 (2021 年 6 月 30 日発表) によると、2020 年は、海外旅行者がパンデミック前の 2019 年から 73% も減少し、観光および関連部門で 2 兆 4,000 億ドルの損失が発生したと推定されている。日本においても同様に、『令和 3 年版国土交通白書』 (令和 3 (2021) 年 6 月 25

日)によれば、次のような状況となった。「観光業の経営は非常に厳しい状況にある。…(中略)…新型コロナウイルス感染拡大防止のため、…(中略)…、観光客数の減少など大きな影響を受けている。特に、コロナ禍以前においては毎年増加していた外国人旅行者は、ほぼ皆無となっている。」(第2章第1節2 観光業への深刻な影響 (1)観光業の重要性とコロナ禍の影響 より)

(2) 観光マネジメント専攻の設置の必要性

こうした中でも、観光庁は令和4(2022)年5月18日に「アフターコロナを見据えた観光地・観光産業の再生に向けて～稼げる地域・稼げる産業の実現～」をとりまとめ、次のような提言をしている。1. 観光地の面的な再生・高付加価値化の推進、持続可能な観光地経営の確立：①観光地の面的な再生・高付加価値化の推進、②持続可能な観光地経営の確立、2. 観光産業の構造的課題の解決 (1) 宿泊業：①企業的经营への転換、②健全な事業再生の推進、③宿泊サービスの高付加価値化、(2) 旅行業：①価値創造型ビジネスへの転換、送客型から誘客型へのシフト、②人口減少・少子高齢化時代における新たな旅行市場の開拓、③独自の強みを活かした事業の多角化の推進、である。

また、令和5(2023)年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画(第四次)」では、①観光はコロナ禍を経ても成長戦略の柱、地域活性化の切り札であり、国際相互理解・国際平和にも重要な役割、②コロナによる変化やコロナ前からの課題を踏まえ我が国の観光を持続可能な形で復活させる、③大阪・関西万博も開催される2025年に向け、「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」をキーワードに、「持続可能な観光地域づくり」「インバウンド回復」「国内交流拡大」に戦略的に取り組み、全国津々浦々に観光の恩恵を行きわたらせるとの認識を示している。そして、「持続可能な観光地域づくり戦略」、「インバウンド回復戦略」、「国内交流回復戦略」の3つの基本的な方針を掲げ、インバウンド消費5兆円、国内旅行消費20兆円を令和7(2025)年度までに達成する目標を掲げている。

実際、観光庁の令和5(2023)年2月15日の発表によると、令和4(2022)年の日本人国内旅行消費額は17兆1,695億円(2019年比21.7%減、前年比87.0%増)、うち宿泊旅行は13兆7,341億円(2019年比19.9%減、前年比96.4%増)、日帰り旅行は3兆4,355億円(2019年比28.1%減、前年比56.8%増)と大幅に回復し、令和4(2022)年10月～12月の日本人国内旅行消費額は5兆12億円(令和元(2019)年同期比0.6%減、前年同期比47.5%増)、うち宿泊旅行は4兆972億円(令和元(2019)年同期比4.5%増、前年同期比53.6%増)、日帰り旅行は9,040億円(2019年同期比18.7%減、前年同期比25.0%増)と急速な回復となっている。

今後の国際観光の見通しについては、国連世界観光機関によると「2023年の前向きなシナリオによれば、今年の国際観光客到着数は、景気減速の程度、アジア・太平洋地域での旅行の回復の持続、ウクライナへのロシアの攻撃の展開などに依拠するが、パンデミック前の水準の80%から95%に達する可能性がある。」(2023年1月17日)としており、本格的な回復が見込まれている。

このように、国内外ともに観光産業の急速な回復と今後の再度の発展が見込まれるようになってきている。したがって、観光産業で活躍する人材、とりわけ経営人材、経営管理人材の育成・輩出が待たれている。

(3) 養成する人材像

経営管理研究科（以下、本研究科という。）が養成する人材像は次のとおりである。本研究科は、立命館憲章に則り、ビジネスを創造するリーダーとして、世界および日本の持続的発展を担う人材を育成する。本研究科は、「ビジネスを創造する人材」に求められる資質や能力である①効果的な意思決定、②創造的な問題解決、③リーダーシップ、④コミュニケーション能力、⑤グローバルな視野と倫理的思考、社会・環境への意識の5項目の修得を学修目標とする。

今回設置する観光マネジメント専攻が養成する人材像は次のとおりである。観光マネジメント専攻は、立命館憲章に則り、経営管理の基本を理解し、実践する力量を身につけ、観光産業の企業および非営利組織の経営におけるビジネスを創造するリーダーとして、世界および日本の持続的発展を担う人材の育成を目的とする。

観光産業における企業の経営者、非営利組織の経営者、起業を目指す人材、経営管理人材、経営支援人材等の高度専門職業人を育成するものであり、具体的には、①宿泊業その他の観光企業および観光関連企業の経営者、DMO（Destination Management/Marketing Organization、観光地域づくり法人）を始めとする観光非営利組織の経営者、観光産業で起業を目指す人材、②観光企業および観光関連企業、観光非営利組織の経営管理人材、③観光産業における高度専門職業人としての経営支援人材を育成する。

(4) 学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学受入の方針

1) 学位授与の方針（ディプロマポリシー）

本研究科では、学位授与方針の策定に当たって、既存の経営管理専攻と観光マネジメント専攻はともに、教育目標について、学生が修了時点において到達していると期待される成果の目標としての「学修目標」（Learning Goals：LG）という形で表現する。

観光マネジメント専攻では、教育研究上の目的が掲げる「経営管理の基本を理解し、実践する力量を身につけ、観光産業の企業および非営利組織の経営におけるビジネスを創造するリーダーとして、世界および日本の持続的発展を担う人材」に求められる資質や能力であり、学生が修了時点において修得していることが期待される学修目標を次の5項目により定める。

- ・LG1：効果的な意思決定
- ・LG2：創造的な問題解決
- ・LG3：グローバルな視野と倫理的思考、社会・環境への意識
- ・LG4：リーダーシップ
- ・LG5：コミュニケーション能力

これらの資質・能力の修得は、観光マネジメント専攻における所定の教育課程の履修を通じて所定単位を修得することにより、その達成とみなし、「観光経営修士（専門職）」（Master of Business Administration in Tourism Management）を授与する。

2) 教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）

本研究科の教育課程（以下、カリキュラムという。）は、上記5つの学修目標の達成という観点から、既存の経営管理専攻と観光マネジメント専攻ともに編成する。その際、本研究科の両専攻はともに、学修目標の達成度の直接的測定を念頭に、各目標を「学修目的」

(Learning Objectives : L0) に変換し、プログラムレベルのアセスメントに活用することを目指す。

学修目的は次のとおりである。

- ・L01：学生は、理論や量的または質的データに基づき、ビジネスに関する効果的な意思決定を行うことができる [Evaluating]。
- ・L02：学生は、クリティカルな思考と状況判断に基づき、ビジネスに関わる課題を適切に設定することができる [Evaluating]。
- ・L03：学生は、様々な知識を統合して、解決すべき諸課題について創造的かつ適切なソリューションを提示することができる [Creating]。
- ・L04：学生は、グローバル化がビジネスに与える影響や企業の意思決定のグローバルな側面について分析・評価することができる [Analyzing, Evaluating]。
- ・L05：学生は、倫理、社会、地球環境の各側面からビジネスまたはマネジメント上の課題を識別することができる [Analyzing, Evaluating]。
- ・L06：学生は、目的や状況を踏まえて、効果的かつ説得力のあるリーダーシップのスタイルを実行することができる [Creating]。
- ・L07：学生は、目的や状況に応じたツールや手段を選び、文書による効果的なコミュニケーションを行うことができる [Creating]。
- ・L08：学生は、目的や状況に応じたツールや手段を選び、口頭による効果的なコミュニケーションを行うことができる [Creating]。

3) 入学者受入の方針 (アドミッション・ポリシー)

学修目標および学修目的の達成に向けて、観光マネジメント専攻においては、次のような能力を有する入学者を期待している。

- ・大学院での研究活動に対応しうる一定の高い基礎学力を有し、知的好奇心に溢れ、勉学意欲の高い学生を受け入れる。
- ・教育研究上の目的の達成に向け、創造的な知的活動の前提となる多様性を備えた学習環境を形成する観点から、バックグラウンドを問わず広く学生を受け入れる。
- ・ビジネス社会の様々な事象に広く関心をもち、それまでの実務または学習経験の中で醸成された課題意識にもとづき、不断の努力をもって勉学に取り組む学生を受け入れる。
- ・自己の将来のキャリアについての明確なビジョンを有し、その実現に向けて意欲と情熱をもって取り組む学生を受け入れる。
- ・学位授与方針 (ディプロマポリシー) の示す学修目標の高い次元での達成に向け、主体的かつ意欲的に取り組む学生を受け入れる。
- ・立命館憲章のもと、所定の教育課程を修了した後、観光産業におけるビジネスを創造するリーダーとして、世界と日本の持続的な発展に貢献することが期待される学生を受け入れる。

4) 養成する人材像と 3 ポリシーの相関及び整合性

養成する人材像は、立命館憲章に則り、経営管理の基本を理解し、実践する力量を身につけ、観光産業の企業および非営利組織の経営におけるビジネスを創造するリーダーとして、世界および日本の持続的な発展を担う人材である。この人材像は、学修目標である①効果的な意思決定、②創造的な問題解決、③グローバルな視野、社会・環境への意識、倫理的思考、④リーダーシップ、⑤コミュニケーションの 5 つが求められる。この学修目標は、学位授与方

針（ディプロマポリシー）において定めている。

養成する人材像および学位授与方針（ディプロマポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラムポリシー）、入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）の3つのポリシーの関係については、【資料2】のとおりである。

なお、各科目が学位授与方針の5つの学修目標を踏まえた教育課程編成・実施方針の8つの学修目的のどれを達成することに関係しているのかについては、カリキュラムマップにて提示している（3.（2）を参照）。

5) 専攻が研究対象とする中心的学問分野

観光マネジメント専攻は、経営管理の基本を理解し、実践する力量を身につけ、観光産業の企業および非営利組織の経営におけるビジネスを創造するリーダーとして、世界および日本の持続的発展を担う人材の育成を目的としていることから、経営学、とりわけ観光経営学が中心的学問分野である。

本専攻は、専門職学位課程として、「ビジネスを創造するリーダーとして、世界および日本の持続的発展を担う人材」を育成することを掲げており、理論と実践の架け橋となることが求められている。そのことを前提として、第1に、経営戦略、組織行動、マーケティング、ファイナンス、会計の各分野が、広い意味での中心的学問分野である。また、理論と実践のかけ梁教育と関連して、学術論文はもちろんのこと、ケースの執筆を重視している。本研究科では、2023年度中にリサーチライブラリーセンターを設置することを決定しており、学術研究の推進とともに、ケースの執筆と蓄積を図っていくことにしている。

第2に、本専攻は、観光産業の企業および非営利組織の経営を担う「ビジネスを創造するリーダー」という高度専門職人材養成として教育するに相応しい研究を行う。こうした分野の研究は、日本観光学会（1960年設立）、日本観光研究学会（1986年日本観光研究者連合として設立、1996年現名称に変更）、日本国際観光学会（1993年設立）、観光学術学会（2012年設立）、観光経営学会（2019年）などが行っている。特に、観光経営学会は観光産業の企業および非営利組織の経営を主要な研究対象としており、『観光マネジメントレビュー』を2021年より毎年発刊し、同分野の研究の推進を図っている。以上から、本専攻では、観光経営がより中核的な意味で中心的学問分野である。

2. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

(1) 研究科および専攻の名称

研究科名称：大学院経営管理研究科 [Graduate School of Management]

専攻名称：観光マネジメント専攻 [Major in Tourism Management]

(2) 学位の名称

観光経営修士（専門職） [Master of Business Administration in Tourism Management]

観光マネジメント専攻は、経営管理の基本を理解し、実践する力量を身につけ、観光産業の企業および非営利組織の経営におけるビジネスを創造するリーダーとして、世界および日本の持続的発展を担う人材の育成を目的としており、具体的には観光産業における企業の経営者、非営利組織の経営者、起業を目指す人材、観光産業における経営管理人材、観光産業における経営支援人材等を育成する、としている。したがって、観光マネジメント専攻の学位は「経済学関係」に属する。

3. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程の体系的性

観光マネジメント専攻のカリキュラムは、教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）で説明した学修目標および学修目的を達成するものであり、体系的・系統的な履修を重視する観点から、コア科目（A群、B群）、選択科目、演習科目、実習科目から構成される。カリキュラムポリシーの各項目と各授業科目が整合していることは、カリキュラムマップで示している【資料3】。

観光マネジメント専攻では、社会人を対象とする「観光事業マネジメントプログラム」と就業経験を有しない学部卒業生および留学生を対象とする「観光事業キャリア形成プログラム」の2つのプログラムに分かれて履修を行う。前者は観光産業の企業および非営利組織の経営におけるビジネスを創造するリーダーに必要な専門的能力を総合的に磨くためのプログラムである。観光産業の企業および非営利組織の経営を学び、ビジネスを創造するリーダーになることを表わすために、観光事業マネジメントプログラムという名称にしている。

後者は、観光産業の企業および非営利組織の経営におけるビジネスを創造するリーダーとして活躍する人材となるための専門知識とスキルを修得し、マインドを醸成するためのプログラムである。観光産業の企業および非営利組織の経営を学び、ビジネスを創造するリーダーとして活躍する人材となることを表わすために、観光事業キャリア形成プログラムという名称としている。

いずれもプログラムもコア科目（A群・B群）、選択科目、実習科目、演習科目から成る科目区分、および修了に必要な単位数は同じに設定している。

【コア科目（A群・B群）】

コア科目は、観光マネジメントに関する学修の前提となるビジネスやマネジメントに関する基礎的な知識やビジネス社会で求められる能力・資質を獲得するための授業科目と位置づける。A群は、ビジネスやマネジメントに関するベーシックな授業科目として「競争戦略」「組織行動」「マーケティング」「アカウンティング」「ファイナンス」に、「サービスイノベーション」を加えた6科目12単位からなる。これらの授業科目では、ビジネスパーソンが共通して身につけていることが求められるグローバルな視野や倫理的思考獲得の観点から、各授業科目でグローバルイシューや倫理的なトピックについて議論するほか、「ビジネスを創造するリーダー」に求められる資質・能力としての、5つの学修目標の効果的な達成をねらいとしている。それゆえA群については全6授業科目を必修とする。

B群は、体系的・系統的な学修の観点からA群での履修を補完し、ビジネスやマネジメントに関する総合的な知識や能力の修得を意図しており、学習歴や職業上の経験に応じて履修すべき授業科目として6科目12単位からなる。

【選択科目】

選択科目は、コア科目A群の履修を通じて、ディプロマポリシーが定める5つの学修目標に一定程度、到達していることを前提に、各自の問題意識や関心に応じて、観光マネジメントの各領域に関する専門的かつ実践的な知識・能力の修得を狙いとする。各選択科目は、学修目標を高い水準で到達することを目指すものとして設計する。特殊講義は、観光マネジメントに関してより特徴的なテーマ性があったり、時宜にあったテーマについて機敏に設定したり、さらには寄附講座や協定科目といった枠組みで講義を行う際に、特殊講

義として開講する。なお、MICE マネジメントに関する授業科目については、国際会議協会（ICCA）の認定資格取得を念頭に置き、授業科目の配置、編成を行う。

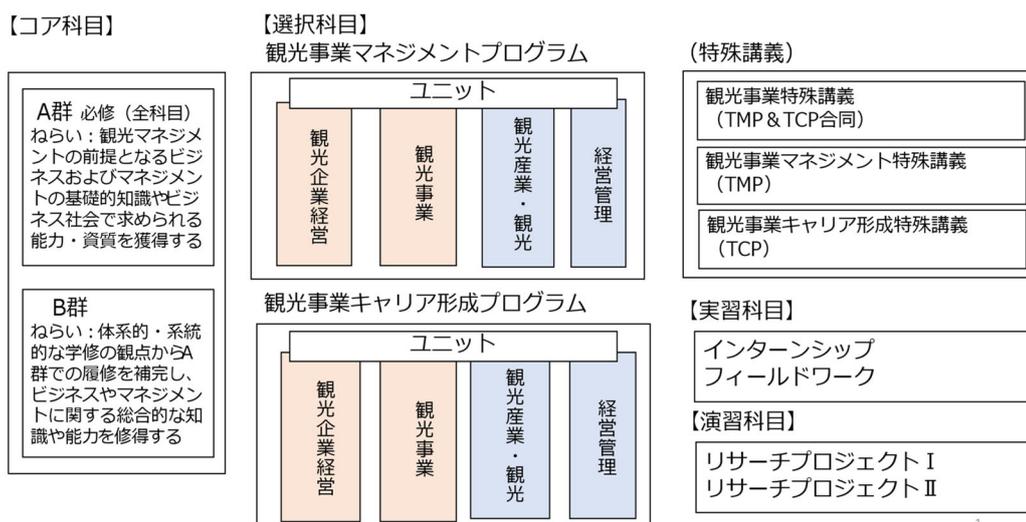
【実習科目】

ビジネス社会やコミュニティとの連携により、実習・フィールドワークに基づく経験学習またはPBL（project-based learning）型の授業科目として実習科目を配置する。

【演習科目】

カリキュラムの履修の総仕上げのための演習科目として、「リサーチプロジェクトⅠ」および「リサーチプロジェクトⅡ」を配置する。当授業科目では、担当教員の指導の下、学生自らが研究プロジェクトを企画・実行し、研究レポートの作成に取り組む。演習科目は2年次に履修し、学修目標の高い次元での達成を目指す。観光マネジメント専攻では演習科目2科目4単位の修得を必修としている。

観光マネジメント専攻：カリキュラムの枠組み



カリキュラム全体の枠組みは上記の図のとおりである。観光事業マネジメントプログラムと観光事業キャリア形成プログラムのいずれのプログラムも、選択科目は「観光企業経営」「観光事業」「観光産業・観光」「経営管理」の4つのユニットから構成している。院生が各科目の特性を理解した上で受講していくことが可能なように、授業科目を4つのユニットに分けて示している。各ユニットの特徴は次のとおりである。「観光企業経営」は観光企業の企業マネジメントに関する科目によって構成している。「観光事業ユニット」は企業および非営利組織のビジネスに関する科目によって構成している。「観光産業・観光ユニット」は観光産業に関する科目と観光に関する科目によって構成している。「経営管理ユニット」は企業マネジメントに関する科目によって構成している。

観光事業マネジメントプログラムの選択科目

観光企業経営 ユニット	観光事業 ユニット	観光産業・観光 ユニット	経営管理 ユニット
ホスピタリティマネ ジメント サービスとホスピタ リティのデザイン 観光企業の市場創造 ホテル・リゾート企 業のマネジメント 旅館経営 MICE 企業経営戦略	ディステーションマ ネジメント 観光地ブランディング MICE 施設のマネジメント MICE マーケティング イベントプランニング リゾート&エンターテイ メントビジネス	観光産業イノベーション 観光産業における情報・デ ジタル技術 観光産業におけるリスクマ ネジメント 交通ビジネス 観光産業政策 サステナブルツーリズム ヘリテージツーリズム	人的資源管理 マーケティングリサーチ 企業財務 管理会計 ファミリービジネス Business Communication Business Negotiation

観光事業キャリア形成プログラムの選択科目

観光企業経営 ユニット	観光事業 ユニット	観光産業・観光 ユニット	経営管理 ユニット
ホスピタリティマネ ジメント サービスとホスピタ リティのデザイン 観光企業の市場創造 ホテル・リゾート企業 のマネジメント 旅館経営	ディステーションマ ネジメント 観光地ブランディング リゾート&エンターテイ メントビジネス MICE マネジメント インバウンドマーケティ ング	観光産業イノベーション 観光産業における情報・デ ジタル技術 観光産業におけるリスクマ ネジメント 交通ビジネス 観光産業政策 観光まちづくり	人的資源管理 マーケティングリサーチ 企業分析 ファミリービジネス Business Communication Business Negotiation

(2) カリキュラムマップ

カリキュラムマップでは、学位授与方針の5つの学修目標を踏まえた教育課程編成・実施方針の8つの学修目的と各授業科目のどれを達成することに関係しているのかについて提示する。すなわち、カリキュラムポリシーと各授業科目の整合は、カリキュラムマップで示している。具体的なカリキュラムマップについては、【資料3】のとおりである。

(3) カリキュラムツリー

カリキュラムツリーは、観光事業マネジメントプログラムと観光事業キャリア形成プログラムでは、選択科目が異なることから、2つのカリキュラムツリーを提示する。具体的なカリキュラムツリーは、【資料4】のとおりである。

(4) 1年間のスケジュール

本研究科は設置された2006年度より1年を4つの学期に分けるクォーター制を採用しており、観光マネジメント専攻においても、同様にクォーター制度を採用する。カリキュラムの系統性に沿って段階的な学修を確保するため、春1および春2クォーターに基礎科目を

重点的に配置し、秋1および秋2クォーターに重点的に選択科目を配置する。

4. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法

観光マネジメント専攻では、理論と実務の架け橋となる教育を充実させるため、授業科目の性格に応じて、講義、討論、演習、グループ学習、ケーススタディ、フィールドスタディ、インターンシップ等、さまざまな教育方法や授業形態を採用する。講義形式を重視する授業は、ファイナンスやアカウンティング系科目などに集中してみられるが、これは経営学や経済学分野の基本的な知識を学修させるため、または会計分野の法令・基準等に関する解釈等を学修させるためである。その他のコア科目と選択科目については、上記にあるように、各授業科目の特性にあった教育方法・授業形態を採用する。

「インターンシップ」は、就職経験のない学生を対象とする実務実習科目で、とくに学部からの進学者に対して、実社会を経験させて職業観や職業意識を高めるための授業科目として、事前の講義、実習先での実務経験、事後の報告を組み合わせで行うものである。「フィールドワーク」についても、事前の講義、実習先での実務経験、事後の報告を組み合わせで行う。

(2) 履修指導及び研究指導の方法とプロセス

2年の標準修業年限という比較的短い期間となっている大学院での学修を成功させるための一つの鍵は、大学院で利用可能な各種リソースを十分に知り、必要な時にアクセスできるようにしておくことである。観光マネジメント専攻では、大学資源へのアクセシビリティを早期に可能にするための取組みとして、授業を開始する前に「新入生ガイダンス」を実施し、科目の履修、情報データベースの利用等の説明を行う。社会人の参加を可能にするため、「新入生ガイダンス」は週末または休日に実施することを予定する。また、学生の入学までの経緯と背景が多様であり、カリキュラムを包括的に理解して学修を計画できるとは限らないので、学生一人ひとりに「履修アドバイザー」（専任教員が担当）を充てて履修指導・学修相談を行うこととする。なお、「リサーチプロジェクトⅠ・Ⅱ」の指導教員が決定（7月下旬）した後は、指導教員が履修計画の支援を引き継ぎ、自らの今後のキャリアデザインを見据えた適切な授業科目の履修について、指導・相談を行う。

1年次秋学期からは、指導教員による「リサーチプロジェクト」の事前指導を開始し、学習指導やキャリアデザインに関する相談は、主に指導教員が行う。指導教員は、学生の履修状況をチェックし、在学期間中を通じて担当学生の修得単位数が僅少であったり、GPAが低位であったりする場合には、個別面談により問題解決を図る。また、個々の専任教員ごとにオフィスアワーを定め、クォーターごとに専任教員のオフィスアワーを提示する。以上に加えて、本研究科では2013年度より実施している「振り返りシート」を観光マネジメント専攻においても活用する。これは、学生自身が「振り返りシート」の記入を通じて、各授業科目の履修状況、教育目標の達成状況に関する自己評価を行うものである。指導教員は、「振り返りシート」を読み、これまでの学修の成果、学修目標/学修目的の達成度を測り、確認・コメントを記入する。このように「振り返りシート」は、学生にとって、学修の進捗状況と到達を確認する効果的なツールとなる。

2年次より、全員が演習科目である「リサーチプロジェクトⅠ」と「リサーチプロジェクトⅡ」をそれぞれ必修科目として履修する。リサーチプロジェクトⅠ・Ⅱは、ゼミナール形式で各人の研究テーマを深めるものであり、教員の指導のもとに研究の集大成である研究

レポートを執筆する。それぞれの内容は次のとおりである。

リサーチプロジェクトⅠでは、演習（ゼミナール）形式により、受講生が自ら設定した研究課題やテーマについて、自ら策定した研究計画に基づき調査・研究を行う。現地調査を含む適切な研究方法を選択した上で、観光産業における企業・団体等の経営、あるいは観光事業に関して、何が解決すべき課題であるのかを明らかにし、それらをどのように解決していくかについて分析・検討を行う。

リサーチプロジェクトⅡでは、演習（ゼミナール）形式により、受講生が自ら設定した研究課題やテーマについて、自ら策定した研究計画に基づき調査・研究を行い、研究レポートを作成する。研究レポートでは、観光産業における企業・団体等の経営、あるいは観光事業に関して、現地調査等を通じて明らかになった課題の解決策、あるいは解決に資する知見を提示する。

リサーチプロジェクトのプロセスは次のとおりである。1年目の春学期末にリサーチプロジェクトの所属ゼミナールを決定し、秋学期からプレゼミにて、教員の指導を受けつつ、ターゲットとする企業・団体・観光地等の選定を行い、リサーチプロポーザルを作成する。2年目の春学期のゼミナールにて、教員の指導を受けつつ、自ら策定した研究計画に基づき、調査・研究、現地調査等を行う。その成果は8月はじめに全ての教員が参加する中間発表会で報告を行い、質疑の内容はその後の研究に活かすことになる。秋学期のゼミナールにて、教員の指導を受けつつ、継続して調査・研究や現地調査を行い、研究レポートの執筆を行う。そして、秋学期の終わりの2月はじめに専任教員が全て参加し、口頭試問を兼ねる成果発表会を行い、その結果を反映した成績評価を行う。入学以降、リサーチプロジェクトでの履修による研究レポート提出までのスケジュールは【資料5】のとおりである。

また、リサーチプロジェクトⅠ・Ⅱは、ループリック（既存の経営管理専攻の課題研究ループリックを基本的に転用する）を学生に明示し、成績評価の基準とする。最終成果物となる研究レポートの区分は下記のとおりとする。

- ・プロジェクト・レポート：ターゲットとなる企業（勤務先を含む）や団体、観光地等での調査を通じた課題発見に基づき、課題の解決策（ソリューション）や新規事業計画（ビジネスプラン等）を提示する。
- ・事例研究：ターゲットとなる地域や企業における課題を念頭に先行事例、あるいは、観光産業や観光地に共通する課題の解決に向けた先行事例の検討・分析を通じた知見の提示を行う。
- ・論文：より学術的な視点から、ホテル・旅館等の経営やディステーションマネジメント、MICE マネジメントその他観光産業に関する諸課題の検討を行う。

(3) 修了要件

コア科目は、A群6科目12単位を含む18単位以上の修得を修了要件とする。選択科目のうち特殊講義を除く各科目群から18単位以上の修得を修了要件とする。そして、修了に必要な単位数は46単位である。

また、体系的・系統的な履修を確実なものとするため、コア科目A群6科目12単位と演習科目2科目4単位の合計16単位を必修科目とし、修了に必要な単位数46単位の約35%を必修単位としている。なお、観光マネジメント専攻の必修科目の比率は、経営系専門職学位課程を有する主要ビジネススクールの平均(17校の平均は33.1%)をやや上回っている。

観光マネジメント専攻の履修構造および修了要件

科目区分		プログラム	観光事業マネジメント プログラム	観光事業キャリア形成 プログラム
コア科目 18 単位	A 群 全科目必修	競争戦略、組織行動、マーケティング、アカウントティング、ファイナンス、サービスイノベーション		
	B 群	国際経営、企業倫理とサステナブル経営、ビジネス創造、リーダーシップ、ビジネスエコノミクス、統計・データ分析		
選択科目	18 単位	(後述)	(後述)	
実習科目		インターンシップ、フィールドワーク		
演習科目	4 単位 必修	リサーチプロジェクトⅠ、リサーチプロジェクトⅡ		
修了に必要な単位数：46 単位以上				

(4) 履修モデル

観光マネジメント専攻の育成する人材像は、①観光産業における企業の経営者、非営利組織の経営者、起業を目指す人材、②観光産業における経営管理人材、③観光産業における経営支援人材の3つであることから、この3つに分けて、履修モデルを提示する【資料6】。

いずれもコア科目A群6科目とリサーチプロジェクトⅠ・Ⅱは必修科目であることから、この部分は同じであり、コア科目B群と選択科目において育成する人材像に対応した授業科目の履修を推奨している。また、観光事業マネジメントプログラムと観光事業キャリア形成プログラムの2つのプログラムで選択科目は、共通して履修を推奨する科目とプログラム別で異なって推奨する科目の別に示している。

年間登録制限単位数は36単位であり、その考え方は次のとおりである。1クォーターあたり、5科目を越えて登録すると、授業時間のほか、十分な授業時間外の学修時間が確保できないと考えているからである。1科目あたり授業時間を1,400分、授業時間外の学修にその2倍必要であり、合計4,200分を要することを念頭に科目設計をしている。1週あたりでは授業時間が200分、授業時間外の学修が400分、合計600分ということである。5科目では3,000分、すなわち50時間であり、1週間の正課科目に要する総学修・学習時間としては上限としておかなければ、それ以外の学習を適切にしていくことは難しいという判断である。

(5) 本学および他大学の研究科科目の受講

観光マネジメント専攻における本学および他大学の研究科科目の受講については、本研究科が定めている単位の認定方法にしたがって、受講した科目の単位認定を行うこととする。具体的には、次のとおりである。

本研究科では、①本学の他の大学院研究科の受講科目の単位認定、②入学後に他大学大学院等で修得した単位の認定、③入学前の既習得単位の認定の3つについて、専門職大学院設置基準第13条および第14条、および立命館大学大学院学則第37条および第38条に従い、研究科則第13条第1項および第14条第1項に、認定単位数の上限を定めている。①および②についてはそれぞれ10単位を上限とし、①と②を合わせて10単位を認定の上限としている。③については、本研究科の科目等履修制度により修得した単位の上限を20単位、早期履修制度により修得とした単位の上限を12単位、本研究科以外で修得した単位の上限を10単位とし、それぞれを合わせて20単位を認定の上限と定めている。また、①から③の

すべてを合わせて修了要件として定める単位数の2分の1を超えないことと定めている。また、当該単位等については、本研究科のカリキュラムとの一体性を損なわないよう、学生による申請書および必要とされる資料を本研究科の執行部会議で検討し、研究科則第13条第2項および第14条2項に従い、研究科教授会での議を経て、研究科長が認定を行うこととしている。また、この単位認定の内容、申請方法等の手続きについては、新入生ガイダンスで配布する学修要覧に記載し、学生に周知している。

(6) 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

観光マネジメント専攻の授業は、対面方式で実施する。ただし、観光事業マネジメントプログラム学生（社会人学生）が受講する授業のうち、①講義科目は、勤務と学修の両立を図れるように、立命館大学がWeb授業のアプリケーションとして採用しているzoomを用いてハイフレックス方式によって受講できるようにする。②演習科目はハイフレックス方式での受講を可能としながら、授業回数の半数以上を対面方式で受講するように指導する。演習科目の教育上の特徴と効果から対面方式、すなわちスクーリングは教育効果上、特段の意味があると考えられるためである。③実習科目の授業のうち、実習の事前講義、事後講義および成果報告はハイフレックス方式を採用する。

5. 教育課程連携協議会について

(1) 教育課程連携協議会の役割等

教育課程連携協議会は、専門職大学院設置基準第6条の2に基づき、本研究科が産業界等と連携して教育課程を編成し、教育の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的としている。審議事項は、①産業界等との連携による授業科目の開設およびその他の教育課程の編成に関する基本的な事項、②産業界等との連携による授業の実施ならびにその他の教育課程の実施に関する基本的な事項およびその実施状況の評価に関する事項である。

年間開催数は1回であり、教育課程連携協議会は、協議会で出された意見は会長がとりまとめ、学長等に意見を述べることと定めている。立命館大学では、2022年度より、教学担当副学長を通じて学長に意見を伝えるとともに、立命館大学自己評価委員会に提出し、その意見がどのように研究科の改善に役立たせるのかについて毎年度確認するようにしている。

(2) 教育課程連携協議会の構成

構成員は、①学長又は本研究科の長が指名する教員またはその他の職員、②本研究科経営管理専攻専門職学位課程および観光マネジメント専攻専門職学位課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの、③本学の教員およびその他の職員以外の者であって学長等が必要と認めるものとし、委員の過半数は、本学の教職員以外の者を委嘱することとしている。委員の任期は2年とし、再任を妨げないが、補欠による委員の任期は前任者の残任期間とすると定めている。①に該当する委員は野口義文立命館大学副学長であり、②に該当する委員は、安藤佳則株式会社安藤佳則事務所代表、鈴木順也 NISSHA 株式会社代表取締役社長兼最高経営責任者、田中誠二京都府観光連盟会長、京都市観光協会会長（学校法人大和学園理事長）、佃秀昭株式会社ボードアドバイザー代表取締役社長、藤森義明 CVC キャピタルパートナーズ日本法人最高顧問、大西雅之一般社団法人日本旅館協会会長（鶴雅ホールディングス株式会社代表取締役社長）、光山清秀公益財団法人日本交通公社会長であり、③に該当する委員は、森川典子立命館大学校友会副会長で

ある。経営管理専攻の事項を主に審議するのは、安藤佳則、鈴木順也、佃秀昭、藤森義明の各委員であり、観光マネジメント専攻を主に審議するのは田中誠二、大西雅之、光山清秀の各委員であり、野口義文委員は副学長として、森川典子委員は立命館大学校友会副会長として、両専攻とも審議する委員である。

6. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

観光事業マネジメントプログラム学生(社会人学生)が受講する授業のうち、講義科目は、勤務と学修の両立を図れるように、立命館大学が Web 授業のアプリケーションとして採用している zoom を用いて、教室での対面授業と教室外の遠隔地の社会人学生を同時双方向で接続するハイフレックス方式によって受講できるようにする。教材の配付や回収は、Web による立命館大学のラーニングマネジメントシステムである「manaba+R」を通じて行えるようになっている。このような多様なメディアを高度に利用して、ハイフレックス方式で授業に出席する社会人学生は、教室外においても教室と同様の環境で授業を受講することができる。多様なメディアを高度に利用して授業を教室外で履修させることは、立命館大学大学院学則第 20 条第 2 項に規定しており、さらにその運用については「平成 13 年文部科学省告示第 51 号」(メディア告示)を踏まえて立命館大学および立命館大学大学院で定められた「メディアを利用した授業実施ガイドライン」を定め、遠隔授業であっても対面授業に相当する教育効果を有することが必要である考えに基づき授業を実施することとしている。演習科目は、授業科目の特徴から Web 受講だけでなく、対面方式、すなわちスクーリングが教育効果上、特段の意味があると考えられることから、ハイフレックス方式での受講を可能としながら、授業回数の半数以上を対面方式で受講するように指導する。実習科目の授業のうち、実習の事前講義、事後講義および成果報告はハイフレックス方式を採用する。

7. 「大学院設置基準」第 2 条の 2 又は第 14 条による教育方法の実施

(1) 修業年限

標準修業年限は 2 年であり、修業年限は 4 年間とする。

(2) 履修指導

夜間に履修を行う社会人学生に対しても、入学してから 2 年次の演習科目のゼミナールが決まるまでの間、教員による履修アドバイザーが履修やゼミナール選択の相談にのり、アドバイスをを行う。

(3) 授業の実施方法

大阪梅田キャンパスで授業を実施する。勤務と学修の両立の観点から、対面方式を基本としながら講義科目は、zoom を用いた同時双方向の Web 授業とのハイフレックス方式で実施する。社会人学生は Web でも受講ができる。演習科目は、授業の教育効果上、対面方式に特段の意味があると考えられることから、ハイフレックス方式での受講を可能としながら、授業回数のうち半数以上は対面方式で受講するように指導する。

(4) 教員の負担の程度

教員は、昼間の授業を実施する大阪いばらきキャンパスから、夜間の授業を実施する大阪梅田キャンパスへの移動を必要とする。移動時間は JR 京都線を利用して約 40 分を要するため、同日に大阪いばらきキャンパスの平日昼間の 3・4 時限の授業(終了時間 16 時 50 分)

と大阪梅田キャンパスの夜間 5.6 時限の授業（開始時間 18 時 30 分）を連続して担当することはしない時間割編成上の配慮を行い、特定の曜日に負担が集中しないようにする。

(5) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配慮

大阪梅田キャンパスには、自習室、PC を配置した共同利用スペース、無線 LAN、閲覧雑誌を配架したラウンジスペースなど、院生の学修支援設備を設けているとともに、専念のスタッフを配置して、授業時間を通じて授業支援、学生対応について十分な配慮を行う。

8. 入学者選抜の概要

(1) 学生の受入方針

本研究科は、学生の受け入れ方針（アドミッションポリシー）を定め、ホームページで公表しているほか、入学志願者向けには、入学試験要項、パンフレットに記載している。

学生の受入方針（アドミッションポリシー）は下記のとおりである。

学修目標および学修目的の達成に向けて、観光マネジメント専攻においては、次のような能力を有する入学者を期待している。

- ・大学院での研究活動に対応しうる一定の高い基礎学力を有し、知的好奇心に溢れ、勉学意欲の高い学生を受け入れる。
- ・教育研究上の目的の達成に向け、創造的な知的活動の前提となる多様性を備えた学習環境を形成する観点から、バックグラウンドを問わず広く学生を受け入れる。
- ・ビジネス社会の様々な事象に広く関心をもち、それまでの実務または学習経験の中で醸成された課題意識にもとづき、不断の努力をもって勉学に取り組む学生を受け入れる。
- ・自己の将来のキャリアについての明確なビジョンを有し、その実現に向けて意欲と情熱をもって取り組む学生を受け入れる。
- ・学位授与方針（ディプロマポリシー）の示す学修目標の高い次元での達成に向け、主体的かつ意欲的に取り組む学生を受け入れる。
- ・立命館憲章のもと、所定の教育課程を修了した後、観光産業におけるビジネスを創造するリーダーとして、世界と日本の持続的な発展に貢献することが期待される学生を受け入れる。

(2) 選抜方法

本研究科では、以上の学生の受け入れ方針（アドミッションポリシー）にしたがい、下表の7方式にわたる入学試験を実施する。

入学試験方法および募集人数

専攻・ 入学定員	プログラム	入学試験方式	募集人数
観光マネジメント専攻・ 70名	観光事業マネジメント プログラム	社会人入学試験 (企業等推薦型・自己推薦型)	25名
		社会人入学試験(一般)	15名
		計	40名
	観光事業キャリア形成 プログラム	一般入学試験 外国人留学生入学試験 学内進学入学試験	10名 10名 若干名

		APU 特別受入入学試験	若干名
		飛び級入学試験	若干名
		協定校入学試験	若干名
		計	30名

観光マネジメント専攻では、プログラムごとに志願者を選抜する。観光事業マネジメントプログラムは、社会人（満24歳以上で、入学時点で企業・行政等の組織において3年以上の職業経験（NPO活動などを含む）を有している者）を対象としている。また、観光事業キャリア形成プログラムは、大学を卒業した者または本研究科入学までに卒業見込みの者、あるいは、前記の資格を有し、わが国における「留学」の在留資格を有する者または本研究科入学までに取得予定の者を対象としている。それゆえ、入学試験も上記のように社会人とそれ以外とに分けて実施している。

社会人入学試験（企業等推薦型・自己推薦型）は、年間3回実施する入学試験のすべての日程で実施する。また、大学卒業（見込みを含む）者または外国人留学生を対象とする入学試験も、様々なチャネルを通じて入学試験を実施しており、また、志願者の学部在学時の就職活動、外国人留学生については渡航手続等を考慮し、日程を設定する。また、入学試験方式ごとの選考方法は 下記の通りである。これらは、入学試験要項、本研究科のホームページ、パンフレットにて公表する。

社会人を積極的に受け入れることから、授業時間を平日夜間と土曜日終日および日曜日の午前・午後に設定しており、履修指導や教育上の配慮が十分できるようにしている。入学試験要項や本研究科のホームページ、パンフレット等において、授業時間等について、十分に確認できるようにしている。留学生も積極的に受け入れる事から、外国人留学生試験では日本語能力試験N1を出願資格・要件の一つとして課しており、一般入学試験で受験する場合でも日本語学校等での日本語能力の評価を必要書類とし、観光マネジメント専攻の授業に十分対応できる日本語能力を有する者を受け入れる。入学試験要項や本研究科のホームページ、パンフレット等において、これら日本語能力等が必要であることを明記している。

在籍管理方法は、留学生が在留資格「留学」に見合う学修と研究活動を行っているかどうか、立命館大学のラーニングマネジメントシステムである「manaba+R」を通じて月ごとに在籍確認を行っている。

本研究科では、社会人であるか否かを問わず、すべての志願者に対して、書類選考と面接試験を実施している。書類選考においては、エントリーシート、成績証明書を志願者全員に求め、他所定の提出書類に基づき選考を行う。調査書の記載項目は、資格試験等の合格状況、大学・研究科等での卒業論文のタイトルと概要、大学院入学後の 課題研究テーマと内容である。エントリーシートは、大学の卒業（見込みを含む）者と社会人向けの 区別を明記した上で記入するようになっている。大学の卒業（見込みを含む）者向けには、大学在学時の活動・経験、それらのキャリア形成にとっての意味を記載することとし、社会人向けには、現在までの実務経験の中で、志願者が担当した具体的な業務と経験、時期等を記載することとしている。

また、面接試験もすべての志願者に対して実施し、主に、上記のエントリーシート等の内容をより具体的に尋ねるほか、書類選考では分からない部分を尋ねて、志願者の選考を行う。筆記試験については、一般入学試験および外国人留学生入学試験で実施する。これは、観光ビジネスや観光企業の経営に関する基本的な知識・思考を尋ね、論述能力を含めた学力をば

かるための試験である。外国語や簿記などの特定の能力や専門性の高い資格を有し、修了後のキャリアを見据えて高い目的意識を持つ志願者は、自己推薦入学試験で選抜している。一定水準の専門能力を示すライセンス・スコアの提出を前提に、書類選考と面接試験によって選抜が行っている。これらの他に、立命館大学からの学内進学入学試験、APU 特別受入入学試験、飛び級入学試験があり、取得済み単位数や GPA などのそれぞれの入試区分ごとの出願資格を満たす学生に受験の機会を与えている。このように、入学者受入方針にもとづく適切な選抜基準・方法・手続きを設定している。なお、大学卒業資格を持たない社会人に対しては、職業経験や社会経験の実績を評価して事前審査を行い、出願資格を判断している。アドミッションポリシーと入学者選抜方法の整合については、つぎのとおりである。

- ・大学院での研究活動に対応しうる一定の高い基礎学力を有し、知的好奇心に溢れ、勉学意欲の高い学生を受け入れる。

⇒全ての入学試験方式において、大学での成績証明書の提出を求める。全ての入学試験方式において、この内容について、必要に応じて、面接試験で確認する。

- ・教育研究上の目的の達成に向け、創造的な知的活動の前提となる多様性を備えた学習環境を形成する観点から、バックグラウンドを問わず広く学生を受け入れる。

⇒7方式にわたる入学試験方式によって、多様な学生の受入を行う。

- ・ビジネス社会の様々な事象に広く関心をもち、それまでの実務または学習経験の中で醸成された課題意識にもとづき、不断の努力をもって勉学に取り組む学生を受け入れる。

⇒エントリーシートにおいて、観光事業マネジメントプログラムでは、志願者が現在までの実務経験のなかで、最も顕著な成果を対象に、具体的な業務内容と具体的に何を得たのかの記述を求める。観光事業キャリア形成プログラムでは、大学入学以降に取り組んだ最も顕著な活動・経験を取り上げ、それが志願者のキャリア形成にどのような意義があったのかの記述を求める。そのうえで、全ての入学試験方式においてエントリーシートに記述された内容について、面接試験で確認する。

- ・自己の将来のキャリアについての明確なビジョンを有し、その実現に向けて意欲と情熱をもって取り組む学生を受け入れる。

⇒エントリーシートにおいて、両プログラムとも、本専攻で学ぶ目的、特に学びたいテーマについての記述を求める。全ての入学試験方式において、この内容について、面接試験で確認する。

- ・学位授与方針（ディプロマポリシー）の示す学修目標の高い次元での達成に向け、主体的かつ意欲的に取り組む学生を受け入れる。

⇒エントリーシートにおいて、両プログラムとも、本専攻で特に学びたいテーマ、修了後の具体的計画についての記述を求める。全ての入学試験方式において、この内容について、面接試験で確認する。

- ・立命館憲章のもと、所定の教育課程を修了した後、観光産業におけるビジネスを創造するリーダーとして、世界と日本の持続的な発展に貢献することが期待される学生を受け入れる。

⇒エントリーシートにおいて、両プログラムとも、修了後の具体的計画についての記述を求める。全ての入学試験方式において、この内容について、面接試験で確認する。

(3) 選抜体制および選抜基準

本専攻の選抜体制および選抜基準は、下記に説明する本研究科がすでに行っている体制および基準で実施する。

本研究科では、客観性を確保して的確に志願者を選抜するため、書類選考、筆記試験の採点、および面接試験について、つねに 1 人の志願者に複数の教員が担当することとしている。また、書類選考および面接試験については、偏向をさけるため所定の基準を目安に採点を行うこととしている。また、選考方法ごとの得点は、書類選考、筆記試験、および面接試験のすべてを実施する入学試験方式の場合、それぞれ所定の比率で得点を設定しており、書類選考と面接試験のみを実施する入学試験方式では、それぞれの得点比率を別途設定する。そして、いずれの入学試験方式の場合も、各選考方法の得点の総合計を基準に合否判定を行う。

本学の各大学院の入学試験は、厳格な責任体制と手続を定めた全学の大学院入学試験執行ガイドラインに従って行われており、本研究科はこのガイドラインに則り入試を進めている。そして、入学者選抜を責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施するため、本研究科内に入学試験委員会を設置している。入学試験委員会は、入学試験実施運営の基本方針、入学試験の実施に関わる実施体制、入学者選抜方法の改善、その他入学試験に関する重要な事項について、審議、提案、その実現のための計画、実行、検証、改善の諸活動を行う。入学試験委員会委員長は研究科長が兼務し、その他複数の専任教員と事務局によって構成している。

学生の受け入れのあり方の検証は、入試方式等を記載した入学試験要項の策定に関わる全学のサイクルの中で行う。すなわち、毎年度、各学部・研究科は、入学試験要項の策定に先立ち、前年度の各入試方式の分析・総括を行うとともに、次年度の入試方針について策定を行う。これを全学の会議体である大学院教学委員会に提出、その集約を受けて、次年度の入学試験要項が策定している。なお、本研究科では、この検証は、入学試験担当の副研究科長による原案をもとに執行部会議で検証し、最終的な検証結果を総括として大学院教学委員会に提出している。この検証は毎年繰り返している。また、研究科として独自のフォーマットを用いて、各々の入試政策等について毎年度末に検証を行っている。障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制については、志願者からの配慮の申し出があった場合、本研究科および大学院教学委員会で審議した上で、具体的対応を図ることとなっていることが、全学の大学院入学試験執行ガイドラインによって定められている。なお、毎年度の「立命館大学大学院入学試験要項（別冊）」「Ⅲ．出願上の注意事項」において、受験時や入学後の学修に際して配慮を希望する場合は、遅くとも出願期間開始日の 2 週間前までに申告するよう受験者に対して案内を行っている。

(4) 社会人受入に際しての既修得単位の認定方法及び認定の考え方

立命館大学大学院学則第 48 条に基づき、本研究科が教育上有益と認めるときは、学生が本研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、入学後に本研究科の授業科目を履修して修得したものとみなす場合がある。本研究科以外の大学院で履修して修得した授業科目の単位は 10 単位、本研究科で履修して修得した授業科目の単位は 20 単位を上限（本研究科以外および本研究科で履修して修得した授業科目の単位をあわせて 20 単位を上限）にして、かつ修了要件として定める単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で単位認定することができるようにしている。

(5) 科目等履修生や聴講生等、正規の学生以外の者の受け入れ

観光マネジメント専攻における科目等履修生や聴講生等、正規の学生以外の者を受け入

これは、すでに本研究科が行っている方針に従って毎クォーター毎に募集を行っている。受け入れにあたっては、書類選考を基本にしながら必要に応じて面接を実施して選抜を行っている。令和4(2022)年度の科目等履修生および聴講生の受入人数と科目数は次のとおりである。

	科目等履修生						聴講生	
	人数 小計	科目数 小計	AMP 以外 人数小計	AMP 以外科 目数小計	AMP 人 数小計	AMP 科目 数小計	人 数 小計	科 目 数 小計
春 1Q	23	7	12	6	11	1	4	6
春 2Q	11	14	8	13	3	1	3	4
秋 1Q	3	11	3	9	0	2	4	5
秋 2Q	6	15	6	13	0	2	3	3
合計	43	47	29	41	14	6	13	18

※ 人数は履修者の実人数、科目数は受け入れた授業実数。

AMP : Agriculture Management Program (農林中金アカデミーの寄附講座)

年間の科目等履修生の人数および科目数ともにそれほど多いわけではないが、今後とも年間 AMP 以外で 30 名、10 科目程度の受入を行っていく。

科目等履修生を経て、入学志願を行う方が毎年数名(2020年7名、2021年度3名、2022年度3名)いることから、今後も積極的に受入を行う計画である。本専攻においても、計画に基づいて科目等履修生は積極的に受け入れていく計画である。

本専攻は 2025 年度末に修了生を輩出することから、聴講生は 2026 年度以降に受け入れることになるが、既存の経営管理専攻の状況を勘案すると、年間 20 名、10 科目未満を受入計画とする。

なお、AMP は専ら寄附講座科目において受講していることから、全体への影響はあまりない。以上から、科目等履修生および聴講生の受入については、専任教員や校地が教育の支障のないような状況となっており、本専攻においても、上記計画は同様である。

9. 教員組織の編制の考え方及び特色

(1) 教員配置の考え方

観光マネジメント専攻では授業科目を、①コア科目、②選択科目、③演習科目および④実習科目の4つに大別している。このうち、コア科目と演習科目は、カリキュラム上の中心となる科目であり、専任教員が中心となって担当している。コア科目に占める専任教員比率は 70.0% (30 クラス中 21 クラス)、また、演習科目であるリサーチプロジェクト I・II は専任教員のみが担当することとしている。各分野の専門的な力量を形成し、実践性が重視される選択科目では、実務家教員が担当する科目の比率を 59.7% (62 クラス中 37 クラス) と高く設定している。

コア科目群は、理論性を重視する科目が多く含まれる。したがって、そのような科目については、当該分野の基本となる知識・方法の体系的理解を促す授業の組立てを行うべく、研究者教員と、実務家教員のうち博士学位または学位(修士、修士(専門職))保有者が 96.7% (30 クラス中 29 クラス) を担当している。

観光マネジメント専攻の専任教員は 13 名で、教授が 11 名、准教授が 2 名であり、研究者教員が 5 名(教授 3 名、准教授 2 名)、実務家教員が 8 名(8 名教授)である。研究者教員

比率は38.5%、実務家教員比率は61.5%の比率となっている。雇用期間の定めのない教員5名（教授3名、准教授2名）は、全員が博士学位を保有している研究科教員であり、うち1名（教授）は、MICE産業での実務の経験も有している。また、実務家教員である雇用期間の定めのある特別契約教員8名（教授）は、博士学位保有者1名、修士学位保有者6名、学士保有者1名となっている。本専攻の教学の中核を担う雇用期間の定めのない教員については研究者教員を配置している。

専門職学位課程に相応しい実務の専門的見識・経験をもとづき、知見を理論化して適切に教授できる実務家教員の特別契約教員については主に選択科目と演習科目を担う体制として設定している。観光マネジメント専攻の特性から実務家教員比率を高くしながらも、研究者教員5名と博士学位を保有している実務家教員1名を配置することによって、専攻の研究水準を全体として確保するという考えからこうした比率としている。

専任教員の13名のうち実務家教員は8名であり、これらの教員の職業経歴は、民間企業経営者、コンサルタント、研究所の代表理事・理事・取締役・主任など多岐にわたる。外資系企業での経営管理経験者は2名である。学歴は、1名が海外の博士学位、3名が海外でのMBAを有している。女性教員は2名である。職業経歴、国際経験、海外での学歴を有するものなど、外国籍教員がいないことを除いて、教員の多様性を確保している。

(2) 教員の担当体制

教員の担当体制は、雇用期間の定めのない教員の標準担当時間数は通年平均5授業時間、特別契約教員T5の標準担当時間数は通年平均3授業時間、特別契約教員T7の標準担当時間数は通年平均1.5授業時間で設定しており、それぞれの職責と処遇に応じた担当体制としている。

観光事業キャリア形成プログラムは、大阪いばらきキャンパスにおいて平日の午前と午後に講義があり、観光事業マネジメントプログラムは、大阪梅田キャンパスにおいて平日夜と土曜日の午前・午後・夜、日曜日の午前と午後に講義がある。教員は平日の同じ日に大阪いばらきキャンパスの3・4時限（終了時間16時50分）と大阪梅田キャンパスの5・6時限（開始時間18時30分）を連続して担当することがないようにする（移動時間は約40分）。こうした対応をすることによって、教員への負担や学生への指導に不具合が生じないようにする。

(3) 実務家教員の配置

実務家教員は雇用期間の定めのある特別契約教員8名がいる。カリキュラムのうち、主に選択科目と演習科目を担当する。これは、こうした授業科目が観光マネジメント分野の実践的見識・経験をもとに、知見を理論化し適切に教授できることから有効である。

(4) 教員の研究分野

専任教員の研究分野は経営学、観光経営学が中心である。多くの専任教員の学位は経営学関係であり、博士学位では6名中5名が経営学関係、1名が社会工学であり、修士学位では5名がMBA、1名が工学修士である。研究分野もこうしたことを反映している。また、一部に観光学関係を研究分野としている専任教員がいる。

研究体制としては、本研究科で2023年度に発足するRBSビジネス創造リネージュにおいて、RBSセミナー及び立命館MBAエッセンシャルズの開催、RBSクリエーション・ラボでの各種プログラムの実施とともに、RBSリサーチライブラリーを設置し、ジャーナルの編集・

発行、ビジネスケースの開発・管理、院生による研究成果のアーカイブ化などの事業を行う。観光マネジメント専攻の教員も RBS リサーチライブラリーでの諸活動に参加し、研究を推進していく。また、立命館大学には、6つの研究機構、13の研究所および約50の研究センターがあり、こうした研究所や研究センターにおける研究活動に参加していくことになる。

(5) 教員組織の年齢構成

教員年齢別構成は、下記のようになっている。実務上の経験と業績を重視して実務家教員を採用していること、研究者教員も経営系専門職大学院に相応しい教員の任用を行っていることから2024年4月1日時点の平均年齢は51.2歳となる。任期の定めのない教員の定年は、学校法人立命館教職員就業規則【資料7】によって准教授60歳、教授65歳、雇用期間の定めのある特別契約教員の雇用年齢上限は、立命館大学有期雇用教員就業規則【資料8】によって職位に関わらず70歳と定められており、完成年度の3月31日時点で定年または雇用年齢上限を迎える教員はいない。

教員年齢別構成

雇用の種別と職位	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代
雇用期間の定めのない教員 (教授)	—	—	2名	1名
同上 (准教授)	2名	—	—	—
雇用期間の定めのある教員 (特別契約教員、教授)	—	3名	3名	2名

10. 研究の実施についての考え方、体制、取組

(1) 個人研究費、施設等

本研究科を含め、本学の雇用期間の定めのない専任教員には、毎年、立命館大学個人研究費取扱規程【資料9】に沿って、物品費（資料費）および旅費として個人研究費（39万円）が配分され、日常的な研究の助成が行われている。また、雇用期間の定めのない専任教員および特別契約教員にはすべて、教員研究室が準備（雇用の期間の定めのない専任教員は約24㎡、特別契約教員は約12㎡、電話・机・書架・ホワイトボード等の必要な備品が配置）されている。各教員研究室には、部屋固有の情報コンセントがありインターネットへの接続が可能である。また、研究に関わる全学組織として研究部があり、これら施設や経費の管理のほか、学外資金の獲得を含めた研究に関連する諸活動についての支援を行なっているしたがって、観光マネジメント専攻においても同様の個人研究費や施設等の運用を行うことになる。

本学の蔵書は図書のみでも和書洋書併せて300万冊を超えている。所属するキャンパスの図書館で直接利用が可能のほか、他のキャンパス、APUライブラリー（立命館アジア太平洋大学図書館）からの取り寄せも可能である。また、各種の統計、企業情報、判例、議会資料、報道情報、電子ジャーナル等の研究用のデータベースも広範に備えている。教員研究室からだけでなく、VPNを用いて学外からもデータベースへのアクセスが可能である。

(2) 研究専念期間制度

本学には、教育研究活動に必要な機会として、立命館大学専任教員学外研究規程【資料10】に基づく学外研究（「学内研究」・「国内研究」・「国外研究」）の制度が設けられている。本研

究科の場合、経営学部と合同の枠組みの中で共通のルール（取得までのインターバル等）によって運用している。本研究科では、2017年度に1名が1年間「学内研究」にて学外研究を行い、2018年度春学期に1名半年間の「学内研究」にて学外研究、2019年度に1名と2020年度に1名が「国外研究」にて学外研究を1年間行った。観光マネジメント専攻においても同様の制度の運用を実施する。

11. 施設・設置等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

観光マネジメント専攻は、観光事業キャリア形成プログラムの学生が学ぶ大阪いばらきキャンパスと観光事業マネジメントプログラムの学生が学ぶ大阪梅田キャンパスを拠点とする。大阪いばらきキャンパスは、令和6（2024）年度は6つの学部と7つの研究科が配置され、体育館、運動場、図書館、食堂が整備されている。大阪梅田キャンパスでは、社会人学生むけに平日の夜間時間帯および土曜日、日曜日に授業を実施する。JR 大阪駅、阪急電車、阪神電車、大阪メトロの梅田駅から徒歩で1分から5分の立地で、勤務後の学修の環境・条件を整えている。

(2) 校舎等設備の整備計画

観光マネジメント専攻は、既存の経営管理専攻が使用している校舎等設備を使用する。大阪茨木キャンパスでは、同時に講義で本研究科専用の3教室（70席、46席、45席）、演習で小教室がゼミナール数以上、使用することができる。大阪梅田キャンパスでは、同時に講義で5教室（60席、39席、38席、33席、26席）、演習で4教室（20名、20名、14名、8名）を使用することができる。これらのキャパシティと教室条件は、時間割上、1授業時間に編成する授業数と受講人数以上の整備を行っている。自習室、PCを配置した共同利用スペース、無線LAN、図書室、閲覧雑誌を配架したラウンジスペースなど、院生の学修支援設備が整っている。

大阪いばらきキャンパス、大阪梅田キャンパスの各教室ともに、無線LANとともに可動式の一体型カメラ・マイク・スピーカーを配置しており、対面授業とWeb授業のハイフレックス方式の授業が実施できる。教員の研究室については、「11. 研究の実施についての考え方、体制、取組」の「(1) 個人研究費、施設等」のとおりである。

(3) 学生の研究室

大阪いばらきキャンパスには、A棟7階の「大学院共同研究室1」（209.8m²）が本研究科の学生専用の研究室（自習室）として整備されている【資料11】。キャレルデスク80席を配置しており、午前7時から午後10時30分まで利用できる。大学院共同研究室1に隣接して個人用のロッカーを配置している。

大阪梅田キャンパスには、学生専用の自習室（44.2m²・21席）が整備されており【資料12】、開講期間は平日午後2時から午後9時30分まで、土曜日午前9時から午後9時まで、日曜日午前9時から午後8時まで、閉講期間は平日午後2時から午後9時30分、土曜日と日曜日は午前9時30分から午後5時30分まで利用できる。自習室に隣接して個人用のロッカーを配置している。

(4) 図書等の資料および図書館の整備

大阪いばらきキャンパスには、図書館として「OICライブラリー」が設置されており、図

書約 28.5 万冊（和書約 18.5 万冊、洋書約 10 万冊）、雑誌約 1,600 タイトル（和雑誌約 1,300 タイトル、洋雑誌約 300 タイトル）を収蔵している。本学の蔵書は、他キャンパスの図書館を含めると図書のみでも和書洋書併せて 300 万冊を超えている。所属するキャンパスのそれぞれの図書館で直接利用が可能のほか、他のキャンパス、立命館アジア太平洋大学図書館からの取り寄せも可能である。また、各種の統計、企業情報、判例、議会資料、報道情報、電子ジャーナル等の研究用のデータベースも広範に備えている。

大阪梅田キャンパスには、図書室と雑誌を配架しているラウンジスペースを設けている。OIC ライブラリーや他のキャンパスから図書資料を取り寄せすることができる。

12. 社会人を対象とした大学院教育の一部を本校以外の場所で実施する事項

社会人学生を対象として、平日 6,7 時限および土曜日、日曜日に開講する授業を大阪梅田キャンパスの教室で実施する。施設・設備に関しては、大阪梅田キャンパスは、社会人が勤務と学修の両立を図るために JR および各社線の大阪駅から徒歩 1 分から 5 分の都心に立地し、授業教室とともに自習室、PC を配置した共同利用スペース、無線 LAN、図書室、閲覧雑誌を配架したラウンジスペースなど、院生の学修支援設備が整っている。

教員の大阪いばらきキャンパスから大阪梅田キャンパスへの移動には、JR を利用して約 40 分を要する。平日同一曜日に大阪いばらきキャンパスの 3・4 時限（終了時間 16 時 50 分）と大阪梅田キャンパスの 5・6 時限（開始時間 18 時 30 分）を連続して担当することがないようにして、教員の負担や学生への指導に不具合が生じないようにする。

社会人学生の受け入れに関しては、同時に講義で 5 教室（60 席、39 席、38 席、33 席、26 席）、演習で 4 教室（20 名、20 名、14 名、8 名）を使用することができる。観光マネジメント専攻の社会人学生の募集人数は 40 名であり、完成年度以降 2 学年で 80 名を受入れる。また、既設の経営管理専攻で同じ規模の社会人学生を受入れることになるが、合計したのべ 160 人に対して十分な席数を用意できているとともに、時間割編成上、同時に実施する授業数をのべ 4 授業程度とすることから、1 授業あたりの受講生数を踏まえた教室数においても十分に受入れることができる。

13. 管理運営及び事務組織

(1) 教学面における管理運営体制

観光マネジメント専攻は経営管理研究科を構成する専攻の一つであり、教学面の管理運営としては経営管理研究科教授会が責任を持つことになる。

経営管理研究科教授会は、立命館大学大学院学則および立命館大学大学院経営管理研究科教授会規程に基づき、次の事項について審議し、学長に意見を述べることができる。①研究科の入学に関する事項、②学科課程および学科考査に関する事項、③学生の資格、課程修了の認定その他の身分に関する事項、④学位授与の審査および授与した学位の取消しに関する事項、⑤教員の人事に関する事項、⑥科目担当者に関する事項、⑦学則の変更および研究科に関する規程の制定または改廃に関する事項、⑧教授会の組織に関する事項、⑨科目等履修生、研修生および奨励研究院に関する事項、⑩学則および関連する規程等により教授会の議を経ることを要すると定められた事項、⑪その他の重要な事項、である。

教授会の構成員は専任教員であり、専任教員とは、経営管理研究科全学人事委員会にて先議のうえ、教授会にて議決し、大学協議会で承認された者をいう。具体的には雇用の定めのない専任教員、特別契約教員である。教授会の開催頻度は年間 12 回程度を予定している。

経営管理研究科の役職者は研究科長、副研究科長 2 名、専攻長（経営管理専攻長および観

光マネジメント専攻長各1名)である。研究科長は、研究科専任教員の中から学長が任命する。副研究科長および専攻長は研究科長の指名にもとづき教授会が選出する。役職者の職務は次のとおりである。研究科長は、教授会の決議事項を執行し、研究科を代表する。研究科長に事故あるときには、2名の副研究科長のうち教学担当副研究科長が研究科長の職務を代行する。副研究科長は、研究科に関する事項の全般について研究科長を補佐する。専攻長は、研究科長の下で、専攻の運営を掌理する。役職者の任期は次のとおりである。研究科長の任期は3年であり、任期途中で退任した場合の任期は前任者の残任期間である。副研究科長および専攻長の任期は2年である。研究科長、副研究科長および専攻長の再任は妨げないが、3期継続して重任することはできない。

経営管理研究科は、教授会の下に次の委員会を設置している。①経営管理研究科執行部会議、②経営管理研究科企画委員会、③経営管理研究科入学試験委員会、④経営管理研究科カリキュラム委員会、⑤経営管理研究科学生生活・就職支援委員会、⑥経営管理研究科自己評価委員会、である。執行部会議は、「経営管理研究科教授会審議事項の経営管理研究科執行部会議への付託」にもとづき、必要な事項を審議し、議決の結果を本研究科教授会に報告する。執行部会議は研究科長が議長となり、これを主宰する。執行部会議の構成は、「経営管理研究科運営内規」【資料13】に基づき、研究科長および副研究科長のほか、経営管理研究科専任教員の中から数名を研究科長が指名する。研究科長が指名する執行部会議を構成する者の任期は1年とし、再任を妨げない。

(2) 事務組織体制および学生の厚生補導を行うための組織

経営管理研究科の事務は、OIC 独立研究科事務室が担当している。OIC 独立研究科事務室には、経営管理研究科担当職員として専任職員3名(うち事務長は他研究科との兼務)、契約職員4名(うち2名は他研究科との兼務)、事務補助職員1名を配置している。また、大阪梅田キャンパスは3名の職員が他の研究科との兼務で経営管理研究科を担当している。

これら両キャンパスに配置された職員の主要業務は、学校法人立命館館則施行細則に基づき、①教務、②教授会の事務、③入学及び修了の手续、④学籍管理と学生証の発行、⑤成績の管理と証明、⑥大学院生の賞罰、⑦学費減免の適用に関する事務、⑧科目等履修生、聴講生、研修生に関する業務、⑨大阪梅田キャンパスにおける大学院授業の業務である。また、他部課(総務部・人事部・財務部等)との連携・調整は専任職員3名が主に担当している。OIC 独立研究科事務室の専任職員3名は、大阪梅田キャンパスの社会人大学院担当と綿密に連絡を取り合い、必要な場合は大阪梅田キャンパスへ移動し、課題解決を図っている。

学生の厚生補導を行うための組織は、次のとおりである。学生の指導および援助、奨学金等、表彰および懲戒などについては立命館大学学生会議が審議を行っている。本研究科からも委員が出席している。ハラスメントに関する学生の相談窓口として、各キャンパスに「ハラスメント相談員」が配置され、本研究科でも教員1名、本研究科の事務局であるOIC 独立研究科事務室の職員2名が任命されている。したがって、事案が生じた場合は速やかに全学的対応が行われる仕組みとなっている。匿名の相談にも応じることの出来るよう、メール相談・電話相談にも応じる体制を整えている。

本研究科固有の奨学金に関してはOIC 独立研究科事務室が、家計急変を事由とした経済的支援や日本学生支援機構による奨学金など、学外の民間団体が設置している奨学金制度についてはOIC 学生オフィスが対応している。各種障がいのある学生を含めた特別支援学生向けには、障害学生支援室など様々な支援体制を整えている。サポートを希望する学生は、OIC 独立研究科事務室もしくは障害学生支援室に申し込むことになっている。外国人

留学生への支援は、国際部が主管となり、新入生への入学前ガイダンスを実施し、学修、奨学金、ビザや日常生活等にかかわる指導・支援を行っている。

14. 自己点検・評価

立命館大学では、立命館大学自己評価委員会規程【資料 14】にもとづき副学長を委員長とする「立命館大学自己評価委員会」を設置している。本委員会は、全学の自己点検・評価及び内部質保証の推進に責任を持つ組織である。経営管理研究科は、上記の規程第 8 条にもとづき、研究科として経営管理研究科自己評価委員会規程【資料 15】を定め、副研究科長（教学担当）、研究科長が指名した者および OIC 独立研究科事務室事務長を委員として委員会を組織し、本研究科の点検・評価等を実施している（経営管理研究科自己評価委員会規程第 3 条）。委員会の委員長は、研究科長の使命による（同第 5 条）。

経営管理研究科自己評価委員会は、第 1 に自己点検・評価に関する事項、第 2 に第三者評価及び外部評価に関する事項、第 3 に内部質保証に関する事項、第 4 にその他自己点検・評価および内部質保証に関し必要な事項について、審議、提案（経営管理研究科自己評価委員会規程第 2 条）に基づき、し、その実現の促進を進めるための諸活動を行っている。次に、自己評価委員会において教学課題となった事項については、教育内容・方法の改善を踏るため、カリキュラム委員会において、経営管理研究科カリキュラム委員会規程【資料 16】に基づき審議、提案し、実現を進めるための諸活動を行う。自己評価委員会およびカリキュラム委員会と関連して、教員の資質の維持向上を図るため、FD 委員会にて、第 1 に教育研究活動改善の方策に関する事項、第 2 に学生による授業アンケートの実施、結果分析及びフィードバックに関する事項、第 3 にその他 FD に関連する事項について、審議、提案し、教員の資質の維持向上を図るための諸活動を行っている。

これらの活動を受けて、具体化が諮られた事項について、執行部会議にて審議、承認し、さらに、教授会にて審議、承認する。こうした審議、承認した事項について、教育活動を実践し、その成果の評価を自己評価委員会にて行う。

全学の点検・評価については、研究科長が立命館大学自己評価委員会に参加・報告している。本研究科の自己点検・評価活動は、上記の立命館大学自己評価委員会において報告、了承を得るものとされている。点検・評価活動を通じて、教育研究条件等、本研究科を超えて調整・整備が必要となった場合には、本学の管理部門や教学部門での検討を経て、必要な施策を講じている。また、本研究科で解決すべき事項（教学システムや教員組織に関する事項等）については、本学の自己評価委員会事務局へ依頼し、本学の教育開発推進機構の所属教員による助言を受けている。

本研究科では、自己点検・評価のサイクルの中で、社会の動向に合わせた新設科目の設定、FD 活動による授業内容の改善、院生の要望等による教育環境の整備等の微調整が行われていることを確認するほか、自己点検評価の結果を受けて、その課題の解決を、4 年から 5 年に一度のサイクルで実施されるカリキュラム改革、教員組織整備計画の策定に結実させ、教育研究活動の向上に結びつけている。

15. 認証評価

(1) これまでの認証評価について

2006 年度に設置された本研究科は、これまで、2010 年度、2015 年度、2020 年度の 3 回にわたって、大学基準協会の経営系専門職大学院専門職認証評価を受審し、いずれも適合していることが認定されてきた。

2010年度の認証評価は、経営系専門職大学院基準に適合していることが認定された一方で、多岐にわたる指摘を受けた。その後、全学的支援や研究科をあげての取組みを通じて、指摘事項について大幅な改善が図られた。2度目となる2015年度の認証評価は、経営系専門職大学院基準に適合していることが認定され、入学定員未充足の解消に関わる勧告1件、新キャンパス展開に伴う中長期的ビジョンおよび戦略の策定・実行に関わる検討課題1件の指摘を受け、その後、改善を図った。3度目となる2020年度の認証評価は、経営系専門職大学院基準に適合していることが認定され、長所0、特色4、検討課題4、勧告0の結果であった。この間、検討課題の改善に努めているところである。

ところで、立命館大学自己評価委員会の方針を受け、本研究科では大学基準協会による認証評価を受審する1年前に専門分野別外部評価を受審するようにしている。具体的には、2014年度と2019年度に経営管理研究科外部評価委員へ、点検・評価報告書を提出し、実地調査を受けた上で、外部評価を経営管理研究科外部評価委員会よりいただいている。認証評価結果と外部評価結果はいずれも立命館大学自己評価委員会に報告し、改善活動結果を毎年度報告している。

(2) 今後の認証評価について

本研究科は今後も大学基準協会の経営系専門職大学院認証評価を受審する計画である。今後の計画は次のとおりである。

- 2024年1月 経営管理研究科自己評価委員会にて、外部評価受審のための経営管理研究科点検・評価報告書作成準備
- 2024年5月 経営管理研究科点検・評価報告書完成
- 2024年10月 外部評価受審
- 2025年 大学基準協会経営系専門職大学院認証評価受審申請
- 2025年3月 経営系専門職大学院認証評価点検・評価報告書
- 2025年10月 大学基準協会により実地調査

16. 情報の公表

本学では、自己点検・評価の結果を、ホームページによって公開している。公開は、学校法人立命館情報公開規程により、ホームページによるものと定めており（第4条）、本学ホームページには情報公開のページが設けられている。本研究科でも、独自に点検・評価を行い、その結果を経営管理研究科ホームページの「自己点検評価・認証評価」に掲載している。また、認証評価の結果を、経営管理研究科ホームページの「自己点検評価・認証評価」に掲載している。さらに、本研究科の組織運営と諸活動の状況については、立命館大学ホームページおよび本研究科のホームページにおいて公開している。

なお、表中「」内は、各ページの名称であり、末尾の根拠資料にURLを示している。そのほか、本研究科の特色ある取組みについては、ホームページや大学案内等を利用して情報公開している。校友会 RIMO の諸活動、RBS セミナー、企業分析コンテスト等の取組み、イベントについては、タイムリーな情報公開の観点から、実施後速やかにホームページに掲載している。

項目	内容
(ア) 大学の教育研究上の目的及び 3 つのポリシーに関すること	教育研究上の目的は、立命館大学学則、立命館大学院学則、立命館大学大学院経営管理研究科研究科則に定めており、これを本学のホームページ「立命館大学情報公開ページ」で公開している。また、本研究科の目的及び 3 つのポリシーは、本研究科のホームページ「研究科紹介→人材育成目的と 3 つの方針」で公開している。
(イ) 教育研究上の基本組織に関すること	基本組織（教授会およびその権限等）については、立命館大学 学則、立命館大学大学院学則に基本的な定めがあり、「立命館大学情報公開ページ」で公開している。
(ウ) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	本研究科の教員組織および教員の数は、本研究科のホームページ「教員紹介」で公開しており、各教員の学位および業績に関する内容は、「立命館大学 研究者学術情報データベース」に掲載している。
(エ) 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	入学者受入方針は、本研究科のホームページ「研究科紹介→人材育成目的と 3 つの方針」の「入学者受入方針（アド ミッション・ポリシー）」で公開している。収容定員は、本研究科のホームページ「研究科紹介→概要」に入学定員として公開している。志願者、合格者、入学者、在学者数およびその内訳、修了した者の数は、本学のホームページの「2022 年度志願者・合格者・入学者」に、進学者および就職者数については、同じく本学のホームページ「立命館大学 2021 年度進路決定状況」で公開している。また、本研究科の修了生（ストレートマスター）の主な就職先 は、本研究科のホームページ「キャンパス紹介・キャンパスライフ→進路・就職」で公開している。
(オ) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	本研究科が設置している科目は、研究科のホームページ「カリキュラム→カリキュラムの体系」及び「カリキュラム →カリキュラムマップ」で公開しており、また、シ ラバスは、すべての科目の「立命館大学オンラインシラバス」で、学内外から閲覧可能である。その他、開講日程及び 時間割は研究科ホームページ「カリキュラム→開講日程/時間割」で公開している。
(カ) 学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっての基準に関すること	成績評価の基準は、各科目の「立命館大学オンラインシラバス」で公開している。また、修了要件は、本研究科のホームページ「カリキュラム→カリキュラムの体系」に公開している。また、正式な規程については、立命館大学の情報 公開のホームページに立命館大学大学院経営管理研究科研究科則 を公開している。
(キ) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	校地は本研究科のホームページの「研究科紹介→概要」で、各キャンパスの施設・設備など学生の教育研究環境に関する概要は同じく「大学紹介→情報公開→データで見る立命館」で公開している。

(ク) 授業料、入学料 その他の大学が徴収する費用に関する こと	授業料、入学料は、本研究科のホームページ「学費・奨学金→学費」で公開している。また、その他の諸会費（院生協 議会費、経営学会費、立命館大学校友会会費）については、本研究科ホームページ「入試情報→入学試験要項」の入学試験要項で公開している。
(ケ) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する こと	立命館大学は、学生に対する修学支援、進路選択や心身の健康 等に関わる支援は、立命館大学のホームページ「在学生の方へ」で公開している。
(コ) 専門性が求められる職業に就いている者等との協力状況	専門性が求められる職業に就いている者等との協力関係は、修了生組織 RIMO で広範に行っており、RIMO の活動状況については、本研究科ホームページ「修了生のみなさんへ→立命館大学校友会 RIMO」で公開している。

17. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

本研究科は、経営管理研究科企画委員会規程に基づき企画委員会の下、年に数回の FD を企画し、教授会メンバーが参加して実施している。

2022 年度の FD 研修会の開催は次の通りである。

日程	報告者		参加者数
8 月 25 日(木)	水野由香里教授	ケースメソッドについて	10 名
10 月 27 日(木)	牧田正裕教授	コースナンバリングの方向性	10 名
1 月 26 日(木)	小菅竜介教授	2024 新展開における教育手法の高度化に向けてーデザイン思考編ー	10 名
3 月 23 日(木)	牧田正裕教授	新カリキュラム適用に伴うカリキュラムマネジメントの方向性について：カリキュラムマップを中心に	9 名

このように、基本的に教授会直後に、年間複数回の FD 研修会を実施し、学生の学修状況の把握、授業内容の改善と教員の資質向上を図るための取り組みを継続的に行っている。

また、本研究科は毎年度ハラスメント研修を実施してきているが、2022 年度よりはハラスメント研修とアンコンシャスバイアス研修を隔年度で実施することとし、2022 年度は、2022 年 11 月 24 日(木)に、大坪久子元日本大学総合研究所教授、元日本大学薬学部 上席研究員を講師に招いて、「無意識のバイアスと大学の未来」というテーマで同研修を、参加者 10 名で行った。

本研究科の FD 活動では、①教育研究活動改善の方策に関する事項、②学生による授業アンケートの実施、結果分析及びフィードバックに関する事項、③その他 FD に関連する事項の促進を図っている。アンケートには、講義アンケート、修了時アンケートがある。講義アンケートは全ての講義科目の授業最終日に、学内 Web の manaba+R を使用して実施している。事務局は、各授業科目についての質問項目の数値と平均、全体平均を記載したレポートを作成、それを担当教員に送付するとともに、そのレポートに即したコメントを依頼する。講義アンケートの各質問項目の評価構成、個別平均、全体平均などが記載された各科目の集計結果と上記の担当教員によるコメントについて、ラーニングマネジメントシステムである

「manaba+R」を通じて在学生の閲覧に供している。講義アンケートの集計結果は、教授会に資料として提示し、全員で共有するとともに、とくに課題があると考えられる場合には、研究科長・副研究科長が担当教員と意見交換を行い、改善を要請することがある。現在のところ、研究科全体として授業の満足度は高く、また、授業別に低い場合も個別の意見交換によって事情を把握している。

以上

設置の趣旨等を記載した書類 資料 目 次

【資料 1】	国際観光客到着数の実数と予測（UNWTO Tourism Towards 2030 より）	2
【資料 2】	観光マネジメント専攻において養成する人材像と 3 ポリシーの関連図	3
【資料 3】	観光マネジメント専攻カリキュラムマップ	4
【資料 4】	観光マネジメント専攻カリキュラムツリー	6
【資料 5】	リサーチプロジェクトの研究指導に関するプロセス	8
【資料 6】	観光マネジメント専攻 履修モデル	9
【資料 7】	学校法人立命館教職員就業規則	12
【資料 8】	立命館大学有期雇用教員就業規則	21
【資料 9】	立命館大学個人研究費取扱規程	27
【資料 10】	立命館大学専任教員学外研究規程	28
【資料 11】	大阪いばらきキャンパス（OIC）A棟7階 学生共同研究室1 平面図	31
【資料 12】	大阪梅田キャンパス5階 自習室平面図	32
【資料 13】	経営管理研究科運営内規	33
【資料 14】	立命館大学自己評価委員会規程	34
【資料 15】	経営管理研究科自己評価委員会規程	36
【資料 16】	経営管理研究科カリキュラム委員会規程	37

1. 書類等の題名

設置の趣旨等を記載した書類 資料 2 ページ 【資料1】

2. 出典

UNWTO Tourism Highlights 2017 Edition (UNWTO)

3. 書類等の利用範囲

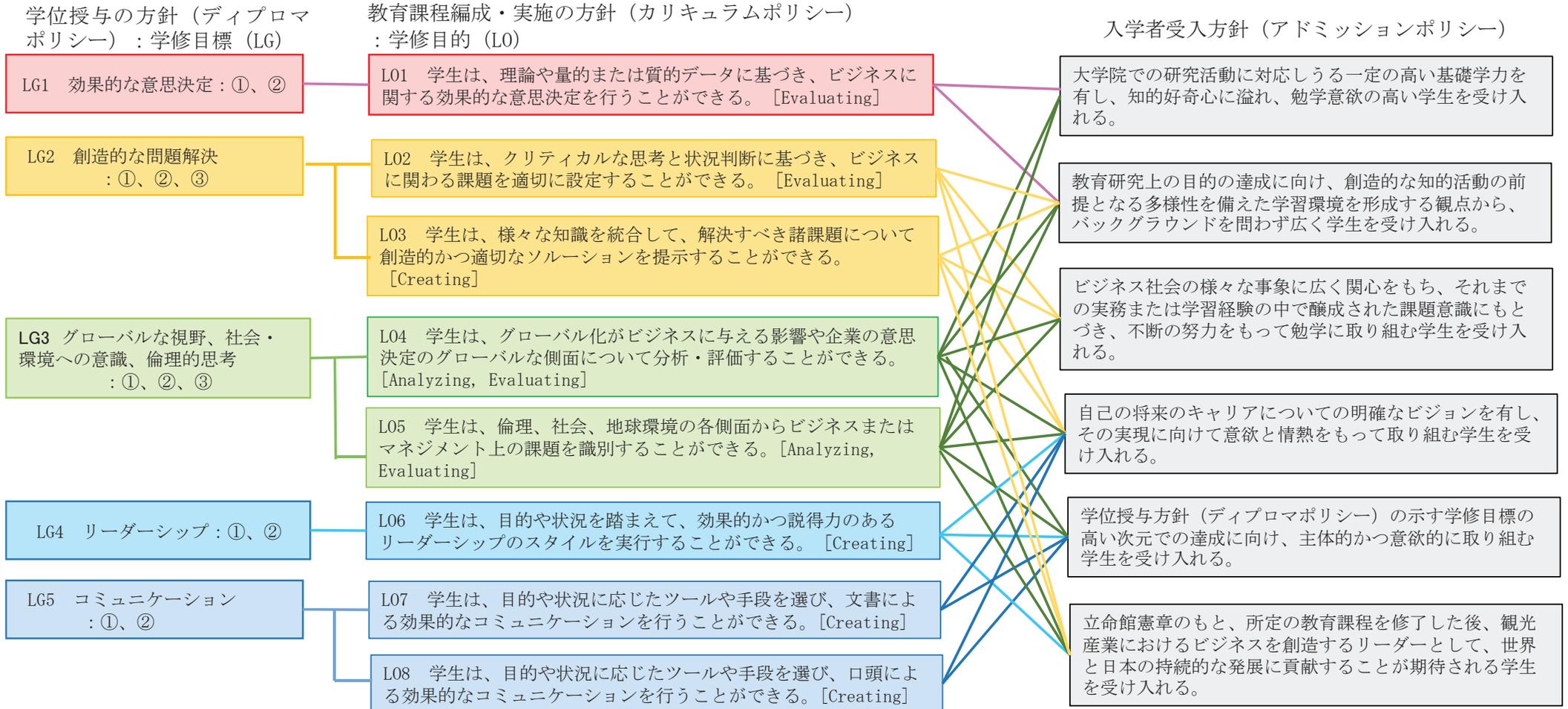
<https://www.e-unwto.org/doi/pdf/10.18111/9789284419029> の 14 ページ目のグラフ

3. 説明

グラフの上に表題として「図 1 国際観光客到着数の実数と予測 (1950-2030 年)」を記した。

【資料2】観光マネジメント専攻において養成する人材像と3ポリシーの相関図

養成する人材像：①経営管理の基本を理解し、実践する力量を身につけ、②観光産業の企業および非営利組織の経営におけるビジネスを創造するリーダーとして、③世界および日本の持続的発展を担う人材



【資料3】 観光マネジメント専攻カリキュラムマップ

観光マネジメント専攻

科目区分		科目名	L01	L02	L03	L04	L05	L06	L07	L08	
(マ ネ ジ メ ン ト プ ロ グ ラ ム)	A 群	競争戦略 (TMP)	○	○		○	○			○	
		組織行動 (TMP)		○		○	○	○	○		
		マーケティング (TMP)	○	○		○	○				○
		アカウンティング (TMP)	○			○	○				
		ファイナンス (TMP)	○	○		○					○
		サービスイノベーション (TMP)	○	○		○					○
	B 群	国際経営 (TMP)	○	○		○	○				
		企業倫理とサステイナブル経営 (TMP)		○		○	○				
		ビジネス創造 (TMP)	○	○		○					○
		リーダーシップ (TMP)	○			○	○	○			○
		ビジネスエコノミクス (TMP)	○			○					
		統計・データ分析 (TMP)	○				○			○	
(観 光 事 業 キ ャ リ ア 形 成 プ ロ グ ラ ム)	A 群	競争戦略 (TCP)	○	○		○	○			○	
		組織行動 (TCP)		○		○	○	○	○		
		マーケティング (TCP)	○	○		○	○				○
		アカウンティング (TCP)	○			○	○				
		ファイナンス (TCP)	○	○		○					○
		サービスイノベーション (TCP)	○	○		○					○
	B 群	国際経営 (TCP)	○	○		○	○				
		企業倫理とサステイナブル経営 (TCP)		○		○	○				
		ビジネス創造 (TCP)	○	○		○					○
		リーダーシップ (TCP)	○			○	○	○			○
		ビジネスエコノミクス (TCP)	○			○					
		統計・データ分析 (TCP)	○				○			○	
(観 光 事 業 マ ネ ジ メ ン ト プ ロ グ ラ ム)	観 光 企 業 経 営 ユ ニ ツ ト	ホスピタリティマネジメント (TMP)	○	○		○	○		○		
		サービスとホスピタリティのデザイン (TMP)		○	○						○
		観光企業の市場創造 (TMP)		○		○	○				
		ホテル・リゾート企業のマネジメント (TMP)		○		○	○	○			
		旅館経営 (TMP)		○		○	○	○			
		MICE企業経営戦略 (TMP)		○	○	○	○				
	観 光 事 業 ユ ニ ツ ト	ディステーションマネジメント (TMP)	○	○		○	○			○	
		観光地ブランディング (TMP)		○	○	○	○				○
		MICE施設のマネジメント (TMP)	○			○	○				
		MICEマーケティング (TMP)		○	○	○	○				○
		イベントブランニング (TMP)		○	○	○	○				○
		リゾート&エンターテインメントビジネス (TMP)	○	○		○	○				
	観 光 産 業 ・ 観 光 ユ ニ ツ ト	観光産業イノベーション (TMP)	○	○		○					
		観光産業における情報・デジタル技術 (TMP)	○	○		○	○				
		観光産業におけるリスクマネジメント (TMP)	○	○		○	○				
		交通ビジネス (TMP)	○	○		○				○	
		観光産業政策 (TMP)	○	○		○					○
		サステイナブルツーリズム (TMP)		○		○	○				
	経 営 管 理 ユ ニ ツ ト	ヘリテージツーリズム (TMP)		○		○	○				
		人的資源管理 (TMP)		○		○	○	○	○	○	
		マーケティングリサーチ (TMP)	○	○	○					○	
		企業財務 (TMP)	○	○		○					
		管理会計 (TMP)	○	○			○				
		ファミリービジネス (TMP)		○		○	○	○			
	Business Communication (TMP)				○			○	○		
	Business Negotiation (TMP)		○		○				○		

(観光事業キャリア形成プログラム)	経営 観光 企業 ユニット	ホスピタリティマネジメント (TCP)	○	○		○	○		○			
		サービスとホスピタリティのデザイン (TCP)		○	○						○	
		観光企業の市場創造 (TCP)		○		○	○					
		ホテル・リゾート企業のマネジメント (TCP)		○		○	○	○				
		旅館経営 (TCP)		○		○	○	○				
	ユ ニ ツ ト	観光 事業	ディステーションマネジメント (TCP)	○	○		○	○		○		
			観光地ブランディング (TCP)		○	○	○	○			○	
			リゾート&エンターテインメントビジネス (TCP)	○	○		○	○				
			MICEマネジメント (TCP)	○	○		○	○				
			インバウンド・マーケティング (TCP)	○	○		○					
	ユ ニ ツ ト	観光 産業・ 観光	観光産業イノベーション (TCP)	○	○		○					
			観光産業における情報・デジタル技術 (TCP)	○	○		○	○				
			観光産業におけるリスクマネジメント (TCP)	○	○		○	○				
			交通ビジネス (TCP)	○	○		○			○		
			観光産業政策 (TCP)	○	○		○				○	
			観光まちづくり (TCP)		○		○	○				
	経営 管理 ユ ニ ツ ト	観光 事業	人的資源管理 (TCP)		○		○	○	○	○		
			マーケティングリサーチ (TCP)	○	○	○				○		
			企業分析 (TCP)	○	○		○	○			○	
			Business Communication (TCP)				○			○	○	
Business Negotiation (TCP)				○		○				○		
選 択 科 目	特 殊 講 義	観光事業特殊講義	○	○								
		観光事業マネジメント特殊講義	○	○								
		観光事業キャリア形成特殊講義	○	○								
科 実 習	観光 事業	インターンシップ		○		○	○					
		フィールドワーク		○		○	○	○		○		
科 演 習	観光 事業	リサーチプロジェクト I	○	○	○	○	○	○		○		
		リサーチプロジェクト II	○	○	○	○	○	○	○	○		

【資料4】 観光マネジメント専攻カリキュラムツリー

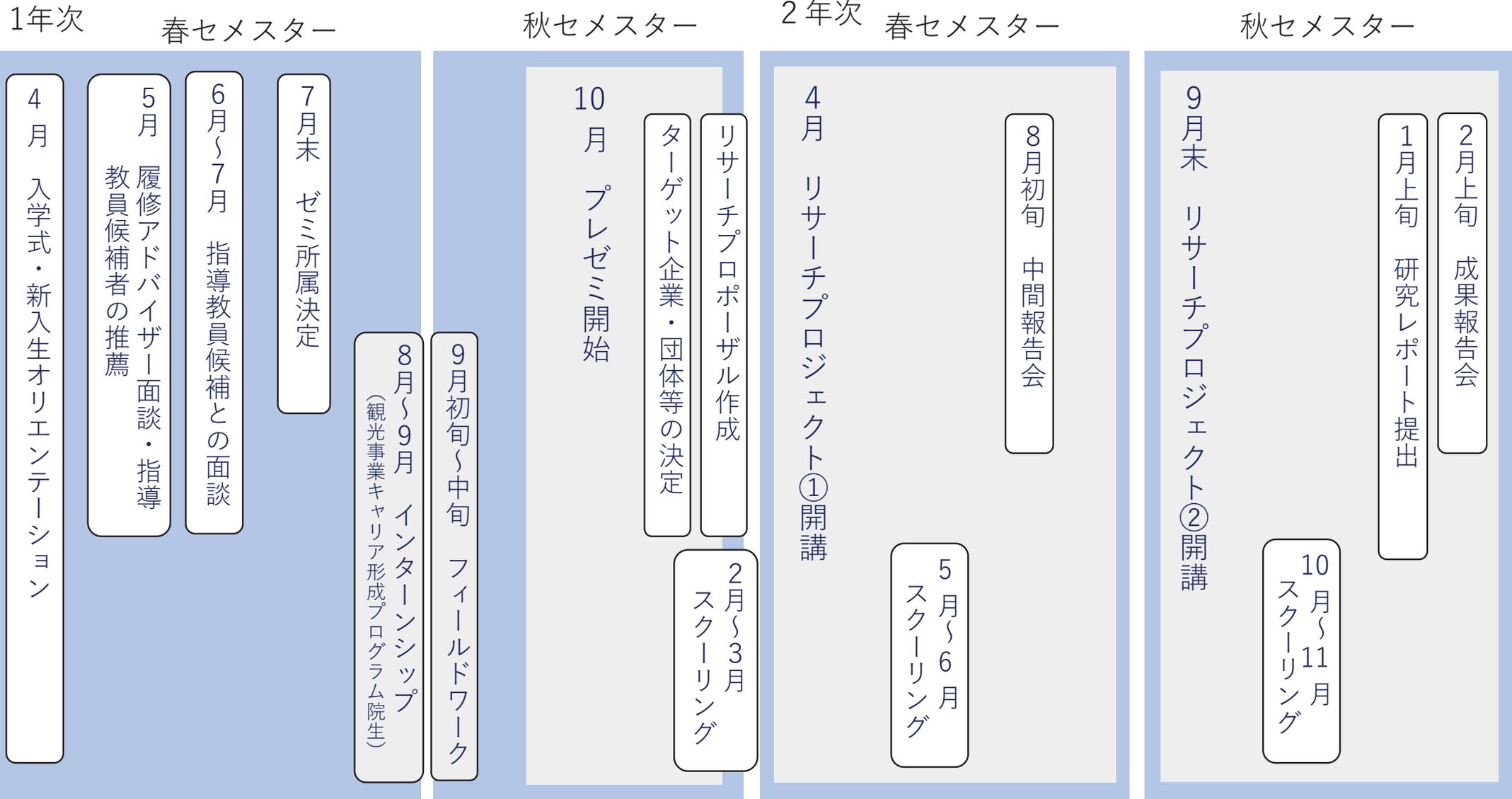
2024年度 経営管理研究科観光マネジメント専攻 カリキュラムツリー(観光事業マネジメントプログラム)

M1		M2	
春1・2クォーター	秋1・2クォーター	春1・2クォーター	秋1・2クォーター
コア科目中心の履修		選択科目中心の履修	
		リサーチプロジェクト中心の履修 選択科目中心の履修	
コア科目 (A群B群合わせて18単位以上)		選択科目 (特殊講義を除く科目から18単位以上)	
A群(12単位必修)		観光企業経営ユニット	
競争戦略(TMP) 組織行動(TMP) マーケティング(TMP) アカウンティング(TMP) ファイナンス(TMP) サービスイノベーション(TMP)		<div style="border: 1px solid #0070c0; border-radius: 10px; padding: 5px; display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px;">ホスピタリティマネジメント(TMP)</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px;">ホテル・リゾート企業のマネジメント(TMP)</div> </div>	
		<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px; display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px;">サービスとホスピタリティのデザイン(TMP)</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px;">旅館経営(TMP)</div> </div>	
		観光事業ユニット	
B群(6単位以上)		観光産業・観光ユニット	
		<div style="border: 1px solid #0070c0; border-radius: 10px; padding: 5px; display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px;">観光産業イノベーション(TMP)</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px;">観光産業政策(TMP)</div> </div>	
		<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px; display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px;">観光産業における情報・デジタル技術(TMP)</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px;">サステイナブルツーリズム(TMP)</div> </div>	
国際経営(TMP) 企業倫理とサステイナブル経営(TMP) ビジネス創造(TMP) リーダーシップ(TMP) ビジネスエコノミクス(TMP) 統計・データ分析(TMP)		観光産業におけるリスクマネジメント(TMP)	
		<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px; display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px;">交通ビジネス(TMP)</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px;">イベントプランニング(TMP)</div> </div>	
		MICE施設のマネジメント(TMP)	
		リゾート&エンターテインメントビジネス(TMP)	
		経営管理ユニット	
		<div style="border: 1px solid #0070c0; border-radius: 10px; padding: 5px; display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px;">人的資源管理(TMP)</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px;">ファミリービジネス(TMP)</div> </div>	
		<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px; display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px;">マーケティングリサーチ(TMP)</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px;">Business Communication(TMP)</div> </div>	
		<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px; display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px;">企業財務(TMP)</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px;">Business Negotiation(TMP)</div> </div>	
		特殊講義科目	
		<div style="border: 1px solid #0070c0; border-radius: 10px; padding: 5px; display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px;">観光事業特殊講義</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px;">観光事業マネジメント特殊講義</div> </div>	
実習科目		演習科目(必修4単位)	
<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; width: 100%;">インターンシップ・フィールドワーク</div>		<div style="border: 1px solid #0070c0; border-radius: 10px; padding: 5px; display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px;">リサーチプロジェクト I</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px;">リサーチプロジェクト II</div> </div>	

2024年度 経営管理研究科観光マネジメント専攻 カリキュラムツリー(観光事業キャリア形成プログラム)

M1		M2	
春1・2クォーター	秋1・2クォーター	春1・2クォーター	秋1・2クォーター
コア科目中心の履修		選択科目中心の履修	
コア科目 (A群B群合わせて18単位以上)		選択科目 (特殊講義を除く科目から18単位以上)	
A群(12単位必修)	観光企業経営ユニット		
競争戦略(TCP) 組織行動(TCP) マーケティング(TCP) アカウンティング(TCP) ファイナンス(TCP) サービスイノベーション(TCP)	ホスピタリティマネジメント(TCP)		ホテル・リゾート企業のマネジメント(TCP)
	サービスとホスピタリティのデザイン(TCP)	旅館経営(TCP)	
	観光企業の市場創造(TCP)		
	観光事業ユニット		
	ディステーションマネジメント(TCP)		MICEマネジメント(TCP)
	観光地ブランディング(TCP)	インバウンドマーケティング(TCP)	
	リゾート&エンターテインメントビジネス(TCP)		
B群(6単位以上)	観光産業・観光ユニット		
国際経営(TCP) 企業倫理とサステナブル経営(TCP) ビジネス創造(TCP) リーダーシップ(TCP) ビジネスエコノミクス(TCP) 統計・データ分析(TCP)	観光産業イノベーション(TCP)		交通ビジネス(TCP)
	観光産業における情報・デジタル技術(TCP)		観光産業政策(TCP)
	観光産業におけるリスクマネジメント(TCP)		観光まちづくり(TCP)
	経営管理ユニット		
	人的資源管理(TCP)		Business Communication(TCP)
	マーケティングリサーチ(TCP)		Business Negotiation(TCP)
	企業分析(TCP)		
	特殊講義科目		
	観光事業特殊講義		観光事業キャリア形成特殊講義
実習科目		演習科目(必修4単位)	
インターンシップ・フィールドワーク		リサーチプロジェクト I	リサーチプロジェクト II

【資料5】 リサーチプロジェクトの研究指導に関するプロセス



【資料6】 観光マネジメント専攻 履修モデル

	コア科目 (18 単位以上)	選択科目 (18 単位以上)	演習科目 (4 単位)
目指す人材像	観光マネジメントに関する学修の前提となるビジネスやマネジメントに関する基礎的な知識やビジネス社会で求められる能力・資質を獲得するための科目	コア科目 A 群の履修を前提に、各自の問題意識や関心に応じて、観光マネジメントの各領域に関する専門的かつ実践的な知識・能力の修得を狙いとする科目	カリキュラムの履修の総仕上げのための演習科目
観光産業における企業の経営者、非営利組織の経営者、起業を目指す人材	A 群 (必修) <ul style="list-style-type: none"> ● 競争戦略 ● 組織行動 ● マーケティング ● アカウンティング ● ファイナンス ● サービスイノベーション B 群 <ul style="list-style-type: none"> ● 国際経営 ● 企業倫理とサステイナブル経営 ● リーダーシップ 	両プログラム共通 <ul style="list-style-type: none"> ● ホスピタリティマネジメント ● サービスとホスピタリティのデザイン ● 観光企業の市場創造 ● 観光地ブランディング ● MICE マーケティング ● 観光産業イノベーション ● 観光産業政策 ● 人的資源管理 観光事業マネジメントプログラム <ul style="list-style-type: none"> ● サステイナブルツーリズム ● 企業財務 ● 管理会計 ● ファミリービジネス 	<ul style="list-style-type: none"> ● リサーチプロジェクト I ● リサーチプロジェクト II

		観光事業キャリア形成プログラム <ul style="list-style-type: none"> ● MICE マネジメント ● インバウンドマーケティング ● 観光まちづくり ● 企業分析 	
観光産業における 経営管理人材	A群 (必修) <ul style="list-style-type: none"> ● 競争戦略 ● 組織行動 ● マーケティング ● アカウンティング ● ファイナンス ● サービスイノベーション B群 <ul style="list-style-type: none"> ● 企業倫理とサステイナブル経営 ● リーダーシップ ● 統計・データ分析 	両プログラム共通 <ul style="list-style-type: none"> ● ホスピタリティマネジメント ● サービスとホスピタリティのデザイン ● ホテル・リゾート企業のマネジメント ● 旅館経営 ● ディスティネーションマネジメント ● リゾート&エンタテインメントビジネス ● 交通ビジネス ● 人的資源管理 ● マーケティングリサーチ <hr/> 観光事業マネジメントプログラム <ul style="list-style-type: none"> ● イベントプランニング ● 企業財務 ● 管理会計 <hr/> 観光事業キャリア形成プログラム <ul style="list-style-type: none"> ● MICE マネジメント ● インバウンドマーケティング ● 企業分析 	<ul style="list-style-type: none"> ● リサーチプロジェクトI ● リサーチプロジェクトII

<p>観光産業における 経営支援人材</p>	<p>A群 (必修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 競争戦略 ● 組織行動 ● マーケティング ● アカウンティング ● ファイナンス ● サービスイノベーション <p>B群</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ビジネスエコノミクス ● ビジネス創造 ● 統計・データ分析 	<p>両プログラム共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ホスピタリティマネジメント ● サービスとホスピタリティのデザイン ● 観光企業の市場創造 ● ディスティネーションマネジメント ● 観光地ブランディング ● MICE マーケティング ● イベントプランニング ● 観光産業イノベーション ● 人的資源管理 ● マーケティングリサーチ <hr/> <p>観光事業マネジメントプログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 観光産業におけるデジタル・情報技術 ● 観光産業におけるリスクマネジメント <hr/> <p>観光事業キャリア形成プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 観光産業政策 ● 観光まちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ● リサーチプロジェクトI ● リサーチプロジェクトII
----------------------------	--	---	---

【資料7】 学校法人立命館教職員就業規則

○学校法人立命館教職員就業規則

昭和23年10月4日

規程第6号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この就業規則は、本法人およびその設置する学校（立命館アジア太平洋大学を除く。）に勤務する教職員の就業に関する基本的事項を定める。労働条件および服務は、この規則および関係規則のほか、労働協約および関係法令の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規則は、雇用の期間を定めない次の雇用種別に適用する。

(1) 教員

イ 大学教員

ロ 小学校、中学校および高等学校の教員（以下「小中高の教員」という。）

(2) 職員

イ 事務職員

2 前項の教員および職員を総称して「教職員」という。

第2章 人事

第1節 採用

(採用)

第3条 法人は、所定の手続にもとづく選考結果を踏まえて教職員として採用する。

2 採用を決定した者に、採用内定を通知する。

(採用取消し)

第4条 前条第2項にもとづき内定の通知を受けた者で、入職日までの間に次の各号のいずれかに該当し、かつ、雇用関係を維持することができないときは、採用を取り消すことがある。

- (1) 心身の故障により、職務にたえることができないと認められたとき。
- (2) 採用に必要な資格を取得できなかったとき。
- (3) 新規大学卒業生の場合 大学を卒業できなかったとき。
- (4) 採用手続において提出した書類に重大な経歴詐称があったとき。
- (5) 法人および学校の名誉または信用を著しく傷つけたとき。
- (6) その他、前各号に準じる行為があったとき。

(採用時の提出書類)

第5条 採用された者は、次の所定の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 大学教員は就任承諾書、小中高の教員および職員は誓約書
- (2) 履歴書（学内経歴管理カード）

(3) その他法人が必要とする書類

（記載事項異動届）

第6条 教職員は、前条第2号および第3号に定める提出書類ならびに次に掲げる事項について異動が生じたときは、その都度遅滞なく届け出なければならない。

(1) 国籍および住所

(2) 諸手当等に関する親族

(3) 採用後の学歴、学位および資格

(4) その他身分上必要な事項

（労働条件の明示）

第7条 法人は、内定の通知を行う際に、労働基準法施行規則で定める事項を同規則で定める方法によって明示する。

（試用期間）

第8条 新たに職員として雇用する場合は、雇用の開始日から3か月間を試用期間とする。

2 法人は、前項の試用期間の途中または試用期間満了の時ににおいて、第22条に定める事情がある場合は、解雇することがある。ただし、雇用の開始日から14日を経過したときは、第23条の手続による。

3 試用期間は勤続年数に通算する。

第2節 異動等

(異動)

第9条 法人は、業務上の都合または教職員の事情等により必要がある場合には、本人に対し、所属、配属および勤務地の変更（以下「異動」という。）を命じることがある。

2 教職員は、正当な事由がなければ異動の命令を拒否することができない。

(職種転換)

第10条 法人は、業務上の都合または教職員の事情等により必要がある場合には、本人に対し、第2条に掲げる職種の変更（以下「職種転換」という。）を命じることがある。

2 教職員は、正当な事由がなければ職種転換の命令を拒否することができない。

(出向)

第11条 法人は、業務上の都合により必要がある場合には、教職員に対し、本法人に在籍させたまま、本法人以外の法人（以下「出向先」という。）においてその出向先の指揮命令のもとにその業務に従事すること（以下「出向」という。）を命じることがある。

2 教職員は、正当な事由がなければ出向の命令を拒否することができない。

3 出向に関し必要な事項については、学校法人立命館教職員出向規程に定める。

（クロスアポイントメント制度）

第11条の2 法人は、大学における教育、研究および産学官連携活動を推進するために必要と認めら

れる場合、大学教員に対し、法人以外の他の機関（以下「他機関」という。）との協定にもとづき、法人に在籍させたまま、他機関の業務に従事すること（以下「クロスアポイントメント制度」という。）を命じることがある。

- 2 クロスアポイントメント制度の適用を命じられた教員の就業については、この規則または他の規程の定めにかかわらず、他機関との協定により定めることができる。
- 3 クロスアポイントメント制度の適用の手続に関し必要な事項は、立命館大学クロスアポイントメント制度に関する規程に定める。

第3節 休職および復職

（休職）

第12条 法人は教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、休職を命じることがある。

- (1) 学外資金によらない学外研究について、その期間の延長が認められ通算して1年6か月を超えた場合
- (2) 業務外の傷病の場合
 - イ 通算90日の欠勤をしたとき。
 - ロ その他、相当な事情により、本人が医師の診断書を添えて願い出たとき。
- (3) 刑事事件に関し、起訴され就労できない場合
- (4) 業務の都合による場合
- (5) 大学の教員が、立命館大学起業活動専念休職規程により起業活動に専念する場合
- (6) 小中高の教員が、学校法人立命館小中高教員自己研鑽活動専念休職規程により活動に専念する場合
- (7) 職員が、学校法人立命館職員自己研鑽活動専念休職規程により活動に専念する場合
- (8) その他法人が必要と認める場合

- 2 試用期間中の職員には、前項の規定を適用しない。

（欠勤日数の算定）

第13条 前条第1項第2号イに定める業務外の傷病による欠勤日数は、同一傷病または同一の傷病に起因すると認められる傷病により、1年以内に反復して欠勤したときには、それぞれの欠勤期間を通算した日数とする。ただし、学校法人立命館教職員休暇規程（以下「休暇規程」という。）に定める休暇は除く。

- 2 同一傷病に起因するかどうかは、医師の診断書および産業医の意見にもとづき、法人が判断する。

（休職期間）

第14条 第12条第1項に定める休職期間は、次のとおりとする。

- (1) 第12条第1項第1号の場合 立命館大学専任教員学外研究規程に定める期間
- (2) 第12条第1項第2号イおよびロの場合 2年9か月まで
- (3) 第12条第1項第3号の場合 6か月

- (4) 第12条第1項第4号の場合 6か月

- (5) 第12条第1項第5号の場合 立命館大学起業活動専念休職規程に定める期間

- (6) 第12条第1項第6号の場合 学校法人立命館小中高教員自己研鑽活動専念休職規程に定める期間

- (7) 第12条第1項第7号の場合 学校法人立命館職員自己研鑽活動専念休職規程に定める期間

- (8) 第12条第1項第8号の場合 法人が認める期間

（休職期間中の給与）

第15条 休職期間中に支給する給与に関し必要な事項は、学校法人立命館教職員給与規程に定める。

（復職）

第16条 法人は、第14条に定める休職期間を満了するまでに休職事由が消滅したと認めた場合は、復職を命じる。ただし、第12条第1項第2号により休職中の者が復職しようとするときは、就労可能であることを証明する医師の診断書を提出しなければならない。法人が必要と認める場合には、産業医または産業医の指定する医師の診断を求めることがある。

- 2 前項ただし書の規定により復職した者が、1年以内に同一傷病のため欠勤したときは、直ちに休職を命じる。同一傷病かどうかは、医師の診断書および産業医の意見にもとづき、法人が判断する。その場合の休職期間は、第14条第2号に定める休職期間の残期間とする。

第4節 退職および解雇

（退職等）

第17条 教職員が、次の各号のいずれかに該当するときは、教職員の身分を失う。

- (1) 第18条または第19条に定める定年に達したとき。
- (2) 本人から第21条に定める退職の申出があり所定の手続を完了したとき、または退職届を提出した日から14日を経過したとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 第12条により休職を命じられた者が、休職期間の上限を経過しても復職できなかったとき。
- (5) 行方不明になって欠勤が30日を経過したとき。

- 2 前項第5号に定める行方不明者の所在が30日経過後に判明し、行方不明の原因が本人の責に帰すべきものではないことが明らかになった場合は、退職を取り消すことができる。

（定年）

第18条 教職員の定年は満60歳とする。ただし、大学教授の職位にある者の定年は、満65歳とする。

- 2 定年による退職の日は、定年に達した年の年度末（3月31日）とする。

（選択定年制度）

第19条 前条に定める定年前に退職を希望する小中高の教員および職員は、定年退職する年齢を自ら選択することができる。

- 2 選択定年制度について必要な事項は、学校法人立命館教職員選択定年規程に定める。

(継続雇用)

第20条 第18条により満60歳で定年退職した者で、希望する教職員については、65歳に達する年度の末日まで継続雇用する。ただし、退職時に第22条の解雇事由に該当する者および第60条の懲戒事由に該当する者は再雇用しない。

(自己都合退職の手続)

第21条 教職員が、自己の都合で退職しようとするときは、退職予定日の少なくとも14日前までに退職届を提出しなければならない。

2 教職員は、第17条第1項第2号に定める手続が完了した後に、退職届を撤回することはできない。

(解雇)

第22条 法人は、教職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、解雇することがある。

- (1) 心身の故障により、職務にたえることができないと認められたとき。
- (2) 正当な事由なくして暦日15日の期間中連続して無断欠勤したとき。
- (3) 勤務状況または勤務態度が著しく不良で、改善の見込みがないと認められたとき。
- (4) 法人の経営上または業務上やむを得ない事由によるとき。
- (5) 刑事事件に関して起訴され、事件の内容が教職員として不適格と認められたとき。
- (6) 職務遂行能力または能率が著しく劣り、改善の見込みがないと認められたとき。
- (7) 業務上負傷し、または疾病にかかり、療養開始後4年を経過した日において傷病補償年金を受けているとき、または同日後において傷病補償年金を受けることとなったとき。
- (8) その他前各号に準ずる、雇用関係を維持することができない事由のあるとき。

(解雇予告および解雇予告手当)

第23条 前条により教職員を解雇するときは、法人は、少なくとも30日前に予告するか、労働基準法第12条に定める平均賃金の30日分を解雇予告手当として支給する。ただし、試用期間中に解雇するとき(14日を超えて引き続き雇用された者を除く。)、天災事変その他やむを得ない事由のために法人の運営が不可能になったとき、または教職員の責に帰すべき事由により解雇するときは、この限りでない。

(解雇の制限)

第24条 法人は、教職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その期間中は解雇しない。

- (1) 休暇規程第8条に定める業務上または通勤途上の傷病による療養により休業する期間および休業終了の後30日間
- (2) 休暇規程第6条第1項第2号に定める産前産後により休業する期間および休業終了の後90日間

(退職者の責務)

第25条 退職する者は速やかに、保管物品および書類と共に、担当業務など引き継がなければならない。

2 退職する者は、退職後も在職中に知り得た業務上の秘密を他に漏らし、または私的に使用してはならない。

(退職手当金の支給)

第26条 退職する者には、在職中の職務および勤続年数に応じて、退職手当金を支給する。

2 退職手当金の支給は、退職手当金の支給について(規程第13号)に定める。

3 法人は、教職員が第61条第1項第5号に定める諭旨解雇により退職する場合には、一定率を減じて退職手当金を支給する。第61条第1項第6号に定める懲戒解雇の場合には退職手当金を支給しない。

4 教職員が退職した後に、在職中の職務に関し、諭旨解雇または懲戒解雇に相当する行為が明らかとなり、法人が支給済の退職手当金の全部または一部の返還を請求したときは、退職者はこれを返還しなければならない。

(退職証明書)

第27条 法人は、退職した者から退職証明書の交付を請求されたときは、遅滞なく交付する。

2 退職証明書に記載する証明事項は、次のとおりとし、請求を受けた事項についてのみ記載する。

- (1) 在職期間
- (2) 業務の種類
- (3) 職位
- (4) 賃金
- (5) 退職事由(解雇の場合はその事由)

第3章 勤務等

第1節 勤務時間および休憩

(職員の勤務時間、始終業、休憩時間)

第28条 職員の勤務時間ならびに始業および終業の時刻は、次のとおりとする。

(1) 法人および大学勤務

1日につき実働7時間30分とし、1週37時間30分とする。

始業 午前9時

終業 午後5時30分

(2) 小学校、中学校および高等学校勤務

イ 立命館中学校、立命館高等学校、立命館宇治中学校、立命館宇治高等学校、立命館慶祥中学校、立命館慶祥高等学校、立命館守山中学校および立命館守山高等学校

1日につき実働7時間30分とし、1週37時間30分とする。

始業 午前8時30分

終業 午後5時

ロ 立命館小学校

1日につき実働7時間30分とし、1週37時間30分とする。

始業 午前8時10分

終業 午後4時40分

2 休憩時間は、次のとおりとする。

(1) 法人、大学、立命館中学校および立命館高等学校、立命館宇治中学校および立命館宇治高等学校、立命館小学校 午前11時30分から午後0時30分まで

(2) 立命館守山中学校および立命館守山高等学校、立命館慶祥中学校および立命館慶祥高等学校 午後0時から午後1時まで

(3) 時間を単位とした年次有給休暇を取得した者の休憩時間
実労働時間が6時間を超えた場合は1時間

3 法人は、業務上の必要があるときは、前日までに通知のうえ、全部または一部の者について、始業または終業時刻を変更することがある。

4 休憩時間は、自由に利用することができる。

(事業場外勤務)

第28条の2 出張その他法人の用務により事業場外で勤務する場合で、事業場外での勤務時間の算定が難しいときは、所定の労働時間を勤務したものとみなす。

2 出張等に伴う移動時間は、労働時間には含まない。ただし、当該の移動が業務の一部を含む場合は、この限りではない。

(在宅勤務)

第28条の3 法人は、業務等の都合により必要がある場合には、小中高の教員および職員に対し、在宅勤務を命じることがある。

2 在宅勤務に関し必要な事項については、学校法人立命館教職員在宅勤務規程に定める。

(小中高の教員の勤務時間、始終業、休憩時間)

第28条の4 小中高の教員の勤務時間ならびに始業および終業の時刻は、次のとおりとする。

(1) 立命館中学校および立命館高等学校

1日につき実働7時間15分とし、1週39時間45分以内とする。

始業 午前8時30分

終業 午後4時45分(土曜日は午後0時)

(2) 立命館宇治中学校および立命館宇治高等学校

1日につき実働7時間とし、1週39時間30分以内とする。

始業 午前8時20分

終業 午後4時20分(土曜日は午後0時50分)

(3) 立命館慶祥中学校および立命館慶祥高等学校

1日につき実働7時間とし、1週39時間以内とする。

始業 午前8時25分

終業 午後4時25分(土曜日は午後0時25分)

(4) 立命館守山中学校

1日につき実働7時間とし、1週39時間以内とする。

始業 午前8時20分

終業 午後4時20分(土曜日は午後0時20分)

(5) 立命館守山高等学校

1日につき実働7時間とし、1週39時間以内とする。

始業 午前8時30分

終業 午後4時30分(土曜日は午後0時30分)

(6) 立命館小学校

1日につき実働7時間20分とし、1週40時間以内とする。

始業 午前8時10分

終業 午後4時30分(土曜日は午前11時30分)

(7) 一貫教育部

1日につき実働7時間30分とし、1週37時間30分以内とする。

始業 午前9時00分

終業 午後5時30分

2 休憩時間は土曜日の勤務を除き、午後0時から午後1時までとする。

3 法人は、業務上の必要あるときは、前日までに通知のうえ、全部または一部の者について、始業または終業時刻を変更することがある。

4 休憩時間は、自由に利用することができる。

(1年単位の変形労働時間制)

第28条の5 前条第1項にかかわらず、法人は、労働基準法第32条の4による協定の定めるところにより、小中高の教員に1年単位の変形労働時間制を適用する。

2 前項に規定する小中高の教員の勤務時間は、対象期間を平均して、1週40時間以内とする。

3 第1項に規定する小中高の教員の勤務日、勤務日ごとの勤務時間、始業・終業時刻および休憩時間は、別に定める「年間カレンダー」によるものとする。

第2節 就業日および休日

(就業日)

第29条 職員の就業日は、勤務地ごとに定める。

(休日)

第30条 週の起算日は土曜日とし、次の各号の日は休日とする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日または休日として指定した曜日

イ 立命館中学校、立命館高等学校、立命館宇治中学校、立命館宇治高等学校、立命館守山中学校および立命館守山高等学校の教員、小学校の教員 第2・4土曜日

ロ 立命館慶祥中学校および立命館慶祥高等学校の教員 学年暦による授業日および試験日を除いた土曜日

ハ イおよびロ以外の教職員 土曜日または休日として指定した曜日

(3) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(4) 年末・年始 12月28日から1月5日まで

(5) 創立記念日（5月19日）

(6) その他の臨時休業日

2 前項にかかわらず、1年単位の変形労働時間制を適用される小中高の教員の休日は、別に定める「年間カレンダー」によるものとする。

(休日の振替)

第31条 法人は、前条の休日について授業等の業務上の必要があるときは、振り替えるべき日を指定して前日までに予告したうえで、全部または一部の者について、前条に定める休日を他の日に振り替えることがある。

第3節 所定時間外および休日勤務等

(所定時間外および休日勤務等)

第32条 法人は、次の各号のいずれかに該当するときは、労働基準法第36条第1項による協定に記載された事由および範囲内で、第28条に定める所定の勤務時間を超える勤務および休日勤務を命ずることがある。

(1) 業務上の必要があるとき。

(2) 災害その他避けることのできない事由で臨時に必要なが生じたとき。

(深夜勤務)

第33条 法人は、業務上の必要により深夜（午後10時から午前5時まで）にわたる勤務を命ずることがある。

第4節 休暇

(休暇)

第34条 休暇に関する事項は、休暇規程に定める。

第35条 削除

第36条 削除

第37条 削除

第38条 削除

第5節 育児・介護休業等に関わる勤務

(育児・介護休業)

第39条 教職員のうち必要のある者は、申出により育児休業または介護休業の適用を受けることができる。

2 育児休業および介護休業に関し、必要な事項については、学校法人立命館育児・介護休業規程に定める。

(育児・介護のための所定時間外労働の免除)

第40条 3歳に達するまでの子（特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子および養育里親に委託されている子を含む。ただし、要介護状態にある家族である子については実子および養子に限る。第41条から第44条までおよび第47条において同じ。）を養育する者または要介護状態にある家族を介護する者が時間外労働の免除を申し出た場合には、所定労働時間外の勤務を命じない。

(育児・介護のための時間外労働の制限)

第41条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する者または要介護状態にある家族を介護する者が時間外労働の制限を申し出た場合には、第32条にかかわらず事業の正常な運営に支障があるときを除き、1か月について24時間、1年について150時間を超える時間外労働は命じない。

(育児・介護のための深夜業の制限)

第42条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する者または要介護状態にある家族を介護する者が深夜業の制限を申し出た場合には、第33条にかかわらず事業の正常な運営に支障があるときを除き、午後10時から午前5時までの労働は命じない。

(育児・介護のための短時間勤務)

第43条 中学校就学の始期に達するまでの同居している子を養育する者が、勤務時間の短縮を申し出た場合には、勤務日1日につき始業後1時間および終業前1時間、または勤務日1日につき1回2時間を各上限として短縮する。

2 要介護状態にある家族を介護する者が、勤務時間の短縮を申し出た場合には、1日につき始業後および終業前において通算3時間を上限として短縮する。この場合において、対象家族一人につき、利用開始の日から3年の範囲内とし、その範囲内で複数回の申出を行うことができる。

3 前2項の勤務時間短縮の申出を認められた時間については、無給とする。

(育児・介護のための時差勤務)

第44条 中学校就学の始期に達するまでの子を養育または要介護状態にある家族を介護する小中高の教員および職員が時差勤務を請求し、法人が必要と認めた場合には、30分単位で1日につき最大1時間までの時差勤務をすることができる。

(通院保障)

第45条 女性の教職員は、妊娠確定後、母子保健法の規定による保健指導または健康診査を受けるために必要な時間を請求することができる。

2 女性の教職員は、前項の保健指導または健康診査にもとづく指導事項を守ることができるように、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な請求をすることができる。

3 前2項により請求を認められた時間については、有給とする。
(妊婦の通勤緩和)

第46条 女性の教職員は、妊娠確定後、交通の混雑を避けるために勤務日1日につき30分の勤務時間の短縮を2回、または勤務日1日につき1時間の勤務時間の短縮を1回請求することができる。

2 前項により短縮を認められた時間については、有給とする。
(育児時間)

第47条 生後満1年に達しない子を育てる女性の教職員は、勤務日1日につき30分の育児時間を2回、または勤務日1日につき1時間の育児時間を1回請求することができる。

2 前項により請求が認められた育児時間については、有給とする。
第6節 出退勤

(出退勤)

第48条 小中高の教員および職員は、始業および終業時刻を厳守し、所定の出退勤記録をしなければならない。

(遅刻、早退、私用外出)

第49条 小中高の教員および職員が、やむを得ない事由で遅刻、早退または私用外出するときは、あらかじめ承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由による遅刻につき、事前に承認を得る余裕のないときは、事後速やかに承認を得なければならない。

(欠勤の手続)

第50条 教職員が、病気その他やむを得ない事由により欠勤するときは、事前に所定様式により届け出なければならない。ただし、事前に届け出る余裕のないときは、事後速やかに届け出なければならない。

2 傷病により、暦日7日の期間中連続して欠勤するときは、医師の診断書を提出しなければならない。

(定時出勤を要しない者)

第51条 日々定時出勤を要しない教員、職員のうち部長および次長の職にある者に対しては、第28条、第28条の2、第32条、第48条および第49条を適用しない。

第4章 給与等

(給与)

第52条 給与に関する事項は、学校法人立命館教職員給与規程に定める。

(慶弔)

第53条 慶弔事項の基準および取扱いについては、立命館教職員慶弔規程に定める。

(出張)

第54条 業務上必要あるときは、教職員に対し出張を命じることがある。

2 出張の旅費支給等に関し、必要な事項については、立命館旅費支給規程に定める。
(社会保険等)

第55条 教職員は、日本私立学校振興・共済事業団に加入する。掛金は、一定の比率により本人および法人が負担する。

2 教職員は、雇用保険に加入する。雇用保険料は、法定の比率による保険料を法人および本人が負担する。

3 労災保険の保険料は、法人の負担とする。

第5章 服務規律

(服務)

第56条 教職員は、この規則に定めるほか、法人の諸規程を遵守し、所属長の指示命令のもとに、相協力して業務に当らなければならない。

2 大学教員は、第34条、第35条、第36条第1項および第2項第1号の休暇の取得または第50条の欠勤により、所定の回数の授業を行わなかったときは、学年暦で定めた期間内に所定の回数に到るまで補講を行わなければならない。

3 小中高教員が、休暇規程第3条、第4条、第5条、第6条第1項第1号および第7条の休暇の取得または第50条の欠勤により、授業を行えないときは、学校長の指示に従い、他の教員が代替して、授業等を行わなければならない。

(兼業)

第57条 兼業に関する事項は、学校法人立命館教職員兼業規程に定める。

(機密文書の取扱いおよび守秘義務)

第58条 教職員は、学園情報の保護に関する規程に定めるところにより機密文書を取り扱い、守秘義務を遵守しなければならない。

第6章 表彰、懲戒および役職の解任

第1節 表彰

(表彰)

第59条 教職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、法人は審査または選考のうえ表彰する。

- (1) 能率および創意工夫等が特に優れ他の模範となったとき。
- (2) 永年誠実に勤続したとき。
- (3) 災害を未然に防止し、または災害の際に特に功労があったとき。
- (4) 法人または設置学校の名誉となるような社会的な功労があったとき。
- (5) その他、特に表彰する必要があると認められたとき。

2 前項の表彰は、賞状を授与するとともに、記念品または賞金を授与して行う。

第2節 懲戒

(懲戒)

第60条 教職員が、次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒を行うことがある。

- (1) この規則その他法人の定める諸規程または法令に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- (3) 故意または重大な過失により、法人に損害を与えたとき。
- (4) 刑法上の犯罪に該当する行為があったとき。
- (5) 重大な経歴詐称をしたとき。
- (6) 法人および設置する学校の名誉または信用を著しく傷つけたとき。
- (7) ハラスメント行為があったとき。
- (8) 研究活動において、故意に捏造、改ざんまたは盗用をしたとき。
- (9) 研究費の不正使用をしたとき。
- (10) 前各号に準ずる行為があったとき。

2 退職し、または解雇された教職員が、在職中に前項各号のいずれかに該当したことが明らかになったときは、次条第1項各号に定める懲戒の種類および内容に相当する認定（以下「懲戒に相当する認定」という。）を行うことがある。

(懲戒の種類および程度)

第61条 懲戒の種類および内容は、次のとおりとする。ただし、情状酌量の余地があり、または改悛の情が明らかな者については、懲戒を免じて厳重注意にとどめることがある。

- (1) 譴責 始末書を提出させ、その将来を戒める。
- (2) 減給 その将来を戒め、労働基準法第91条に定める範囲内において賃金を減額する。
- (3) 停職 その将来を戒め、6か月以内の出勤停止とする。
- (4) 降格 その将来を戒め、職位を引き下げる。
- (5) 諭旨解雇 退職届の提出を勧告し、これに従わないときは、30日前に予告して解雇するか、30日以上平均賃金を支給して解雇する。
- (6) 懲戒解雇 予告期間を設けず即時解雇する。

2 前項第3号に定める停職期間中の給与は支給しない。

3 第1項第6号の場合において所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは、第23条の解雇予告手当を支給しない。

4 第1項の規定は、前条第2項にもとづく懲戒に相当する認定について準用する。

(懲戒の手続)

第62条 懲戒および懲戒に相当する認定の手続に関し必要な事項については、学校法人立命館教職員懲戒手続規程に定める。

(損害賠償)

第63条 教職員が、故意または重大な過失によって法人に損害を与えたときは、法人はその全部また

は一部を賠償させることがある。ただし、教職員が損害賠償を支払ったことによって懲戒を免れることはできない。

第3節 役職の解任

(役職の解任)

第64条 教職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、役職を解くことがある。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合
- (2) その役職に必要な適格性を欠く場合

第7章 安全衛生

(安全および衛生)

第65条 法人は、教職員の安全と健康を確保するため、必要な措置を講じる。

2 教職員は、常に安全および衛生に関する規程、法人の指示を厳守し、安全および衛生の保持および向上に努めなければならない。

3 法人は、学校法人立命館教職員安全衛生管理規程（以下「安全衛生管理規程」という。）第20条にもとづき健康診断を行う。

4 教職員は、安全衛生管理規程第22条にもとづき健康診断を受けなければならない。

5 教職員は、学校法人立命館防火防災管理規程にもとづき、安全確保に努めなければならない。

6 教職員は、法人または各学校が行う安全および衛生に関する教育訓練を受けなければならない。（就業禁止等の措置）

第66条 法人は、安全衛生管理規程第27条にもとづき教職員の就業を禁止することがある。

第8章 災害補償

(業務上災害補償)

第67条 教職員が、業務上または通勤途上における負傷、疾病、障害または死亡したときの災害補償・保険給付は、労働者災害補償保険法の定めるところによる。

2 教職員が業務上または通勤途上に負傷し、または疾病に罹患し、労働者災害補償保険法による給付を受けることになったときには、前項のほか法定外補償給付または法定外給付（通勤災害）を行う。

3 前項の法定外補償給付または法定外に関し必要な事項は、立命館職員災害補償規程に定める。

第9章 その他

(発明および産業財産権)

第68条 教職員の発明、産業財産権および成果有体物の取扱いについては、立命館大学発明規程、立命館大学成果有体物取扱規程および学校法人立命館データベース等取扱規程に定める。

(改廃)

第69条 この規則の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

第70条 本則は、昭和23年10月5日より、これを施行する。

附 則（昭和25年7月1日休日中「労働祭」削除による改正）

この規程は、昭和25年7月1日から施行する。

附 則（昭和26年4月11日就業時間の一部改正）

この規程は、昭和26年4月11日から施行する。

附 則（昭和34年2月27日定年に関する事項改正）

この規程は、昭和34年3月1日から施行する。

附 則（昭和41年7月8日定年に関する事項改正）

この規程は、昭和41年4月1日から適用する。

附 則（昭和42年10月1日勤務時間の特例廃止）

この規程は、昭和42年6月1日から適用する。

附 則（昭和42年10月1日産休および業務外の傷病事項改正）

この規程は、昭和42年6月1日から適用する。ただし、第26条、第52条は昭和41年7月1日から適用する。

附 則（昭和48年9月28日年次有給休暇の繰越し、結婚休暇の新設、および年忌の一部改正）

この規程は、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和51年9月24日産前休暇の改正）

この規程は、昭和51年7月1日から適用する。

附 則（昭和52年10月28日女子職員の妊娠に伴う通院時間、勤務時間の短縮、妊娠障害休暇の新設および休職期間の一部改正）

この規程は、昭和52年9月12日から適用する。

附 則（昭和56年6月26日労働者災害補償保険法加入に伴う第40条解職および第6章災害補償の改正）

この規程は、昭和56年6月26日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年10月9日第33条提出書類の改正）

この規程は、昭和56年10月1日から適用する。

附 則（1984年12月14日懲戒規定の改正、退職手当の改正）

この規程は、1984年12月14日から適用する。

附 則（1985年9月13日休職規定の一部改正）

この規程は、1985年9月13日から施行する。

附 則（1988年5月27日休憩時間、時間外労働、年次有給休暇、産休、復職、定期健康診断の各事項の改正）

この規程は、1988年5月27日から施行する。

附 則（健康診断長期未受診者の死亡に対する退職金の扱いを明確にするための一部改正）

この規程は、1997年5月23日から施行し、1997年4月1日から適用する。

附 則（1997年11月7日宇治学園、慶祥学園との合併に伴う附属高校に勤務する職員の勤務時間・休日に関する条文の追加、1995年9月21日より週5日制勤務に伴う勤務時間・休日の改正、業務委託に伴う関係条文の削除、振替休日を追加、特別有給休暇に骨髄提供者休暇を追加、条文の表現を一部修正）

この規程は、1997年11月7日から施行し、1997年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、1999年9月24日から施行し、1999年4月1日から適用する。

附 則（2001年2月23日文言・表現の整理に伴う一部改正）

この規程は、2001年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2002年4月26日育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律と2002年度15週授業実施に伴う「年末・年始」の休日開始日の改正）

この規程は、2002年4月26日から施行し、2002年4月1日から適用する。

附 則（2003年4月25日夜間主コース事務室廃止と夜間専念勤務体制の廃止に伴う所定実働時間の整合性、立命館宇治中学校開設による名称変更および立命館慶祥中学校・高等学校の夏期・冬期の勤務区別廃止に伴う一部改正）

この規程は、2003年4月25日から施行し、2003年4月1日から適用する。

附 則（2003年11月28日「立命館大学起業活動専念休職規程」の制定に伴う改正）

この規程は、2003年11月28日より施行し、2003年10月1日より適用する。

附 則（2005年4月22日「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律」公布による一部改正）

この規程は、2005年4月22日から施行し、2005年4月1日から適用する。

附 則（2005年10月28日専任教職員以外の者に対する就業規則の制定に伴う一部改正）

この規程は、2005年10月28日から施行し、2005年9月26日から適用する。

附 則（2010年5月28日日本規則の対象として継続雇用職員を追加すること等に伴う一部改正）

1 この規程は、2010年5月28日から施行し、2009年4月1日から適用する。ただし、学校教育法の一部を改正する施行に伴う名称の変更については、2007年4月1日から適用する。

2 この規則の施行に伴い、定年退職職員部次長の「部次長としての再雇用」規程を廃止する。

附 則（2011年4月22日）

第70条

1 この規程は、2011年4月22日から施行し、2011年4月1日から適用する。

2 新任職員の取り扱い（試用期間）に関する規程（内規）（1986年10月1日 例規第87号）は、

廃止する。

3 休日勤務者に対する代休実施に関する件（昭和26年6月27日 例規第12号）は、廃止する。

4 事務職員定年の特例規程（2002年4月26日 規程第554号）は、廃止する。

附 則（2011年12月7日解雇および欠勤手続の表記の変更に伴う一部改正）

この規程は、2011年12月7日から施行し、2011年4月1日から適用する。

附 則（2012年12月12日 出入国管理及び難民認定法および住民基本台帳法の改正、各任用規程および職種等の整理、事業場外勤務の追加に伴う一部改正）

この規程は、2013年4月1日から施行する。ただし、第5条については、2012年7月1日から適用する。

附 則（2013年3月27日 高齢者雇用安定法の改正に伴う一部改正）

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則（2013年5月22日 介護のための短時間勤務の上限日数の変更に伴う一部改正）

1 この規程は、2013年5月22日から施行する。

2 改正前の規程にもとづき介護のための短時間勤務をした日数は、改正後の第43条第2項ただし書きに定める上限日数に通算する。

附 則（2014年2月19日 適用範囲および特別有給休暇事項の変更ならびに継続雇用対象の追加等に伴う一部改正）

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則（2014年9月10日 学校法人立命館小中高教員自己研鑽活動専念休職の新設に伴う一部改正）

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則（2015年3月18日 職員自己研鑽活動専念休職の新設等に伴う一部改正）

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則（2016年3月30日 立命館慶祥中学校および立命館慶祥高等学校に勤務する職員の勤務時間、採用時の提出書類、身分を失う事由の変更等に伴う一部改正）

この規則は、2016年4月1日から施行する。

附 則（2016年12月21日 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴う一部改正）

この規則は、2017年1月1日から施行する。

附 則（2017年2月22日 クロスアポイントメント制度の新設に伴う一部改正）

この規程は、2017年3月3日から施行する。

附 則（2017年10月4日 退職後の懲戒に相当する認定の追加に伴う一部改正）

この規則は、2017年10月4日から施行し、施行日以降に退職し、または解雇された者に適用する。

附 則（2019年3月27日 高齢者雇用安定法への対応に伴う一部改正）

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則（2020年3月5日 学校法人立命館教職員休暇規程の制定に伴う一部改正）

この規則は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2020年3月5日 1年単位の変形労働時間制の採用および立命館小学校の職員の勤務時間の変更に伴う一部改正）

この規則は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2020年9月9日 学校法人立命館教職員兼業規程の制定に伴う一部改正）

この規則は、2020年10月1日から施行する。

附 則（2020年10月14日 育児・介護のための時差勤務の対象の追加に伴う一部改正）

この規則は、2020年10月14日から施行し、2020年4月1日から適用する。

附 則（2021年3月4日 欠勤、休職および休業制度の整理に伴う一部改正）

1 この規則は、2021年6月1日から施行する。

2 前項にかかわらず、2021年6月1日時点で第12条第2号に定める事由より休職中の者の休職期間については、改正前の第14条第2号に定める休職期間が満了するまでは、なお従前の例による。

3 第1項にかかわらず、改正後の第12条の欠勤日数の算定については、2021年6月1日以降の日数を通算するものとし、2021年5月31日以前の日数は通算しないものとする。

附 則（2021年3月17日 学校法人立命館教職員在宅勤務規程の制定に伴う一部改正）

この規則は、2021年3月17日から施行する。

附 則（2021年3月17日 技術職員の削除に伴う一部改正）

この規則は、2021年4月1日から施行する。

【資料8】立命館大学有期雇用教員就業規則

○立命館大学有期雇用教員就業規則

2011年3月30日

規程第897号

(趣旨)

第1条 この就業規則は、本大学に勤務する有期雇用教員の就業に関して基本的な事項を定める。

2 前項の就業に関し、この就業規則ならびに規程および契約書に定めのない事項については、労働基準法およびその他法令の定めによる。

(適用範囲)

第2条 この規則は、採用時に雇用期間の定めのある次の雇用種別（以下「有期雇用教員」という。）に適用する。

- (1) 特別任用教員
- (2) 特命教員
- (3) 特別契約教員
- (4) 特別招聘教員A
- (5) 特別招聘教員B
- (6) 特任助教
- (7) 初任助教
- (8) 助手

2 前項に定める有期雇用教員には、第8条の5により期間の定めのない労働契約（以下「無期雇用契約」という。）に転換した者（特別契約教員にあつては「特別契約教員（無期）」と、特別招聘教員にあつては「特別招聘教員A（無期）」と、特別招聘教員Bにあつては「特別招聘教員B（無期）」と、特任助教にあつては「特任助教（無期）」と、初任助教にあつては「初任助教（無期）」と、助手にあつては「助手（無期）」という。以下「無期雇用教員」と総称する。）を含む。

(採用)

第3条 学校法人立命館（以下「法人」という。）は、所定の手続にもとづく選考結果を踏まえて有期雇用教員として採用する。

2 前項のほか、有期雇用教員の採用について必要な事項は、各雇用種別の規程による。

(採用取消し)

第4条 採用内定者で、入職日までの間に次の各号のいずれかに該当し、かつ、雇用関係を維持することができないときは、採用を取り消すことがある。

- (1) 心身の故障により、職務に堪えることができないと認められたとき。
- (2) 採用に必要な資格を取得できなかったとき。
- (3) 採用手続において提出した書類に重大な経歴詐称があったとき。
- (4) 法人および学校の名誉または信用を著しく傷つけたとき。

(5) その他前各号に準ずる行為があったとき。

(採用時の提出書類)

第5条 採用された者は、次の各号の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 契約書
- (2) 履歴書（学内経歴管理カード）
- (3) その他法人が必要とする書類
(記載事項異動届)

第6条 有期雇用教員は、前条第2号および第3号に定める提出書類ならびに次に掲げる事項について異動が生じたときは、その都度遅滞なく届け出なければならない。

- (1) 国籍および住所
- (2) 諸手当等に関する親族
- (3) その他身分上必要な事項
(労働条件の明示)

第7条 法人は、雇用契約を締結するときに、この規則および労働基準法施行規則で定める事項を同規則で定める方法によって明示する。

(雇用年齢上限)

第7条の2 有期雇用教員（無期雇用教員を除く。）は、年齢が満70歳に達した日以降に到来する最初の3月31日を超えて雇用しない。

(雇用期間)

第8条 有期雇用教員（無期雇用教員を除く。）の雇用期間は1年とし、年度をまたぐ契約はしない。

2 前項にかかわらず、特別契約教員の雇用期間については、9月26日から翌年の9月25日までとして年度をまたぐ雇用期間で契約をすることがある。

(更新回数)

第8条の2 有期雇用教員（特別契約教員および初任助教を除く。）の雇用契約は、双方合意の場合、4回を上限として更新することがある。

2 初任助教の雇用契約は、双方合意の場合、1回を上限として更新することがある。

3 第1項にかかわらず、第7条の2に規定する年齢を超えて更新しない。

4 特別契約教員が本務である現職を辞めたときは、雇用契約を更新しない。

第8条の3 削除

(再雇用)

第8条の4 第8条の2第1項および第2項の更新の場合を除き、法人に期間の定めのある契約により雇用されていた者を有期雇用教員として再び雇用しない。ただし、直近の雇用期間満了後、法人といかなる雇用契約も締結していない期間（以下「空白期間」という。）が4月1日から1年以上あるときはこの限りでない。

2 前項にかかわらず、専門研究員、研究員または学生アルバイトとして雇用されていた者を特任助教、初任助教または助手として新たに雇用するときは、空白期間なく雇用契約を締結することがある。

(無期雇用契約への転換)

第8条の5 2以上の雇用契約の雇用期間(毎年4月1日から翌年3月31日までの期間における雇用期間が1年に満たないときは当該雇用期間を1年として計算する。以下「通算雇用期間」という。)が連続5年を超える場合で、現雇用契約の期間が満了する30日前までの間に、本人から無期雇用契約への転換の申込みがあったときは、無期雇用契約に転換する。

2 前項の無期雇用契約は、現雇用契約の期間が満了する日の翌日を始期とする。

3 無期雇用契約を締結した有期雇用教員の定年は満65歳とし、当該年齢に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

4 無期雇用契約における労働条件については、現雇用契約における労働条件と同一とする。

(休職)

第8条の6 法人は有期雇用教員が次の各号のいずれかに該当する場合は、休職を命じることがある。

(1) 業務外の傷病の場合 通算90日の欠勤をしたとき。

(2) その他法人が必要と認めたとき。

(欠勤日数の算定)

第8条の7 前条に定める業務外の傷病による欠勤日数は、同一傷病または同一の傷病に起因すると認められる傷病により、1年以内に反復して欠勤したときには、それぞれの欠勤期間を通算した日数とする。ただし、学校法人立命館教職員休暇規程(以下「休暇規程」という。)に定める休暇は除く。

2 同一傷病に起因するかどうかは、医師の診断書および産業医の意見にもとづき、法人が判断する。

(休職期間)

第8条の8 第8条の6に定める休職の期間は、次のとおりとする。

(1) 第8条の6第1号の場合

イ 有期雇用教員(無期雇用教員を除く。) 雇用期間満了まで

ロ 無期雇用教員 2年9か月まで

(2) 第8条の6第2号の場合 法人が認めた期間

(休職期間中の給与)

第8条の9 休職の期間中の給与については、立命館大学有期雇用教員給与規程に定める。

(復職)

第8条の10 休職の期間が満了するまでに休職中の者が就労可能であることを証明する医師の診断書を提出し、休職事由が消滅したと法人が認めたときは、復職を命じる。この場合において、法人が必要と認める場合は、産業医または産業医の指定する医師の診断を求めることがある。

2 前項の規定により復職した者が、1年以内に傷病のため欠勤したときは、直ちに休職を命じることがある。その場合の休職の期間は、第8条の8に定める休職の期間の残期間とする。

(退職等)

第9条 有期雇用教員(無期雇用教員を除く。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、有期雇用教員の身分を失う。

(1) 雇用期間が満了したとき。

(2) 本人から第10条第1項に定める退職の申出があり、法人が承認したとき。

(3) 本人が死亡したとき。

2 無期雇用教員が、次の各号のいずれかに該当するときは、無期雇用教員の身分を失う。

(1) 第8条の5第3項に定める定年に達したとき。

(2) 第10条の2第1項に定める退職の申出があり所定の手続を完了したとき、または退職届を提出した日から14日を経過したとき。

(3) 本人が死亡したとき。

(4) 第8条の6にもとづき休職を命じられた者が、休職の期間を経過しても復職できなかったとき。

(自己都合退職の手続)

第10条 有期雇用教員(無期雇用教員を除く。以下本条において同じ。)が、契約期間の途中において自己の都合で退職する場合は、病気等やむを得ない事情があるときを除き、退職予定日の60日前までに退職願を提出しなければならない。

2 有期雇用教員は、前条第1項第2号に定める承認があった後に、退職願を撤回することはできない。

第10条の2 無期雇用教員が、自己の都合で退職しようとする場合は、退職予定日の少なくとも14日前までに退職届を提出しなければならない。

2 無期雇用教員は、第9条第2項第2号に定める手続が完了した後に、退職届を撤回することはできない。

(解雇)

第11条 法人は、有期雇用教員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、解雇することがある。

(1) 心身の故障により、職務にたえることができないと法人が認めたとき。

(2) 正当な理由なくしばしば無断欠勤したとき。

(3) 勤務状況または勤務態度が著しく不良で、改善の見込みがないと認められたとき。

(4) 法人の経営上または業務上やむを得ない事由によるとき。

(5) 刑事事件に関して起訴され、事件の内容が教員として不適格と法人が認めたとき。

(6) 傷病以外の事由で暦日30日の期間中連続して欠勤したとき。

(7) 職務遂行能力または能率が著しく劣り、改善の見込みがないと認められたとき。

(8) その他前各号に準ずる、雇用関係を維持することができない事由のあるとき。

(解雇予告および解雇予告手当)

第12条 法人は、前条により有期雇用教員を解雇するときは、少なくとも30日前に予告するか、労働基準法第12条に定める平均賃金の30日分を解雇予告手当として支給する。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために法人の運営が不可能となったとき、または有期雇用教員の責に帰すべき事由により解雇するときは、この限りでない。

(解雇の制限)

第13条 法人は、有期雇用教員が次の各号のいずれかに該当するとき、その期間中は解雇しない。

- (1) 休暇規程第8条に定める業務上または通勤途上の傷病による療養により休業する期間および休業終了の後30日間
- (2) 休暇規程第6条第1項第2号に定める産前産後により休業する期間および休業終了の後90日間

(退職者の責務)

第14条 退職する者は、法人が貸与した書類および物品を法人が指定する期日までに返却しなければならない。

2 退職する者は、退職後も在職中に知り得た業務上の秘密を他に漏らし、または私的に使用してはならない。

(退職金)

第15条 退職金は支給しない。

(退職証明書)

第16条 法人は、退職した者から退職証明書の交付を請求されたときは、遅滞なく交付する。

2 退職証明書に記載する証明事項は、次のとおりとし、請求を受けた事項についてのみ記載する。

- (1) 在職期間
- (2) 業務の種類
- (3) 職位
- (4) 賃金
- (5) 退職事由(解雇の場合はその事由)

(勤務時間および休憩時間)

第17条 担当の時間割表で定める授業(補講を含む。以下この条において同じ。)および試験は、その開始時間前から終了まで出勤しなければならない。

- 2 会議等の用務を命じた場合、当該時間は出勤しなければならない。
- 3 前2項のほかは、定時出勤を要しない。
- 4 授業、試験および会議等の状況により、労働基準法が定める休憩時間を与える。

(就業日)

第18条 就業日は、次のとおりとする。

- (1) 授業日および補講日
- (2) 試験日
- (3) その他法人が定める勤務日
(休日)

第19条 次の各号の日は休日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (4) 年末・年始 12月28日から1月5日まで
- (5) 創立記念日(5月19日)
- (6) その他の臨時休業日
(休日の振替)

第20条 法人は、前条の休日について授業等の業務上の必要があるときは、振り替えるべき日を指定して前日までに予告したうえで、全部または一部の者について、前条に定める休日を他の日に振り替えることがある。

(休暇)

第21条 休暇に関する事項は、休暇規程に定める。

第22条 削除

第23条 削除

第24条 削除

第25条 削除

第26条 削除

(育児・介護休業)

第27条 有期雇用教員が育児休業または介護休業の対象となる要件およびその他必要な事項は、学校法人立命館育児・介護休業規程に定める。

2 休業期間中の給与は、立命館大学有期雇用教員給与規程に定める。

(育児・介護のための短時間勤務)

第28条 中学校就学の始期に達するまでの同居している子(特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子および養育里親に委託されている子を含む。ただし、要介護状態にある家族である子については実子および養子に限る。第31条において同じ。)を養育する者が、勤務時間の短縮を申し出た場合には、勤務日1日につき始業後1時間および終業前1時間、または勤務日1日につき1回2時間を各上限として短縮する。

2 要介護状態にある家族を介護する者が、勤務時間の短縮を申し出た場合には、1日につき始業後1時間および終業前1時間、または勤務日1日につき1回2時間を各上限として短縮する。ただし、

対象家族一人につき、利用開始の日から3年の範囲内とし、その範囲内で複数回の申出を行うことができる。

- 3 前2項の勤務時間短縮の申出を認められた時間については、有給とする。
(通院保障)

第29条 女性の有期雇用教員は、妊娠確定後、母子保健法の規定による保健指導または健康診査を受けるために必要な時間を請求することができる。

2 女性の有期雇用教員は、前項の保健指導または健康診査にもとづく指導事項を守ることができるように、勤務時間の変更または勤務の軽減等必要な請求をすることができる。

- 3 前2項により請求を認められた時間については、有給とする。
(妊婦の通勤緩和)

第30条 女性の有期雇用教員は、妊娠確定後、交通の混雑を避けるために勤務日1日につき30分の勤務時間の短縮を2回、または勤務日1日につき1時間の勤務時間の短縮を1回請求することができる。

- 2 前項により短縮を認められた時間については、有給とする。
(育児時間)

第31条 生後満1年に達しない子を育てる女性の有期雇用教員は、勤務日1日につき30分の育児時間を2回、または勤務日1日につき1時間の育児時間を1回請求することができる。

- 2 前項により請求が認められた育児時間については、有給とする。
(欠勤の手続)

第32条 有期雇用教員が、病気その他やむを得ない事由により欠勤する場合は、事前に所定様式により届け出なければならない。ただし、事前に届け出る余裕のないときは、事後速やかに届け出なければならない。

- 2 傷病により、暦日7日の期間中連続して欠勤するときは、医師の診断書を提出しなければならない。
(給与)

第33条 給与に関する事項は、立命館大学有期雇用教員給与規程に定める。
(慶弔)

第34条 慶弔事項の基準および取扱いについては、立命館教職員慶弔規程に定める。
(出張)

第35条 業務上必要あるときは、有期雇用教員に対し出張を命じることがある。
2 出張の旅費支給等に関し、必要な事項については、立命館旅費支給規程に定める。
(社会保険等)

第36条 有期雇用教員は、日本私立学校振興・共済事業団に加入する。掛金は、一定の比率により本人および法人が負担する。

2 有期雇用教員は、雇用保険に加入する。雇用保険料は、法定の比率による保険料を法人および本人が負担する。

3 労災保険の保険料は、法人の負担とする。

4 第1項および第2項の規定にかかわらず、特別契約教員については、現職での収入が本学における収入を超える場合は、加入することはできない。
(服務)

第37条 有期雇用教員は、この就業規則のほか、法人の諸規程を遵守し、所属長またはその委任を受けた者の指示命令に従い、自己の業務に専念し、創意を發揮して能力向上、職場の秩序の維持向上に努めなければならない。

2 授業は、有期雇用教員の都合で休講してはならない。ただし、やむを得ず休講する場合は、事前に許可を得なければならない。

3 有期雇用教員が、休暇規程第3条、第4条、第5条および第6条第1項第1号の休暇の取得または第32条の欠勤により、所定の回数の授業を行わなかったときは、本大学が定めた期間内に所定の回数に到るまで補講を行わなければならない。
(兼業)

第38条 兼業に関する事項は、学校法人立命館教職員兼業規程に定める。

(機密文書の取扱いおよび守秘義務)

第39条 有期雇用教員は、学園情報の保護に関する規程に定めるところにより機密文書を取り扱い、守秘義務を遵守しなければならない。

(表彰)

第40条 有期雇用教員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、法人は審査または選考のうえ表彰する。

- (1) 災害を未然に防止し、または災害の際に特に功労があったとき。
- (2) 法人または設置学校の名誉となるような社会的な功労があったとき。
- (3) その他、特に表彰する必要があると認められたとき。

2 前項の表彰は、賞状を授与するとともに、記念品または賞金を授与して行う。
(懲戒)

第41条 有期雇用教員が、次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒を行うことがある。

- (1) この規則その他法人の定める諸規程または法令に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- (3) 故意または重大な過失により法人に損害を与えたとき。
- (4) 刑法上の犯罪に該当する行為があったとき。
- (5) 重大な経歴詐称をしたとき。
- (6) 法人および設置する学校の名誉または信用を著しく傷つけたとき。

- (7) ハラスメント行為があったとき。
 - (8) 研究活動において、故意に捏造、改ざんまたは盗用をしたとき。
 - (9) 研究費の不正使用をしたとき。
 - (10) 前各号に準ずる行為があったとき。
- 2 退職し、または解雇された有期雇用教員が、在職中に前項各号のいずれかに該当したことが明らかになったときは、次条第1項各号に定める懲戒の種類および内容に相当する認定（以下「懲戒に相当する認定」という。）を行うことがある。
- （懲戒の種類および程度）

第42条 懲戒の種類および内容は、次のとおりとする。ただし、情状酌量の余地があり、または改悛の情が明らかな者については、懲戒を免じて嚴重注意にとどめることがある。

- (1) 譴責 始末書を提出させ、その将来を戒める。
 - (2) 減給 その将来を戒め、労働基準法第91条に定める範囲内において賃金を減額する。
 - (3) 停職 その将来を戒め、6か月以内の出勤停止とする。
 - (4) 諭旨解雇 退職届の提出を勧告し、これに従わないときは、30日前に予告して解雇するか、30日以上平均賃金を支給して解雇する。
 - (5) 懲戒解雇 予告期間を設けず即時解雇する。
- 2 前項第3号に定める停職期間中の給与は支給しない。
- 3 第1項第5号の場合において所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは、第12条の解雇予告手当を支給しない。
- 4 第1項の規定は、前条第2項にもとづく懲戒に相当する認定について準用する。
- （懲戒の手続）

第43条 懲戒および懲戒に相当する認定の手続に関し必要な事項については、学校法人立命館教職員懲戒手続規程に定める。

（損害賠償）

第44条 有期雇用教員が、故意または過失によって法人に重大な損害を与えたときは、法人はその全部または一部を賠償させることがある。ただし、有期雇用教員が損害賠償を支払ったことによって懲戒を免れることはできない。

（安全および衛生）

- 第45条 法人は、有期雇用教員の安全と健康を確保するため、必要な措置を講じる。
- 2 有期雇用教員は常に安全および衛生に関する規程、法人の指示を厳守し、安全および衛生の保持および向上に努めなければならない。
 - 3 法人は、有期雇用教員に対し毎年定期的に健康診断を行う。ただし、必要あるときは、全部または一部の者に対して臨時に行うことがある。
 - 4 有期雇用教員は、正当な理由なく前項の健康診断を拒むことはできない。

- 5 有期雇用教員は、法人が行う安全および衛生に関する教育または訓練を受けなければならない。（就業禁止等の措置）

第46条 有期雇用教員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、就業を禁止する。

- (1) 病毒伝播のおそれのある伝染病に罹患した場合
 - (2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働することにより病勢が著しく悪化するおそれのある場合
 - (3) 産業医その他の医師が就業することが不適当と認めた場合
- 2 前項第1号に該当して、伝染予防の措置を施した場合は、就業を禁止しないことがある。
- （業務上災害補償）

第47条 有期雇用教員が、業務上または通勤途上における負傷、疾病、障害または死亡したときの災害補償・保険給付は、労働者災害補償保険法の定めによる。

（発明および産業財産権）

第48条 有期雇用教員の発明、産業財産権および成果有体物の取扱いについては、立命館大学発明規程、立命館大学成果有体物取扱規程および学校法人立命館データベース等取扱規程に定める。

（改廃）

第49条 この規則の改廃は、常任理事会が行う。

- 附 則
- 1 この規則は、2011年4月1日から施行する。
 - 2 立命館大学有期任用教育担当教員の就業および給与に関する規程（2003年10月29日 規程第567号）は、廃止する。
 - 3 立命館大学特別契約教員の就業および給与に関する規程（2001年2月23日 規程第481号）は、廃止する。

附 則（2011年12月7日解雇および欠勤手続の表記の変更に伴う一部改正）

この規程は、2011年12月7日から施行し、2011年4月1日から適用する。

附 則（2012年3月7日ドナー休暇導入に伴う一部改正）

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則（2012年12月5日出入国管理及び難民認定法および住民基本台帳法の改正ならびに特別招聘教員制度の整理に伴う一部改正）

- 1 この規則は、2013年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2013年3月31日以前に雇用契約を開始し、2013年4月1日以降に満了する者については、当該契約の満了までの間は、なお従前の例による。

附 則（2013年3月6日労働契約法改正による雇用期間および更新回数の変更等に伴う一部改正）

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則（2014年2月19日 特別有給休暇事項および休暇付与単位の追加に伴う一部改正）

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則（2015年7月15日 採用の条件の追加等に伴う一部改正）

この規則は、2016年4月1日から施行する。

附 則（2016年3月30日 採用時の提出書類、身分を失う事由の変更等に伴う一部改正）

この規則は、2016年4月1日から施行する。

附 則（2016年12月21日 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴う一部改正）

この規則は、2017年1月1日から施行する。

附 則（2017年10月4日 退職後の懲戒に相当する認定の追加に伴う一部改正）

この規則は、2017年10月4日から施行し、施行日以降に退職し、または解雇された者に適用する。

附 則（2018年3月28日 無期雇用契約、休職、復職等の追加、雇用保険法の改正等に伴う一部改正）

1 この規程は、2018年4月1日から施行する。

2 前項にかかわらず、改正後の第8条の4第2項は、2016年9月26日から適用する。

3 第1項にかかわらず、改正後の第36条第5項は、2017年1月1日から適用する。

4 第8条の5第3項の定年とする年齢に達した日以後に無期雇用契約に転換した者については、無期雇用契約に転換した日を定年年齢に達した日とし、その日以後最初に到来する3月31日に退職する。

附 則（2018年12月19日 初任助教の追加に伴う一部改正）

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則（2020年3月5日 学校法人立命館教職員休暇規程の制定に伴う一部改正）

この規則は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2020年9月9日 学校法人立命館教職員兼業規程の制定に伴う一部改正）

この規則は、2020年10月1日から施行する。

附 則（2021年3月4日 欠勤、休職および休業制度の整理に伴う一部改正）

この規則は、2022年4月1日から施行する。

【資料9】立命館大学個人研究費取扱規程

○立命館大学個人研究費取扱規程

2002年11月8日

規程第521号

(趣旨)

第1条 本規程は、本大学の教員の個人研究費の取扱いについて定める。

(目的)

第2条 個人研究費は、本大学の教員に対して個人の日常的な研究を助成することにより本大学の研究水準の維持向上、研究の高度化に資することを目的として配分する。

第3条 削除

(配分対象)

第4条 個人研究費の配分対象は、雇用期間の定めのない大学教員（外国語専任講師および理工系基礎教育専任講師を除く）、任期制教員、特別任用教員、特命教員および継続雇用教員とする。

(配分額)

第5条 個人研究費の配分額は、39万円（年間）とする。年度途中における任用または退職の場合も同額とする。

(執行範囲)

第6条 個人研究費の執行範囲は、日常的な研究活動に直接必要な経費とする。

(執行期間)

第7条 個人研究費の執行期間は、当該年度の4月1日から定められた期日までとする。ただし、年度途中の任用にあつては任用日以前の執行は認めない。また、年度途中の退職にあつては退職日以降の執行は認めない。

2 個人研究費の執行については、当該年度限りとし、その残額を次年度に繰り越すことはできない。

(休業等の取扱い)

第8条 1年度の全日を休職を命じられ、休暇を与えられ、または休業をする（以下「休業等」という。）者には、当該年度の個人研究費を配分しない。ただし、産前産後休暇を与えられ、または育児休業もしくは介護休業をしている者については、本人からの申請にもとづき、個人研究費を配分することがある。

2 休業等の期間中は個人研究費の執行は認めない。

3 前項にかかわらず、第1項ただし書により個人研究費を配分したときは、本人からの申請にもとづき、旅費および交通費を除き、執行を認めることがある。

(設備等の帰属)

第9条 個人研究費により購入した物品は、学校法人に帰属する。ただし、在職中は各自の専用とすることができる。

(報告書の提出)

第10条 個人研究費を配分された者は、年度末に研究経過報告書および次年度研究計画書を提出しなければならない。

第11条 削除

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、個人研究費の執行および手続に関する事項は、研究を担当する副学長が手引きに定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て大学協議会が行う。

附 則

この規程は、2003年4月1日より施行する。ただし、第8条の適用は施行日以降に休職発令された者とする。

附 則（2006年4月1日機構改革に伴う一部改正）

この規程は、2006年7月28日より施行し、2006年4月1日から適用する。

附 則（2007年3月23日学校教育法の一部を改正する法律等にもなう一部変更）

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2008年10月24日事務分掌の規定方法の変更に伴う一部改正）

この規程は、2008年10月24日から施行する。

附 則（2013年9月20日支給対象の変更に伴う一部改正）

この規程は、2013年10月1日から施行し、2013年4月1日から適用する。

附 則（2016年7月22日休業等の取扱いの変更等に伴う一部改正）

この規程は、2016年7月22日から施行する。ただし、改正後の第8条は、2016年7月1日に産前産後休暇を与えられ、または育児休業もしくは介護休業をしている者から適用する。

附 則（2019年3月15日種類の変更等に伴う一部改正）

この規程は、2019年4月1日から施行する。

【資料10】立命館大学専任教員学外研究規程

○立命館大学専任教員学外研究規程

2008年5月9日

規程第766号

(趣旨)

第1条 この規程は、専任教員の学外研究に関して必要な事項を定める。

(定義)

第1条の2 この規程において、学外研究とは、本大学の教学の発展充実と学術研究の振興を図ることを目的として、学外研究期間中の授業等の免除を行い、研究または調査への専念を命じることをいう。

2 この規程において、学外研究員とは、学外研究を行う者をいう。

(種目)

第1条の3 学外研究は、滞在所により、次の種目をおく。

- (1) 学内研究 滞在先を本大学とするもの
- (2) 国内研究 滞在先を国内の本大学以外とするもの
- (3) 国外研究 滞在先を国外とするもの

2 学外研究は、複数の種目を組み合わせて実施することができる。

(区分)

第1条の4 学外研究は、対象とする者により、次の区分をおく。

- (1) 一般
- (2) 若手
- (3) ワークライフバランス
- (4) 学外資金
- (5) 役職者の研究回復措置（以下「研究回復措置」という。）

(専念義務)

第1条の5 学外研究員は、学外研究の期間中、研究計画にもとづく研究または調査に専念しなければならない。

(授業等の免除)

第1条の6 学外研究員は、学外研究の期間中、次の各号に定める職務を免除する。ただし、第1号または第2号について、学長が特別の事情があると認める場合は、免除しないことがある。

- (1) 授業科目の担当
- (2) 教授会、研究科委員会および研究科教授会（以下「教授会等」という。）の出席
- (3) 大学および法人の役職

(学外研究費の支給)

第1条の7 学外研究員には、学外研究の期間中、学外研究費を支給する。ただし、学外資金区分の

適用者には支給しない。

(期間)

第2条 学外研究の期間は、教学上の支障がない範囲で、1か月以上1年以内とする。

2 第1条の3第2項により、複数の種目を組み合わせる場合は、1種目の期間は1か月以上でなければならない。

(一般の区分における資格)

第3条 一般の区分において、学外研究員を命ぜられる者は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 雇用期間の定めのない教授、准教授または専任講師
- (2) 学外研究の開始日において満3年以上本大学に勤務した者
- (3) 学外研究の終了日より定年退職までの期間が、3年以上ある者
- (4) 前回行った学外研究の終了日から、次の学外研究の開始日までの間が3年を経過している者（ただし、前回の学外研究を2か月以内で実施した者を除く。）

(一般の区分における募集)

第4条 所属長は、一般の区分における募集に際し、別に定める予算の範囲内で、教授会、研究科委員会、研究科教授会（以下「教授会等」という。）の議を経て学外研究期間、種目および学外研究費の措置を設定することができる。

(一般の区分における申請)

第5条 一般の区分における学外研究員の申請は、毎年1回とする。

2 一般の区分による学外研究を希望する者は、学外研究を予定する前年度の6月末までに、所定の学外研究計画書により、所属長に申請しなければならない。

(一般の区分における選考)

第6条 一般の区分による学外研究の申請があったときは、所属長が当該選出区分の選考委員会を設けて選考を行い、教授会等の議を経てこれを学長に推薦する。

(一般の区分における選考基準)

第6条の2 候補者は、次の各号により選考する。

- (1) 大学、学部および研究科における教学上の必要が認められること。
 - (2) 学術研究の業績が顕著であるとともに、研究能力が優れており、かつ、研究意欲が旺盛であること。
 - (3) 研究目的が明確であり、かつ、研究成果が期待できること。
- 2 候補者の人数は、次の基準により決定する。
- (1) 構成員の機会均等がはかられていること。
 - (2) 当該年度における授業計画に重大な支障がないこと。
 - (3) 区分毎の割付額

3 前条に定める候補者の選考は、所属長が、前項の基準を総合的に勘案し、次の各号について調整

を行い、候補者を決定する。

- (1) 種目別および区分別の候補者数
- (2) 学外研究費の支給額
- (3) 学外研究の期間

(若手の区分およびワークライフバランスの区分の資格)

第6条の3 若手の区分を適用できる資格者は、第3条に加え、学外研究開始年度の4月1日時点で39歳以下である者とする。

2 ワークライフバランスの区分を適用できる資格者は、第3条に加え、産前・産後休暇、育児休業または介護休業により決定した学外研究の実施ができなかった者とする。

(若手の区分およびワークライフバランスの区分の申請)

第6条の4 若手の区分またはワークライフバランスの区分による学外研究を希望する者は、学外研究を予定する前年度の4月末までに、所定の学外研究計画書に所属長確認書を添えて、所属長を通じ副学長（研究担当）に申請しなければならない。

(若手の区分およびワークライフバランスの区分の選考)

第6条の5 若手の区分およびワークライフバランスの区分による学外研究の申請があったときは、副学長（研究担当）が全学選考委員会を設けて選考を行い、これを学長に推薦する。この場合において、全学選考委員会の構成は、副学長（研究担当）を委員長、研究部長を副委員長とする。

(学外資金の区分および研究回復措置の区分の資格)

第6条の6 学外資金の区分を適用できる資格者は、第3条に加え、学外研究の適用期間中に学外資金による研究を行うことができる者とする。

2 研究回復措置の区分を適用できる資格者は、第3条第1号に加え、役職者の研究回復措置の資格者とする。

(学外資金の区分および研究回復措置の区分の申請および選考)

第6条の7 学外資金の区分および研究回復措置の区分における申請および選考は、第5条および第6条を準用する。

(学長への推薦)

第6条の8 所属長および副学長（研究担当）は、各区分における候補者および補欠候補者を、次の各号の事項を付して学長へ推薦する。

- (1) 種目
 - (2) 研究期間
 - (3) 滞在国・滞在先
 - (4) 研究機関
 - (5) 研究課題
- (決定)

第7条 学長は、前条の候補者の中から、大学協議会の議を経て、学外研究を予定する前年度の10月末日までに、学外研究員を決定する。

第8条 削除

(取消し、繰上げおよび中止)

第9条 第7条によって決定した学外研究員が、病気その他やむを得ない事由のため学外研究が行えない場合は、学長はこれを取り消し、補欠候補者を繰り上げて学外研究員に決定することができる。

2 既に学外研究を開始している者が、前項の事由のため研究の継続が不適当と認められた場合には、学長はその中止を命ずることができる。

第10条 削除

(学外研究期間の延長)

第11条 学長は、学外研究員が1年を超えて、なお引き続きその研究活動を行うことを必要とする客観的な事情が生じた場合には、教学上の支障がない限り、通算して2か年の範囲内で学外研究期間の延長を認めることがある。ただし、研究回復措置の区分による学外研究員はこれを認めない。

2 前項により、学外研究期間の延長を認める場合は、1年6か月を超えた期間を休職として取り扱う。ただし、39歳以下の学外研究員については、この限りではない。

第12条 削除

第13条 削除

第14条 削除

(学外研究費の返還)

第15条 学外研究を中止または学外研究期間を短縮した場合は、学外研究費を返還しなければならない。返還は、滞在費および研究費の月額を基準とする。1か月に満たない期間は、日額で日数を乗じた額との差額を返還しなければならない。

2 学外研究期間中に一時帰国した場合は、日額で日本での滞在日数を除いた日数を乗じた額との差額を返還しなければならない。

(研究成果の還元)

第16条 学外研究員は、学外研究の成果をもって本大学における研究および教育に寄与するよう努めなければならない。

2 学外研究による研究成果は、公表することを原則とする。

第17条 削除

(諸手続)

第18条 学外研究員は、所定の時期に次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 学外研究活動計画書
- (2) 開始届
- (3) 終了届

(4) 学外研究報告書

2 学外研究員は前項に加え、次の各号に定める事項が生じた場合、速やかに手続を行わなければならない。

(1) 第6条の8各号に掲げる事項の変更

(2) 一時帰国

(3) 学外研究期間中の出張

第19条 削除

(委任)

第19条の2 この規程の施行に関し必要な事項は、施行細則に定める。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て大学協議会が行う。

附 則

1 この規程は、2008年5月9日から施行し、2009年度以降に派遣する学外研究員から適用する。

2 この規程の制定に伴い、「立命館大学学外研究員規程」、「立命館大学学外研究員規程施行細則」および「学外資金による大学専任教員の学外研究の取扱内規」は、2009年9月25日をもって廃止する。

附 則（2013年11月22日 定義、種目、区分等の追加および期間、選考手続等の変更に伴う一部改正）

1 この規程は、2015年4月1日から施行する。

2 前項にかかわらず、2015年3月31日に学外研究員である者については、なお従前の例による。

附 則（2020年3月27日 学外研究制度の見直しに伴う一部改正）

1 この規程は、2020年4月1日から施行する。

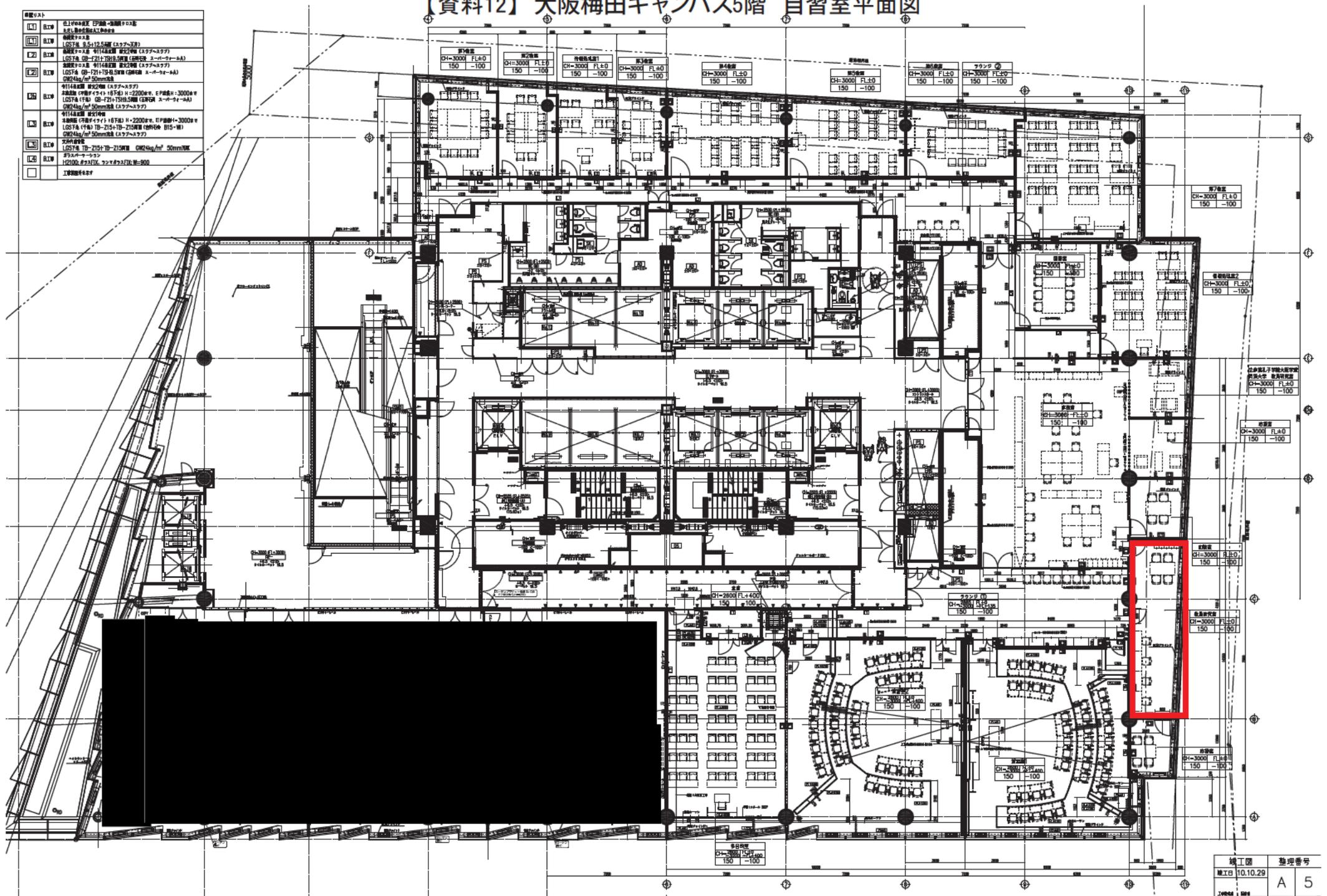
2 前項にかかわらず、2020年3月31日に学外研究員である者については、なお従前の例による。

附 則（2021年4月16日 役職者の研究回復措置に関する内規の改正等に伴う一部改正）

この規程は、2021年4月16日から施行し、2021年4月1日から適用する。

【資料12】 大阪梅田キャンパス5階 自習室平面図

図例	記号	説明
①	北	北方向
②	北	北方向
③	北	北方向
④	北	北方向
⑤	北	北方向
⑥	北	北方向
⑦	北	北方向
⑧	北	北方向
⑨	北	北方向
⑩	北	北方向
⑪	北	北方向
⑫	北	北方向
⑬	北	北方向
⑭	北	北方向
⑮	北	北方向
⑯	北	北方向
⑰	北	北方向
⑱	北	北方向
⑲	北	北方向
⑳	北	北方向
㉑	北	北方向
㉒	北	北方向
㉓	北	北方向
㉔	北	北方向
㉕	北	北方向
㉖	北	北方向
㉗	北	北方向
㉘	北	北方向
㉙	北	北方向
㉚	北	北方向
㉛	北	北方向
㉜	北	北方向
㉝	北	北方向
㉞	北	北方向
㉟	北	北方向
㊱	北	北方向
㊲	北	北方向
㊳	北	北方向
㊴	北	北方向
㊵	北	北方向
㊶	北	北方向
㊷	北	北方向
㊸	北	北方向
㊹	北	北方向
㊺	北	北方向
㊻	北	北方向
㊼	北	北方向
㊽	北	北方向
㊾	北	北方向
㊿	北	北方向



竣工日	10.10.29
竣工番号	A 5

【資料13】経営管理研究科運営内規

2021年3月11日 経営管理研究科執行部会議

2021年3月25日 経営管理研究科教授会

経営管理研究科運営内規

第1条 経営管理研究科教授会（以下「本研究科教授会」という。）の下に次の各号に掲げる委員会を設置する。

- (1) 経営管理研究科執行部会議（以下「執行部会議」という。）
- (2) 経営管理研究科企画委員会（以下「企画委員会」という。）
- (3) 経営管理研究科入学試験委員会（以下「入学試験委員会」という。）
- (4) 経営管理研究科カリキュラム委員会（以下「カリキュラム委員会」という。）
- (5) 経営管理研究科学生生活・就職支援委員会（以下「学生生活・就職支援委員会」という。）
- (6) 経営管理研究科自己評価委員会（以下「自己評価委員会」という。）

2 前項に関わらず、他の委員会またはワーキンググループを設置することができる。

（執行部会議）

第2条 執行部会議は、別に定める「経営管理研究科教授会審議事項の経営管理研究科執行部会議への付託」にもとづき、必要な事項を審議し、議決の結果を本研究科教授会に報告する。

2 執行部会議は研究科長が議長となり、これを主宰する。

3 執行部会議の構成は、研究科長および副研究科長のほか、経営管理研究科専任教員の中から数名を研究科長が指名する。

4 前項において研究科長が指名する執行部会議を構成する者の任期は1年とし、再任を妨げない。

（企画委員会）

第3条 企画委員会の運営等に関する事項は、経営管理研究科企画委員会規程に定める。

（入学試験委員会）

第4条 入学試験委員会の運営等に関する事項は、経営管理研究科入学試験委員会規程に定める。

（カリキュラム委員会）

第5条 カリキュラム委員会の運営等に関する事項は、経営管理研究科カリキュラム委員会規程に定める。

（学生生活・就職支援委員会）

第6条 学生生活・就職支援委員会の運営等に関する事項は、経営管理研究科学生支援・就職支援委員会規程に定める。

（自己評価委員会）

第7条 自己評価委員会の運営等に関する事項は、経営管理研究科自己評価委員会規程に定める。

（改廃）

第8条 本規程の改廃は、本研究科教授会で行う。

附則

本規程は、2019年5月9日から施行し、2019年4月1日から適用する。

附則（企画委員会、学生生活・就職支援委員会の設置および中期計画策定委員会、FD委員会の廃止に伴う一部改正）

本規程は、2021年4月1日から施行する。

【資料14】立命館大学自己評価委員会規程

○立命館大学自己評価委員会規程

2008年5月7日

規程第765号

(目的)

第1条 次の各号に定める事項を目的として、立命館大学自己評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 立命館大学学則第2条にもとづき、本大学の教育研究水準の向上を図り、本大学の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況を把握したうえで、教育研究の改善に努めること（以下「自己点検・評価」という。）。
- (2) 本大学の教育研究の質を確保するため、自己点検・評価を行い、その結果をもとに教育研究活動等の継続的な改善を推進すること（以下「内部質保証」という。）。

(自己点検・評価等)

第2条 自己点検・評価は、本大学の教育および研究、組織および運営ならびに施設および設備（以下「教育研究等」という。）に係る組織（以下「各組織」という。）の全てにおいて実施する。

2 各組織は、客観的な根拠資料またはデータにもとづき、教育研究等の状況を組織的かつ定期的に把握し、改善に努める。

(委員会の取扱事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議のうえ、決定する。

(1) 自己点検・評価に関する次の事項

- イ 自己点検・評価の基本方針および自己点検・評価項目の策定に係る事項
- ロ 自己点検・評価の実施、組織および体制に係る事項
- ハ 各組織の自己点検・評価の統括および検証に係る事項
- ニ 自己点検・評価の報告書の作成に係る事項
- ホ 自己点検・評価の結果の公表に係る事項
- ヘ 学長の指示にもとづく特定の項目に関する自己点検・評価の実施に関する事項
- ト 外部評価および第三者評価に係る事項
- チ 学校教育法に定める認証評価に係る事項

(2) 内部質保証に関する次の事項

- イ 内部質保証の方針および手続の策定に関する事項
- ロ 内部質保証のための体制の確保に関する事項
- ハ 内部質保証の仕組みの機能向上に関する事項

(3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(委員会の構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 教学部長
- (5) 入学センター部長
- (6) 研究部長
- (7) 国際部長
- (8) 学生部長
- (9) キャリアセンター部長
- (10) 図書館長
- (11) 総務部長
- (12) 財務部長
- (13) その他委員長の指名する者

2 委員会の事務局長は、大学評価・IR室長とする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は、教学を担当する副学長が務める。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。

(委員会の運営)

第6条 委員会は、毎年度1回以上、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の定めるところによる。
- 4 前項の場合において、委員長は委員として議決に加わることができない。

(結果の報告、外部評価の実施、公表および改善への取組)

第7条 委員会は、自己点検・評価の結果を学長に報告する。

- 2 学長は、自己点検・評価の結果について学外の有識者等に意見を求めることができる。
- 3 学長は、前項の意見を求めた場合は学外の有識者等からの意見を含めて、自己点検・評価の結果を公表する。
- 4 学長は、必要な事項について当該組織の長に対して改善の実施を求め、その実現を図らなければならない。この場合において、当該組織の長は自己評価委員会に改善計画および改善結果の報告を行う。
- 5 委員会は、外部評価、第三者評価および学校教育法に定める認証評価の受審および結果を常任理事会に報告する。

(幹事会)

第7条の2 各組織が実施した自己点検・評価の結果および本大学全体の内部質保証に関する事項を
総括し、委員会に報告を行うため、委員会のもとに幹事会を設置する。

2 幹事会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 委員会の委員のうち、次の者

- イ 副学長
- ロ 教学部長
- ハ 入学センター部長
- ニ 研究部長
- ホ 学生部長
- ヘ 総務部長
- ト 財務部長

(2) 大学評価・IR室長

(3) その他副学長が指名する者

3 幹事会は、副学長が主宰する。

(部会)

第7条の3 各組織が実施した自己点検・評価の結果を集約し、幹事会に報告を行うため、委員会に、
次の各号に掲げる部会を設置する。

- (1) 教学部会
- (2) 教育研究等環境部会
- (3) 入学部会
- (4) 学生部会
- (5) 社会連携部会
- (6) 大学運営・財務部会

2 部会は、部会長および部会委員により構成する。

(各組織の自己点検・評価の推進)

第8条 各組織の自己点検・評価の取り組みを推進するために、自己点検・評価の推進に関する体制
(以下「体制」という。)を置く。

2 体制の構成および運営に関する必要な事項は、当該組織が定める。

3 体制は、委員会が定める基本方針および点検・評価項目に加えて、独自に定める点検・評価項目
にもとづき自己点検・評価に取り組むことができる。

4 学部、研究科その他の機関は、自己点検・評価の結果をもとに、分野別の外部評価および第三者
評価を受けることができる。

第9条 削除

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2008年5月7日から施行し、2008年4月1日から適用する。

附 則 (2012年3月19日 自己評価委員会の設置目的および自己点検・評価内容の明確化に伴
う一部改正)

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則 (2015年2月18日 委員会の構成の変更等に伴う一部改正)

この規程は、2015年2月18日から施行し、2015年1月1日から適用する。

附 則 (2017年6月21日 目的、委員会の取扱事項等の変更に伴う一部改正)

この規程は、2017年6月21日から施行し、2017年4月1日から適用する。

附 則 (2019年7月17日 大学評価室の名称の変更に伴う一部改正)

この規程は、2019年7月17日から施行し、2019年4月1日から適用する。

【資料15】経営管理研究科自己評価委員会規程

2021年3月11日 経営管理研究科執行部会議

2021年3月25日 経営管理研究科教授会

経営管理研究科自己評価委員会規程

(目的)

第1条 立命館大学大学院経営管理研究科の自己点検・評価および内部質保証の実施を目的として、経営管理研究科教授会（以下「本研究科教授会」という。）の下に経営管理研究科自己評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議、提案し、その実現の促進を進めるための諸活動を行う。

- (1) 自己点検・評価に関する事項
- (2) 第三者評価および外部評価に関する事項
- (3) 内部質保証に関する事項
- (4) その他自己点検・評価および内部質保証に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副研究科長（教学担当）
- (2) 研究科長が本研究科教授会のなかから指名した者
- (3) OIC 独立研究科事務室事務長

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員長は、第3条の委員のなかから研究科長が指名する。

2 委員長は委員会を招集し、議長となり、議事を運営する。

(成立要件)

第6条 委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

(意見の聴取)

第7条 研究科長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、本研究科教授会で行う。

附則

この規程は、2007年9月8日から施行する。

附則（2019年5月9日 構成、委員長等の変更に伴う一部改正）

この規程は、2019年5月9日から施行し、2019年4月1日から適用する。

附則（2021年3月25日 目的、任務の追加に伴う一部改正）

この規程は、2021年4月1日から施行する。

【資料16】経営管理研究科カリキュラム委員会規程

2021年3月11日 経営管理研究科執行部会議

2021年3月25日 経営管理研究科教授会

経営管理研究科カリキュラム委員会規程

(目的)

第1条 立命館大学大学院経営管理研究科の教育課程(以下「カリキュラム」という。)の改善および向上を図ることを目的として、経営管理研究科教授会(以下「本研究科教授会」という。)の下に経営管理研究科カリキュラム委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議、提案し、その実現の促進を進めるための諸活動を行う。

- (1) 教育効果の評価基準・評価指標の開発ならびに同基準および同指標による分析
- (2) カリキュラムの編成にかかわる情報の収集
- (3) カリキュラム改革の原案の策定
- (4) カリキュラムのPDCAに関する業務フローの分析
- (5) その他カリキュラムに関する事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副研究科長(教学担当)
- (2) 研究科長が本研究科教授会のなかから指名した者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員長は、第3条の委員のなかから研究科長が指名する。

2 委員長は委員会を招集し、議長となり、議事を運営する。

(成立要件)

第6条 委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

(意見の聴取)

第7条 研究科長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、本研究科教授会で行う。

附則

この規程は、2015年4月1日から2019年3月31日まで施行する。

附則(2019年5月9日 構成、委員長等の変更に伴う一部改正)

この規程は、2019年5月9日から施行し、2019年4月1日から適用する。

附則(2021年3月25日 委員会構成の精緻化に伴う一部改正)

この規程は、2021年4月1日から施行する。

学生の確保の見通し等を記載した書類 本文
目 次

I. 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況	2
1. 大学の現状把握・分析	2
2. 社会的動向等の現状把握・分析	2
3. 観光マネジメント専攻の趣旨と目的、教育内容、定員設定	3
4. 学生確保の見通し	4
(1) 学生確保の見通しの調査結果	4
(2) 新専攻の分野の動向及び競合校の状況	6
(3) 既設専攻の学生確保の状況	7
5. 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果	7
II. 人材需要の動向等社会の要請	9
1. 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）	9
2. 社会的な人材需要の動向を踏まえたものであることの客観的な根拠	10

Ⅰ. 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

1. 大学の現状把握・分析

立命館大学は学園ビジョン 2030 を踏まえ、「立命館大学チャレンジデザイン」を 2021 年度に策定した。そこでは、2030 年代の立命館大学の姿として、新たな価値を創造する次世代研究大学を 1 つの柱に掲げている。そして 2 つ目の柱をイノベーション・創発性人材を生み出す大学とし、「研究力の向上と教育の高度化をつなぐ教育の展開」のチャレンジデザインのなかで、社会共生価値の創出に寄与する社会人教育の展開を掲げ、観光ホスピタリティ分野の高度職業人材養成を課題としている。この課題の具体化の方策として、「観光ホスピタリティプログラムを設け、それをふまえて観光ホスピタリティ専攻の設置を検討する。」としている。また、各キャンパスの特色化を通じた価値創造の大阪いばらきキャンパスの特色化の一つとして、観光ホスピタリティ分野をはじめとする新たな産業分野における人材育成拠点としても急速に変化する社会を捉えた未来と人間、社会を探求する研究・教育展開を図るとしている。

こうした検討・分析に基づき、大学院経営管理研究科（以下、本研究科という。）は、日本における観光ビジネスの重要性及び当該分野の人材養成ニーズの高まりを背景にして、また、現在、国内外ともに観光産業の急速な回復と今後の再度の発展が見込まれるようになっており、観光産業で活躍する人材、とりわけ経営人材、経営管理人材、経営支援人材の育成・輩出が待たれていると考え、観光マネジメント専攻の設置の計画に至った。

2. 社会的動向等の現状把握・分析

令和 4（2022）年 5 月 18 日に観光庁の「アフターコロナ時代における地域活性化と観光産業に関する検討会」において、「アフターコロナを見据えた観光地・観光産業の再生に向けて～稼げる地域・稼げる産業の実現～」がとりまとめられ、次のような提言が行われている。

1. 観光地の面的な再生・高付加価値化の推進、持続可能な観光地経営の確立：①観光地の面的な再生・高付加価値化の推進、②持続可能な観光地経営の確立、2. 観光産業の構造的課題の解決（1）宿泊業：①企業の経営への転換、②健全な事業再生の推進、③宿泊サービスの高付加価値化、④生産性向上と担い手確保、⑤地域全体で計画的な安全・安心の備えの確保、（2）旅行業：①価値創造型ビジネスへの転換、送客型から誘客型へのシフト、②人口減少・少子高齢化時代における新たな旅行市場の開拓、③独自の強みを活かした事業の多角化の推進、④アフターコロナにおける旅行需要の円滑な回復等となっており、まさに観光企業及び観光関連企業において「企業経営」が求められている。

また、令和 5（2023）年 3 月に閣議決定された「観光立国推進基本計画（第四次）」では、①観光はコロナ禍を経ても成長戦略の柱、地域活性化の切り札であり、国際相互理解・国際平和にも重要な役割、②コロナによる変化やコロナ前からの課題を踏まえ、我が国の観光を持続可能な形で復活させる、③大阪・関西万博も開催される 2025 年に向け、「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」をキーワードに、「持続可能な観光地域づくり」「インバウンド回復」「国内交流拡大」に戦略的に取り組み、全国津々浦々に観光の恩恵を行きわたらせるとの認識を示している。そして、「持続可能な観光地づくり戦略」「インバウンド回復戦略」「国内交流回復戦略」の 3 つの基本的な方針を掲げ、インバウンド消費 5 兆円、国内旅行消費 20 兆円を令和 7（2025）年度までに達成する目標を掲げている。

さらに観光庁は、観光産業の国際競争力を高めていくためには、地域を支える人材の確

保・活用等を推進するとともに観光産業をリードする人材の育成・強化が不可欠となっており、観光産業をリードするトップレベルの経営人材の育成のため、「観光 MBA」プログラムや産学官連携による協議会を実施し、観光産業の強化・発展を推し進める経営人材育成を支援している。

3. 観光マネジメント専攻の趣旨と目的、教育内容、定員設定

上記の社会的動向を踏まえ、観光産業のさらなる発展のために、観光企業及び観光関連企業等で活躍する経営者・後継者、経営管理人材、経営支援人材の育成と輩出を行うことが観光マネジメント専攻の趣旨と目的である。

観光マネジメント専攻の定員は70名、その内訳は、観光事業マネジメントプログラムの募集人数40名、観光事業キャリア形成プログラムの募集人数30名としている。前者は社会人向け、後者は新規日本人学卒者及び留学生向けのプログラムである。本格的な観光 MBA 教育を行うプログラムへの社会的需要は全国の観光ビジネスに従事している企業及びビジネスパーソンにあり、それに対応するため、講義は教室とオンラインのハイフレックス方式で行い、演習は約半分をスクーリングとしてキャンパスの教室で行うという授業方法を展開することによって、観光事業マネジメントプログラムは40名を募集人数とした。現在、全国には観光を教育する課程、プログラム、コースを有する大学、学部、学科が約350【資料1】あり、これらを卒業する学生を中心として、より本格的な観光 MBA を学ぶ機会を提供すること、アジアとりわけ中国からの留学生の観光ビジネスを学びたいというニーズに応える機会を提供することが求められていることから、観光事業キャリア形成プログラムは30名の募集人数とした。

「2. 社会的動向等の現状把握・分析」で記したように、観光産業の発展はコロナ禍を経ても、日本の成長戦略の柱であり、地域活性化の切り札であり、国際相互理解・国際平和にも重要な役割を果たすこと、コロナによる変化やコロナ前からの課題を踏まえ、我が国の観光を持続可能な形で復活させることなどが重要な課題として認識されていることが、今回、観光マネジメント専攻を設置しなければいけない理由である。

学生納付金の額及び設定の根拠であるが、本研究科観光マネジメント専攻及び類似のビジネススクールの学生納付金（令和5年度）は下記のとおりである。

大学名	研究科名	入学金	授業料等（年間）
立命館大学	経営管理研究科	200,000	1,268,000
京都大学	経営管理教育部	282,000	535,800
神戸大学	経営学研究科	282,000	535,800
同志社大学	ビジネス研究科	200,000	1,347,000
関西学院大学	経営戦略研究科	200,000	995,000

※授業料等：授業料以外に教育充実費を徴収する大学がある

※神戸大学は令和4年度、同志社大学は単位制学費のため標準学費の授業料等の1年分

京都大学大学院経営管理教育部には観光科学コースがあるが、平日昼間で授業があることから、受験志願者層は相当異なる。神戸大学、同志社大学、関西学院大学は近隣のビジネススクールとしては競合校であるが、観光マネジメント分野の教育を正課としてはしてい

ないことから、本専攻の直接の競合校ではない。観光マネジメント専攻はビジネススクールとして教育研究を行うことから、私立大学のビジネススクールとして適当な学生納付金水準であると考えている。

4. 学生確保の見通し

観光マネジメント専攻は入学定員 70 名の内訳として、観光事業マネジメントプログラムで学ぶ社会人 40 名、観光事業キャリア形成プログラムで学ぶ新規学卒日本人学生及び留学生 30 名を募集する。前者は、社会人入学試験（企業等推薦型・自己推薦型）25 名、社会人入学試験（一般）15 名の 2 つの方式によって計 40 名を確保する。後者は、一般入学試験 10 名、外国人留学生入学試験 10 名、学内進学入学試験若干名、APU（立命館アジア太平洋大学）特別受入入学試験若干名、飛び級入学試験若干名及び協定校入学試験若干名の 6 つの方式によって、計 30 名を確保する。

入学試験方法及び募集人数

専攻・ 入学定員	プログラム	入学試験方式	募集人数
観光マネジメント 専攻・70名	観光事業マネジメント プログラム	社会人入学試験 （企業等推薦型・自己推薦型）	25名
		社会人入学試験（一般）	15名
		計	40名
	観光事業キャリア形成 プログラム	一般入学試験	10名
		外国人留学生入学試験	10名
		学内進学入学試験	若干名
		APU 特別受入入学試験	若干名
		飛び級入学試験	若干名
		協定校入学試験	若干名
		計	30名

(1) 学生確保の見通しの調査結果

1) 観光マネジメント専攻への入学意向に関するアンケートの概要

【社会人へのアンケート】

調査対象：①観光産業及び観光関連産業に従事している人事や採用担当者

②観光産業及び観光関連産業に従事している社会人

調査方法：①人事や採用担当者：インターネット調査、②社会人：インターネット調査

必要な情報の提供：文書資料を提示【資料2】

設問：【資料3】のうちQ4、【資料4】

調査期間：①人事や採用担当者：2023年1月23日～2月6日

②社会人：2023年1月30日～3月10日

有効回答数：①人事や採用担当者担当者：488名

②社会人：138名

実施機関：①人事や採用担当者：合同会社オンサイドマーケティング

②社会人：OIC 独立研究科事務室より観光産業及び観光産業に関連する企業等へ依頼

【日本人学生へのアンケート】

調査対象：大学生
調査方法：インターネット調査
必要な情報の提供：文書資料を提示【資料2】
設問：【資料5】
調査期間：2023年1月23日～2月6日
有効回答数：384名
実施機関：合同会社オンサイドマーケティング

【留学生へのアンケート】

調査対象：留学生（日本語学校大学院入学希望学生及び協定校入学試験大学在学学生）
調査方法：OIC 独立研究科事務室より、各学校担当者へ依頼したメール調査
必要な情報の提供：文書資料を提示【資料2】【資料6】
設問：【資料7】【資料8】【資料9】
調査期間：2023年1月16日～2月24日
有効回答数：104名
実施機関：日本語学校及び協定校入学試験対象大学

2) アンケート調査結果

観光マネジメント専攻の入学定員70名のうち、社会人が学ぶ観光事業マネジメントプログラムで40名、新規日本人学卒者及び留学生が学ぶ観光事業キャリア形成プログラムで30名を募集する。

観光事業マネジメントプログラム（募集人数40名）については、企業で採用に関与する担当者へのアンケート調査において、488名中49名が従業員に入学を「ぜひ勧めたい」としている。その内訳は観光産業の担当者159名中23名、観光関連業種の担当者329名中26名が、それぞれ従業員に入学を「ぜひ勧めたい」と回答している。このアンケート調査結果から、社会人入学試験（企業等推薦・自己推薦型）募集人数25名の確保は可能である。

【資料10】次に観光に関連する企業に従事している社会人へのアンケート調査において、138名中59名が「興味がある。」、47名が「少し興味がある。」と回答しており、106名（76.8%）が観光マネジメント専攻に興味を示している。138名中、観光マネジメント専攻を「受験したい」が21名（15.2%）、「どちらかと言えば受験したい」が26名（18.8%）であり47名（34.0%）が受験意向を示している。これらの47名のうち「ぜひ入学したい」が21名であった。このアンケート調査結果から、社会人入学試験（一般）募集人数15名の確保は可能である。【資料11】以上のことから、「入学をぜひ勧めたい」とする採用活動関与者49名と「ぜひ入学したい」とする社会人21名の合計が70名であり、社会人を対象とする観光事業マネジメントプログラムの社会人入学試験（企業等推薦・自己推薦型）と社会人入学試験（一般）を合計した募集人数40名の確保は十分に可能である。

観光事業キャリア経営プログラム（募集人数30名）については、大学生へのアンケートにおいて、観光マネジメント専攻に興味があると回答（「興味が湧く」「やや興味が湧く」）したのは384名中144名（37.5%）であり、受験意向（「受験したい」「どちらかと言えば

受験したい)を示したのは384名中69名(18.0%)であった。仮に合格した場合、「是非入学したい」は16名であった。このアンケート調査結果から一般入学試験募集人10名の確保は可能である。【資料12】留学生へのアンケートにおいて、観光マネジメント専攻に興味がある(「興味がある」「少し興味がある」と回答したのは、104名中58名(55.8%)であり、受験意向(「受験したい」「どちらかと言えば受験したい)を示したのは43名(41.3%)であった。そして、本専攻に合格した場合に「ぜひ非入学したい」は17名であった。このアンケート調査結果から、外国人留学生入学試験募集人数10名の確保は可能である。【資料13】大学生へのアンケートでの「是非入学したい」16名と留学生へのアンケートでの「ぜひ入学したい」17名の合計は33名であり、観光事業キャリア形成プログラムの一般入学試験、外国人留学生入学試験、学内進学入学試験若干名、飛び級入学試験若干名、APU特別受入入学試験若干名、協定校入学試験若干名を合計した募集人数30名の確保は可能である。

(2) 新専攻の分野の動向及び競合校の状況

新専攻は経営管理研究科に設置する観光マネジメント専攻であり、国内においては、京都大学大学院経営管理教育部観光経営科学コースを除いて、観光経営分野を教育研究するビジネススクールは設置されていない。観光マネジメント専攻の学位は観光経営修士であるが、このような観光を冠した経営修士は観光マネジメント専攻がはじめてである。観光マネジメント専攻と同一の分野の専攻は設置されていないことから、この分野の動向の検討・分析を行うことにはならない。

京都大学大学院経営管理教育部観光経営科学コース(入学定員10名)入学試験結果

	2019年入学	2020年入学	2021年入学	2022年入学
受験者数	12	17	20	14
合格者数	11	12	10	10

京都大学大学院経営管理教育部観光経営科学コースについて、その入学者数は、公開されているWebサイトでは不明だが、例えば、2022年度の経営管理教育部の合格者数101名に対して、入学者数100名であることから、毎年度、合格者のほぼ全員が入学していると考えられる。平日昼間に授業を行っており、入学者は離職して学ぶことになる。観光マネジメント専攻は平日夜及び土日に授業を実施すること、ハイフレックス方式で授業を行うことによって全国から社会人の受入れを行なうことから、勤務を継続しながら入学して学ぶことができる。入学後の勤務の継続性の点から、観光マネジメント専攻の入学志願者母体層は京都大学大学院経営管理教育部観光経営科学コースの入学志願者母体層とは相当異なっており、重複して受験することはほとんど考えられず、観光マネジメント専攻では入学志願者及び入学者を確保することが可能であると考えられる。受験の要件においても京都大学大学院経営管理教育部観光経営科学コースは、募集要項において実務経験を必要としているが、観光マネジメント専攻では新規学卒日本人と留学生に対して実務経験を受験の要件とはしていない。実務経験を有さない新規学卒日本人学生と留学生が観光経営を学ぶことができるビジネススクールはなく、ここでは競合校はない。

(3) 既設専攻の学生確保の状況

既存の経営管理研究科経営管理専攻全体では、2017年4月入学者数36名から2023年4月入学者数77名に推移しており、入学定員80名に対する定員充足率は、2017年4月入学では45%であったが、2023年4月入学では96.25%となり、ほぼ定員を充足する状況になった。既設の経営管理専攻のこの間の入学試験の志願者数、合格者数、入学者数の推移は【資料14】のとおりである。

マネジメントプログラムでは、2017年4月入学者14名から2023年4月入学者29名へと、この6年間で着実に増加している。同プログラムの募集人数は40名であり、募集人数に対する充足率は2017年4月は35%であったが、2023年4月は72.5%まで回復した。内訳は次のとおりである。社会人（企業等推薦型・自己推薦型）は2017年4月入学者数9名、2023年4月入学者数22名、社会人（筆記試験型）は2017年4月入学者数5名、2023年4月入学者数7名であった。なお、2024年4月入学から、多くのビジネススクールが社会人に筆記試験を課していないことから、本専攻においても「社会人入学試験（筆記試験）」を廃止し、「社会人入学試験（一般）」では選抜方法を書類選考と面接のみに変更する。筆記試験は、その時々の特長的なビジネスに関する設問を行っているが、社会人は、新規卒者や留学生とは異なり、筆記試験で合格水準に達しない受験生はこれまで殆どおらず、また、入試説明会等で筆記試験があることで受験をためらう志願者がかなり存在することから、このような変更を行うことにした。このような入学試験方式の改善によって、さらなる入学志願者の増加を見込んでいる。

経営管理専攻キャリア形成プログラムでは、2017年4月入学者数22名から2023年4月入学者数48名へと、この6年間で着実に増加している。同プログラムの募集人数は40名であり、募集人数に対する充足率は2017年4月は55%であったが、2023年4月は120%となり、募集人数を充足している。内訳は次のとおりである。一般入学試験は2017年4月入学者数11名、2023年4月入学者数18名、外国人留学生入学試験は2017年4月入学者数4名、2023年4月入学者数27名、学内進学、飛び級、APU特別受入、協定校の各入学試験合計は2017年4月入学者数7名、2023年4月入学者数3名であった。

5. 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

(1) インターネットによる広報活動

研究科 Web サイトにて観光マネジメント専攻の人材育成目的や3ポリシー、カリキュラムの特徴、教員スタッフのプロフィール情報、模擬講義等を情報発信し、アクセスしてもらい、関心を高めるように工夫していく。また、研究科の Facebook、Instagram、YouTube で観光マネジメント専攻の紹介や模擬講義等の情報発信も行う。2022年度の Web サイト、Facebook、Instagram、YouTube へのアクセス数は【資料15】のとおりである。さらに、観光マネジメント専攻の様々な説明会や模擬講義等への参加者で了解を得た方には、メールでの各種企画の案内を行う。2022年度の研究科 Web サイトのペーパービュー数は227,213、セッション数は87,878であり、入試広報ツールとして効果があると考えられる。

(2) パンフレット等による広報活動

研究科のパンフレットに新専攻の紹介を行い、広報活動に役立たせる。そして、新専攻独自のリーフレットを作成し、様々な説明会や企画・イベント等での説明資料として、活用する。

パンフレットとリーフレットの送付先は、まず、社会人確保を念頭において、観光業界団体、観光及び観光関連企業である。次に、新規学卒日本人学生を念頭において、大学の学部、学科、専攻、コース、プログラムなどで観光を教育しているのは約 350【資料 1】あり、これらの卒業生は有力な母体層であり、観光 MBA 取得の重要性を分かりやすく訴求するため、こうした大学へパンフレットとリーフレットを送付する。さらに、留学生を念頭において、これまで、本研究科に留学生を入学実績のある日本語学校へパンフレットとリーフレットを送付する。2022 年度はパンフレットを 2,000 部発行し、ほとんどを活用したことから、入学促進に効果があると考えられる。

(3) 模擬講義及び専攻説明会

社会人向けに、模擬講義と観光マネジメント専攻説明会（合計 4 回）、観光マネジメント専攻説明会のみ（2 回）をいずれも会場での対面と Web 同時配信のハイフレックス方式にて実施し、出願を促す。新規学卒日本人学生及び留学生向けに、立命館大学大学院課主催の進学説明会（各研究科毎に開催）を 2 回、Web 同時配信にて実施する。

模擬講義および観光マネジメント専攻説明会については、研究科 Web サイト、Facebook、Instagram、メーリングリスト等にて案内を行う。2022 年度は既存専攻である経営管理専攻の説明会でのべ 172 名が参加しており、入学促進に効果があると考えられる。

(4) 観光マネジメント履修証明プログラムの実施

観光マネジメント履修証明プログラムは、観光マネジメント専攻の専任教員就任予定者が講師となり、観光産業の各分野において、経営人材として中核的な役割を担う社会人を対象とする履修証明プログラムである。旅館・ホテルなどの観光産業の各セクター、MICE、観光地振興等において必要とされる実践的な知識を修得できる。受講生は科目等履修生として受け入れ、開講科目の授業はすべて教室と Web 同時配信のハイフレックス方式で提供する。

この履修証明プログラムを構成する科目のうち 1 科目について A+、A、B の評価を得た受講生は、社会人（自己推薦型）入学試験の出願資格・要件を得る【資料 16】ことになり、入試広報上、こうした位置づけになっていることをも情報発信し、受講を促進する。また、2023 年度までの基礎科目、2024 年度以降はコア科目の A 群の科目で A+、A、B 評価である受講生にも社会人（自己推薦型）入学試験の受験資格があることから、合わせて入試広報を行う。2022 年度は本研究科の科目等履修生 26 名のうち、8 名が社会人（自己推薦型）入学試験を経て入学しており、観光マネジメント履修証明プログラムは入学促進に効果があると考えられる。

(5) 観光マネジメント専攻の学びの体験プログラムの実施

Web による受講で MBA の学びを体験できる「立命館 MBA エssenシャルズ」プログラムにおいて、観光マネジメント専攻に関する講座を提供（2023 年度は春学期 1 講座、秋学期 1 講座）して、志願者の関心を高め、出願を促す。昨年度から開始した立命館 MBA エssenシャルズは観光分野の講座で 18 名が参加しており、2023 年度は、さらに多くの参加者を得るように、多様なメディアで広報を行う。また、2022 年度の立命館 MBA エssenシャルズの受講生から 4 名が既存専攻である経営管理専攻に入学していることから、入学促進に効果があると考えられる。

(6) 観光マネジメント専攻関心層向けシンポジウムの開催

秋学期には、観光マネジメント専攻開設記念シンポジウムをハイフレックス方式にて2回開催し、志願者の関心を高めるとともに、出願を促していく。観光産業の現状と課題、観光産業が求める人材像とMBAが果たす役割といった内容を企画し、それに相応しい講演者、シンポジストによって開催する。2022年度はRBSセミナーという形式で実施し、2回で78名が参加しており、今回は大がかりに開設記念シンポジウムとして、広報活動を展開する予定であり、入学促進に効果があると考ええる。

(7) 社会人学生確保に向けた訪問活動

観光マネジメント専攻において社会人を対象とする観光事業マネジメントプログラムの授業は、ハイフレックス方式で授業を実施して、学生は教室において対面で受講するだけでなく、Web同時配信によって教室以外（遠隔地）でも受講できることから、学生となる受験生の居住地は全国各地すべてが対象となる。社会人入学試験（企業等推薦型）は、ホテルや旅館の経営者や後継者あるいはホテル・旅館をはじめとした観光業に従事する企業より従業員を推薦してもらうことになる。そのため、こうした分野の企業や業界団体を訪問し、推薦を依頼する。業界団体としては、全国のホテル・旅館・団体を組織している一般社団法人日本旅館連盟、一般社団法人日本ホテル協会、公益社団法人日本観光振興協会等、地域レベルの観光団体である京都市観光協会（本研究科として加盟済み）、公益財団法人大阪観光局（本研究科加盟済み）や各種DMOなどに訪問を行い、こうした業界団体を通じて、有力ホテルや旅館の経営者や後継者に対して、観光マネジメント専攻の魅力を伝え、企業等推薦方式への出願を促していくことは効果があると考ええる。

(8) 日本人学生確保に向けたイベント

本研究科主催の学生向け説明会を3回（RBS説明会、MBAについて知ってみよう、授業見学+MBA説明会）、大阪いばらきキャンパスにて実施する。この企画は留学生の参加も歓迎する。観光マネジメント専攻の具体的な学びをキャンパスの教室で体験でき、教員が相談にも乗ることで、入学促進に効果があると考ええる。

(9) 留学生確保に向けた訪問活動

2022年春より大学院入学希望の留学生の日本語学校への入学が急回復しており、現在の米中対立に代表される情勢の中で、とりわけ中国人留学生の大学院入学志願者は今後さらに増大することが見込まれており、留学生からの観光マネジメント専攻の入学志願層と入学希望者層は相当大きいと想定される。

留学生については、毎年度、経営管理専攻に多くが入学しており、特に東京などの日本語学校からは多数の留学生が受験・入学している。これまでも本研究科に複数の留学生が入学している多くの日本語学校へ訪問を行ってきており、今後は、観光マネジメント専攻の説明と入学促進を図る取組を行っていくことは効果があると考ええる。

II. 人材需要の動向等社会の要請

1. 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

本研究科が養成する人材像は次のとおりである。

経営管理研究科は、立命館憲章に則り、ビジネスを創造するリーダーとして、世界及び日本の持続的発展を担う人材を育成する。経営管理研究科は、「ビジネスを創造する人材」に求められる資質や能力である①効果的な意思決定、②創造的な問題解決、③リーダーシップ、④コミュニケーション能力、⑤グローバルな視野と倫理的思考、社会・環境への意識の5項目の修得を学修目標とする。

今回、設置の届出を行う観光マネジメント専攻が養成する人材像は次のとおりである。

観光マネジメント専攻は、立命館憲章に則り、経営管理の基本を理解し、実践する力量を身につけ、観光産業の企業及び非営利組織の経営におけるビジネスを創造するリーダーとして、世界及び日本の持続的発展を担う人材の育成を目的とする。

観光産業における企業の経営者、非営利組織の経営者、起業を目指す人材、経営管理人材、経営支援人材等の育成をするものであり、具体的には、①宿泊業その他の観光企業及び観光関連企業の経営者、DMO (Destination Management/Marketing Organization、観光地域づくり法人) を始めとする観光非営利組織の経営者、観光産業で起業を目指す人材、②観光企業及び観光関連企業、観光非営利組織の経営管理人材、③観光産業における経営支援人材である。

2. 社会的な人材需要の動向を踏まえたものであることの客観的な根拠

(1) 観光庁などの観光需要の見通し

平成 18 (2006) 年に、観光を 21 世紀における日本の重要な政策の柱として初めて明確に位置付けた観光立国推進基本法が施行された。国際競争力の高い魅力ある観光地の形成、観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成、国際観光の振興、観光旅行の促進のための環境の整備に必要な施策を講ずることを基本的施策とした。そして、平成 19 (2007) 年には、観光立国の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための観光立国推進基本計画が閣議決定された。また、平成 20 (2008) 年には、観光立国の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進する機関として、国土交通省の外局に観光庁が設置された。

その後、平成 25 (2013) 年にビジット・ジャパン事業の開始当初の目標であった訪日外国人旅行者数 1,000 万人を達成した。そして、平成 26 (2014) 年には「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」が策定され、訪日外国人旅行者数を平成 28 (2020) 年までに 2,000 万人に倍増させることを目標に、①「2020 年東京オリンピック・パラリンピック」を見据えた観光振興、②インバウンドの飛躍的拡大に向けた取組、③ビザ要件の緩和など訪日旅行の容易化、④世界に通用する魅力ある観光地域づくり、⑤外国人旅行者の受入環境整備、⑥MICE の誘致・開催促進と外国人ビジネス客の取り込みを推進することが掲げられた。

実際、平成 28 (2016) 年には訪日外国人旅行者数 2,000 万人を達成し、訪日外国人旅行消費額も 3 倍以上となり、自動車部品産業の輸出総額に匹敵する約 3.5 兆円に達した。観光庁は令和 4 (2022) 年 5 月 18 日に「アフターコロナを見据えた観光地・観光産業の再生に向けて～稼げる地域・稼げる産業の実現～」をとりまとめ、次のような提言を行なっている。1. 観光地の面的な再生・高付加価値化の推進、持続可能な観光地経営の確立：①観光地の面的な再生・高付加価値化の推進、②持続可能な観光地経営の確立、2. 観光産業の構造的課題の解決 (1) 宿泊業：①企業の経営への転換、②健全な事業再生の推進、③宿泊サービスの高付加価値化、(2) 旅行業：①価値創造型ビジネスへの転換、送客型から誘客型へのシフト、②人口減少・少子高齢化時代における新たな旅行市場の開拓、③独自の

強みを活かした事業の多角化の推進、である。

実際、観光庁の令和5（2023）年2月15日の発表によると、2022年の日本人国内旅行消費額は17兆1,695億円（2019年比21.7%減、前年比87.0%増）、うち宿泊旅行は13兆7,341億円（2019年比19.9%減、前年比96.4%増）、日帰り旅行は3兆4,355億円（2019年比28.1%減、前年比56.8%増）と大幅に回復し、2022年10月～12月の日本人国内旅行消費額は5兆12億円（2019年同期比0.6%減、前年同期比47.5%増）、うち宿泊旅行は4兆972億円（2019年同期比4.5%増、前年同期比53.6%増）、日帰り旅行は9,040億円（2019年同期比18.7%減、前年同期比25.0%増）と急速な回復となっている。

令和5（2023）年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画（第四次）」では、「持続可能な観光地域づくり戦略」、「インバウンド回復戦略」、「国内交流回復戦略」の3つの基本的な方針を掲げ、次のような具体的目標を掲げている。令和7（2025）年までに持続可能な観光地域づくりに取り組む地域数100地域、うち国際認証・表彰地域50地域（令和4（2022）年12地域、うち国際認証・表彰地域6地域）、早期に訪日外国人旅行消費額5兆円（令和元（2019）年4.8兆円）、令和7年までに訪日外国人旅行消費額単価20万円（令和元（2019）年15.9万円）、令和7（2025）年までに日本人の海外旅行客数令和元（2019）年越え（令和元（2019）年2,008万人）、令和7（2025）年までにアジア主要国における国際会議の開催件数に占める割合をアジア最大の開催国（3割以上）（令和元（2019）年アジア2位（30.1%））、令和7（2025）年までに国内旅行消費額22兆円（令和元（2019）年21.9兆円）などを具体的な目標としている。こうした課題の解決には、観光産業において高度な企業マネジメントが求められていることは明らかである。

今後の国際観光の見通しについては、国連世界観光機関によると「2023年の前向きなシナリオによれば、今年の世界観光客到着数は、景気減速の程度、アジア・太平洋地域での旅行の回復の持続、ウクライナへのロシアの攻撃の展開などに依拠するが、パンデミック前の水準の80%から95%に達する可能性がある。」（2023年1月17日）としており、本格的な回復が見込まれている。

このように、国内外ともに観光産業の急速な回復と今後の再度の発展が見込まれるようになってきている。したがって、観光産業で活躍する人材、とりわけ経営人材、経営管理人材、経営支援人材の育成・輩出が待たれている。

（2）観光産業及び観光関連産業における企業の採用動向

観光産業及び観光関連産業に従事している人事や採用担当者向けアンケート【資料3】では次のように、採用意向がある。本アンケートは488名が回答しており、その内訳は、人事・労務担当25.8%、営業/営業企画28.9%、総務25.2%などである。業種としては、観光業種が32.6%、観光関連業種が67.4%であり、採用関与度は、採用業務を主に行っているが20.7%、主ではないが採用業務を行っているが35.9%、頻度は少ないが採用業務をすることがあるが43.4%となっている。これらの回答者の属性から、アンケート結果には、観光産業における人材需要をかなりの程度、反映したものであると考えられる。【資料17】

観光マネジメント専攻の修了生の社会的必要性を尋ねた結果、「必要だと思う」「どちらかといえば、必要だと思う」を合わせ、全体で62%（301名）が観光マネジメント専攻において育成する人材が必要と考えている。さらに、採用の主担当者（101名）に限定して集計すると、69%（70名）が観光マネジメント専攻の設置を必要としており、採用関与度が高い層からの評価が高い。【資料18】

回答者 488 名に対して観光マネジメント専攻の修了生を採用する可能性を尋ねた結果、全体で「是非採用したい」「採用を検討したい」を合わせて 32% (155 名)、「人柄・採用条件さえ合えば採用を検討したい」を含めると 58% (285 名) が観光マネジメント専攻の修了生に対して採用意向を示している。さらに、採用の主担当者 (101 名) に限定して集計すると、「是非採用したい」「人柄・採用条件さえ合えば、採用したい」が 51% (52 名)、この 2 つに「採用を検討したい」を加えると 71% (72 名) が観光マネジメント専攻の修了生に対して採用意向を示しており、採用関与度が高い層の需要が高い。【資料 19】このように、本専攻に対する採用意向は明らかに高い。

また、観光産業は、外国人旅行者が重要な顧客であり、従業員採用において、日本人、外国人の区別はあまり意味がないばかりか、英語や中国語を使用できる外国人従業員が求められている。したがって、本専攻の外国人留学生についても、当然のことながら、採用意向の中に含めるのが適当であると考えられる。

回答者 488 名に対して観光マネジメント専攻を修了した学生に期待する力、スキルを尋ねた結果、「物事に自ら進んで取り組もうとする力」「コミュニケーション能力」「新たなことに挑戦する積極性」「実践を通じて、行動する力」が 6 割程と特に期待されている。また、採用意向の高い層は、実践的な学びや業界での就業経験をより期待している。【資料 20】

これらから、これまで、実践的な観光経営を本格的に教育研究するビジネススクールが日本においてほとんど存在してこなかったことも影響して、こうした期待の大きさとなっていると考えられる。以上から、観光マネジメント専攻に対する社会的な人材需要は十分にあり、

以上

学生の確保の見通し等を記載した書類 資料 目次

【資料1】 全国で観光を教育する課程、プログラム、コースを有する大学、 学部、学科	2
【資料2】 観光マネジメント専攻<設置構想中>の概要の説明文書(日本語)	9
【資料3】 観光産業及び観光関連産業に従事している人事や採用担当者への 調査 設問	11
【資料4】 学生確保の見通しの調査 設問 (社会人への調査)	15
【資料5】 学生確保の見通しの調査 設問 (日本人学生への調査)	17
【資料6】 観光マネジメント専攻<設置構想中>の概要の説明文書(中国語)	19
【資料7】 学生確保の見通しの調査 設問 (世新大学(協定校)の留学生への 調査)	20
【資料8】 学生確保の見通しの調査 設問 (大連工業大学(協定校)の留学生 への調査)	22
【資料9】 学生確保の見通しの調査 設問 (日本語学校の留学生への調査) (中国語、日本語)	24
【資料10】 学生確保の見通しの調査 結果 (企業で採用に関与する担当者から の回答 設問中 Q4)	28
【資料11】 学生確保の見通しの調査 結果 (観光産業及び観光関連産業に従事している社会人からの回答)	29
【資料12】 学生確保の見通しの調査 結果 (日本人学生からの回答)	32
【資料13】 学生確保の見通しの調査 結果 (日本語学校、協定校の留学生から の回答)	33
【資料14】 既設の経営管理専攻入学試験の志願者数、合格者数、入学者数の 推移 (2017年4月入学~2023年4月入学)	34
【資料15】 2022年度 研究科Webサイト、Facebook、Instagram、YouTube への アクセス数	35

【資料 16】 社会人（自己推薦型）入学試験の出願資格・要件	36
【資料 17】 人材需要の動向の調査 回答者内訳	38
【資料 18】 人材需要の動向の調査 結果（観光マネジメント専攻と修了生の社会的必要性）	39
【資料 19】 人材需要の動向の調査 結果（観光マネジメント専攻の修了生に対する採用意向）	40
【資料 20】 人材需要の動向の調査 結果（観光マネジメント専攻を修了した学生に期待する力、スキル）	41

以上

【資料1】全国で観光を教育する課程、プログラム、コースを有する大学、学部、学科

	大学	学部	学科	備考
1	愛知淑徳大学	交流文化学部	交流文化学科	
2	愛知大学	地域政策学部		
3	愛知東邦大学	経営学部	地域ビジネス学科	
4	青森明の星短期大学		子供福祉未来学科	
5	青森大学	社会学部	社会学科	
6	秋草学園短期大学		文化表現学科	
7	亜細亜大学	経営学部	経営学科	
8	亜細亜大学	経営学部	ホスピタリティ・マネジメント学科	
9	亜細亜大学	国際関係学部	多文化コミュニケーション学科	
10	亜細亜大学	都市創造学部	都市創造学科	
11	芦屋大学	経営教育学部	経営教育学科	
12	跡見学園女子大学	観光コミュニティ学部	観光デザイン学科	
13	跡見学園女子大学	観光コミュニティ学部	観光デザイン学科	
14	跡見学園女子大学	観光コミュニティ学部	コミュニティデザイン学科	
15	跡見学園女子大学	マネジメント学部		
16	育英短期大学		現代コミュニケーション学科	
17	石巻専修大学	経営学部	経営学科	
18	石巻専修大学	人間学部	人間文化学科	
19	茨城キリスト教大学	文学部	文化交流学科	
20	茨城キリスト教大学	文学部	現代英語学科	
21	茨城キリスト教大学	経営学部	経営学科	
22	今治明德短期大学		ライフデザイン学科	
23	岩国短期大学		幼児教育科	
24	上田女子短期大学		総合文化学科	
25	宇都宮共和大学	シティライフ学部	シティライフ学科	
26	江戸川大学	社会学部	現代社会学科	
27	愛媛大学	社会共創学部		
28	桜花学園大学	国際学部	国際学科	2024年設置予定
29	追手門学院大学	地域創造学部		
30	桜美林大学	ビジネスマネジメント学群	ビジネスマネジメント学類	
31	桜美林大学	ビジネスマネジメント学群	アビエーションマネジメント学類	
32	桜美林大学	リベラルアーツ学群	総合領域 地域デザイン	
33	大阪経済法科大学	国際学部		
34	大阪国際大学	国際教養学部	国際コミュニケーション学科	
35	大阪国際大学	国際教養学部	国際観光学科	
36	大阪国際大学短期大学部		ライフデザイン学科	
37	大阪学院大学	商学部	商学科	
38	大阪学院大学	経営学部	経営学科	
39	大阪学院大学	経営学部	ホスピタリティ経営学科	
40	大阪学院大学	経済学部	経済学科	
41	大阪学院大学	外国語学部	英語学科	
42	大阪学院大学	国際学部	国際学科	
43	大阪学院大学短期大学部		経営実務科	
44	大阪観光大学	観光学部	観光学科	
45	大阪産業大学	経済学部	経済学科	
46	大阪産業大学	経済学部	国際経済学科	
47	大阪樟蔭女子大学	学芸学部	国際英語学科	
48	大阪商業大学	経済学部		
49	大阪商業大学	総合経営学部		
50	大阪商業大学	公共学部		
51	大阪成蹊大学	国際観光学部	国際観光学科	
52	大阪成蹊短期大学		観光学科	

	大学	学部	学科	備考
53	大手前大学	現代社会学部	観光・地域マネジメント専攻	
54	大手前大学	経営学部		
55	岡山商科大学	経営学部	商学科	
56	沖縄キリスト教短期大学		地域こども保育学科	
57	沖縄キリスト教学院大学	人文学部	観光文化学科	2024年設置予定
58	沖縄国際大学	経済学部	経済学科	
59	沖縄国際大学	経済学部	地域環境政策学科	
60	沖縄国際大学	産業情報学部		
61	沖縄商業能力開発大学		国際ホスピタリティ観光科	
62	沖縄女子短期大学		総合ビジネス学科	
63	折尾愛真短期大学		経済科	
64	香川短期大学		経営情報科	
65	学習院大学	国際社会科学部	国際社会科学科	
66	鹿児島国際大学	経済学部	経営学科	
67	鹿児島女子短期大学		教養学科	
68	活水女子大学	国際文化学部	国際文化学科	2024年設置予定
69	神奈川大学	国際日本学部		
70	金沢学院短期大学		現代教養学科	
71	かなざわ食マネジメント専門職大学	フードサービスマネジメント学部	フードサービスマネジメント学科	
72	金沢星稜大学	人文学部	国際文化学科	
73	金沢星稜大学	経済学部	経営学科	
74	金沢大学	融合学域観光デザイン学類		
75	川口短期大学		ビジネス実務学科	
76	川村学園女子大学	生活創造学部	観光文化学科	
77	関西外国語大学短期大学部		英米語学科	
78	関西国際大学	国際コミュニケーション学部	観光学科	
79	関西国際大学	経営学部		
80	関東学院大学	国際文化学部	比較文化学科	
81	岐阜女子大学	文化創造学部	文化創造学科	
82	九州国際大学	現代ビジネス学部		
83	九州共立大学	経済学部	地域創造学科	
84	九州大谷短期大学		表現学科	2024年設置予定
85	九州産業大学	商学部		
86	九州産業大学	地域共創学部		
87	共愛学園前橋国際大学	国際社会学部	国際社会学科	
88	共栄大学	国際経営学部	国際経営学科	
89	京都ノートルダム女子大学	現代人間学部		
90	京都外国語大学	国際貢献学部	グローバル観光学科	
91	京都外国語短期大学		キャリア英語科	
92	京都経済短期大学		経営情報学科	
93	京都光華女子大学	キャリア形成学部	キャリア形成学科	
94	京都光華女子大学短期大学部		ライフデザイン学科	
95	京都精華大学	国際文化学部	グローバルスタディーズ学科	
96	京都先端科学大学	経済経営学部		
97	京都先端科学大学	人文学部		
98	京都橘大学	経済学部	経済学科	
99	京都文教大学	総合社会学部	総合社会学科	
100	杏林大学	外国語学部		
101	金城学院大学	国際情報学部	国際情報学科	
102	金城学院大学	文学部	外国語コミュニケーション学科	
103	金城大学短期大学部		ビジネス実務学科	
104	釧路短期大学		生活科学科	
105	熊本学園大学	商学部		

	大学	学部	学科	備考
106	久留米大学	経済学部		
107	敬愛大学	国際学部	国際学科	
108	芸術文化観光専門職大学	芸術文化・観光学部	芸術文化・観光学科	
109	高知県立大学	文化学部		
110	甲南女子大学	文学部	日本語日本文化学科	
111	甲南女子大学	人間科学部	文化社会学科	
112	神戸海星女子学院大学	現代人間学部	英語観光学科	
113	神戸学院大学	現代社会学部	現代社会学科	
114	神戸国際大学	経済学部	国際文化ビジネス・観光学科	
115	公立小松大学	国際文化交流学部		
116	国際短期大学	社会学部	国際コミュニケーション学科	
117	国士舘大学	21世紀アジア学部	21世紀アジア学科	
118	駒沢女子大学	人間総合学群	観光文化学類	
119	埼玉学園大学	経済経営学部	経済経営学科	
120	埼玉女子短期大学		国際コミュニケーション学科	
121	嵯峨美術大学	芸術学部	デザイン学科	
122	相模女子大学	学芸学部	英語文化コミュニケーション学科	
123	作新学院大学	経営学部	経営学科	
124	桜の聖母短期大学		キャリア教養学科	
125	札幌国際大学	観光学部	観光ビジネス学科	
126	札幌国際大学短期大学部		総合生活キャリア学科	
127	札幌大学	地域共創学群		
128	佐野日本大学短期大学		総合キャリア教育学科	
129	産業能率大学	経営学部	経営学科	
130	山陽学園大学	地域マネジメント学部	地域マネジメント学科	
131	滋賀短期大学		ビジネスコミュニケーション学科	
132	四国学院大学	社会学部	カルチュラル・マネジメント学科	
133	実践女子大学	国際学部	国際学科	2024年設置予定
134	四天王寺大学	文学部	日本学科	
135	四天王寺大学	文学部	国際コミュニケーション学科	
136	四天王寺大学	経営学部	経営学科	
137	四天王寺大学短期大学部		ライフデザイン学科	
138	下関市立大学	経済学部	公共マネジメント学科	
139	秀明大学	観光ビジネス学部	観光ビジネス学科	
140	淑徳大学	地域創生学部	地域創生学科	
141	淑徳大学	経営学部	観光経営学科	
142	松蔭大学	観光メディア文化学部		
143	城西国際大学	観光学部	観光学科	
144	城西大学	経営学部	マネジメント総合学科	
145	城西短期大学	ビジネス総合学科		
146	昭和学院短期大学		人芸生活学科	
147	杉山女子学園大学	外国語学部	英語英米学科	2024年設置予定
148	杉山女子学園大学	情報社会学部	現代社会学科	2024年設置予定
149	杉山女子学園大学	情報社会学部	情報デザイン学科	2024年設置予定
150	鈴鹿大学	国際地域学部	国際地域学科	
151	駿河台大学	経済経営学部	経済経営学科	
152	精華女子短期大学	生活科学科	生活総合ビジネス専攻	
153	星城大学	経営学部	経営学科	
154	西南学院大学	商学部		
155	西南学院大学	国際文化学部		
156	西南女学院大学	人文学部	観光文化学科	
157	西南女学院大学	人文学部	英語学科	
158	西部文理大学	サービス経営学部	サービス経営学科	

	大学	学部	学科	備考
159	聖和学園短期大学		キャリア開発総合学科	
160	摂南大学	現代社会学部		
161	摂南大学	経済学部		
162	せとうち観光専門職短期大学		観光振興学科	
163	仙台青葉学院短期大学		観光ビジネス学科	
164	仙台青葉学院短期大学		ビジネスキャリア学科	
165	仙台白百合大学	人間学部	グローバル・スタディーズ学科	
166	創価大学	国際教養学部		
167	湘北短期大学		総合ビジネス・情報学科	
168	大正大学	地域創生学部	公共政策学科	2024年設置予定
169	大正大学	地域創生学部	地域創生学科	
170	大東文化大学	文学部	歴史文科学科	
171	高岡法科大学	法学部	法学科	
172	高崎経済大学	地域制作学部		
173	高崎商科大学短期大学部		現代ビジネス学科	
174	高千穂大学	商学部	商学科	
175	高松短期大学		秘書科	
176	宝塚医療大学	観光学部	観光学科	2025年設置予定
177	拓殖大学	国際学部	国際学科	
178	玉川大学	観光学部	観光学科	
179	玉川大学	リベラルアーツ学部	リベラルアーツ学科	
180	多摩大学	グローバルスタディーズ学部	グローバルスタディーズ学科	
181	千葉経済大学	経済学部	経済学科	
182	千葉商科大学	サービス創造学部		
183	千葉商科大学	人間社会学部		
184	千葉商科大学	国際教養学部		
185	中京大学	総合政策学部		
186	中国学園大学	国際教養学部	国際教養学科	
187	中部大学	国際関係学部	国際学科	
188	鎮西学院大学	現代社会学部	経済政策学科	
189	筑紫女学園大学	現代社会学部		
190	帝京平成大学	人文社会学部	観光経営学科	
191	帝京大学	経済学部	観光経営学科	
192	帝塚山学院大学	リベラルアーツ学部	リベラルアーツ学科	
193	帝塚山大学	経済経営学部	経済経営学科	
194	戸板女子短期大学		国際コミュニケーション学科	
195	東亜大学	人間科学部	国際交流学科	
196	桐蔭横浜大学	現代教養学環		
197	東海大学	観光学部	観光学科	
198	東海大学	人文学部	人文学科	
199	東海大学	文化社会学部	アジア学科	
200	東海大学	体育学部	スポーツ・レジャーマネジメント学科	
201	東海大学	文理融合学部	地域社会学科	
202	東京家政大学	人文学部	英語コミュニケーション学科	
203	東京立正短期大学		現代コミュニケーション学科	
204	東京経営短期大学		経営総合学科	
205	東京交通短期大学		運輸科	
206	東京国際大学	国際関係学部		
207	東京国際大学	言語コミュニケーション学部		
208	東京女子大学	現代教養学部	国際社会学科	
209	東京成徳大学	国際学部	国際学科	
210	東京都立大学	都市環境学部	地理環境学科	
211	東京都立大学	都市環境学部	観光科学科	

	大学	学部	学科	備考
212	東京農業大学	地域環境科学部	造園科学科	
213	東京農業大学	地域環境科学部	地域創成科学科	
214	東京富士大学	経営学部	イベントプロデュース学科	
215	同志社女子大学	現代社会学部		
216	東北芸術工科大学	芸術学部	歴史遺産学科	
217	東北芸術工科大学	デザイン工学部	建築・環境デザイン学科	
218	東北公益文化大学	公益学部		
219	東洋学園大学	グローバル・コミュニケーション	グローバル・コミュニケーション学科	
220	東洋大学	国際観光学部	国際観光学科	
221	徳島文理大学短期大学部		言語コミュニケーション学科	
222	常葉大学	経営学部	経営学科	
223	獨協大学	外国語学部	交流文化学科	
224	富山福祉短期大学			
225	富山国際大学	現代社会学部	現代社会学科	
226	豊岡短期大学			
227	尚美学園大学			
228	長崎外国語大学	人間社会学部	国際観光学科	
229	長崎国際大学	人間社会学部	国際観光学科	
230	長崎短期大学		地域共生学科	
231	長野大学	環境ツーリズム学部		
232	名古屋文化短期大学	生活文化学科第1部	ビジネス専攻	
233	名古屋外国語大学	現代国際学部	現代英語学科	
234	名古屋外国語大学	現代国際学部	国際教養学科	
235	名古屋学院大学	現代社会学部	現代社会学科	2024年設置予定
236	名古屋学院大学	外国語学部	英米語学科	2024年設置予定
237	名古屋学院大学	国際文化学部	国際文化学科	
238	名古屋経営短期大学		未来キャリア学科	
239	名古屋造形大学			
240	奈良県立大学	地域創造学部		
241	奈良大学	文学部	地理学科	
242	新潟青陵大学短期大学部		人間総合学科	
243	新潟産業大学	経済学部	文化経済学科	
244	新島学園短期大学			
245	西九州大学短期大学部		地域生活支援学科	
246	日本経済大学	経済学部	商学科	
247	日本国際学園大学	経営情報学部	ビジネスデザイン学科	2024年設置予定
248	日本大学	国際関係学部		
249	日本大学	理工学部	まちづくり工学科	
250	日本大学短期大学部		ビジネス教養学科	
251	二松学舎大学	文学部	都市文化デザイン学科	
252	二松学舎大学	国際政治経済学部	国際経営学科	
253	ノースアジア大学	法学部	国際学科	
254	梅花女子大学	文化表現学部	国際英語学科	
255	梅花女子大学	食文化学部	食文化学科	
256	梅光学院大学	文学部	人文学科	
257	函館大学			
258	羽衣国際大学	現代社会学部	現代社会学科	
259	華頂短期大学		総合文化学科	
260	浜松学院大学	現代コミュニケーション学部	地域共創学科	
261	阪南大学	国際観光学部	国際観光学科	
262	東日本国際大学			
263	聖学院大学	人文学部	欧米文化学科	
264	兵庫大学	現代ビジネス学部	現代ビジネス学科	

	大学	学部	学科	備考
265	広島修道大学	商学部	商学科	
266	広島修道大学	人文学部	英語英文学科	
267	広島国際大学	健康科学部	社会学科	2024年設置予定
268	広島女学院大学	人文学部	国際英語学科	
269	広島女学院大学	人間生活学部	生活デザイン学科	
270	広島文教大学	人間科学部	グローバルコミュニケーション学科	
271	福井大学	教育学部		
272	福岡女学院看護大学			
273	福岡女学院大学	人文学部		
274	福岡女学院大学短期大学部		英語科	
275	福知山公立大学	地域経営学部		
276	福山大学	経済学部	国際経済学科	
277	佛教大学	歴史学部	歴史学科	
278	佛教大学	社会学部		
279	文化学園大学	国際文化学部	国際文化・観光学科	
280	文京学院大学	人間学部	コミュニケーション社会学科	
281	文教大学	国際学部	国際観光学科	
282	平安女学院大学	国際観光学部	国際観光学科	
283	別府大学			
284	北星学園大学短期大学部			
285	北星学園大学			
286	北陸大学	国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科	
287	北海商科大学			
288	北海道科学大学	未来デザイン学部	メディアデザイン学科	
289	北海道文教大学	国際学部		
290	北海道武蔵女子大学	経営学部	経営学科	2024年設置予定
291	北海道千歳リハビリテーション大学			
292	松本大学			
293	南九州大学短期大学部		国際教養学科	
294	宮城学院女子大学	現代ビジネス学部	現代ビジネス学科	
295	宮崎国際大学			
296	宮崎産業経営大学	経営学部	経営学科	
297	宮崎大学	地域資源創成学部		
298	武蔵大学	社会学部	社会学科	
299	武蔵大学	社会学部	メディア社会学科	
300	名桜大学	国際学部	国際観光産業学科	
301	明海大学	ホスピタリティ・ツーリズム学部	ホスピタリティ・ツーリズム学科	
302	目白大学短期大学部		ビジネス社会学科	
303	桃山学院教育大学			
304	桃山学院大学	ビジネスデザイン学部		
305	盛岡大学	文学部	英語文化学科	
306	安田女子大学	現代ビジネス学部	国際観光ビジネス学科	
307	山口大学	経済学部		
308	大和大学	社会学部		
309	山梨学院大学	経営学部	経営学科	
310	山梨大学			
311	山村学園短期大学			
312	横浜商科大学	商学部	観光マネジメント学科	
313	立教大学	観光学部	観光学科	
314	立教大学	観光学部	交流文化学科	
315	立正大学	文学部	社会学科	
316	立正大学	仏教学部	仏教学科	
317	立正大学	地球環境科学部		

	大学	学部	学科	備考
318	立正大学	データサイエンス学部	データサイエンス学科	
319	立命館アジア太平洋大学	アジア太平洋学部		
320	立命館アジア太平洋大学	国際経営学部		
321	立命館アジア太平洋大学	サステナビリティ観光学部		
322	立命館大学	文学部	人文学科	
323	立命館大学	経営学部	経営学科	
324	立命館大学	経済学部	経済学科	
325	琉球大学			
326	龍谷大学	社会学部	社会学科	
327	龍谷大学	社会学部	コミュニティマネジメント学科	
328	流通科学大学	人間社会学部	観光学科	
329	流通科学大学	経済学部	経済情報学科	
330	流通科学大学	人間社会学部	心理社会学科	2024年設置予定
331	流通経済大学	社会学部	国際文化ツーリズム学科	
332	和歌山大学	間工学部		
333	和光大学	現代社会学部	人間科学科	
334	岐阜聖徳学園大学	外国語学部		
335	岐阜聖徳学園大学	経済情報学部	経済情報学科	
336	吉備国際大学	アニメーション文化学部	アニメーション文化学科	
337	金沢星稜大学女子短期大学部			
338	九州ルーテル学院大学	人文学部	人文学科	
339	皇學館大学	文学部	コミュニケーション学科	
340	香蘭女子短期大学		ライフプランニング総合学科	
341	尚絅学院大学	人文社会学群	人文社会学類	
342	尚絅大学		現代文科学部	
343	常磐大学	総合政策学部	総合政策学科	
344	信州豊南短期大学		言語コミュニケーション学科	
345	清泉女学院短期大学		清泉女学院短期大学	
346	聖徳大学短期大学部		総合文化学科	
347	大分県立芸術文化短期大学		国際総合学科	
348	比治山大学	現代文科学部	マスコミュニケーション学科	
349	比治山大学短期大学部			
350	麗澤大学	国際学部	グローバルビジネス学科	
351	國學院大學	観光まちづくり学部	観光まちづくり学科	

【資料2】観光マネジメント専攻〈設置構想中〉の概要の説明文書（日本語）



立命館大学大学院経営管理研究科

観光マネジメント専攻（仮称）〈設置構想中〉について

1. 立命館大学大学院経営管理研究科について（2023年1月現在）

【名称】立命館大学大学院経営管理研究科（通称：立命館ビジネススクール、略称：RBS）

【専攻】経営管理専攻

【学位】経営修士（専門職） ※国際的には MBA（Master of Business Administration）です。

【入学定員】80名

【初年度納付金】入学金20万円、授業料1,268,600円（2023年度入学）

【プログラム／キャンパス】

- キャリア形成プログラム（学部卒生）/大阪いばらきキャンパス（OIC） JR茨木駅から徒歩5分
- マネジメントプログラム（社会人）/大阪梅田キャンパス JR大阪駅南口から徒歩5分

2. 観光マネジメント専攻（仮称）設置構想について

（以下は構想中の内容であり、今後、変更の可能性があります。）

【名称】観光マネジメント専攻

【学位】観光経営修士（専門職） ※「観光MBA」、観光産業におけるMBAです。

【入学定員】70名

【初年度納付金】経営管理専攻と同じ程度を予定しています。

【プログラム／キャンパス】

- 観光事業キャリア形成プログラム（学部卒生）/大阪いばらきキャンパス（OIC） JR茨木駅から徒歩5分
- 観光事業マネジメントプログラム（社会人）/大阪梅田キャンパス JR大阪駅南口から徒歩5分

【設置時期】2024年4月

【教育研究上の目的、養成する人材像】

立命館憲章に則り、経営管理の基本を理解し、実践する力量を身につけ、観光産業の企業および非営利組織の経営におけるビジネスを創造するリーダーとして、世界および日本の持続的発展を担う人材の育成を目的とする。

このような人材に求められる資質や能力である①効果的な意思決定、②創造的な問題解決、③リーダーシップ、④コミュニケーション能力、⑤グローバルな視野と倫理的思考、社会・環境への意識の5項目の修得を学修目標とする。

育成する具体的な人材は、

- 宿泊業その他の観光企業および観光関連企業の経営者、DMO（Destination Management/marketing Organization、観光地域づくり法人）を始めとする観光非営利組織の経営者、観光産業で起業を目指す人材
 - 観光企業および観光関連企業、観光非営利組織の経営管理人材
 - 観光産業における経営支援人材
- です。

【学びの特長】

観光マネジメント専攻での学びには、次のような3つの特長があります。

- ① MBAに求められるマネジメントの知識・スキルとともに、観光産業の各分野で役に立つ知識・スキルを身につけるためのカリキュラム
- ② オンラインを積極的に活用（現地調査の際は、遠隔指導を導入）
- ③ 第一線で活躍する教授陣（実務家および研究者）による実践的な授業

3. カリキュラム

- コア科目、選択科目、演習科目（ゼミ）、実習科目の4つの科目群から構成されています。
- 入学後はコア科目を中心に、MBAに求められるビジネスやマネジメントに関するベーシックな知識を学び、その後、観光産業で役に立つ実践力の習得のために選択科目の中から、キャリアプランや関心のある領域に応じて学んでいきます。
- 2年次で履修する演習科目「リサーチプロジェクト」（仮称）では、企業や地域と協力を得て、課題解決型のプロジェクトを展開します。

この構想は決定した内容ではありません。今後、変更の可能性がありますので、ご注意ください。

【資料3】観光産業及び観光関連産業に
従事している 人事や採用担当者への調査 設問

新設学部の人材ニーズに関するアンケート

Q1. ◆資料でご覧いただいた新学部について、お伺いいたします。

人事や採用に携わるあなたの立場でお答えください。

立命館大学大学院経営管理研究科の新専攻では次に挙げる人材の育成を目指します。

- ・ 宿泊業その他の観光企業および観光関連企業の経営者、DMO（観光地域づくり法人）を始めとする観光非営利組織の経営者、観光産業で起業を目指す人材
- ・ 観光企業および観光関連企業、観光非営利組織の経営管理人材
- ・ 観光産業における経営支援人材

新専攻が育成しようとするこうした人材の必要性について、どう思いますか。

1. 必要だと思う
2. どちらかといえば、必要だと思う
3. どちらとも言えない
4. どちらかといえば、必要ではないと思う
5. 必要ではないと思う

Q2. 前問で、新専攻が育成しようとする人材について【Q1の選択内容】とお答えになった理由について、具体的にご記入ください。※500字以内でご記入ください。

Q3. では、ご覧いただいたような資料の内容で学びを得て修了した人を、社員として採用することについて、どのように思いますか。

ストレートマスターの修了生と社会人の修了生それぞれについてお答えください。

1. ストレートマスターの修了生
(大学卒業とともに新専攻に入学、終了した24歳前後の者)
 1. 是非採用したい
 2. 採用を検討したい
 3. 人柄・採用条件さえ合えば採用を検討したい
 4. どちらとも言えない／分からない
 5. 採用は検討しない
 6. そもそも大学院新卒採用はしていない
2. 社会人の修了生
(仕事をもちながら新専攻に入学、修了した者)
 1. 是非採用したい
 2. 採用を検討したい
 3. 人柄・採用条件さえ合えば採用を検討したい
 4. どちらとも言えない／分からない

5. 採用は検討しない
6. そもそも中途採用はしていない

Q4. 平日夜間、休日、オンライン受講など、勤務に支障をきたさない範囲で貴社の従業員の資質向上のために新専攻への進学を勧めたいと思いますか。

1. ぜひ勧めたい
2. 勧めることを検討したい
3. わからない
4. 勧めない

Q5. この研究科を修了する学生に対して、以下の力・スキルが身についていることをどの程度期待できそうですか。

1. 物事に自ら進んで取り組もうとする力が身についている
 1. 期待できる
 2. やや期待できる
 3. どちらともいえない
 4. あまり期待できない
 5. 期待できない
2. 実践を通じて、行動する力が身についている
 1. 期待できる
 2. やや期待できる
 3. どちらともいえない
 4. あまり期待できない
 5. 期待できない
3. 課題を発見しようとする力が身についている
 1. 期待できる
 2. やや期待できる
 3. どちらともいえない
 4. あまり期待できない
 5. 期待できない
4. 計画を立て、着実に物事を進める力が身についている
 1. 期待できる
 2. やや期待できる
 3. どちらともいえない
 4. あまり期待できない
 5. 期待できない

5. 国内・国外を問わず、どのような場所でも働く力が身についている
 1. 期待できる
 2. やや期待できる
 3. どちらともいえない
 4. あまり期待できない
 5. 期待できない
6. 多様な人々と共に、目標に向けて協力する力が身についている
 1. 期待できる
 2. やや期待できる
 3. どちらともいえない
 4. あまり期待できない
 5. 期待できない
7. 実践的な学びから実務的なスキルが身についている
 1. 期待できる
 2. やや期待できる
 3. どちらともいえない
 4. あまり期待できない
 5. 期待できない
8. 業界での就業経験(インターンなど)がある
 1. 期待できる
 2. やや期待できる
 3. どちらともいえない
 4. あまり期待できない
 5. 期待できない
9. 社会全体や自身の業務における課題を発見し、調査・分析を行うスキルが身についている
 1. 期待できる
 2. やや期待できる
 3. どちらともいえない
 4. あまり期待できない
 5. 期待できない
10. コミュニケーション能力が身についている
 1. 期待できる
 2. やや期待できる
 3. どちらともいえない
 4. あまり期待できない
 5. 期待できない
11. 新たなことに挑戦する積極性が身についている
 1. 期待できる

2. やや期待できる
3. どちらともいえない
4. あまり期待できない
5. 期待できない

【資料4】学生確保の見通しの調査 設問
(観光産業および観光関連産業に従事している社会人への調査)



【社会人の方対象】立命館大学大学院 経営管理研究科
観光マネジメント専攻(仮称)設置に向けたアンケート

2024年4月に設置を構想中の立命館大学大学院経営管理研究科(ビジネススクール)観光マネジメント専攻(仮称)についてアンケート調査にご協力をお願いします。回答にあたっては資料をご覧ください。このアンケートは、昨年実施したアンケートの後、さらに検討を進めた新しい計画についてのアンケートです。

Q1. あなたのお仕事(業務)について教えてください。(あてはまるものを1つ選択)

- ①旅行代理店 ②交通産業 ③宿泊業 ④飲食産業
⑤アミューズメント産業 ⑥土産品産業 ⑦公的機関(県や市の観光課等)
⑧MICE産業 ⑨観光地域づくり法人(DMO) ⑩その他

Q2. 資料を見て回答してください。あなたは立命館大学大学院で設置構想中の「経営管理研究科 観光マネジメント専攻(仮称)」に興味がありますか。(あてはまるものを1つ選択)

- ①興味がある ②少し興味がある ③どちらともいえない ④あまり興味がない
⑤興味がない

Q3. あなたは立命館大学大学院で設置構想中の「経営管理研究科 観光マネジメント専攻(仮称)」を受験したいと思いますか。(あてはまるものを1つ選択)

【注1】 経営管理研究科 観光マネジメント専攻(仮称) 初年度の入学は2024年4月です。

【注2】 所定の入学資格・要件を満たす必要があります。

- ①受験したい ②どちらかと言えば受験したい ③わからない
④どちらかと言えば受験したくない ⑤受験するつもりはない

Q3で、①～②を選んだ方は、→Q4, Q5 ③を選んだ方は、→Q6

④～⑤を選んだ方は、→Q7

Q4. Q3で①～②を選んだ方にお尋ねします。あなたは設置構想中の「経営管理研究科 観光マネジメント専攻(仮称)」に合格した場合、入学したいと思いますか。(あてはまるのを1つ選択)

- ①ぜひ入学したい ②入学を検討したい ③どちらかといえば入学したい
④入学する可能性は低い ⑤未回答

Q5. Q3で①～②を選んだ方にお尋ねします。あなたは設置構想中の「経営管理研究科 観光マネジメント専攻(仮称)」を受験したいと思う理由をお答えください。(あてはまるのをすべて選択)

- ①将来、観光業界への就職を目指しているから
②将来、地元等の地域で観光振興や観光ビジネスに携わりたいから
③観光経営分野について学修を深めたいから
④その他 ⑤未回答

Q6. Q3で③を選んだ方にお尋ねします。あなたが「経営管理研究科 観光マネジメント専攻(仮称)」を受験したいか「わからない」と思った理由をなるべく具体的にお答えください。

【
】

Q7. Q3で④～⑤を選んだ方にお尋ねします。あなたが「経営管理研究科 観光マネジメント専攻(仮称)」を受験したくないと思う理由をお答えください。(あてはまるものすべてを選択)

- ①大学院進学はしない ②興味・関心のある分野ではないから
③分野には興味・関心があるが、より関心が強い大学院への進学を希望しているから
④分野には興味・関心があるが、就職活動で有利にならなさそうだから。
⑤その他

以上

【資料5】学生確保の見通しの調査 設問
(日本人学生への調査)

あなたご自身に関するアンケート

Q1. ◆一通りご覧いただいた「研究科」について、お伺いいたします。

あなたは、自分の進学先を考えるにあたって、この研究科にどの程度興味が湧きますか。

※実際に進学したいと思うかどうかは問わず、まずは興味があるかを考えてください。

1. 興味が湧く
2. やや興味が湧く
3. どちらとも言えない
4. あまり興味が湧かない
5. 興味が湧かない

Q2. では、ご覧いただいた研究科について、受験することを検討することはありそうですか。

1. 受験したい
2. どちらかといえば受験したい
3. わからない/どちらとも言えない
4. どちらかといえば受験するつもりはない。
5. 受験するつもりはない。

Q3. ご覧いただいた研究科を受験しもし合格した場合、入学を検討しますか。

1. 是非入学したい
2. 入学を検討したい
3. どちらかと言えば、入学を検討したい
4. 入学する可能性は低い

Q4. ご覧いただいた研究科を受験したいと思った理由として、あてはまるものすべてお選びください。

1. 将来、観光業界への就職を目指しているから
2. 将来、地元等の地域で観光振興や観光ビジネスに携わりたいから
3. 観光経営分野について学修を深めたいから
4. その他

Q5. ご覧いただいた研究科を受験したいかについて「わからない・どちらともいえない」とお答えになった理由を、なるべく具体的にご記入ください。

Q6. ご覧いただいた研究科を受験するつもりはないと思った理由として、あてはまるものすべてお選びください。

1. そもそも大学院への進学にそこまで乗り気ではないから
2. 興味・関心のある分野ではないから
3. 分野には興味・関心があるが、より関心が強い他の大学院への進学を希望しているから
4. 分野には興味・関心があるが、就職活動で有利にならなそうだから
5. その他

Q7. 大学院に進学を検討する際に

大学院への進学のネックとなることがあればお知らせください。(いくつでも)

1. 学費
2. 生活費
3. 研究活動
4. 修了後の就職
5. 通学
6. その他
7. 進学のネックとなることはない

【資料6】観光マネジメント専攻<設置構想中>の概要の説明文書 (中国語)



立命馆大学研究生院经营管理研究科

关于观光管理专业（暂定名称）<筹备中>

1. 关于立命馆大学研究生院经营管理研究科（2023年1月信息）

【名称】立命馆大学研究生院经营管理研究科（通称：立命馆商学院，简称：RBS）

【专业】经营管理专业

【学位】工商管理学硕士（专业人才） ※国际上一般称为MBA（Master of Business Administration）。

【招生名额】80名

【第一学年缴纳费用】入学金20万日元、学费1,268,600日元（2023年度入学）

【课程/校区】

- 职业发展课程（本科毕业生）/大阪茨木校区（OIC） JR 茨木站步行5分钟
- 管理课程（成人教育）/大阪梅田校区 JR 大阪站南口步行5分钟

2. 关于观光管理专业（暂定名称）的筹备规划

（以下为规划中的内容，今后可能发生变更。）

【名称】观光管理专业

【学位】观光管理学硕士（专业人才） ※“观光学MBA”是观光产业中的MBA学位。

【招生名额】70名

【第一学年缴纳费用】预定与经营管理专业大致等额。

【课程/校区】

- 观光业职业发展课程（本科毕业生）/大阪茨木校区（OIC） JR 茨木站步行5分钟
- 观光业管理课程（成人教育）/大阪梅田校区 JR 大阪站南口步行5分钟

【开设时期】2024年4月

【教育研究的目的、培养怎样的人才】

目的在于培养能够遵守立命馆宪章，理解经营管理的基本内容，掌握实践的能力，在观光产业的企业及非营利组织的经营中作为创造商机的领导型人才，该类人才应能够承担世界及日本的可持续发展重任。

学习目标为促使该类人才学习掌握应具备的以下五项资质及能力：①有效的决策、②以创造性手法解决问题、③领导才能、④交流能力、⑤全球性视野与道德思维；解决社会、环境问题的意识。

培养的具体人才为：

- 宾馆行业及其它观光企业、观光关联企业、DMO（Destination Management/marketing Organization, 旅游区开发法人）等观光非营利组织的经营者、立志在观光产业中创业的人才
- 观光企业及观光关联企业、观光非营利组织的经营管理人才
- 观光产业中的经营支援人才

【学习的特点】

观光管理专业的学习具备以下3大特点。

- ① 开设课程可帮助掌握MBA要求具备的管理知识、技能，同时帮助掌握观光产业各个领域有用的知识、技能
- ② 积极运用网络手段（现场调查时导入远程指导方式）
- ③ 由活跃于第一线的教授队伍（实际业务精英及研究学者）开展实践性授课

3. 课程

- 课程由核心科目、选择科目、研讨科目（研究课）、实习科目这4大科目群组成。
- 入学后以核心科目为中心，学习MBA要求具备的商务及管理相关基础知识。此后，为了确保掌握观光产业中有用的实践能力，从选择科目中进行选择，根据职业规划的内容及自身的感兴趣领域，开展相关学习。
- 在2年级学习的研讨科目“研究项目”（暂定名称）中，将获取企业和地区的支持，开展解决课题型的项目研究。

以上规划为暂定内容，尚未正式确定，今后可能发生变更，敬请注意。

Q5. Q4で①～③を選んだ方にお尋ねします。あなたは設置構想中の「経営管理研究科 観光マネジメント専攻(仮称)」に合格した場合、入学したいと思いますか。(あてはまるものを1つ選択)

- ①ぜひ入学したい ②入学を検討したい ③どちらかと言えば入学したい
④入学する可能性は低い

Q6. Q4.で①～②を選んだ方にお尋ねします。あなたは設置構想中の「経営管理研究科 観光マネジメント専攻(仮称)」を受験したいと思う理由をお答えください。(あてはまるものをすべて選択)

- ①将来、観光業界への就職を目指しているから
②将来、地元等の地域で観光振興や観光ビジネスに携わりたいから
③観光経営分野について学修を深めたいから
④その他

Q7. Q4.で③を選んだ方にお尋ねします。あなたが「経営管理研究科 観光マネジメント専攻(仮称)」を受験したいか「わからない」と思った理由をなるべく具体的にお答えください。

【

】

Q8. Q4.で④～⑤を選んだ方にお尋ねします。あなたが「経営管理研究科 観光マネジメント専攻(仮称)」を受験したくないと思う理由をお答えください。(あてはまるものをすべて選択)

- ①大学院進学はしない
②興味・関心のある分野ではないから
③分野には興味・関心があるが、より関心が強い他の大学院への進学を希望しているから
④分野には興味・関心があるが、就職活動で有利にならなさそうだから
⑤その他

アンケートは以上で終わりです。ご協力をありがとうございました。

Q 5 . 如您在 Q4. 中选择了①至③, 请回答本题。如果您参加筹备中的“经营管理研究科 观光管理专业(暂定名称)”的入学考试后取得合格成绩, 您是否希望办理入学?(请选择 1 项符合实际情况的选项)

- ①非常渴望办理入学 ②将考虑办理入学 ③偏向于办理入学
④办理入学的可能性很低

Q 6 . 如您在 Q4. 中选择了①、②, 请回答本题。请告知您希望参加“经营管理研究科 观光管理专业(暂定名称)”入学考试的原因。(请选择所有符合实际情况的选项)

- ①希望将来在观光行业工作
②希望将来在当地等地区从事促进观光产业发展及观光商务的工作
③希望在观光经营领域继续深造
④其它

Q 7 . 如您在 Q4. 中选择了③, 请回答本题。请告知您针对是否希望参加“经营管理研究科 观光管理专业(暂定名称)”入学考试这一问题, 回答“不知道”的原因。请具体阐述。

【

】

Q 8 . 如您在 Q4. 中选择了④、⑤, 请回答本题。请告知您不希望参加“经营管理研究科 观光管理专业(暂定名称)”入学考试的原因。(请选择所有符合实际情况的选项)

- ①不希望升入研究生院
②对这个领域不感兴趣
③虽然对这个领域感兴趣, 但希望升入更感兴趣的其他大学的研究生院
④虽然对这个领域感兴趣, 但似乎并不有助于就职
⑤其它

问卷调查到此结束, 感谢您的配合, 再见。

Q5. Q4で①～③を選んだ方にお尋ねします。あなたは設置構想中の「経営管理研究科 観光マネジメント専攻(仮称)」に合格した場合、入学したいと思いますか。(あてはまるものを1つ選択)

- ①ぜひ入学したい ②入学を検討したい ③どちらかと言えば入学したい
④入学する可能性は低い

Q6. Q4.で①～②を選んだ方にお尋ねします。あなたは設置構想中の「経営管理研究科 観光マネジメント専攻(仮称)」を受験したいと思う理由をお答えください。(あてはまるものをすべて選択)

- ①将来、観光業界への就職を目指しているから
②将来、地元等の地域で観光振興や観光ビジネスに携わりたいから
③観光経営分野について学修を深めたいから
④その他

Q7. Q4.で③を選んだ方にお尋ねします。あなたが「経営管理研究科 観光マネジメント専攻(仮称)」を受験したいか「わからない」と思った理由をなるべく具体的にお答えください。

【

】

Q8. Q4.で④～⑤を選んだ方にお尋ねします。あなたが「経営管理研究科 観光マネジメント専攻(仮称)」を受験したくないと思う理由をお答えください。(あてはまるものをすべて選択)

- ①大学院進学はしない
②興味・関心のある分野ではないから
③分野には興味・関心があるが、より関心が強い他の大学院への進学を希望しているから
④分野には興味・関心があるが、就職活動で有利にならなさそうだから
⑤その他

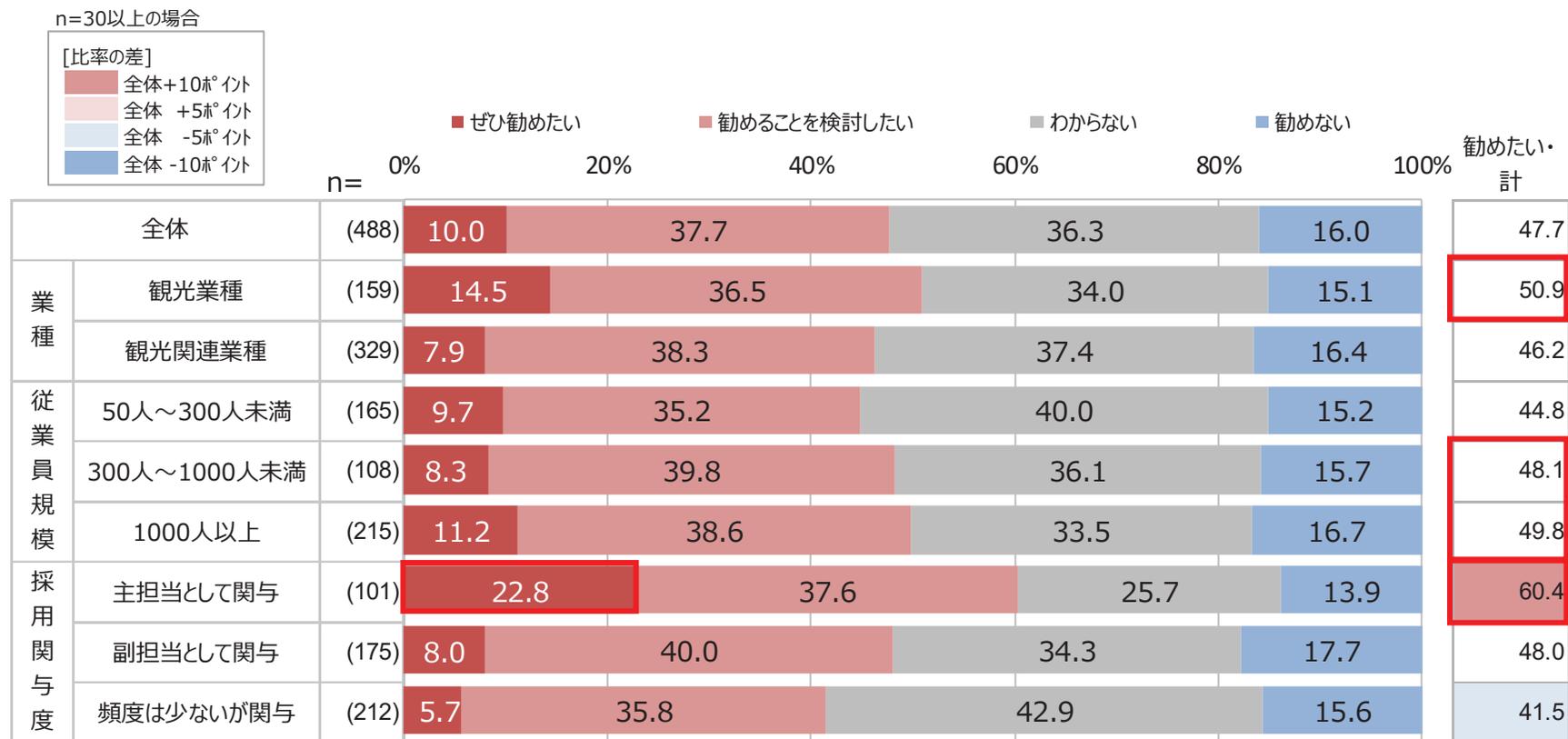
アンケートは以上で終わりです。ご協力をありがとうございました。

4. 観光マネジメント専攻の従業員への進学推奨度

<クロス集計： 修了生採用意向 x 業種・従業員規模・採用関与度>

- 全体のうち、48%が、勤務に支障をきたさない範囲で従業員に新専攻への進学を勧める意向を示した。
- 業種別に見ると、観光業種の方が、従業員への進学推奨度が高い。
- 従業員規模別に見ると、従業員規模が300人以上の企業で、従業員への進学推奨度が高い。
- 採用関与度別に見ると、採用の主担当者の推奨度が特に高く、「ぜひ勧めたい」が23%、「勧めることを検討したい」まで含めると60%が進学を勧める意向を示した。

(Q4)平日夜間、休日、オンライン受講など、勤務に支障をきたさない範囲で貴社の従業員の資質向上のために新専攻への進学を勧めたいと思いますか。



※「勧めたい・計」=「ぜひ勧めたい」+「勧めることを検討したい」

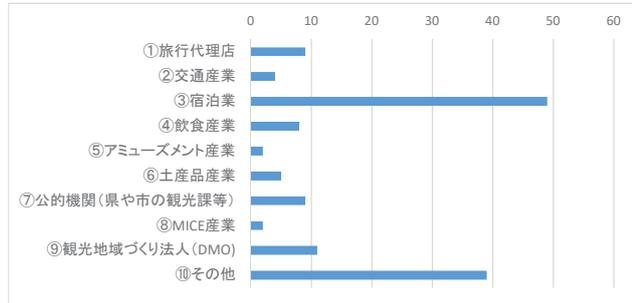
【資料 11】学生確保の見通しの調査 結果 (観光産業及び観光関連産業に従事している社会人からの回答)

【社会人の方対象】立命館大学大学院 経営管理研究科観光マネジメント専攻(仮称) 設置に向けたアンケート

回答者数: 138名

Q1.あなたのお仕事(業種)について教えてください。(あてはまるものを1つ選択)

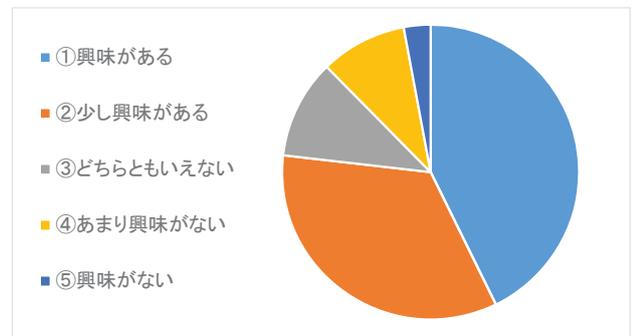
①旅行代理店	9
②交通産業	4
③宿泊業	49
④飲食産業	8
⑤アミューズメント産業	2
⑥土産品産業	5
⑦公的機関(県や市の観光課等)	9
⑧MICE産業	2
⑨観光地域づくり法人(DMO)	11
⑩その他	39
	138



Q2.資料を見て回答してください。https://www.ritsumeai.ac.jp/mba/common/file/outline_2.pdf

あなたは立命館大学大学院で設置構想中の「経営管理研究科 観光マネジメント専攻(仮称)」に興味がありますか。(あてはまるものを1つ選択)

①興味がある	59
②少し興味がある	47
③どちらともいえない	15
④あまり興味がない	13
⑤興味がない	4

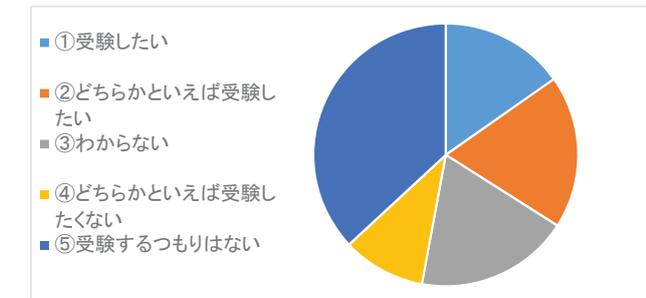


Q3.あなたは立命館大学大学院で設置構想中の「経営管理研究科 観光マネジメント専攻(仮称)」を受験したいと思いますか。(あてはまるものを1つ選択)

【注1】経営管理研究科 観光マネジメント専攻(仮称)初年度の入学は2024年4月です。

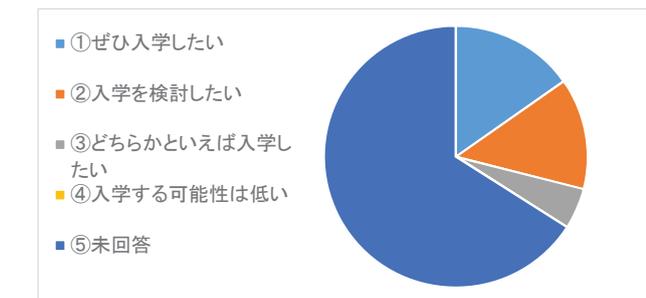
【注2】所定の入学資格・要件を満たす必要があります。

①受験したい	21
②どちらかといえば受験したい	26
③わからない	26
④どちらかといえば受験したくない	14
⑤受験するつもりはない	51
	138



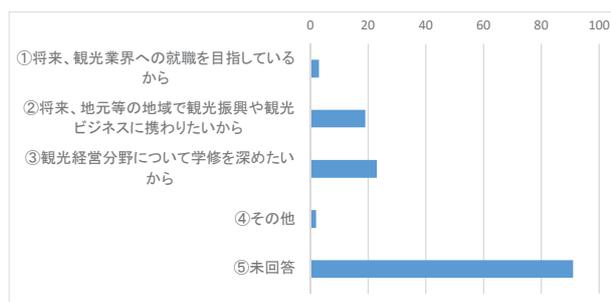
Q4.Q3で①～②を選んだ方にお尋ねします。あなたは設置構想中の「経営管理研究科 観光マネジメント専攻(仮称)」に合格した場合、入学したいと思いますか。(あてはまるものを1つ選択)

①ぜひ入学したい	21
②入学を検討したい	19
③どちらかといえば入学したい	7
④入学する可能性は低い	0
⑤未回答	91
	138



Q5.Q3.で①～②を選んだ方にお尋ねします。あなたは設置構想中の「経営管理研究科 観光マネジメント専攻(仮称)」を受験したいと思う理由をお答えください。(あてはまるものをすべて選択)

①将来、観光業界への就職を目指しているから	3
②将来、地元等の地域で観光振興や観光ビジネスに携わりたいから	19
③観光経営分野について学修を深めたいから	23
④その他	2
⑤未回答	91
	138

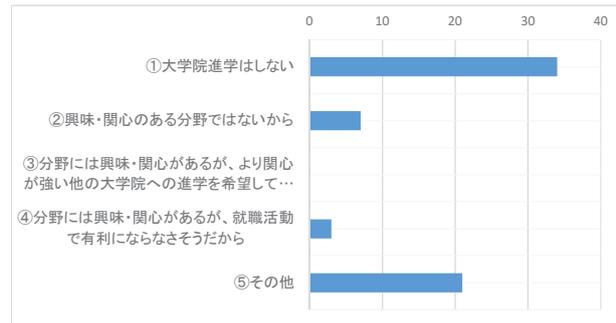


Q6.Q3.で③を選んだ方にお尋ねします。あなたが「経営管理研究科 観光マネジメント専攻(仮称)」を受験したいが「わからない」と思った理由をなるべく具体的に回答ください。

- 東京在住のため、通学等も問題もあり。オンラインもあると思いますが、やはり通学して学びたいため。
- 内容は非常に興味がありますが、現実的に仕事と家庭との調整が必要とっております。
- 仕事との兼ね合いがあるため。
- 内容は魅力的だと思うが、東京に住んでいるため、受験入学するにあたってハードルが高い。
- 今までMBAコースを受講しているが、内容がアカデミックで実務的ではないと感じているため。
- 環境が整っているかわからないため。
- 観光マネジメントとはどういった専攻なのかよくわからない。
- 観光について勉強すると思うが、それが社会にどのように貢献するのかよくわからない
- 観光は公的機関と結びついている場合が多いのでここを卒業してからのキャリアがあまり見えません。
- 京都大学経営管理大学院観光経営科学コースとの大きな違いや、特色が現時点では見えないため。また講師等の詳細もまだ不明のため、「わからない」といたしました。
- その時の状況、意欲などを考えると”わからない”になります
- 受験料と授業料の補助などがあれば、、、
- 人事異動で今後も観光に関係する仕事をするかどうかわからないことと、費用面では全額自己負担前提だと相当な家族の理解が必要であること。
- 普段の仕事の合間に学習の機会が作れるのが不安なのと、合わせて入学・在学に係る費用の捻出が難しい点が挙げられます。
- 観光マネジメントを希望する方たちと、宗門がどう関わるべきか、何が出来るのか、を考える機会になるし、寺側の立場で、出来る事、出来ない事を業界にお伝えしたい気持ちがあります。
- 現在、伝統産業の一般の方向けの体験教室を主宰していますが、どのように役立つかわかりません。
- 大変興味があり受験も視野に考えているが、会社の仕事との時間バランスと授業料の支払いが障壁となる
- 時間と費用を投じられることが難しい。
- 受験はしたいが、入学は難しいだろうという観点からわからないとしました。
- 内容については興味ありますが、実際に受験するのに費やす時間、また受講する時間的余裕があるかが、「わからない」を選んだ理由です。
- 費用面での不安があるため。
- 私は大分県在住ですので、APUでなら受講を検討、あるいはネットで受講可能ならば検討できるのですが、いづれにしてもその時の環境次第です。
- 有益ではあるとおもいますが、必須ではないので
- 家族の許可がいるから
- 自身が専門学校や大学に行っていないがホテルで働いているため、実際に受験したいか、と問われるとすぐにははっきりと答えがでない
- 現状、仕事をしている事の両立が可能かどうか、分からない。仕事をおろそかにしたくない事、金銭面、家族などを含めて。
- 観光産業の経営に関して、より深く学べる場が出来ることは素晴らしいと思います。反面、かなり難しそう、業務との両立ができるのだろうか、という懸念がございます。
- 自身は受験しないが、観光に興味のある学生には勧めたい。
- 大阪まで通学する時間がない。
- 自分の現在の立場では、求める条件とは少し異なるため。ただし、大変内容には興味があるので、内容で判断したわけではないということをご理解いただきたい。立場や自分の処遇が変われば、興味もさらに出てくる内容であると確信している。
- 現在の仕事との両立や今後の仕事への活用をさせていくことが可能かどうかを受験をするかの判断になると思います。
- 高校の商業科の教員をしていて、観光教育について興味はある。コロナ禍で観光業は足止めを食らっているが、現在は観光資源がありふれていて、その資源を活用しないとったいないと考えている。自分が観光について研究するというよりは、高校で生徒に観光についての興味を刺激し、受験させる立場だと考えているから。
- 働いているから

Q7.Q3で④～⑤を選んだ方にお尋ねします。あなたが「経営管理研究科 観光マネジメント専攻(仮称)」を受験したくないと思う理由をお答えください。(あてはまるものをすべて選択)

①大学院進学はしない	34
②興味・関心のある分野ではないから	7
③分野には興味・関心があるが、より関心が強い他の大学院への進学を希望しているから	0
④分野には興味・関心があるが、就職活動で有利にならなさそうだから	3
⑤その他	21



【資料12】学生確保の見通しの調査結果（日本人学生からの回答）

学生の確保見通し調査「あなた自身に関するアンケート」結果（抜粋）

Q1 あなたは、自分の進学先を考えるにあたって、この研究科にどの程度興味が湧きますか。
 ※実際に進学したいと思うかどうかは問わず、まずは興味があるかを考えてください。

単一回答	n	%
全体	(384)	
1 興味が湧く	20	5.2
2 やや興味が湧く	124	32.3
3 どちらとも言えない	110	28.6
4 あまり興味が湧かない	85	22.1
5 興味が湧かない	45	11.7

Q2 では、ご覧いただいた研究科について、受験することを検討することはありそうですか。

単一回答	n	%
全体	(384)	
1 受験したい	13	3.4
2 どちらかと言えば受験したい	56	14.6
3 わからない/どちらとも言えない	60	15.6
4 どちらかといえば受験するつもりはない	89	23.2
5 受験するつもりはない	166	43.2

Q3 ご覧いただいた研究科を受験しもし合格した場合、入学を検討しますか。

単一回答	n	%
全体	(129)	
1 是非入学したい	16	12.4
2 入学を検討したい	48	37.2
3 どちらかと言えば、入学を検討したい	35	27.1
4 入学する可能性は低い	30	23.3

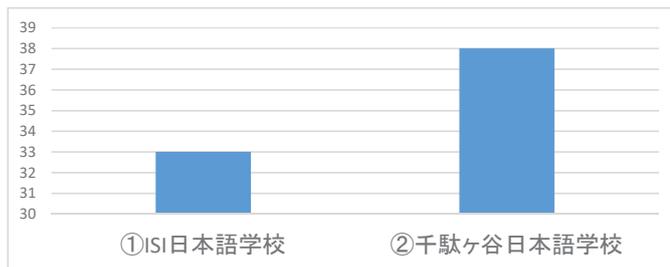
【資料13】学生確保の見通しの調査結果（日本語学校、協定校の留学生からの回答）

【日本語学校+協定校対象】立命館大学大学院経営管理研究科観光マネジメント専攻（仮称）設置に向けたアンケート

回答者数合計：104名

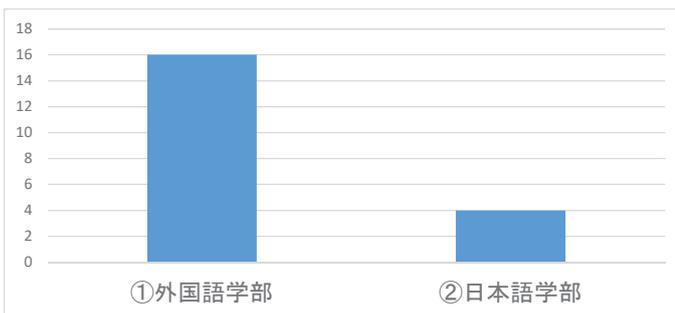
Q1.あなたが所属する日本語学校はどちらですか。

①ISI日本語学校	33
②千駄ヶ谷日本語学校	38
計	71



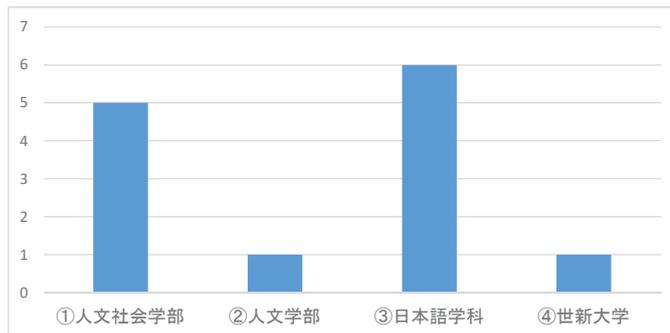
Q1あなたが所属する学部はどちらですか。※大連工業大学

①外国語学部	16
②日本語学部	4
計	20



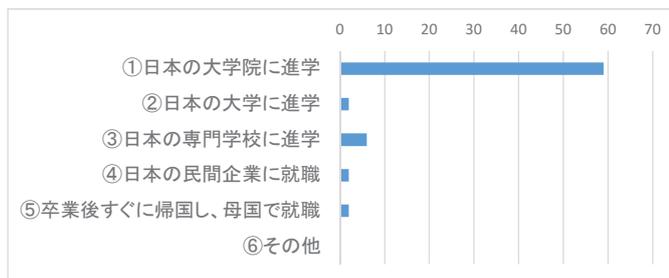
Q1あなたが所属する学部はどちらですか。※世新大学

①人文社会学部	5
②人文学部	1
③日本語学科	6
④世新大学	1
計	13



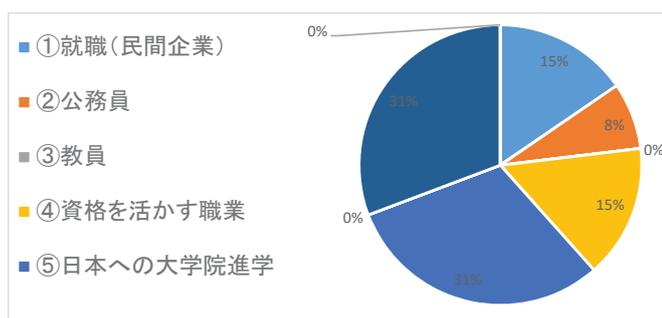
Q2.あなたの日本語学校卒業後の希望進路についてお答えください。（あてはまるものを1つ選択）

①日本の大学院に進学	59
②日本の大学に進学	2
③日本の専門学校に進学	6
④日本の民間企業に就職	2
⑤卒業後すぐに帰国し、母国で就職	2
⑥その他	0



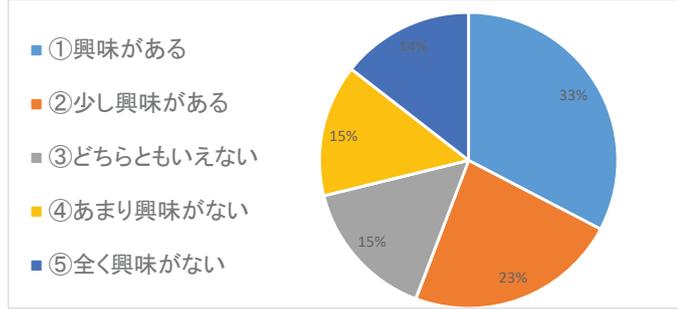
Q2.あなたの卒業後の希望進路についてお答えください。（あてはまるものを1つ選択）※大連工業大学・世新大学

①就職（民間企業）	10
②公務員	1
③教員	0
④資格を活かす職業	2
⑤日本への大学院進学	11
⑥日本以外への大学院進学	0
⑦まだ決めていない	5
⑧その他	0



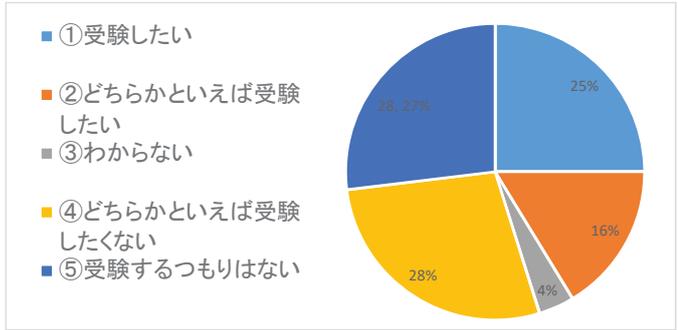
Q3.【資料を見て回答してください。あなたは立命館大学大学院で設置構想中の「経営管理研究科 観光マネジメント専攻(仮称)」に興味がありますか。(あてはまるものを1つ選択)】

①興味がある	34
②少し興味がある	24
③どちらともいえない	16
④あまり興味がない	15
⑤全く興味がない	15



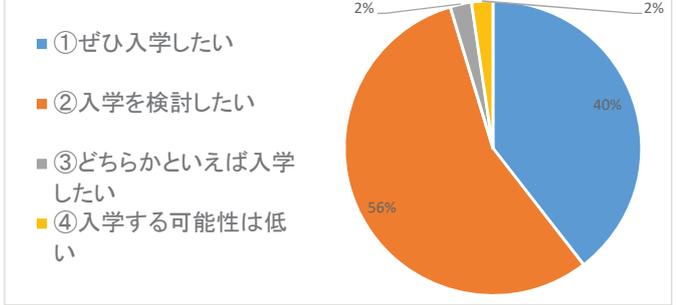
Q4.【あなたは立命館大学大学院で設置構想中の「経営管理研究科 観光マネジメント専攻(仮称)」を受験したいと思いますか。(あてはまるものを1つ選択)】
 【注1】 経営管理研究科 観光マネジメント専攻(仮称) 初年度の入学は2024年4月です。
 【注2】 所定の入学資格・要件を満たす必要があります。】

①受験したい	26
②どちらかといえば受験したい	17
③わからない	4
④どちらかといえば受験したくない	29
⑤受験するつもりはない	28



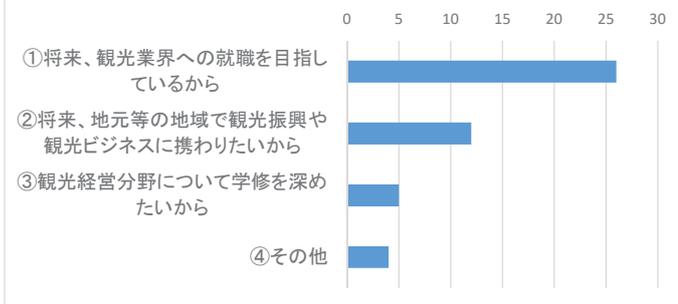
Q5.【Q4で①～②を選んだ方にお尋ねします。あなたは設置構想中の「経営管理研究科 観光マネジメント専攻(仮称)」に合格した場合、入学したいと思いますか。(あてはまるものを1つ選択)】

①ぜひ入学したい	17
②入学を検討したい	24
③どちらかといえば入学したい	1
④入学する可能性は低い	1



Q6.【Q4で①～②を選んだ方にお尋ねします。あなたは設置構想中の「経営管理研究科 観光マネジメント専攻(仮称)」を受験したいと思う理由をお答えください。(あてはまるものをすべて選択)】

①将来、観光業界への就職を目指しているから	26
②将来、地元等の地域で観光振興や観光ビジネスに関わりたいから	12
③観光経営分野について学修を深めたいから	5
④その他	4

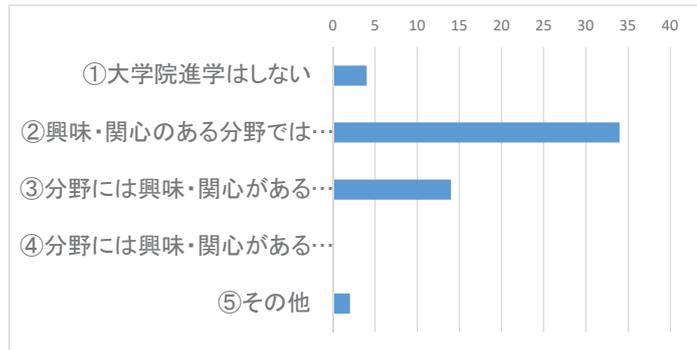


Q7. Q4で③を選んだ方にお尋ねします。あなたが「経営管理研究科 観光マネジメント専攻(仮称)」を受験したいか「わからない」と思った理由をなるべく具体的にお答えください。

- 分野に違います
- 自身の専攻に通じるところがあるが、ベストな選択とは言えないため。
- 専門が合わない
- 進路について、まだ決めていないから。
- 観光マネジメント専攻が何をしているか知りたいです。

Q8.Q4.で④～⑤を選んだ方にお尋ねします。あなたが「経営管理研究科 観光マネジメント専攻(仮称)」を受験したくないと思う理由をお答えください。
(あてはまるものをすべて選択)

①大学院進学はしない	4
②興味・関心のある分野ではないから	34
③分野には興味・関心があるが、より関心が	14
④分野には興味・関心があるが、就職活動で	0
⑤その他	2



**【資料14】既設の経営管理専攻入学試験の志願者数、合格者数、
入学者数の推移（2017年4月入学～2023年4月入学）**

入学試験方式		2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
社会人入学試験 (企業等推薦型・ 自己推薦型)	志願者数	10	17	16	24	17	22	25
	合格者数	9	16	15	21	15	20	23
	入学者数	9	14	15	21	15	18	22
社会人入学試験 (筆記試験型)	志願者数	5	11	15	12	17	16	14
	合格者数	5	11	10	6	9	10	8
	入学者数	5	9	8	5	7	8	7
マネジメント プログラム合計	志願者数	15	28	31	36	34	38	39
	合格者数	14	27	25	27	24	30	31
	入学者数	14	23	23	26	22	26	29
一般入学試験	志願者数	19	9	34	60	36	37	66
	合格者数	11	7	19	13	8	13	19
	入学者数	11	5	17	10	7	13	18
外国人留学生 入学試験	志願者数	10	19	26	27	89	32	53
	合格者数	5	13	18	16	30	20	30
	入学者数	4	12	15	12	24	19	27
学内進学、APU 特別 受入、飛び級、海外 協定各入学試験合計	志願者数	7	8	10	10	11	6	3
	合格者数	7	8	8	7	7	5	3
	入学者数	7	5	4	7	6	5	3
キャリア形成 プログラム 合計	志願者数	36	36	70	97	136	75	122
	合格者数	23	28	45	36	45	38	52
	入学者数	22	22	36	29	37	37	48
合計	志願者数	51	64	101	133	170	113	161
	合格者数	37	55	70	63	69	68	83
	入学者数	36	45	59	55	59	63	77

※キャリア形成プログラムの学内進学、APU 特別受入、飛び級、海外協定合計に2017～2020年は一般入学試験（自己推薦）（＝キャリア形成プログラム向け入学試験方式）を含む。

【資料15】2022年度研究科 Webサイト、Facebook、Instagram、YouTubeへのアクセス数

研究科webサイト	訪問数
ページビュー数	227,213
セッション数	87,878

Facebook	件数
リーチ数	59,695
アクセス数	3,556

Youtube	視聴回数
研究科紹介動画	887
講義動画 「マーケティング」	505
講義動画 「人的資源管理」	343
講義動画 「経営戦略」	310

Instagram	件数
リーチ数	731
アクセス数	745

【資料16】社会人（自己推薦型）入学試験 出願資格・要件

自己推薦型入学試験での出願資格・要件

ア) 2019 年度以降、科目等履修生として当研究科開講科目のうち基礎科目（A 群）のいずれかの科目を履修し、出願時までにはその単位を授与されている者で、その評価が A+、A、B のいずれかである者。基礎科目 A 群の科目：「競争戦略（MP）」「組織行動（MP）」「技術経営（MP）」「マーケティング（MP）」「アカウンティング（MP）」「ファイナンス（MP）」「企業分析（MP）」

イ) 2021 年度以降、科目等履修生として観光ホスピタリティ履修証明プログラムおよび観光マネジメント履修証明プログラムの開講科目のいずれかの科目を履修し、出願時までにはその単位を授与されている者で、その評価が A+、A、B のいずれかである者。対象となる科目：「サービスマネジメント」「経営管理特殊講義（観光ホスピタリティ・マネジメント）」「経営管理特殊講義（都市と観光のマネジメント）」「経営管理特殊講義（ディステーションマネジメント）」「経営管理特殊講義（MICE マネジメント）」「経営管理特殊講義（ホテル・リゾート企業のマネジメント）」「経営管理特殊講義（旅館経営）」「経営管理特殊講義（観光産業政策）」「経営管理特殊講義（MICE マーケティング）」

ウ) 総合旅行業務取扱管理者

エ) 全国通訳案内士

オ) TOEIC800 点以上

カ) ソムリエ（一般社団法人 日本ソムリエ協会）

キ) 日商簿記検定試験一級の合格者

ク) 税理士試験のうち税法に属する科目 1 科目以上または会計学に属する科目 1 科目以上の合格者

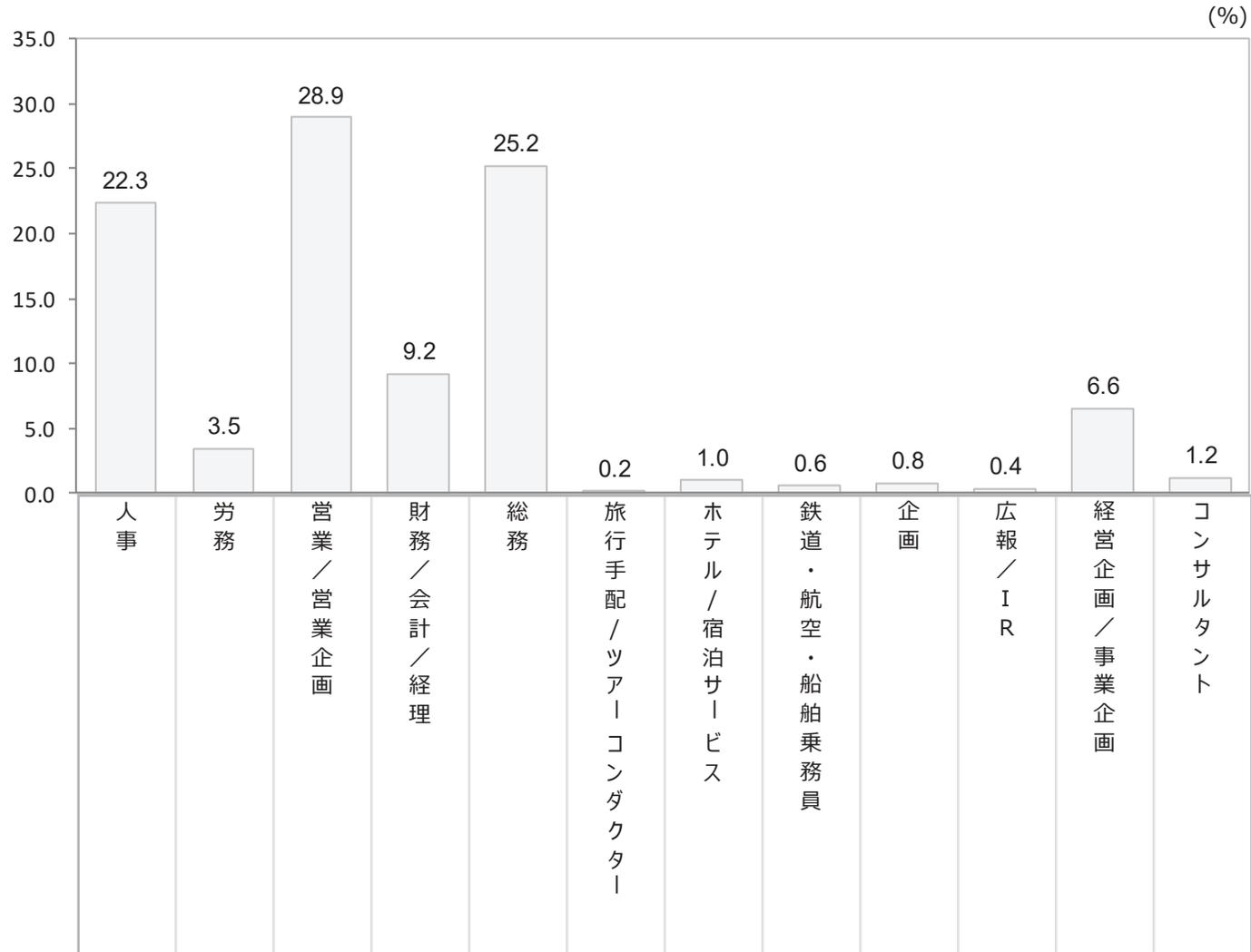
ケ) 公認会計士試験の合格者

コ) 証券アナリスト第 2 次試験（全科目）の合格者

サ) 中小企業診断士第 2 次試験の合格者

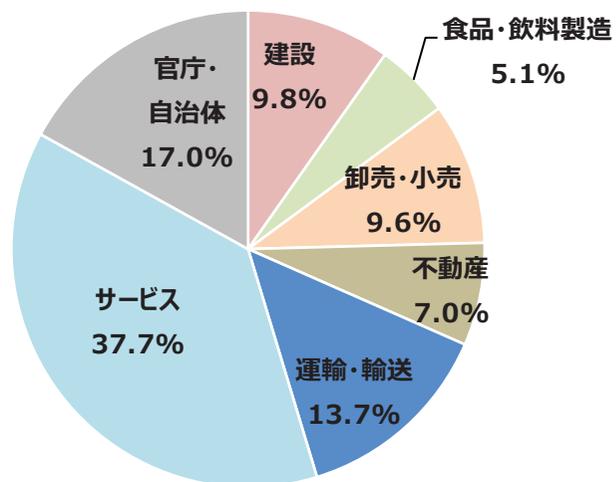
■本調査対象者（n=488）の属性②

■職種

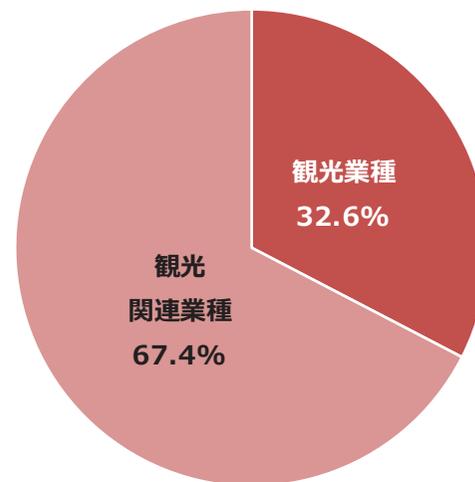


■ 本調査対象者（n=488）の属性③

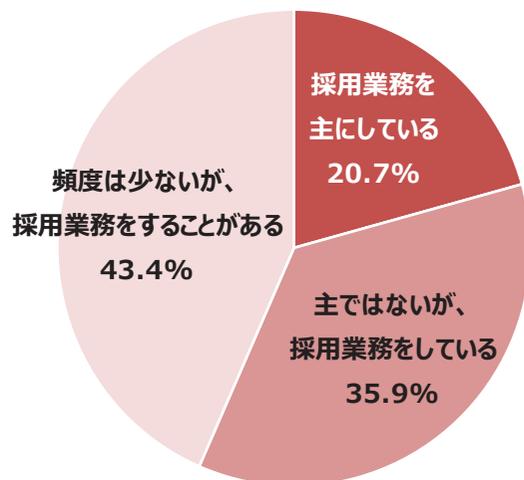
■ 業種（大分類）



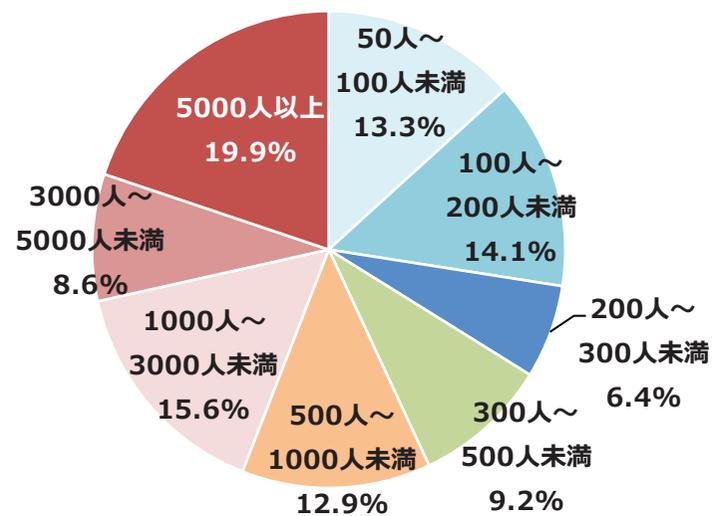
■ 業種（観光関連度）



■ 採用関与



■ 企業規模



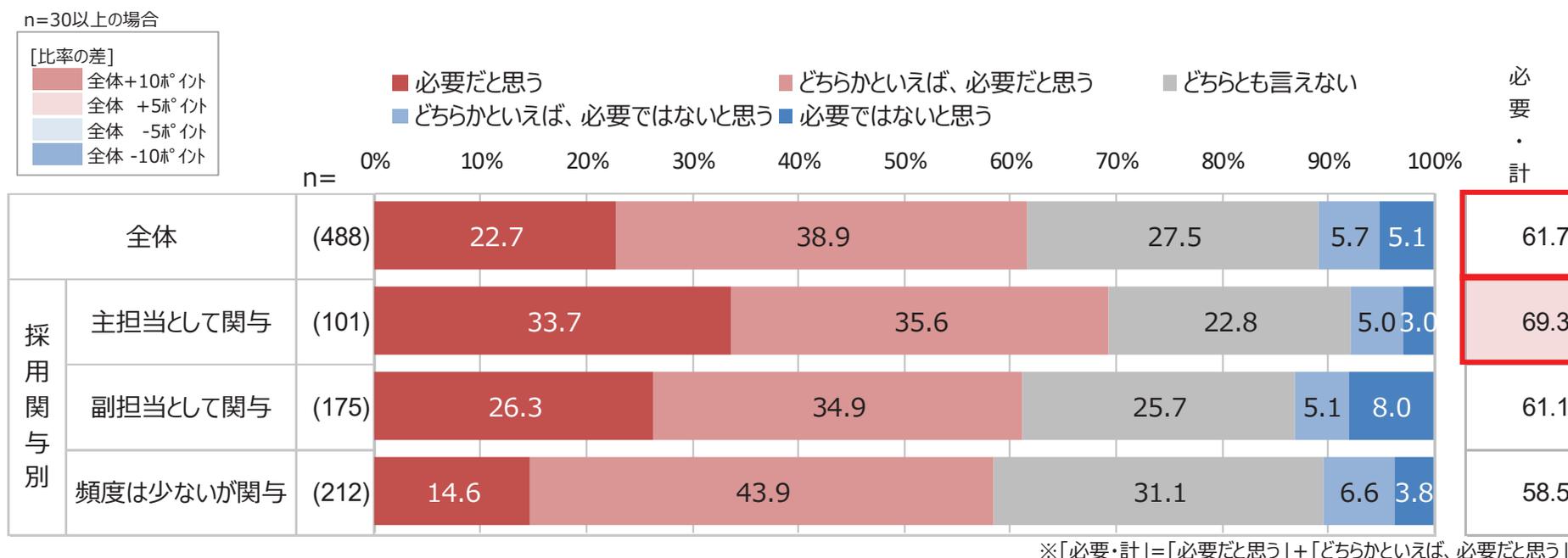
1. 観光マネジメント専攻の社会的必要性

インターネットリサーチからみられる新専攻が育成しようとする人材に対する社会的必要性は、次の通りである。

■ 社会的必要性について

回答者488名に対して、本専攻の修了生の社会的必要性を尋ねた結果、「必要だと思う」「どちらかといえば、必要だと思う」を合わせ、全体で**62%（301名）**が新専攻が育成する人材が必要と考えている。

さらに、採用の担当（101名）に限定して集計すると**69%（70名）**が本専攻の設置を必要としており、**採用関与度が高い層からの評価が高い。**



2. 観光マネジメント専攻の修了生採用意向

インターネットリサーチからみられる新専攻の修了生採用意向は、次の通りである。

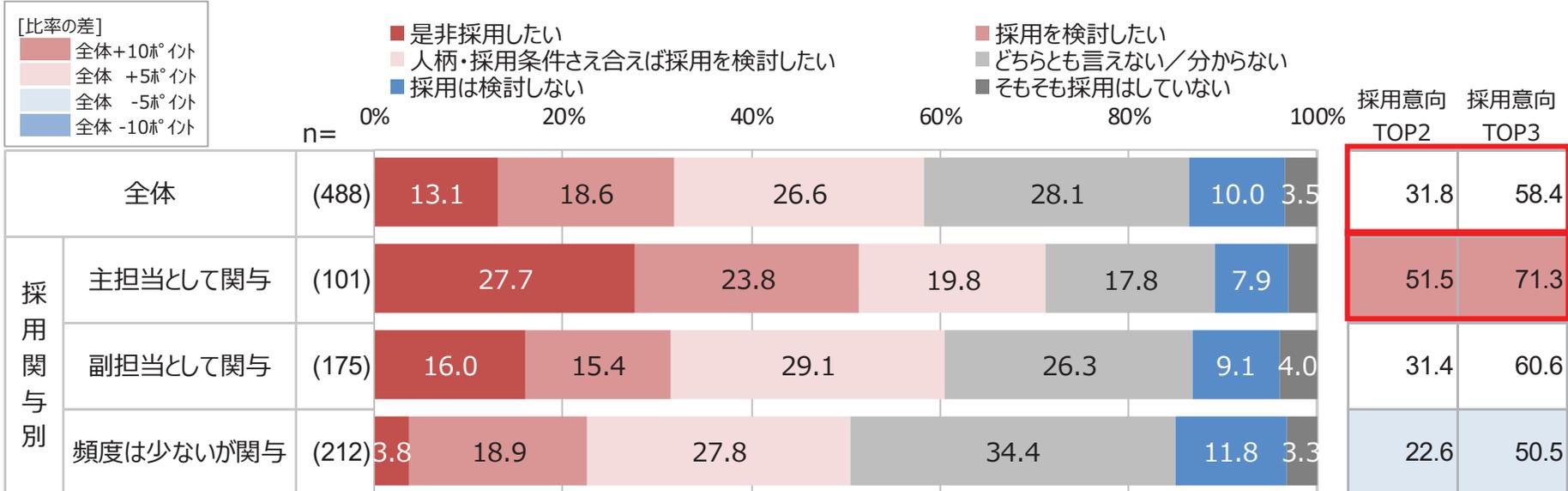
■ 修了生採用意向について

回答者488名に対して本専攻の修了生を採用する可能性を尋ねた結果
 全体で「是非採用したい」「採用を検討したい」を合わせて**32%（155名）**
 「人柄・採用条件さえ合えば採用を検討したい」を含めると**58%（285名）**が
本専攻の修了生に対して採用意向を示している。

さらに、採用の主担当者（101名）に限定して集計すると、**TOP2では51%（52名）、TOP3では71%（72名）**が本専攻の修了生に対して採用意向を示しており、採用関与度が高い層の需要が高い。

以上の通り、**新専攻に対する採用意向は高いといえる。**

n=30以上の場合



※ストレートマスターと社会人の修了生合算の値

※3%未満のスコアは非表示

※「採用意向TOP2」=「是非採用したい」+「採用を検討したい」

※「採用意向TOP3」=「是非採用したい」+「採用を検討したい」+「人柄・採用条件さえ合えば採用を検討したい」

【資料20】人材需要の動向の調査 結果
 (観光マネジメント専攻を修了した学生に期待する力、スキル)

3. 観光マネジメント専攻の修了生への期待度

インターネットリサーチからみられる新専攻の修了生への期待度は、次の通りである。

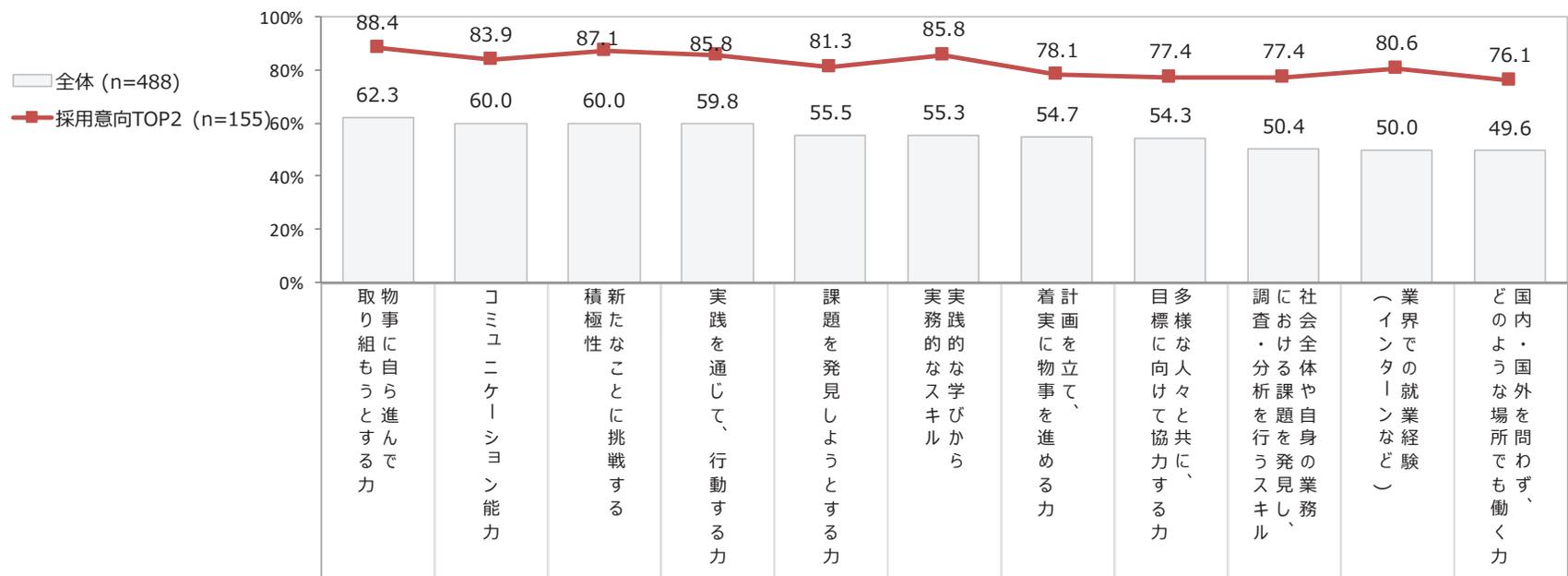
■ 学部修了生への期待度について

回答者488名に対して本専攻を修了した学生を採用する可能性を尋ねた結果

全体で**ほとんどの項目で、5割以上の期待を得ている。**

「物事に自ら進んで取り組もうとする力」、「コミュニケーション能力」、「新たなことに挑戦する積極性」、「実践を通じて、行動する力」は6割程と特に期待されている。

また、採用意向TOP2との差分を見ると、採用意向の高い層は、**実践的な学びや業界での就業経験**をより期待している。



※全体の値で降順ソート
 ※「期待できる」+「やや期待できる」のスコア

「採用意向TOP2」-「全体」の差(pt)	26.1	23.8	27.1	26.0	25.8	30.5	23.4	23.1	27.0	30.6	26.5
-----------------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

※ストレートマスターと社会人の修了生合算の採用意向TOP2

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	カケ ヨシオ 仲谷 善雄 <令和5年1月>		学術博士		学校法人立命館総長 立命館大学長 (平成31年1月～令和8年12月)

(注) 高等専門学校にあっては校長について記入すること。

教 員 の 氏 名 等													
(経営管理研究科観光マネジメント専攻)													
調査 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配 年	当 次	当 単 位 数	年 間 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等の 職務に従事する 週当たり平均日数
1	専	教授 (研究科長)	マキタ マサヒロ 牧田 正裕 <令和6年4月>		博士 (経営学)		アカウントニング (TMP) ビジネスエコノミクス (TMP) ホスピタリティマネジメント (TMP) ホスピタリティマネジメント (TCP) リサーチプロジェクト I リサーチプロジェクト II	1①・② 1③ 1・2② 1・2① 2前 2後		2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1	立命館大学大学院経営管理研究科 教授 (平31.4)	5
2	専	教授 (専攻長)	イシノキ ヨシキ 石崎 祥之 <令和6年4月>		博士 (経営学)		交通ビジネス (TMP) 旅館経営 (TCP) インバウンドマーケティング (TCP) 交通ビジネス (TCP) フィールドワーク リサーチプロジェクト I リサーチプロジェクト II	1・2② 1・2④ 1・2③ 1・2① 1・2休 2前 2後		2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1	立命館大学経営学部経営学科 教授 (平成7.4)	5
3	専	教授	ニシモト ケイ 西本 恵子 <令和6年4月>		博士 (経営科学)		MICE企業経営戦略 (TMP) MICEマーケティング (TMP) リゾート&エンターテインメントビジネス (TMP) リゾート&エンターテインメントビジネス (TCP) フィールドワーク リサーチプロジェクト I リサーチプロジェクト II	1・2③・④ 1・2①・② 1・2③・④ 1・2① 1・2休 2前 2後		2 2 2 2 2 2	2 2 2 1 1 1	一般社団法人MICE総研 上席研究員 (令1.6)	5
4	専	准教授	オノノ トモリ 大島 知典 <令和6年4月>		博士 (経営学)		マーケティング (TMP) サービスイノベーション (TMP) サービスイノベーション (TCP) サービスとホスピタリティのデザイン (TMP) サービスとホスピタリティのデザイン (TCP) インターンシップ フィールドワーク リサーチプロジェクト I リサーチプロジェクト II	1①・② 1①・② 1② 1・2③・④ 1・2③ 1・2休 1・2休 2前 2後		2 2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1	立命館大学大学院経営管理研究科 准教授 (令5.4)	5
5	専	准教授	ナガイ ハヤト 永井 隼人 <令和6年4月>		Doctor of Philosophy (オーストラリア)		ディステーションマネジメント (TMP) 観光地ブランディング (TMP) 観光産業におけるリスクマネジメント (TMP) ディステーションマネジメント (TCP) 観光地ブランディング (TCP) 観光産業におけるリスクマネジメント (TCP) フィールドワーク リサーチプロジェクト I リサーチプロジェクト II	1・2①・② 1・2②・④ 1・2③ 1・2② 1・2③ 1・2④ 1・2休 2前 2後		2 2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1	和歌山大学観光学部 准教授 (令3.4)	5
6	実専	教授	ニカトウ タカハル 二階堂 忠春 <令和6年4月>		Master of Business Administration (米国)		組織行動 (TMP) リーダシップ (TMP) 組織行動 (TCP)	1①・② 1③ 1①		2 2 2	1 1 1	一般社団法人日本NLP能力開発協会 代表理事 (平22.7) 一般社団法人日本NLP能力開発協会 代表理事 (平22.7)	0.75 5
7	実専	教授	ミキ ケンジ 三木 健治 <令和6年4月>		修士 (工学)		観光企業の市場創造 (TMP) ディステーションマネジメント (TMP) 観光企業の市場創造 (TCP) 観光まちづくり (TCP) リサーチプロジェクト I リサーチプロジェクト II	1・2③ 1・2①・② 1・2④ 1・2① 2前 2後		2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1	株式会社地域計画建築研究所 取締役 京都事務所長 (令4.6) 株式会社地域計画建築研究所 取締役 京都事務所長 (令4.6)	2 5
8	実専	教授	ミヤガチ ナオ 宮口 直人 <令和6年4月>		Master of Business Administration (オーストラリア)		旅館経営 (TMP) 企業財務 (TMP) 管理会計 (TMP) リサーチプロジェクト I リサーチプロジェクト II	1・2①・④ 1・2② 1・2③ 2前 2後		2 2 2 2 2	2 1 1 1 1	株式会社ビズユナイテッド 代表取締役 (平23.7) 株式会社ビズユナイテッド 代表取締役 (平23.7)	2 5
9	実専	教授	モリモト マサル 森本 大 <令和6年4月>		Master in Business Administration (米国)		競争戦略 (TMP) ビジネス創造 (TMP) 競争戦略 (TCP)	1①・② 1④ 1①		2 2 2	1 1 1	昭和飛行機工業株式会社 代表取締役会長 (令2.5) 昭和飛行機工業株式会社 代表取締役会長 (令2.5)	0.75 5
10	実専	教授	ヤマダ (幸イ) マサヒロ 山田 (崔) 政弘 <令和6年4月>		学士 (経営学)		観光産業イノベーション (TMP) 観光産業における情報・デジタル技術 (TMP) ファミリービジネス (TMP) 観光産業における情報・デジタル技術 (TCP) リサーチプロジェクト I リサーチプロジェクト II	1・2④ 1・2① 1・2③ 1・2② 2前 2後		2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1	ジェミニストラテジーグループ株式会社 代表取締役CEO・シニアパートナー (平23.6) ジェミニストラテジーグループ株式会社 代表取締役CEO・シニアパートナー (平23.6)	2 5
11	実専	教授	ヤマダ ユウイチ 山田 雄一 <令和6年4月>		博士 (社会学)		観光地ブランディング (TMP) 観光産業政策 (TMP) MICEマネジメント (TCP) 観光産業政策 (TCP) リサーチプロジェクト I リサーチプロジェクト II	1・2②・④ 1・2① 1・2③ 1・2④ 2前 2後		2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1	公益財団法人日本交通公社 理事 (令4.6) 公益財団法人日本交通公社 理事 (令4.6)	2 5
12	実専	教授	ヨコヤマ ケンイチロウ 横山 健一郎 <令和6年4月>		ビジネス修士 (専門職)		ホテル・リゾート企業のマネジメント (TMP) ホテル・リゾート企業のマネジメント (TCP)	1・2③・④ 1・2③		2 2	2 1	Weft Hospitality 代表取締役 (平29.6) Weft Hospitality 代表取締役 (平29.6)	0.75 5
13	実専	教授	ヨシカミ ナガ 吉岡 郁栄 <令和6年4月>		修士 (経営学)		マーケティング (TMP) サービスイノベーション (TMP) マーケティング (TCP) サービスとホスピタリティのデザイン (TMP) リサーチプロジェクト I リサーチプロジェクト II	1①・② 1①・② 1① 1・2③・④ 2前 2後		2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1	株式会社船井総合研究所 コンサルタント (平22.4) 株式会社船井総合研究所 コンサルタント (平22.4)	2 5

調査 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配 年	当 次	当 単 位 数	年 間 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等の 職務に従事する 週当たり平均日数
14	兼任	教授	アイ ヒロカス 穴井 宏和 <令和6年4月>		博士 (環境学)		ファイナンス (TMP) ファイナンス (TCP)	1①・② 1①	2 2	1 1	1	立命館大学大学院経営管理研究科 教授 (令5.4)	
15	兼任	教授	オムラ ヨウイチ 奥村 陽一 <令和6年4月>		経営学修士 ※		アカウンティング (TMP) 企業分析 (TCP)	1①・② 1・2②	2 2	1 1	1	立命館大学大学院経営管理研究科 教授 (昭63.4)	
16	兼任	教授	トリヤマ マサヒロ 鳥山 正博 <令和6年4月>		博士 (工学)		マーケティングリサーチ (TMP) マーケティングリサーチ (TCP)	1・2③ 1・2④	2 2	1 1	1	立命館大学大学院経営管理研究科 教授 (平21.4)	
17	兼任	教授	ハシモト マサキ 橋本 正明 <令和6年4月>		学士 (法学)		ファイナンス (TMP)	1①・②	2	1	1	立命館大学大学院経営管理研究科 教授 (平29.4)	
18	兼任	教授	ミズノ イサキ ヨカリ 水野 (板垣) 由香里 <令和6年4月>		博士 (経営学)		競争戦略 (TMP)	1①・②	2	1	1	立命館大学大学院経営管理研究科 教授 (令3.4)	
19	兼任	教授	ヨシモト テツオ 善本 哲夫 <令和6年4月>		修士 (商学) ※		ビジネスエコノミクス (TCP)	1①	2	1	1	立命館大学経営学部経営学科 教授 (平19.4)	
20	兼任	准教授	マエダ トキ 前田 東岐 <令和6年4月>		博士 (経営学)		組織行動 (TMP) リーダーシップ (TCP) 人的資源管理 (TCP)	1①・② 1③ 1・2④	2 2 2	1 1 1	1	立命館大学大学院経営管理研究科 准教授 (平21.4)	
21	兼任	教授	カネイ リサキ テニヤ 金井 (綿貫) 良宮 <令和6年4月>		MBA in International Luxury Brand Management (仏国)		観光事業マネジメント特殊講義	1・2③・④	2	1	1	株式会社御湯所 ブランドディレクター (令.9)	
22	兼任	教授	サカキチ トモヒコ 沢柳 知彦 <令和6年4月>		Master of Management in Hospitality (米国)		観光事業マネジメント特殊講義	1・2③・④	2	1	1	株式会社ブレインピックス 代表取締役 (令2.5)	
23	兼任	教授	ナカムラ ハシオ 中村 葉志生 <令和6年4月>		経済学修士		企業倫理とサステイナブル経営 (TCP)	1④	2	1	1	株式会社ハリーアンドカンパニー 代表取締役 (平18.4)	
24	兼任	教授	マルタ ケンタロウ 丸田 健太郎 <令和6年4月>		学士 (経済学)		観光事業特殊講義	1・2①・②・ ③・④	2	1	1	有限責任 あずさ監査法人 常務執行理事・Digital Innovation部長 (令3.7)	
25	兼任	教授	モリタ コウスケ 瀬谷 浩介 <令和6年4月>		Master of Business Administration (米国)		サステイナブルツーリズム (TMP)	1・2②	2	1	1	株式会社日本総合研究所 主席研究員 (平24.1)	
26	兼任	教授	モリグチ ミツル 森口 巳都留 <令和6年4月>		家政学士		MICE施設のマネジメント (TMP)	1・2④	2	1	1	株式会社MICEジャパン 代表取締役 (平21.7)	
27	兼任	准教授	モトハシ ジュンコ 本橋 潤子 <令和6年4月>		博士 (商学)		企業倫理とサステイナブル経営 (TMP)	1②	2	1	1	産業能率大学経営学部 准教授 (令3.4)	
28	兼任	講師	イヅミ タケ 和泉 大樹 <令和6年4月>		博士 (文学)		観光事業特殊講義	1・2①・②・ ③・④	2	1	1	阪南大学国際観光学部国際観光学科 教授 (平25.4)	
29	兼任	講師	オガワ キクコ 小川原 桜子 <令和6年4月>		学士 (言語・文化)		イベントプランニング (TMP)	1・2④	2	1	1	メットライフ生命保険株式会社 マーケティング部門イベントマネジメントグループ マネージャー/シニアプランナー (平29.9)	
30	兼任	講師	オガキ リキ 栢木 紀哉 <令和6年4月>		博士 (工学)		統計・データ分析 (TCP)	1②	2	1	1	龍谷大学経営学部経営学科 准教授 (令4.3)	
31	兼任	講師	キムラ オカサキ マサミ 木村 (岡崎) まさみ <令和6年4月>		Master of Arts (英国)		Business Communication (TMP)	1・2③	2	1	1	立命館大学大学院経営管理研究科 授業担当講師 (平31.4)	
32	兼任	講師	シブタニ ヨウイチ 重谷 陽一 <令和6年4月>		博士 (先端マネジメント)		観光産業イノベーション (TCP)	1・2③	2	1	1	阪南大学国際観光学部 准教授	

調査 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配 年	当 次	担 単 位 数	年 間 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等の 職務に従事する 週当たり平均日数
33	兼任	講師	タケモリ モモタロウ 高森 桃太郎 <令和6年4月>		博士 (商学)		Business Negotiation (TCP)	1・2④		2	1	関西学院大学商学部 准教授 (平29.4)	
34	兼任	講師	タケノ ムネツグ 竹田 宗継 <令和6年4月>		MBA in International Management (米国)		Business Communication (TCP)	1・2②		2	1	同志社大学グローバル・コミュニケーション学部 嘱託講師 (令4.4)	
35	兼任	講師	トノ セイゴウ 東野 正剛 <令和6年4月>		Degree of Bachelor of Arts Journalism (米国)		観光事業特殊講義	1・2①・②・ ③・④		2	1	株式会社パンフィックボイス 執行役員 (平27.2)	
36	兼任	講師	ニシタ カズミチ 西田 和倫 <令和6年4月>		会計修士 (専門職)		アカウンティング (TCP)	1②		2	1	西田公認会計士・税理士事務所 所長 (平30.3)	
37	兼任	講師	ニシハラ カズヒコ 西原 和彦 <令和6年4月>		修士 (法学)		Business Negotiation (TMP)	1・2④		2	1	弁護士法人 本町国際総合法律事務所 パートナー (平27.10)	
38	兼任	講師	ニシムラ ケイタロウ 月30 西村 (上村) 典芳 <令和6年4月>		修士 (人間科学)		観光事業特殊講義	1・2①・②・ ③・④		2	1	流通科学大学人間社会学部観光学科 教授 (令4.4)	
39	兼任	講師	ハシノ タケシ 波江野 武 <令和6年4月>		Master of Business Administration (米国)		統計・データ分析 (TMP)	1①		2	1	デロイト トーマツ コンサルティング合同会社 執行役員 戦略ユニット長 (令4.6)	
40	兼任	講師	ハシモト カノ ヨシコ 橋本 (岡野) 良子 <令和6年4月>		博士 (経営学)		ビジネス創造 (TCP)	1③		2	1	事業構想大学院大学事業構想研究科 教授 (平31.4)	
41	兼任	講師	ハタケヤマ トシヒロ 畠山 俊宏 <令和6年4月>		博士 (経営学)		国際経営 (TMP) 国際経営 (TCP)	1① 1②		2 2	1 1	摂南大学経営学部経営学科 准教授 (平31.4)	
42	兼任	講師	ハラ カズキ 原 一樹 <令和6年4月>		修士 (文学)		観光事業キャリア形成特殊講義	1・2④		2	1	京都外国語大学国際貢献学部グローバル観光学科 教授 (平30.4)	
43	兼任	講師	マルカ ナオキ 丸岡 直樹 <令和6年4月>		学士 (経済学)		ヘリテージツーリズム (TMP)	1・2①		2	1	バリューマネジメント株式会社 社長室 ゼネラルマネージャー (令2.2)	
44	兼任	講師	ミツ タクミ 三輪 卓己 <令和6年4月>		博士 (経営学)		人的資源管理 (TMP)	1・2④		2	1	桃山学院大学経営学部 教授 (令3.4)	

(注)

- 1 教員の数に応じ、適宜枠を増やして記入すること。
- 2 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校等の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合又は大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 3 「申請に係る学部等に従事する週当たりの平均日数」の欄は、専任教員のみ記載すること。

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	人	3人	1人	人	人	4人	【その他】ビジネス修士(専門職)
	修 士	人	人	2人	2人	1人	人	人	5人	
	学 士	人	人	1人	人	人	人	人	1人	
	短期大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	1人	人	人	1人	
准 教授	博 士	人	2人	人	人	人	人	人	2人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	2人	人	3人	1人	人	人	6人	
	修 士	人	人	2人	2人	1人	人	人	5人	
	学 士	人	人	1人	人	人	人	人	1人	
	短期大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	1人	人	人	1人	

(注)

- この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- この書類は、専任教員についてのみ、作成すること。
- この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度における状況を記載すること。
- 専門職大学院若しくは専門職大学の前期課程を修了した者又は専門職大学又は専門職短期大学を卒業した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。